旭警察署生活安全ニュース 令和5年9月号
旭警察署生活安全課 045-361-0110(内線261)

 刑法犯の発生状況 令和5年1月～8月

	令和5年	令和4年	増減
特殊詐欺	44	35	+9
空き巣	14	2	+12
車上ねらい	16	38	-22
部品ねらい	40	38	+2
自動車盗	9	5	+4
オートバイ盗	26	29	-3
自転車盗	82	50	+32
不同意わいせつ	4	2	+2
強盗	0	0	±0
ひったくり	1	0	+1
器物損壊、忍込み等	335	276	+59
総件数	571	475	+96

●強盗対策について

新聞やニュース等で報道されているとおり全国規模の強盗事件が多発しています。最近の強盗事件は、特殊詐欺グループ等がSNSにて闇バイトとして実行犯を募集し、犯行を指示しており、犯罪者の層を広げています。また、犯罪の手口が荒くなり、命の危険にさらされる状態になってきました。命を守るために、まずは自宅に侵入されないよう防犯カメラを設置したり、窓ガラスを強化することが有効です。
宅配業者やリフォーム業者を装い、自宅に侵入しようとするケースもありますので、むやみに扉を開けることなくインターフォン越しの対応をし、少しでも不審に感じた際はすぐに警察に通報してください。また、タンス貯金等で自宅に現金を保管していると特殊詐欺や強盗の被害を受ける可能性が高まります。自宅に必要な以上の現金を保管せず、他人に現金の保管状況を絶対に伝えないようにしてください。

⊙ 特殊詐欺の発生状況 令和5年8月末

神奈川県内

	令和5年	令和4年	増減
件数	1,328	1,172	+156

令和5年 被害金額 約26億8000万円

旭区内

	令和5年	令和4年	増減
件数	44	35	+9

令和5年 被害金額 約8400万円

★旭警察署からのお知らせ

～あなたの携帯電話に防犯・防災情報が届きます！～
あさひ安全・安心かわら版に登録を!!

旭区内の安全・安心に関する情報を受信できるシステムです。
地域の防犯活動や高齢者・子供などへの注意喚起にお役立てください。

※ 登録方法は旭区役所のホームページに掲載されています。

○ 旭警察署ホームページでも情報発信を行っています。

○ 法改正があったため、今月から強制わいせつを不同意わいせつとします。

みんなでつくろう! 安全・安心の街 旭!

あさひ地域安全ニュース

旭警察署生活安全課通信 令和5年9月号

空き巣に注意！



Lock!



★被害に遭わないためのポイント

- ☆ 短時間でも、自宅を空ける際は、玄関ドアだけでなく、必ず窓の施錠を確認し確実に戸締りをしましょう。
- ☆ 敷地内に砂利を敷いたり、防犯用ライトを設置する等の防犯対策を講じましょう。
- ☆ 窓には補助錠などを設置すると、侵入する際に時間が掛かり、防犯対策として効果的です。

旭警察署・旭防犯協会
旭企業防犯連絡協議会



◎8月末の事故状況前年対比

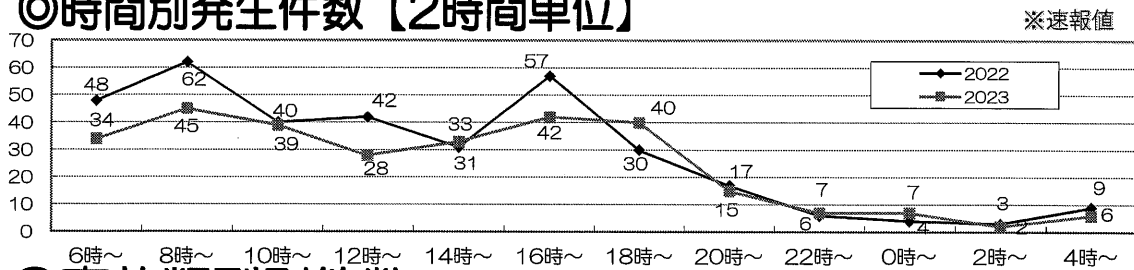
	件数	死者	重傷者	軽傷者	負傷者
2023年	298	1	21	312	333
2022年	349	0	19	377	396
前年比	-51	+1	+2	-65	-63



2023年月別事故発生件数

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
34	40	46	39	25	34	44	36

◎時間別発生件数【2時間単位】



◎事故類型別件数

事故類型	2022			2023			
	数	死者数	負傷者数	数	死者数	負傷者数	
人対車両	横断歩道横断中	23	0	23	35	0	46
	その他	49	0	50	44	0	35
車両相互	すれ違い時	6	0	8	6	0	9
	出会い頭	25	0	28	20	0	21
	右折時 その他	21	0	21	16	0	16
	右折時 右折直進	43	0	48	30	0	30
	左折時	19	0	20	17	0	19
	正面衝突	11	0	11	3	1	2
	車両相互その他	49	0	53	48	0	55
	追突	77	0	107	53	0	70
追越追抜き時	12	0	12	8	0	9	
車両単独	14	0	15	18	0	21	
合計	349	0	396	298	1	333	



秋の全国交通安全運動

令和5年9月21日(木)から30日(土)までの10日間

9月30日(土)は「交通事故死ゼロを目指す日」です

・安全は心と時間のゆとりから ・高齢者 模範を示そう 交通マナー

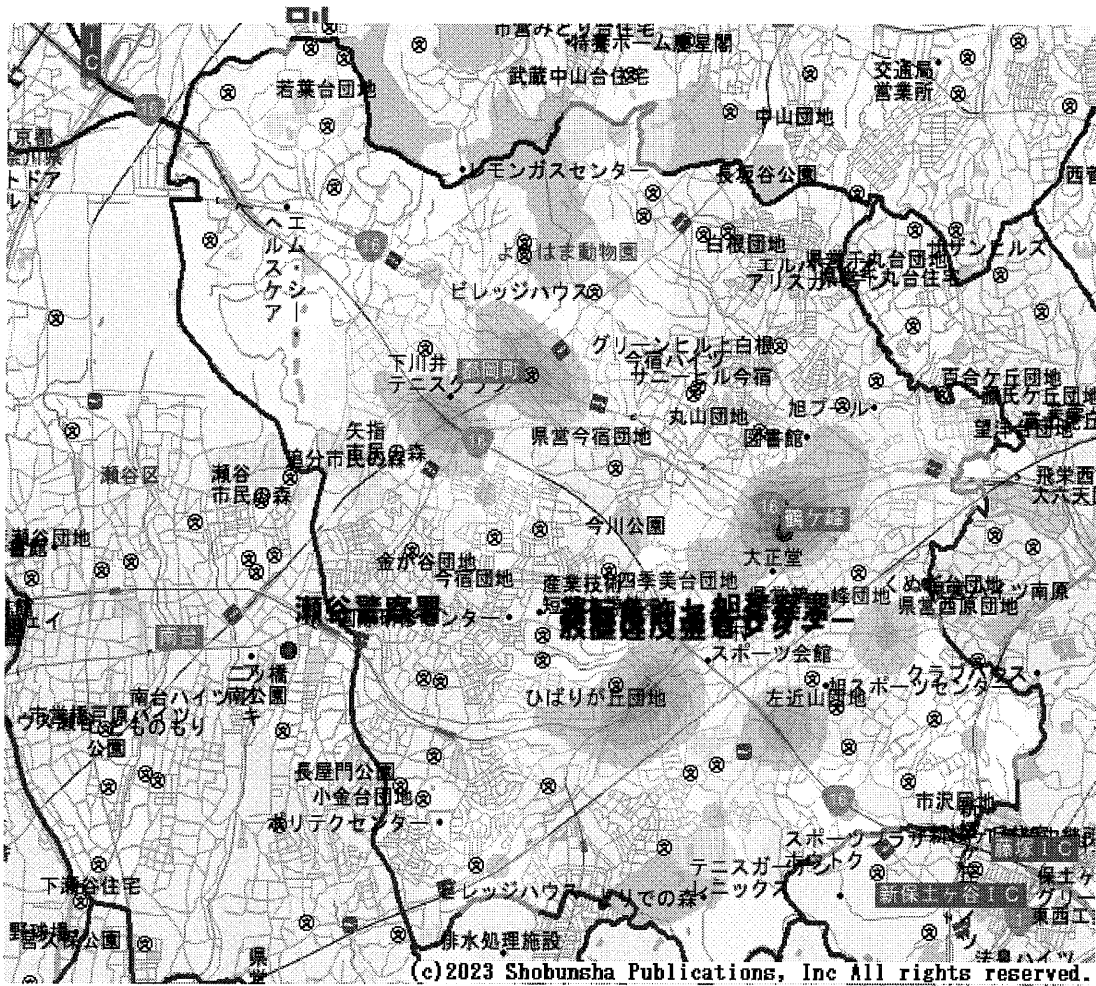


- 安全運動の重点**
- (1) こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
 - (2) 夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び飲酒運転等の根絶
 - (3) 自転車等のヘルメット着用及び交通ルール遵守の徹底
 - (4) 二輪車の交通事故防止



◎旭警察署管内 町内会

令和5年8月末現在



町内会	件数	前年比	二輪車	自転車	子供	高齢者
(大池)	2	+2	1	0	1	1
鶴ヶ峰	44	-5	17	8	0	19
白根	20	+5	7	3	1	11
旭北	17	-2	7	2	2	3
上白根	14	-1	6	4	1	6
今宿	26	+6	8	6	1	10
川井	59	-17	15	12	7	14
若葉台	5	0	3	0	0	1
笹野台	4	-1	2	1	0	3
希望が丘	5	-2	3	2	0	1
希望が丘東	7	-9	4	1	1	2
希望が丘南	5	-5	3	0	1	1
さちが丘	7	-5	3	1	0	3
万騎が原	6	0	1	2	0	5
二俣川	27	-9	5	7	1	8
二俣川ニュータウン	4	+1	3	1	1	0
旭中央	10	+3	5	2	1	3
旭南部	12	-9	6	3	0	3
左近山	6	+1	5	0	1	2
市沢	18	-4	6	0	2	3
総計	298	-51	110	55	21	99

(注)

* 二輪車に乗った高齢者と、自転車に乗った子供が衝突した場合、それぞれにカウントされますが、発生件数は1件になります。

旭区内火災発生状況（8月中：8件）

月日	場所	用途	被害状況	出火原因
8月5日	左近山	共同住宅	共同住宅の居室42㎡、外壁17㎡、上裏13㎡、隣室のエアコン室外機を焼損したほか、9室が水損し、焼死者1人発生	調査中
8月9日	都岡町	制御盤	電柱に設置された信号機の制御盤1基及び立木若干焼損	制御盤
8月10日	上川井町	公園内のマット	公園内のブランコ下設置のマット若干焼損（事後聞知）	放火の疑い
8月12日	中沢一丁目	専用住宅	物置1基及び収納物を焼損したほか、専用住宅の外壁5㎡、窓枠、ルーバー窓、網戸及び樋焼損	調査中
8月28日	若葉台四丁目	共同住宅	共同住宅の居室94㎡焼損したほか、2室焼損、3室水損及び焼死者1人発生	調査中
8月30日	若葉台二丁目	遊歩道の切株	切株若干焼損（事後聞知）	放火の疑い
8月30日	矢指町	重機	重機1台、ベルトコンベア一式及び木質チップ50㎡焼損	調査中
8月30日	四季美台	軽自動車	エンジンアンダーカバー焼損	調査中

各年の1月1日から同年8月31日（現在）

	項目 区分/年数	旭区内			横浜市		
		令和5年	令和4年	増△減	令和5年	令和4年	増△減
火災状況	火災件数(件)	32	24	8	503	417	86
	焼損床面積(㎡)	349	169	180	4,910	3,643	1,267
	死者(人)	2	0	2	10	9	1
	負傷者(人)	5	2	3	85	69	16
救急状況	救急件数(件)	10,945	10,801	144	167,173	163,235	3,938
	1日当たりの出場件数(件)	45.0	44.4	0.6	688.0	671.7	16.3

（備考）令和5年の数値は速報値であり、確定値ではありません。

関東大震災から100年

1923年9月1日関東大震災が発生しました。日頃の備えを今一度見直してみましよう！

【家具類の転倒・落下防止対策の例】

ベルト式冷蔵庫は壁にベルトで固定する。

つっぱり棒(ポール)

L型金具 壁に強度が足りない場合は、あて板をつけネジが抜けないようにする。

扉開放防止器具

粘着マットやベルトなどで電子レンジを固定するとともに、台も壁に固定する。

ストラップ式

連結金具 上下に分かれている家具は連結する。

ガラス飛散防止フィルム

ストッパー式 つっぱり棒を使用するとき併用する。

※家具転倒防止器具は、ホームセンターや量販店などで販売しています。
※壁にキズをつけずに、取り付けられる器具もあります。



非常持出袋は準備できていますか？

家具類の転倒防止・落下防止はできていますか？

「いつか」に備えて「今」できることを「できる」うちに

令和5年町丁別火災発生状況

令和5年1月1日から同年8月31日(現在)

署所別	町丁別	小計	火災種別			
			建物	車両	林野	その他
本署	川島町	3	2			1
	白根町					
	白根一丁目					
	白根二丁目	2	2			
	白根三丁目	1	1			
	白根四丁目					
	白根五丁目					
	白根六丁目	1				1
	白根七丁目					
	白根八丁目					
	中白根一丁目					
	中白根二丁目					
	中白根三丁目					
	中白根四丁目	1	1			
	鶴ヶ峰一丁目					
	鶴ヶ峰二丁目	1		1		
	鶴ヶ峰本町一丁目					
	鶴ヶ峰本町二丁目					
	鶴ヶ峰本町三丁目					
	西川島町					
本村町	1				1	
四季美台	1		1			
今川町	2	1			1	
今宿東町						
今宿西町						
今宿南町						
さちが丘	さちが丘	1		1		
	東希望が丘	2	2			
	中希望が丘	1	1			
	南希望が丘					
	二俣川1丁目					
善部町						
都岡	川井本町	2	1	1		
	川井宿町					
	下川井町					
	都岡町	1			1	
	上白根町	1	1			
	上白根一丁目					
	上白根二丁目					
上白根三丁目						

署所別	町丁別	小計	火災種別			
			建物	車両	林野	その他
南本宿	本宿町					
	南本宿町					
	二俣川2丁目					
	桐が作					
	左近山	2	2			
2件	万騎が原					
	大池町					
柏町						
若葉台	上川井町	2	1		1	
	若葉台一丁目					
	若葉台二丁目	1			1	
	若葉台三丁目					
4件	若葉台四丁目	1	1			
	市沢町	1	1			
1件	三反田町					
	小高町					
今宿	金が谷					
	金が谷一丁目					
	金が谷二丁目					
	今宿町					
	今宿一丁目					
	今宿二丁目					
	笹野台一丁目	1	1			
	笹野台二丁目					
	笹野台三丁目					
	笹野台四丁目					
	4件	中沢一丁目	2	2		
		中沢二丁目				
中沢三丁目						
中尾一丁目						
中尾二丁目						
矢指町	1		1			

合計	32件	建物	車両	林野	その他
		20	5	0	7

* 地区連合未加入・高速道路等を含みます。

旭区連合自治会町内会火災発生状況

自治会・町内会	8月	累計
鶴ヶ峰地区町内会連合会		1
白根地区町内会自治会連合会		3
旭北地区連合自治会		2
上白根連合自治会		
今宿地区町内会自治会連合会		
川井地区町内会自治会連合会	3	6
若葉台連合自治会	2	2
笹野台地区連合自治会		1
希望が丘連合自治会		1
希望が丘東地区連合自治会		2

自治会・町内会	8月	累計
希望が丘南地区連合自治会		
さちが丘地区連合自治会		
万騎が原連合自治会		
二俣川地区連合自治会	1	2
二俣川ニュータウン連合町内会		
旭中央地区連合町内会		1
旭南部地区連合自治会		
左近山連合自治会	1	2
市沢地区連合町内会		
地区連合未加入・高速道路等	1	9
合計	8	32

新型コロナワクチン「令和5年秋開始接種」の開始について

令和5年9月20日（水）から新型コロナワクチン接種「令和5年秋開始接種」が始まりますので、お知らせします。

1 実施期間

令和5年9月20日（水）～令和6年3月31日（日）

2 接種費用

無料（自己負担なし）

3 接種対象者

初回接種を完了した生後6か月以上の方

※ 初回接種は、生後6か月～4歳は1～3回目接種、5歳以上は1・2回目接種

※ 接種間隔は、前回接種から3か月以上

4 使用ワクチン

オミクロン株（XBB.1.5）対応ワクチン（ファイザー社、モデルナ社）^{（※）}など

※ 現在の流行主流株に対応した新しいワクチンです。

5 接種場所

市内医療機関約1,700か所及び臨時集団接種会場（横浜市役所内）1か所

6 接種券

令和5年5月8日以降に追加接種（3回目以降の接種）を

受けた方	令和5年9月11日（月）から新しい接種券を順次発送します。
受けていない方	お手元の接種券を使用して接種ができます。

※ 接種券を紛失・破棄した場合について

市ウェブページから再発行申請するか、ワクチン接種コールセンター（TEL0120-045-070）にお問合せください。

※ 初回接種を完了した生後6か月～4歳の方は、令和5年10月2日（月）から新しい接種券を順次発送します。

7 予約方法

医療機関ごとに予約方法が異なります。

(1) 医療機関への直接予約

(2) 市の予約システム (Web・LINE)、予約コールセンターを利用した予約

※ インターネットでの予約が困難な方を対象に、市内郵便局や区役所ワクチン相談員による予約代行を実施します。

※ 耳の不自由な方でインターネットでの予約が困難な方を対象に、FAX 予約を実施します。

8 予約開始日 (医療機関へ直接予約する場合を除く)

対象	受付開始日時
高齢者 (65 歳以上の方)、基礎疾患のある方等 (5~64 歳) ※ 予防接種法の努力義務が適用される方	令和 5 年 9 月 13 日 (水) 午前 9 時~
上記対象に該当しない方	令和 5 年 9 月 19 日 (火) 午前 9 時~

【添付資料】

「新型コロナウイルス ワクチン NEWS No. 21」

(令和 5 年 8 月 25 日発行)

お問合せ先

【ワクチン接種全般について】

横浜市新型コロナウイルスワクチン接種 コールセンター Tel : 0120-045-070

【本資料について】

医療局 健康安全課 ワクチン接種調整等担当 Tel : 045-671-4841

令和5年8月22日現在、国から示された方針等に基づき作成しています。

秋開始接種が始まります

9月20日～3月31日



無料で受けられます



対象者

初回接種を完了した生後**6**か月以上の方

※初回接種は、生後6か月～4歳は1～3回目接種、5歳以上は1・2回目接種

※接種間隔は、前回接種から3か月以上

使用ワクチン

オミクロン株(XBB.1.5)対応ワクチン(ファイザー社・モデルナ社) (※) など

Point ※ 流行主流株に対応した新しいワクチンです

接種場所

市内医療機関



接種できる
医療機関の
検索はこちら

接種券

5/8以降に追加接種(3回目以降の接種)を

・受けた方 ————— 9月11日(月)から順次発送

・受けていない方 —— お手元の接種券を使用

紛失した方
は裏面参照

予約方法

医療機関ごとに予約方法が異なります

① 医療機関への直接予約

② 市の予約システム・コールセンターを利用した予約

※ 区役所等で予約代行を実施しています(②で予約できる医療機関のみ)

予約開始日

※医療機関へ
直接予約をする
場合を除く

対象

受付開始日時

- ・ 高齢者(65歳以上の方)
- ・ 基礎疾患のある方等(5～64歳)

9月13日(水)午前9時

- ・ 上記対象に該当しない方

9月19日(火)午前9時

乳幼児（生後6か月～4歳）の追加接種が始まります

対象者 初回接種（1～3回目接種）を完了した方

接種間隔 前回接種から3か月以上

使用ワクチン オミクロン株（XBB.1.5）対応ワクチン（ファイザー社）
※ 乳幼児用

接種券 10月2日（月）から対象者へ順次発送
※ 接種券が届き次第、予約できます



乳幼児接種のページはこちら

初回接種で使用するワクチンが変わります

9月20日（水）以降に初回接種を受ける方には、オミクロン株（XBB.1.5）対応ワクチン（ファイザー社）を使用します。

詳細は、横浜市ウェブサイト「新型コロナワクチン（特設ページ）」をご確認ください。



接種券を紛失・破損した方

市ウェブページから再発行申請するか、ワクチン接種コールセンター（0120-045-070）にお問合せください。

再発行申請はこちら



春開始接種が終了します

春開始接種（対象者限定）は、9月19日（火）で終了します。接種を希望の方は、早めの予約をご検討ください。



横浜市 新型コロナワクチン接種コールセンター

予約

☎ 0120-045-112 📠 045-550-4226（耳の不自由な方専用）

問合せ

☎ 0120-045-070 📠 050-3588-7191（耳の不自由な方専用）

受付時間

予約・一般的なご相談 ————— 毎日9時～19時
小児・乳幼児接種に関するご相談 ————— 毎日9時～18時

対応言語

English、中文、한국어、Tiếng Việt、
नेपाली、Português、Español、日本語

※11月以降、コールセンターの受付曜日・受付時間を変更する可能性があります。※おかけ間違いにご注意ください。

最新情報は
こちら

横浜市ウェブサイト
新型コロナワクチン（特設ページ）
横浜市 ワクチン接種 🔍



プラスチックごみの分別・リサイクルの拡大について

1 趣旨

温室効果ガスを削減するために、現在燃やすごみとして焼却処理している、プラスチック製品を新たに分別収集します。

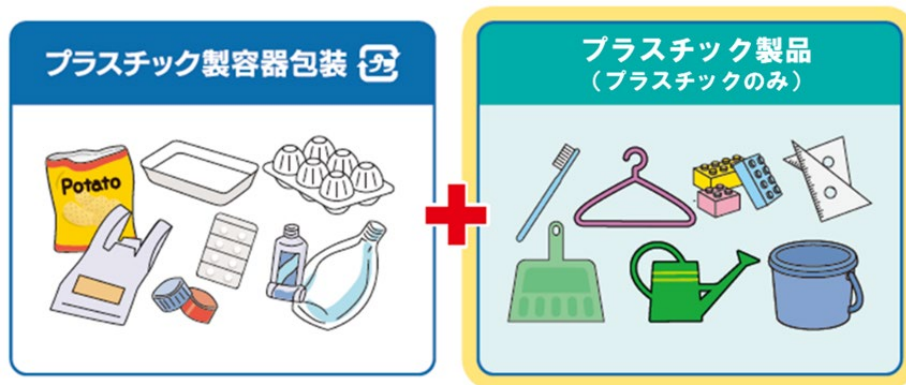
2 新たに分別収集するプラスチック製品

ハンガーやバケツなど、プラスチックのみでできた製品

(※金属などとの複合素材や合成繊維や合成ゴムなどは、引き続き燃やすごみ)

3 排出方法

既に分別していただいている、プラスチック製容器包装と同じ袋で、排出していただきます(週1回収集)。



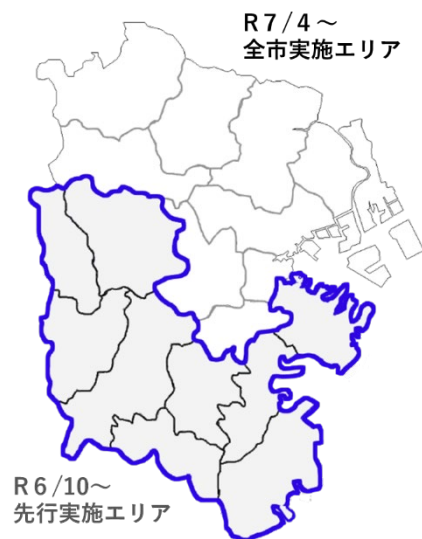
『プラスチック資源』として分別区分を新設
【プラスチック製容器包装とプラスチック製品】

4 開始時期

令和6年10月 先行実施

令和7年4月 全市実施

令和6年10月 先行実施		
中区	港南区	旭区
磯子区	金沢区	戸塚区
栄区	泉区	瀬谷区
令和7年4月 全市実施		
鶴見区	神奈川区	西区
南区	保土ヶ谷区	港北区
緑区	青葉区	都筑区



5 今後の予定

新たに分別収集するプラスチック製品の具体的な例を記載したチラシなどを製作し、十分な時間をかけて、丁寧に皆様に周知していきます。

6 その他

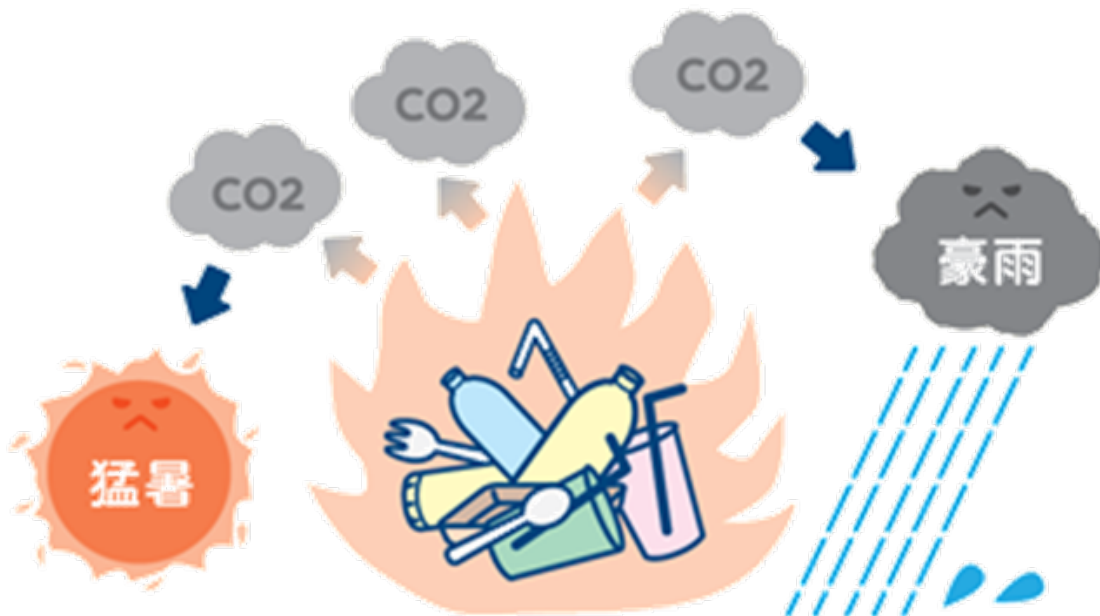
現在、本件を盛り込んだ「新たな一般廃棄物処理基本計画」の策定を進めており、計画策定に向けたパブリックコメントにて市民意見募集を予定しています。詳細は改めてお知らせいたします。

【参考①】 プラスチック資源の分別・リサイクルの流れ



【参考②】 地球温暖化とプラスチックを取り巻く状況

- 地球温暖化は、災害級の猛暑や記録的豪雨など、地球規模の気候変動を引き起こすとされています。
- プラスチックは燃やすと、地球温暖化の原因となる温室効果ガス（CO₂）を多く発生します。



燃やすごみからプラスチックを減らすことが「温室効果ガスの削減」につながります

地区連合自治会町内会長 各位

第3期健康横浜21素案のパブリックコメントの実施について

市民の皆様の健康づくりに関する計画である「第3期健康横浜21～横浜市健康増進計画・歯科口腔保健推進計画・食育推進計画～」の素案がまとまりましたので、御報告します。

素案についてパブリックコメントを行いますので、御理解、御協力のほどお願いいたします。今後は、パブリックコメントでいただいた御意見を踏まえ、最終案の検討を進め、令和6年3月に計画を策定する予定です。

1 協議・検討経過

第3期健康横浜21は、令和4年度から策定作業に着手し、本市附属機関の健康横浜21推進会議における意見交換を軸に、地域の関係機関・団体や学識経験者との協議・検討を重ねてきました。

2 第3期健康横浜21素案

- (1) 第3期健康横浜21素案パブリックコメント用リーフレット
- (2) 第3期健康横浜21素案冊子

3 パブリックコメントの実施

- (1) 実施期間
令和5年9月27日（水）～10月27日（金）
- (2) 主な周知方法
ア 地域の関係機関・団体への説明（9月～10月）
イ 市ウェブサイトへの掲載（9月中旬）
ウ 広報よこはま市版 はま情報（10月号）
エ 市役所・区役所でのパブリックコメント用リーフレット等の配布
- (3) 意見提出方法
電子申請、電子メール、ファクシミリ、郵送

【添付資料】

- ・第3期健康横浜21素案パブリックコメント用リーフレット
- ・第3期健康横浜21素案冊子

(担当) 横浜市健康福祉局健康推進課
電話:671-2454 FAX:663-4469
Eメール: kf-kenkouyokohama@city.yokohama.jp

第3期健康横浜21(素案) 全文の閲覧方法

▶ 第3期健康横浜21(素案)の全文は、横浜市健康福祉局健康推進課ホームページからご覧いただけます。

URL <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryo/kenkozukuri/21/naiyo/3rd/soan.html>

第3期健康横浜21(素案) 🔍



▶ 次の場所で、第3期健康横浜21(素案)の全文を冊子でご覧いただけます。

- 各区役所広報相談係
- 市民情報センター(横浜市庁舎3階)
- 横浜市健康福祉局健康推進課(横浜市庁舎15階)

御意見の募集期間

令和5年9月27日(水)～10月27日(金)

いずれかの方法で、御意見をお寄せください。

- 1 市電子申請・届出システム入力フォーム
- 2 Eメール kf-kenkouyokohama@city.yokohama.jp
- 3 FAX 045-663-4469
- 4 ハガキ 下のハガキを切り取って御利用ください。切手は不要です。(10月27日 消印有効)



市電子申請・届出システム
入力フォームはこちらから

2 Eメール、3 FAXの場合は、
件名に「第3期健康横浜21意見」と
明記してください。

【注意事項】

- いただいた御意見は、計画策定の参考にさせていただきます。また、個人情報を除き、いただいた御意見の概要と、それに対する本市の考え方をまとめ、後日、ホームページで公表します。御意見への個別の回答はいたしませんので、御了承ください。
- 御意見を正確に把握する必要があるため、電話や口頭による御意見は受け付けておりません。
- 御意見の提出に伴い取得したEメールアドレス、FAX番号等の個人情報は、「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い適正に管理し、本件に関する業務にのみ利用させていただきます。

お問合せ

横浜市健康福祉局健康推進課

〒231-0005

横浜市中区本町6丁目50番地の10

TEL:045-671-2454 FAX:045-663-4469

✉ kf-kenkouyokohama@city.yokohama.jp

令和5年9月発行

皆様の御意見をお寄せください

募集期間

令和5年 9月27日(水)～
10月27日(金)

第3期

パブリックコメント

健康横浜21(素案)

～横浜市健康増進計画・歯科口腔保健推進計画・食育推進計画～



第3期 健康横浜21とは 計画期間 令和6年度(2024年度)～令和17年度(2035年度)の12年間

横浜市民の最も大きな健康課題の一つである生活習慣病の予防を中心とした、総合的な健康づくりの指針です。健康増進法に基づく「市町村健康増進計画」を軸に、関連する分野の計画として、横浜市歯科口腔保健の推進に関する条例に基づく「歯科口腔保健推進計画」、食育基本法に基づく「食育推進計画」の3つの計画を一体的に策定します。

基本理念 「共に取り組む生涯を通じた健康づくり」

乳幼児期から高齢期まで継続した生活習慣の改善、生活習慣病の発症予防や重症化予防、健康に望ましい行動を取りやすくする環境づくりに、市民、関係機関・団体、行政が共に取り組むことにより、誰もが健やかな生活を送ることができる都市を目指します。

料金受取人払郵便

横浜港局
承認

9352

差出有効期間
令和5年11月
15日まで
(郵便切手不要)

郵便はがき

2 3 1 - 8 7 9 0

0 0 5

横浜市中区本町6-50-10
横浜市健康福祉局健康推進課
健康横浜21担当行

キリトリ線

回答されるあなたの情報を教えてください

住所 横浜市()区 市外

年代 10代以下 20代 30代
 40代 50代 60代
 70代以上

第3期健康横浜21

～横浜市健康増進計画・歯科口腔保健推進計画・食育推進計画～

令和6(2024)年度～令和17(2035)年度

【素案】

横浜市 令和5年9月

「第3期健康横浜21」
～横浜市健康増進計画・歯科口腔保健推進計画・食育推進計画～
(素案) 目次

第1章 第3期健康横浜21が目指す健康づくり	4
1 策定の趣旨	
2 計画期間	
3 第3期計画の特徴	
4 基本理念、基本目標、目指す成果	
5 主要な健康課題	
6 取組領域と取組テーマ	
7 ライフステージの設定	
8 取組を推進する10の視点	
9 計画の位置付け	
第2章 横浜市民の健康を取り巻く現状	13
1 社会背景	
2 主要な疾病の状況	
3 健康状態、健康に関する意識と生活習慣	
4 第2期健康横浜21の振り返り	
5 横浜市民の主要な健康課題の選定	
第3章 市民の行動目標と取組	55
1 市民の行動目標の設定	
2 取組に関する考え方	
3 生活習慣の改善における行動目標と取組内容	
4 生活習慣病の発症予防や重症化予防における行動目標と取組内容	
5 ライフステージ別の行動目標と取組内容 (再掲)	
第4章 環境づくりの取組	105
1 環境づくりの目標設定	
2 取組に関する考え方	
3 健康に望ましい行動を取りやすくする環境づくりの目標と取組	
4 関係部局との連携	
5 地域関係機関・団体との協働	
6 民間事業者・大学等との連携による共創	
第5章 歯科口腔保健の推進【横浜市歯科口腔保健推進計画】	117
1 策定にあたって	
2 歯科口腔保健の現状と取組の方向性	
3 歯科口腔保健の推進に関する施策	
4 推進・評価体制	
5 計画の評価	
第6章 食育の推進【横浜市食育推進計画】	140
1 食育推進計画とは	
2 第2期横浜市食育推進計画の振り返り	
3 横浜市民の食生活を取り巻く現状	
4 第3期横浜市食育推進計画の基本理念・基本目標及び取組内容	
第7章 計画の推進	166
1 計画の推進体制	
2 関係機関・団体及び行政の役割	
第8章 計画の評価	174
1 評価スケジュール	
2 評価項目と指標設定の考え方	
3 指標・目標値一覧	

第1章 第3期健康横浜21が目指す健康づくり

1 策定の趣旨

横浜市民の最も大きな健康課題の一つである生活習慣病の予防を中心とした、横浜市における総合的な健康づくりの指針として、「第3期健康横浜21～横浜市健康増進計画・歯科口腔保健推進計画・食育推進計画～」(以下「第3期計画」という。)を策定します。

計画の推進にあたっては、様々な関係機関・団体と情報共有し、協働で取組を進めていきます。

2 計画期間

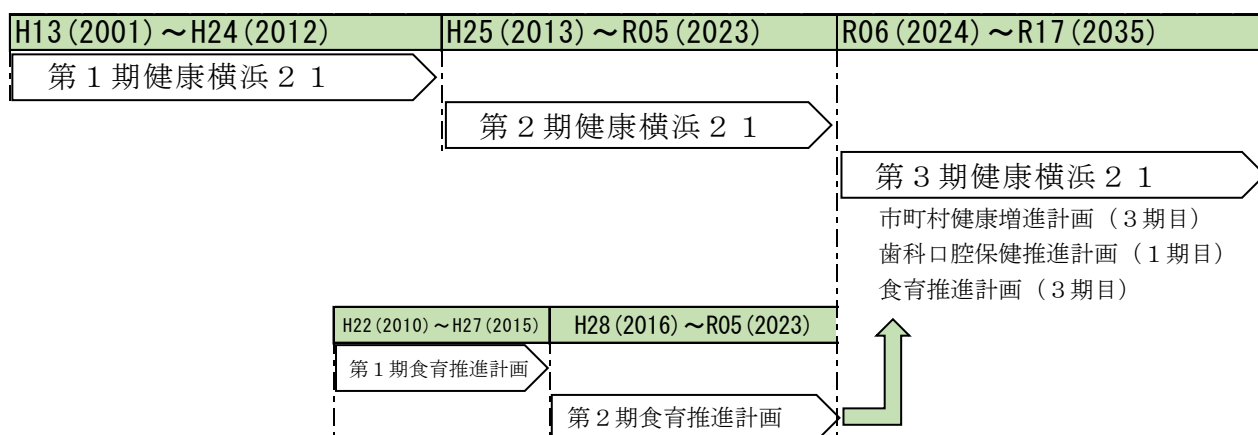
国が定める「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」に基づいて推進する「二十一世紀における第三次国民健康づくり運動(健康日本21(第三次))」を踏まえ、令和6年度(2024年度)から令和17年度(2035年度)の12年間の計画期間とします。

3 第3期計画の特徴

(1) これまでの計画

横浜市では、健康増進法に基づく市町村健康増進計画として、平成13年(2001年)9月に「第1期健康横浜21」を策定しました。取組テーマを「生活習慣病予防の推進」と定め「食習慣の改善」「身体活動・運動の定着」「禁煙・分煙の推進」「メタボリックシンドローム対策の推進」を重点取組分野として、平成24年度(2012年度)まで取組を進めてきました。

平成25年度(2013年度)からは「第2期健康横浜21」(以下「第2期計画」という。)を推進してきました。基本目標として「健康寿命」(健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間)を延ばすことを掲げ、取組テーマを「生活習慣の改善」と「生活習慣病の重症化予防」と定め、健康増進の基本である「食生活」「歯・口腔」「喫煙・飲酒」「運動」「休養・こころ」の5つの分野から生活習慣の改善にアプローチするとともに、がん検診、特定健診の普及を進めてきました。



(2) 第3期計画の特徴

令和4年(2022年)6月にとりまとめた第2期計画の最終評価では、基本目標である健康寿命の延伸を達成することができ、行動目標の約5割の指標が「目標に近づいた」又は「目標値に達した」となりました。今後の課題としては、健康寿命の延伸に向けた市民の健康課題の把握、女性の健康寿命の延びの鈍化への対応、健康に望ましい行動を取りやすくする環境づくり、健康格差の縮小、次の世代に進んだ際に予測される健康課題を未然に防ぐといった視点の必要性が示されました。

また、健康寿命の延伸には、市民、歯科保健医療関係者、食育関連団体など様々な領域の関係者が方向性を共有し、同一の目標に向かって、歯科口腔保健の施策や食環境づくりを進める食育の取組を一体的に進めていく必要性が確認されました。

これらの課題を踏まえて第3期計画には、健康に関心が薄い人や健康づくりに取り組めない状況にある人にも重点を置いた取組や、個人の生活習慣の改善だけにアプローチするのではない、環境づくりの取組も明確に位置付けています。さらに、健康寿命の延伸への寄与要因を多角的に分析し、予防効果が表れやすい健康課題を選定するとともに、データを重視した政策立案を進めるためEBPM(Evidence-based Policy Making:エビデンス(根拠)に基づく政策形成)の考え方を踏まえて、目指す「成果」と実施する「取組」の関係を体系化し、評価方法も明確化した計画としています。

そして、第3期計画を総合的な健康づくりの指針とするために、健康増進法に基づく「市町村健康増進計画」を軸に、関連する分野の計画として、横浜市歯科口腔保健の推進に関する条例に基づく「歯科口腔保健推進計画」及び食育基本法に基づく「食育推進計画」の3つの計画を一体的に策定します。

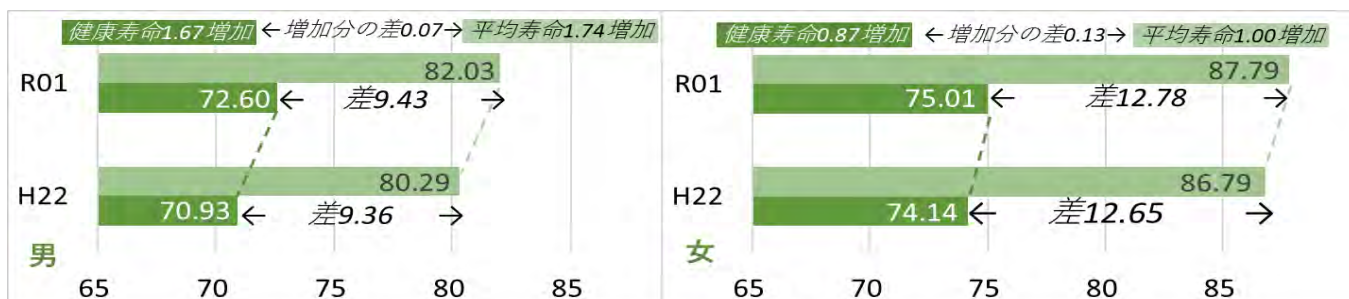
4 基本理念、基本目標、目指す成果

基本理念「共に取り組む生涯を通じた健康づくり」	
乳幼児期から高齢期まで継続した生活習慣の改善、生活習慣病の発症予防や重症化予防、健康に望ましい行動を取りやすくする環境づくりに、市民、関係機関・団体、行政が共に取り組むことにより、誰もが健やかな生活を送ることができる都市を目指します。	

基本目標「健康寿命の延伸」	
健康上の問題で日常生活を制限されることなく生活できる期間を延ばします。	
健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間	健康上の問題で日常生活に制限がある期間
健康寿命 →	寿命 →

直近値となる令和元年（2019年）の健康寿命は、男性72.60年、女性75.01年、この年の平均寿命は、男性82.03年、女性87.79年となっており、平成22年（2010年）からの9年間で、健康寿命も平均寿命も着実に延伸しました（横浜市が厚生労働省研究班「健康寿命算定プログラム」を用いて算出）。

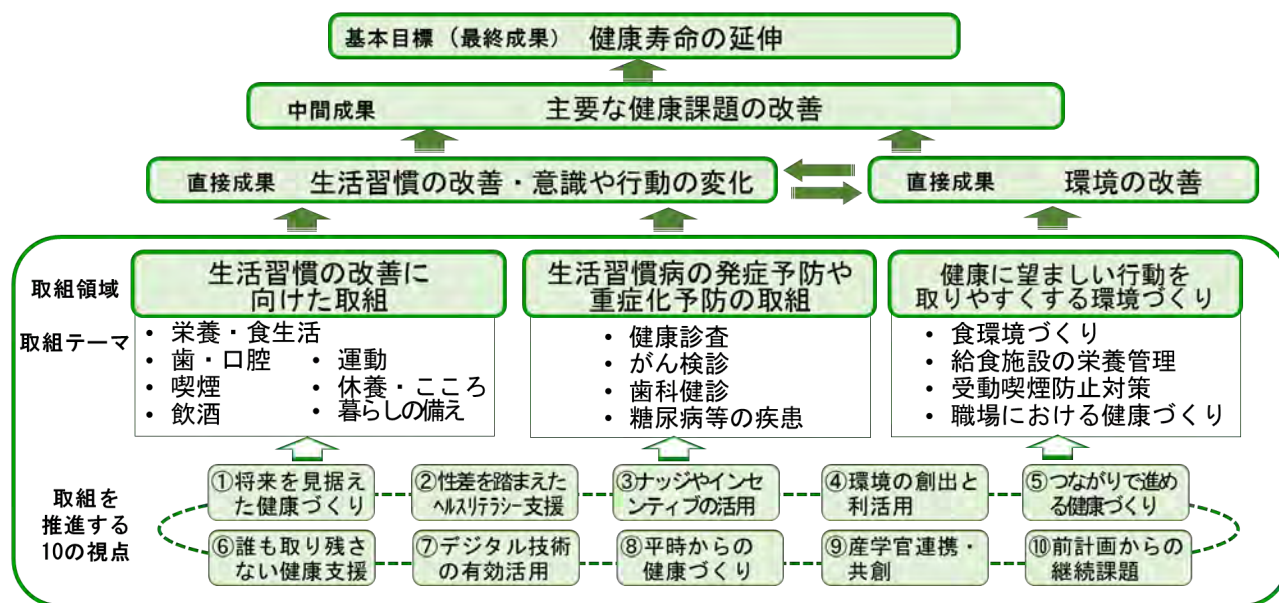
その一方で、平均寿命と健康寿命には、男性9.43年、女性12.78年の差があります。この差の拡大を防ぎながら、健康寿命を延ばしていくことを目指します。



目指す成果～「基本目標（最終成果）」「中間成果」「直接成果」～	
計画に位置付けられた各種取組によってもたらされると仮定した変化を、予め設定した指標により測定します。	
取組による直接的な効果と考えられる、「生活習慣の改善・意識や行動の変化」「環境の改善」に関する指標を「直接成果」に設定して、その改善を図ります。	
複数の直接成果によってもたらされ、いずれは最終成果につながるといった考え方により、直接成果と最終成果の間にある有病割合や死亡率等の指標の改善を「主要な健康課題の改善」として「中間成果」に設定します。直接成果、中間成果の目標を設定し、基本目標（最終成果）の達成を目指します（評価方法の詳細は第8章「計画の評価」に記載）。	

第3期健康横浜21 計画期間：令和6年度(2024)～令和17年度(2035)12年間

基本理念 共に取り組む生涯を通じた健康づくり



5 主要な健康課題

横浜市民の健康に関するデータ分析の結果、健康寿命の延伸への寄与が大きい、全国データと比較して改善の余地がある、予防効果が表れやすいなど、次の10項目を「主要な健康課題」として選定し、健康寿命の延伸に向けた中間成果の指標として、その改善を目指します。

①生活習慣病（心血管疾患、がん、糖尿病、慢性の呼吸器系疾患）による早世の減少、②男性の肥満や脂質異常症の改善、③女性の乳がんの死亡率の減少、④糖尿病の重症化の予防、⑤喫煙・受動喫煙の減少、⑥歯周炎の予防と改善、⑦腰痛症の予防と改善、⑧骨折・転倒により介護が必要な状態となることの減少、⑨高齢期の不慮の事故による死亡率の減少、⑩成人期・壮年期のメンタルヘルスの向上の10項目です。

健康に関するデータ分析の結果、第3期計画で新たに明確化したものは、⑦腰痛症の予防と改善、⑨高齢期の不慮の事故による死亡率の減少、⑩成人期・壮年期のメンタルヘルスの向上です。⑦については健康寿命への影響が大きいこと、⑨については冬場の不慮の溺死及び溺水が全国と比べて多いこと、⑩については他都市と比較して睡眠時間が短い成人期男性が多いことや育児や子どもの教育で悩む成人期女性が多いことなどを根拠としています。

健康寿命の延伸に向けた主要な健康課題の改善	
①生活習慣病による早世の減少	⑥歯周炎の予防と改善
②男性の肥満や脂質異常症の改善	⑦腰痛症の予防と改善
③女性の乳がんの死亡率の減少	⑧骨折・転倒により介護が必要な状態となることの減少
④糖尿病の重症化の予防	⑨高齢期の不慮の事故による死亡率の減少
⑤喫煙・受動喫煙の減少	⑩成人期・壮年期のメンタルヘルスの向上

6 取組領域と取組テーマ

健康寿命の延伸に向けた取組を推進するにあたっては、「取組領域」として、個人の行動に関わる「生活習慣の改善に向けた取組」、疾患リスクの早期発見や症状の進行予防に関わる「生活習慣病の発症予防や重症化予防の取組」、社会環境の整備に関わる「健康に望ましい行動を取りやすくする環境づくり」を設定します。

「生活習慣の改善に向けた取組」においては、「取組テーマ」に「栄養・食生活」「歯・口腔」「喫煙」「飲酒」「運動」「休養・こころ」「暮らしの備え」を位置づけます。

「生活習慣病の発症予防や重症化予防の取組」においては、「健康診査」「がん検診」「歯科健診」「糖尿病等の疾患」を位置づけます。

「健康に望ましい行動を取りやすくする環境づくり」においては、「食環境づくり」「給食施設の栄養管理」「受動喫煙防止対策」「職場における健康づくり」を位置づけます。

取組テーマごとに現状・課題を整理し、取組内容を検討したうえで、取組領域間及び取組テーマ間の横断的な取組も行っていきます。

	取組領域		
	生活習慣の改善に向けた取組	生活習慣病の発症予防や重症化予防の取組	健康に望ましい行動を取りやすくする環境づくり
取組テーマ	栄養・食生活 歯・口腔 喫煙 飲酒 運動 休養・こころ 暮らしの備え	健康診査 がん検診 歯科健診 糖尿病等の疾患	食環境づくり 給食施設の栄養管理 受動喫煙防止対策 職場における健康づくり

7 ライフステージの設定

第3期計画におけるライフステージ（乳幼児期、成人期、高齢期等の人の生涯における各段階）は、第2期計画の考え方を継承し、生活習慣に大きく影響する就学・就業の有無等を考慮した、3つのライフステージを設定します。

- 育ち・学びの世代（乳幼児期～青年期）
- 働き・子育て世代（成人・壮年期）
- 稔りの世代（高齢期）

加えて、取り巻く環境、その年齢を対象に行われる健診・検診を踏まえて、取組の対象とする年齢のめやすを示します。

ライフステージ	育ち・学びの世代 (乳幼児期～青年期)			働き・子育て世代 (成人・壮年期)		稔りの世代 (高齢期)	
年齢のめやす	乳幼児期 (0～6歳)	学齢期 (7～15歳)	青年期 (16～22歳頃)	成人期 (20～39歳)	壮年期 (40～64歳)	高齢前期 (65～74歳)	高齢後期 (75歳～)

8 取組を推進する10の視点

取組テーマの下に位置付けた取組を行政等が推進する際に、その効果を高めるために意識すべきことを「取組を推進する10の視点」として掲げます。ライフコースアプローチ（※1）の重要性を踏まえるとともに、健康に関心がある人だけに届きやすい取組に偏らず、健康格差の拡大を防ぎ、予防効果を高め、時代に即したものとするためのものです。

①将来を見据えた健康づくり、②性差を踏まえたヘルスリテラシー（※2）支援、③ナッジやインセンティブの活用、④環境の創出と利活用、⑤つながりで進める健康づくり、⑥誰も取り残さない健康支援、⑦デジタル技術の有効活用、⑧平時からの健康づくり、⑨産学官連携・共創、⑩前計画からの継続課題の10項目とします。

取組を推進する10の視点				
①将来を見据えた健康づくり	②性差を踏まえたヘルスリテラシー支援	③ナッジ（※3）やインセンティブ（※4）の活用	④環境の創出と利活用	⑤つながりで進める健康づくり
ライフコースアプローチ（※1）による将来に向けた予防	性別によって異なる健康課題を踏まえたヘルスリテラシー（※2）向上支援	楽しみや喜びを感じることから健康への関心につなげる仕掛けづくり	健康に好影響をもたらす社会的環境の創出と物理的環境の利活用	人と人とのつながりを通じた身近で気軽な健康づくり
⑥誰も取り残さない健康支援	⑦デジタル技術の有効活用	⑧平時からの健康づくり	⑨産学官連携・共創	⑩前計画からの継続課題
様々な状況にある市民の健康づくりへの支援	デジタル技術を有効活用した便利で効率的なサポート	自然災害や感染症の蔓延等の発生に備えて平時から行う健康づくり	民間事業者・大学等の力を活用した取組の推進と健康づくりの活性化	第2期計画から引き継ぐ課題への対応

※1）ライフコースアプローチ：胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯を経時的に捉えた健康づくりのこと。幼少期からの生活習慣や健康状態は、成長してからの健康状態にも大きな影響を与え、高齢期に至るまで健康を保持するには、高齢者の健康を支えるだけでなく、若い世代からの取組が重要という考え方によるもの。

※2）ヘルスリテラシー：健康に関する正しい情報を入手し、理解して活用する能力のこと

※3）ナッジ：「ナッジ」とは「ひじで軽く突く」という意味。行動経済学上、対象者に選択の余地を残しながらも、より良い方向に誘導する方法。

※4）インセンティブ：目標の達成度等の取組の成果等に応じた配分を行うことで、意欲を引き出すための仕組み。

9 計画の位置付け

(1) 市町村健康増進計画、歯科口腔保健推進計画及び食育推進計画の関係

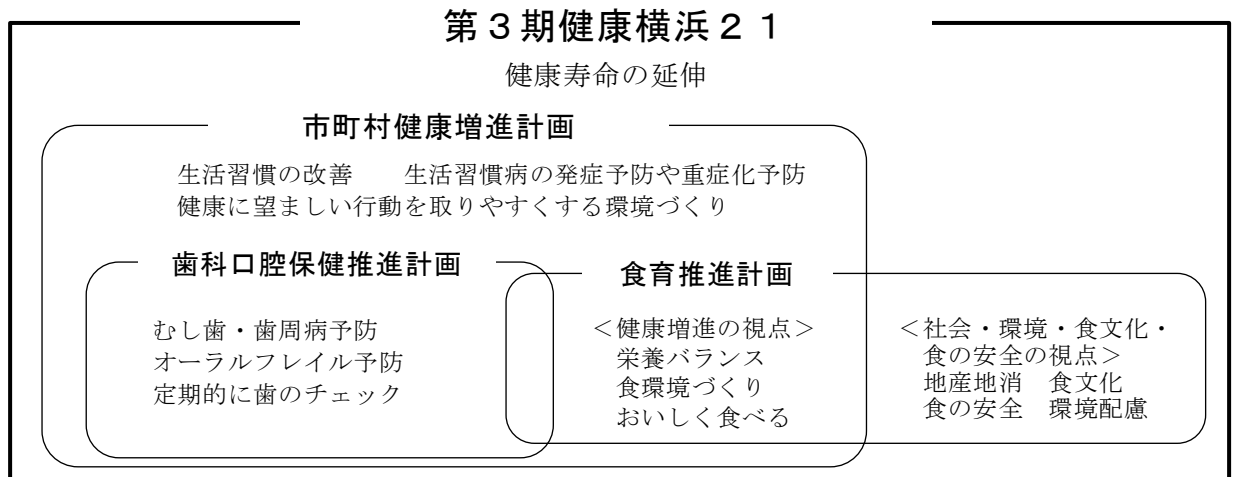
第3期計画は、「市町村健康増進計画」「歯科口腔保健推進計画」「食育推進計画」の3つの計画を一体的に策定したものです。

歯科口腔保健推進計画は、定期的な歯のチェックや歯周病予防等の歯科口腔保健を推進し、市民の生涯にわたる健康づくりに寄与することを目的としています。

また、食育推進計画は、『食』を通して健康と豊かな人間性を育み、活力ある横浜を創る』を基本理念とし、健康増進の視点及び社会・環境・食文化・食の安全の視点から、基本目標や推進テーマを設定しています。

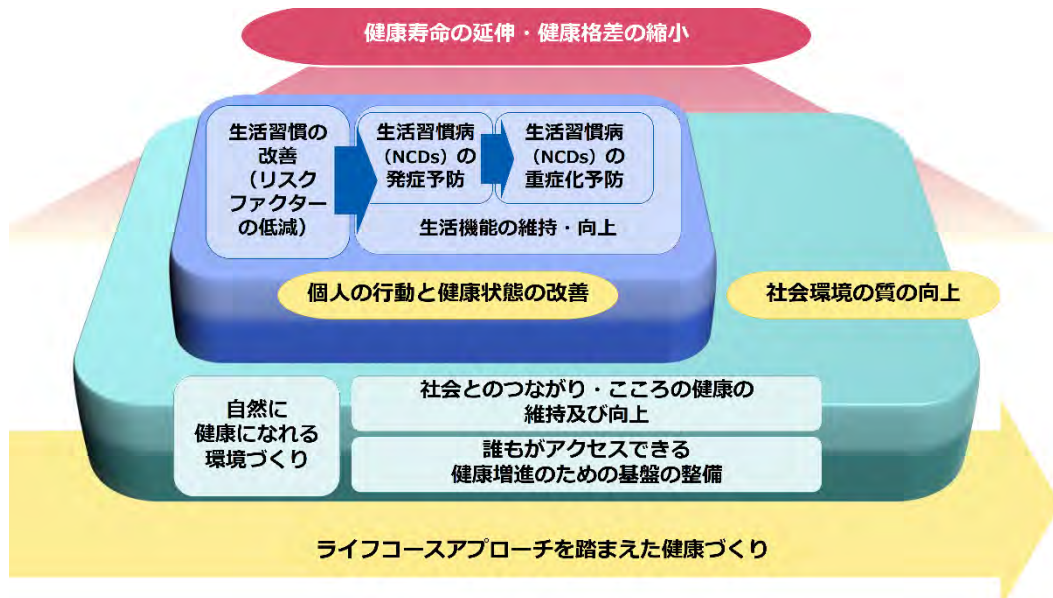
歯科口腔保健推進計画及び食育推進計画における、生活習慣の改善、生活習慣病の発症予防や重症化予防、健康に望ましい行動を取りやすくする環境づくりに該当する部分を、市町村健康増進計画に位置づけます。

これらの3つの計画により、「健康寿命の延伸」に取り組みます。



(2) 国民健康づくり運動プランとの関係

「二十一世紀における第三次国民健康づくり運動（健康日本21（第三次）」においても、健康寿命の延伸は実現されるべき最終的な目標に設定されており、第3期計画は国が設定したその他の目標も勘案した内容となっています。

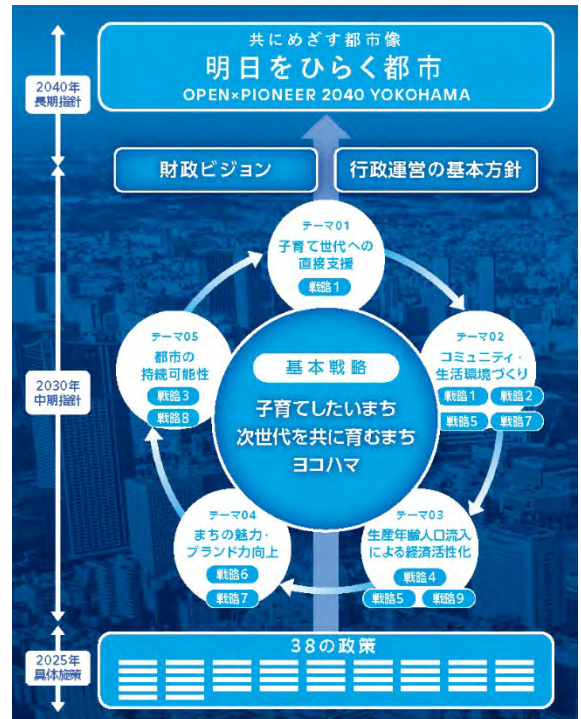


(3) 横浜市中期計画との関係

横浜市では、2040年頃の横浜のありたい姿として、共にめざす都市像を描き、その実現に向けた基本戦略を掲げ、9つの戦略と4年間に重点的に取り組む38の政策をとりまとめとめた「横浜市中期計画2022～2025」を策定しています。

「横浜市中期計画2022～2025」では、基本戦略に「子育てしたいまち 次世代をともに育むまち ヨコハマ」が掲げられ、9つの戦略の一つである「誰もがいきいきと生涯活躍できるまちづくり」を目指す政策として「市民の健康づくりと安心確保」を位置付けています。

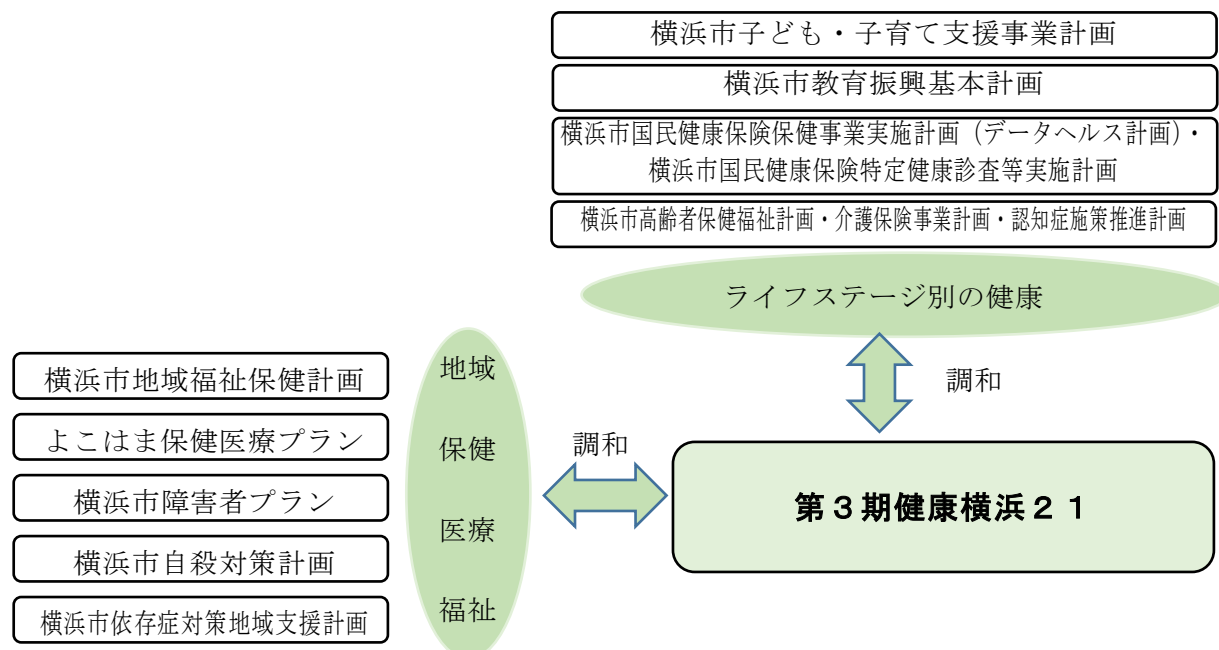
第3期計画の取組は、「健康寿命の延伸」を政策指標とする「市民の健康づくりと安心確保」の主な施策として推進していきます。



(4) 横浜市の他の計画等との関係

第3期計画は、ライフステージ別の健康に関わりのある計画（横浜市子ども・子育て支援事業計画、横浜市教育振興基本計画、横浜市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）・横浜市国民健康保険特定健康診査等実施計画、横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画等）や、地域、保健、医療、福祉に関する計画（横浜市地域福祉保健計画、よこはま保健医療プラン、横浜市障害者プラン、横浜市自殺対策計画、横浜市依存症対策地域支援計画等）と調和の取れたものとしします。

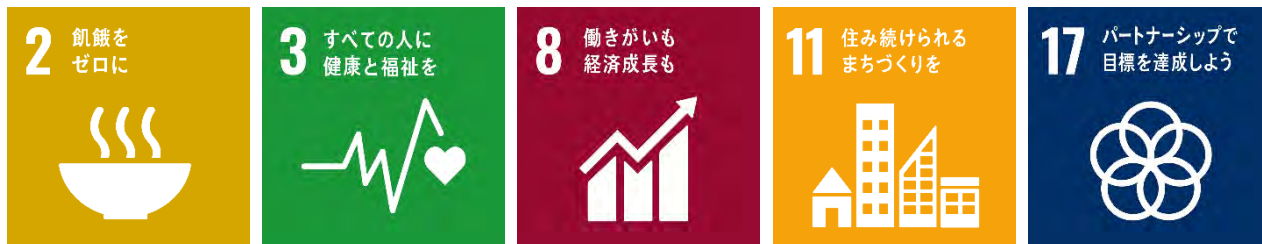
また、これらの計画には位置付けられていないものの、第3期計画と親和性の高い取組を行っている部署との連携も図りながら取組を進めていきます。



(5) SDGs 実現の視点

本市は、国から選定を受けた「SDGs 未来都市」として、あらゆる施策において SDGs を意識して取り組み、環境・経済・社会的課題の統合的解決を図ることで、新たな価値やにぎわいを創出し続ける持続可能な都市を目指しています。

第3期計画の策定・推進にあたり、特に意識する SDGs の目標は、「3 すべての人に健康と福祉を」を中心に、「2 飢餓をゼロに」「8 働きがいも経済成長も」「11 住み続けられるまちづくりを」「17 パートナーシップで目標を達成しよう」とします。



第2章 横浜市民の健康を取り巻く現状

1 社会背景

(1) 人口と世帯

<人口と世帯>の要点

- ・市総人口の4人に1人は65歳以上の高齢者です。高齢化率は今後も上昇すると予測されます。
- ・市の世帯の約4割は一人暮らしの世帯です。
- ・市の世帯の約2割は高齢単身または60歳以上の夫婦のみの世帯です。

令和5年（2023年）の横浜市の人口は377万人で、年齢3区分別では0～14歳が42万7千人（11.6%）、15～64歳が231万7千人（63.1%）、65歳以上が92万7千人（25.3%）となっています。（表2-1-1）

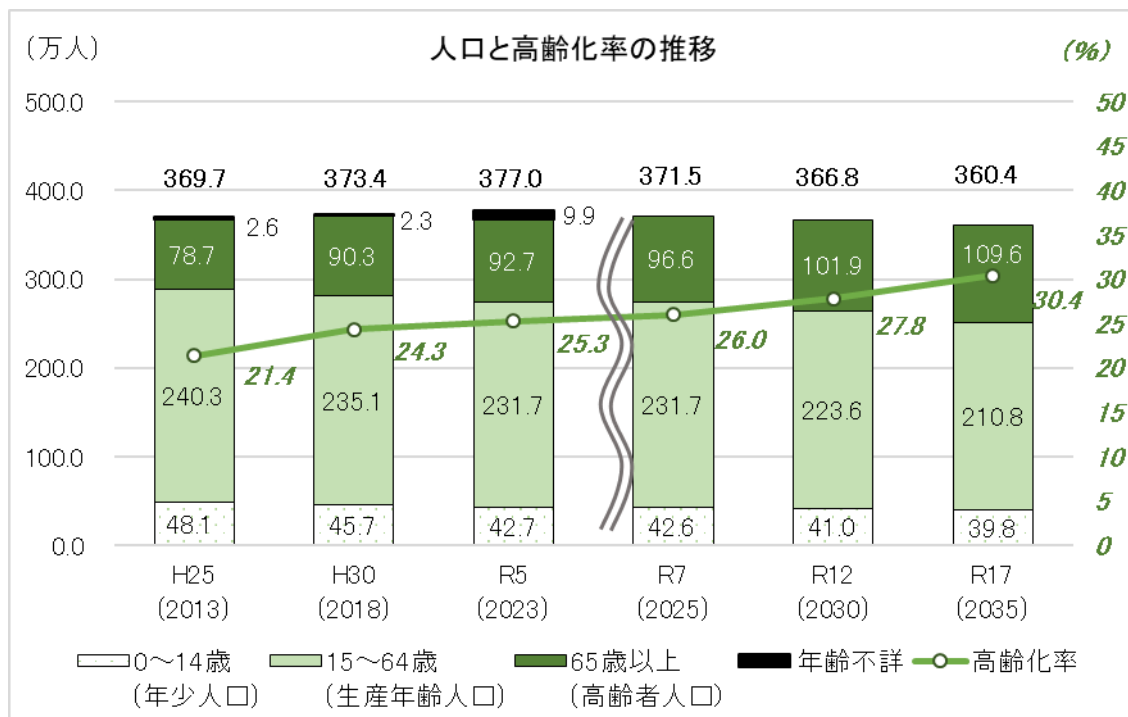
平成25年（2013年）と比較して、総人口は369万7千人から2.0%増加していることに対し、高齢者人口（65歳以上の人口）は、78万7千人から17.8%増加しており、高齢化が急速に進展しています。将来人口推計では、人口が減少する一方で、65歳以上の人口は増加し続け、令和17年（2035年）には高齢化率が30.4%まで上昇すると予測されています。（図2-1-1）

表2-1-1 市の人口（国勢調査からの推計：令和5年（2023年）1月1日時点）

年齢区分	総人口※	0～14歳	15～64歳	65歳以上
人口	377万人 (3,769,595)	42万7千人 (426,683)	231万7千人 (2,316,736)	92万7千人 (927,387)
構成比	—	11.6%	63.1%	25.3%

※総人口には年齢不詳(98,789人)を含むが、構成比は総人口から年齢不詳を除いた数を分母にして算出している。

図2-1-1 人口と高齢化率の推移



国勢調査を基にした推計人口 令和7、12年は将来人口推計

世帯について見ると、令和2年（2020年）の一般世帯174万4千世帯のうち、家族類型別では、単独世帯が最も多い40.1%（69万9千世帯）を占めています。（表2-1-2）

また、高齢者人口の増加に伴い、「高齢夫婦世帯（夫が65歳以上で妻が60歳以上）」と「高齢単身世帯」の合計である「高齢世帯」も増加しています。一般世帯に占める高齢世帯は、平成22年（2010年）は18.0%でしたが、令和2年（2020年）には21.8%となっています。（図2-1-2）

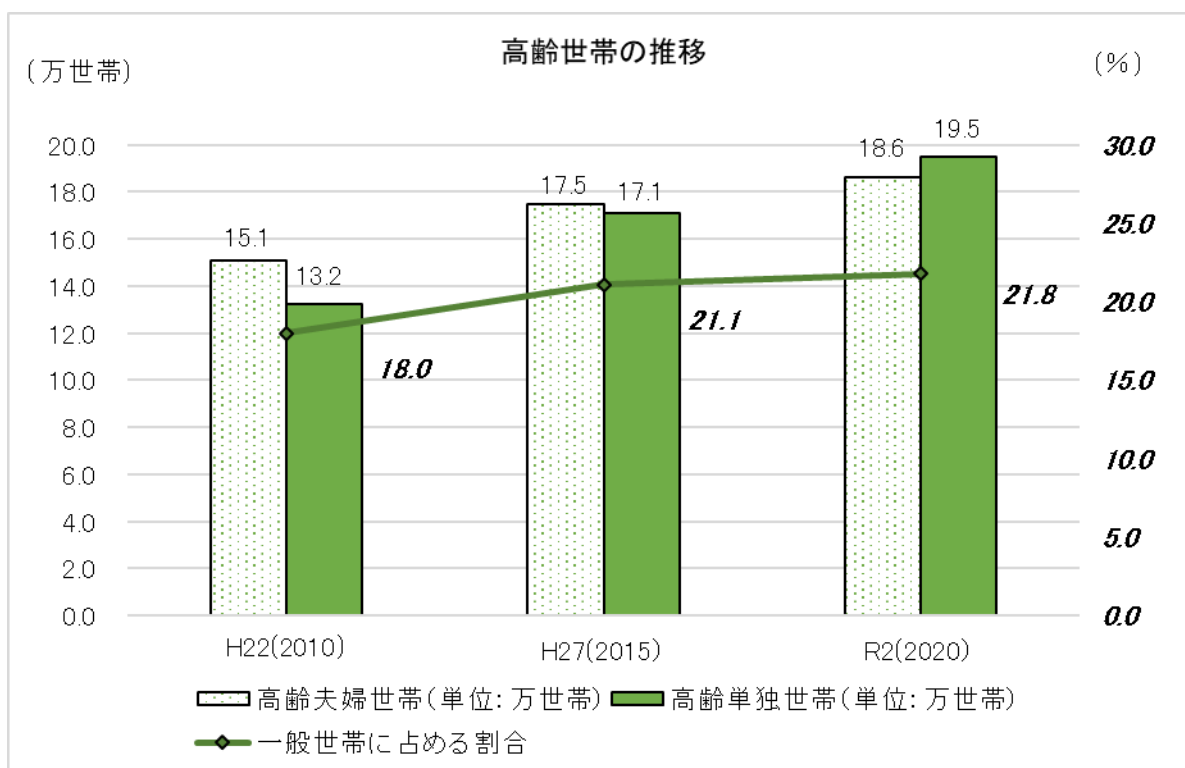
表 2-1-2 市の世帯（令和2年（2020年））（国勢調査）

世帯の種類	世帯数		構成比
単独世帯	69万9千世帯	(699,171)	40.1%
夫婦と子供から成る世帯	48万2千世帯	(482,163)	27.6%
夫婦のみの世帯	34万8千世帯	(347,945)	19.9%
ひとり親と子どもから成る世帯	14万1千世帯	(141,343)	8.1%
その他の世帯（種類不詳含む）	7万4千世帯	(73,586)	4.2%
一般世帯合計	174万4千世帯	(1,744,208)	100%

※一般世帯には種類不詳を含む。

学生寮や病院などの施設等の世帯は含まれていない。

図 2-1-2 高齢世帯の推移（国勢調査）



(2) 区別に見る人口構造の特性

<区別に見る人口構造の特性>の要点

- ・人口は30万人以上の区（港北、青葉区）もあれば、15万人未満の区（西、栄、瀬谷区）もあり、高齢化率は全国平均28.5%（令和4年（2022年）1月1日時点 住民基本台帳）を超える区（港南、旭、金沢、栄、泉区）もあれば、超高齢社会と言われる21%に達していない区（西、港北、都筑区）もあるなど、市内各区の人口構造は様々です。

ア 人口

行政区別の人口を見ると、令和5年（2023年）3月31日時点の住民基本台帳では、30万人以上が港北、青葉の2区、25万人以上が鶴見、戸塚の2区、20万人以上が神奈川、港南、保土ヶ谷、旭、都筑の5区、15万人以上が中、南、磯子、金沢、緑、泉の6区、10万人以上が西、栄、瀬谷区の3区となっています。（図2-1-3、図2-1-4）

図2-1-3 行政区別の人口

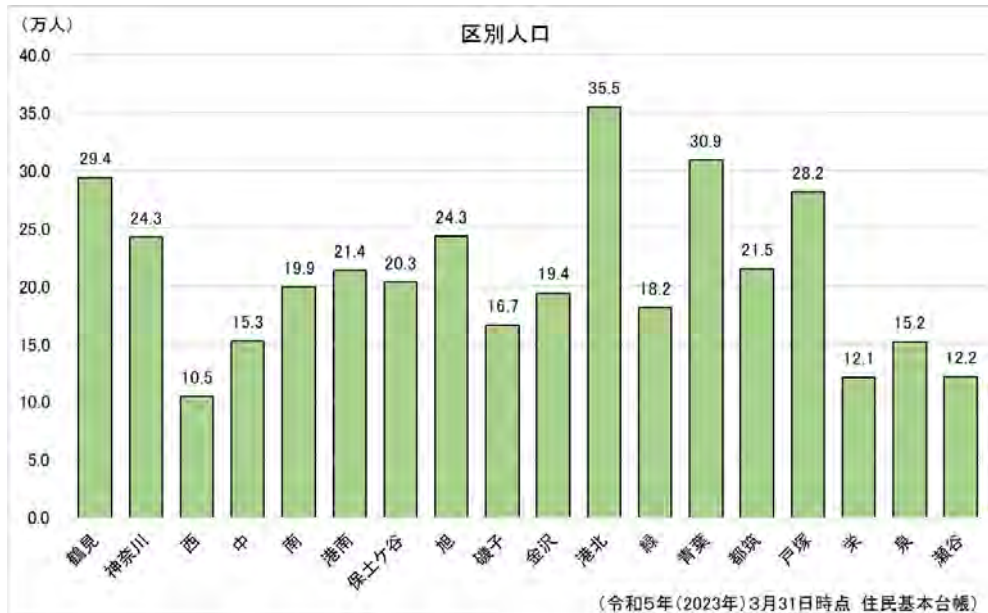
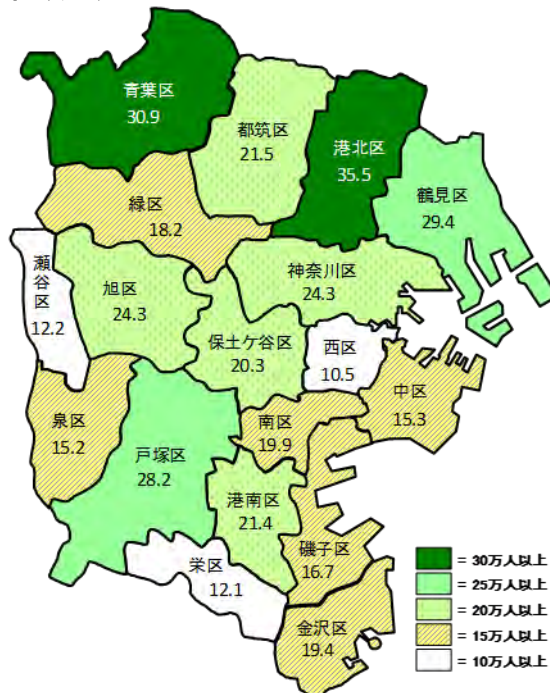


図2-1-4 地図で見る行政区別の人口



高齢者人口（65歳以上）は戸塚が最も多く、旭、港北の順に続き、このほかに鶴見、港南、青葉区で6万人を超えています。高齢化率は栄が最も高く、金沢、旭、港南、泉区の順に続きます。この5区は全国値28.5%（令和4年（2022年）1月1日時点 住民基本台帳）を超えています。高齢化率が21%を超えると超高齢社会と言われますが、市内18区では西、港北、都筑区以外の15区が該当しています。（図2-1-5、図2-1-6）

図2-1-5 行政区別高齢者人口、高齢化率

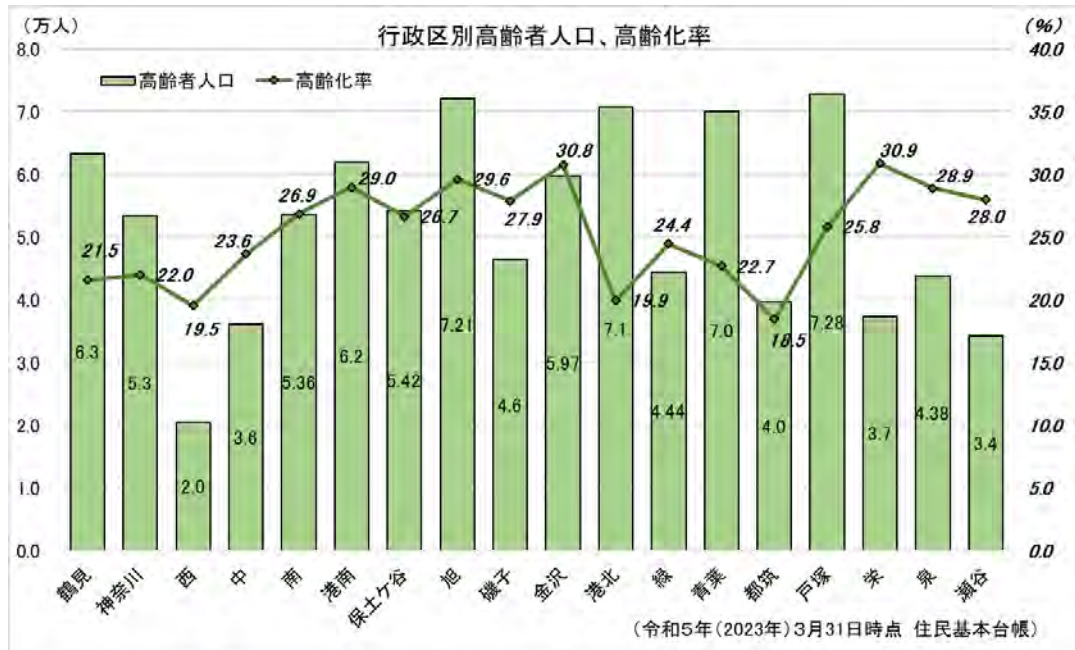
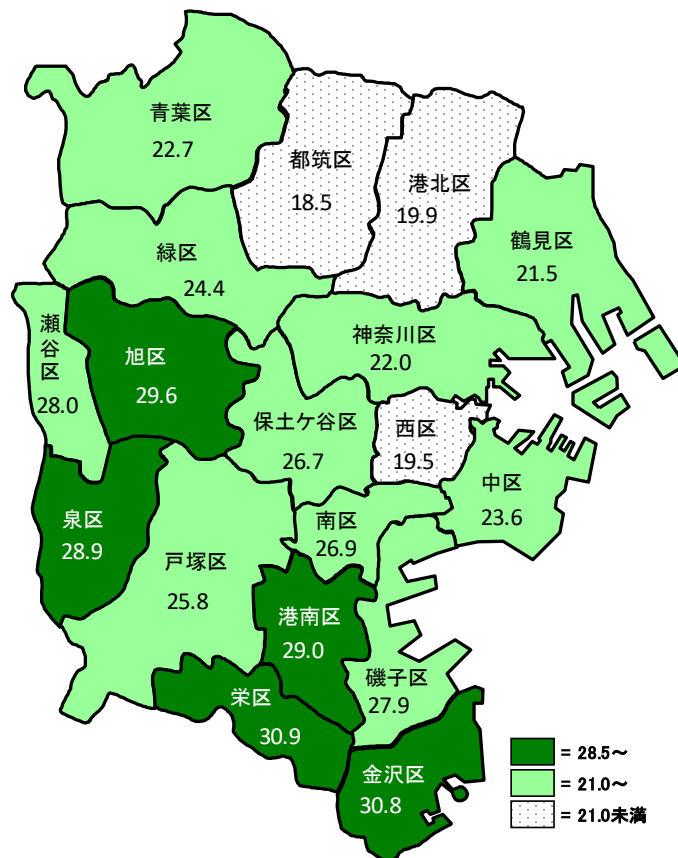


図2-1-6 地図で見る行政区別の高齢化率



イ 世帯

行政区別の世帯数は、令和2年(2020年)の国勢調査によると、港北が最も多く、鶴見、青葉、神奈川、戸塚、旭、南区の順で続き、この7区は10万世帯を超えています。

高齢世帯について見ると、旭が最も多く、戸塚、港北区の順で続きます。(図2-1-7)

一般世帯に占める高齢世帯の割合は栄が最も高く、旭、金沢、港南、泉区と続きます。市内18区では西区を除いた17区が全国値15.7%を上回っています。(図2-1-8)

図2-1-7 行政区別の世帯数

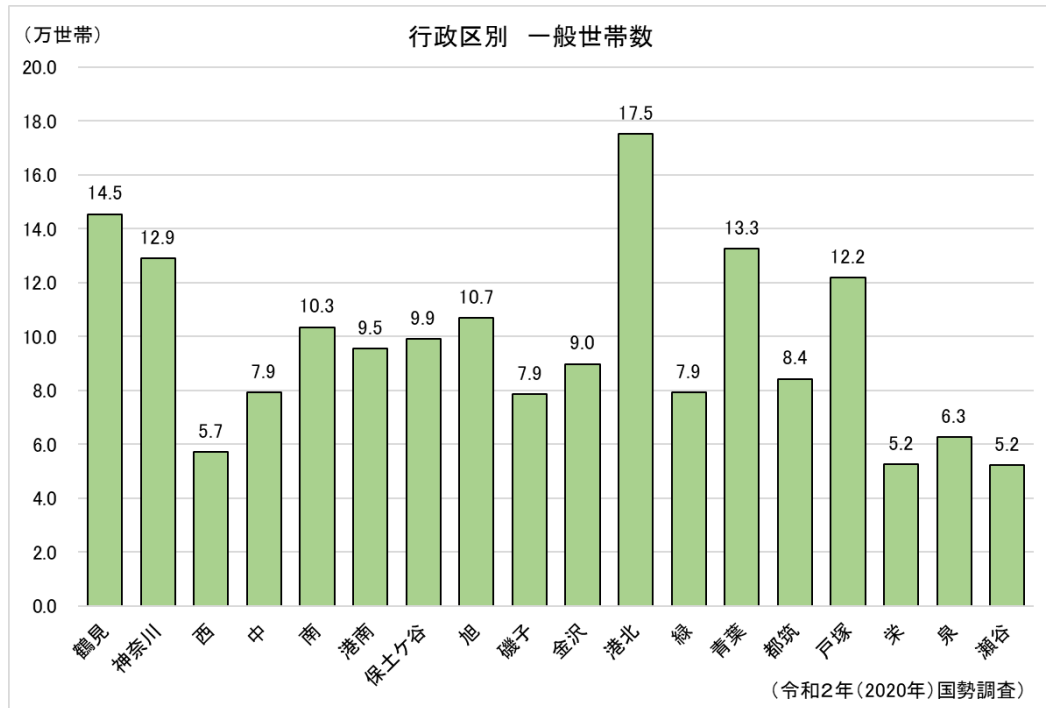
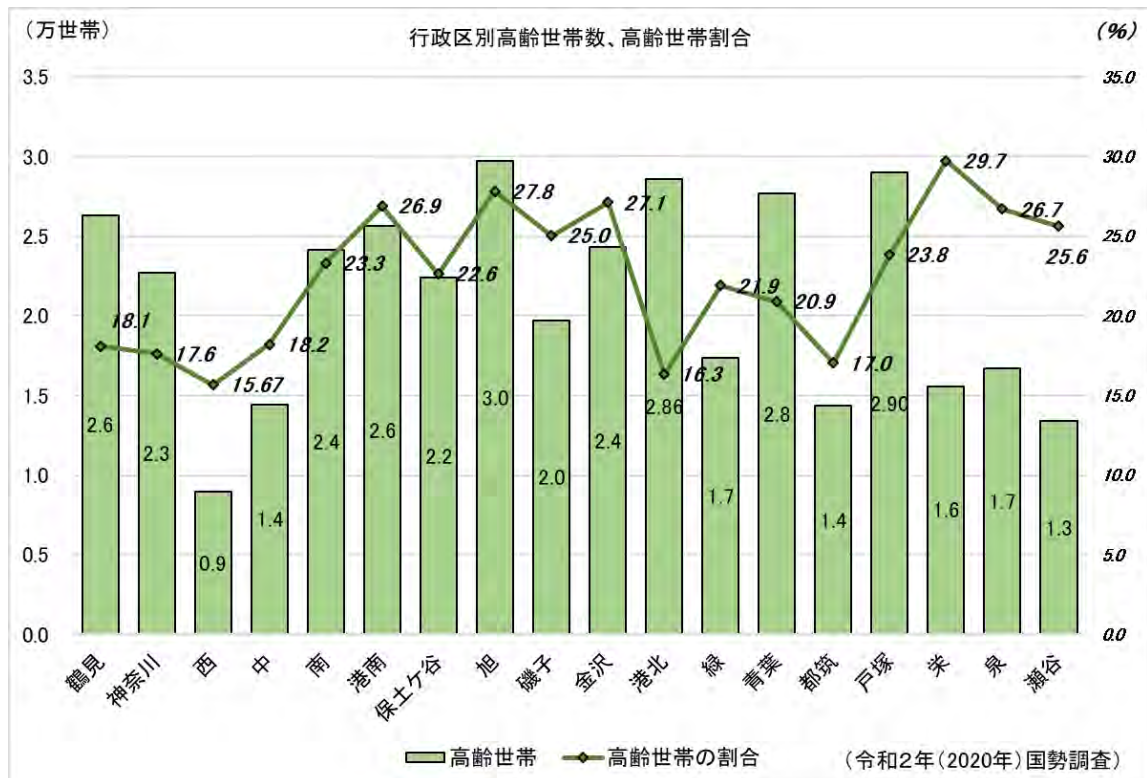


図2-1-8 行政区別の高齢世帯数と高齢世帯割合



(3) 労働力率の推移と特性

<労働力率の推移と特性>の要点

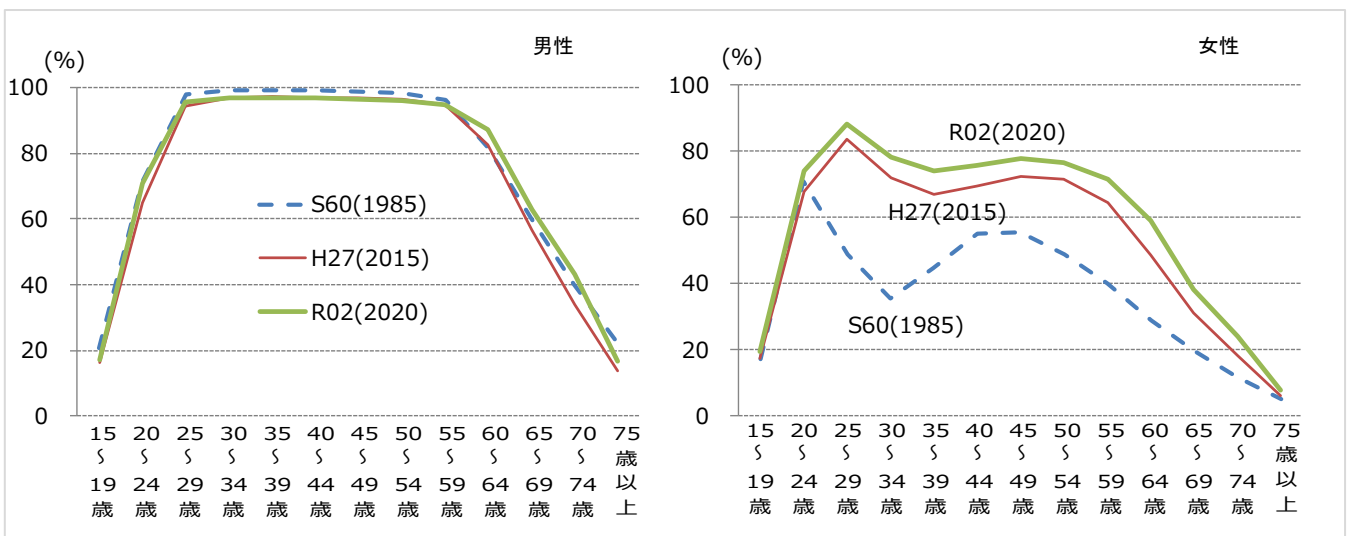
- ・ 男性の労働力率は 25 歳から 59 歳までが 90% 台と高く、それ以外の年齢階級で低い「台形型」となっています。
- ・ 女性の労働力率は、25～29 歳と 45～49 歳を頂点とし、35～39 歳を底とする「M字カーブ」となっています。昭和 60 年以降の女性の労働力率は、全ての年齢階級において令和 2 年が最高値となり、25 歳から 49 歳までの各年齢階級間における差も縮小しています。「M字カーブ」の底が上昇し「台形型」に近づいています。

労働力率とは、15 歳以上人口に占める労働力人口の割合のことをいいます。労働力人口には、就業者と完全失業者（調査期間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった者のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ、公共職業安定所に申し込むなどして積極的に仕事を探していた者）が含まれます。

令和 2 年国勢調査の「就業状態等基本集計結果」の横浜市分によると、労働力人口は 2,074,042 人で、前回の平成 27 年調査と比べ 74,801 人（3.7%）の増加となっています。このうち男性は 1,174,977 人（構成比 56.7%）、女性は 899,065 人（同 43.3%）で、前回と比べ男性は 1,722 人（0.1%）減少し、女性は 76,523 人（9.3%）増加となっています。

労働力率については、男性は 74.0% で前回と比べ 0.5 ポイント上昇、女性は 54.5% で前回と比べ 4.1 ポイント上昇となっています。男性は 25 歳から 59 歳までの各年齢階級が 90% 台と高く、それ以外の年齢階級で低い「台形型」となっていますが、女性は 25～29 歳の 88.3% と 45～49 歳の 77.6% を頂点とし、35～39 歳の 73.9% を底とする「M字カーブ」となっています。男女雇用機会均等法が施行される直前の昭和 60 年から令和 2 年までの女性の労働力率を比較すると、全ての年齢階級で令和 2 年の労働力率が最高となっています。女性の 25 歳から 49 歳までの各年齢階級間における差が縮小して「M字カーブ」の底が上昇し、台形に近づいています。（図 2-1-9）

図 2-1-9 労働力率の推移



出典：横浜市政策局（令和 2 年国勢調査 就業状態等基本集計結果 横浜市の概要）

2 主要な疾病の状況

(1) 平均寿命と健康寿命の推移

<平均寿命と健康寿命の推移>の要点

- ・平均寿命は男女共に全国値を上回っており、区別に見ると全国の市区町村の上位に入る区もあります。悪性新生物、心疾患及び脳血管疾患の3死因を除去した場合に、男性6.65年、女性5.16年延びるものと算出されています。
- ・健康寿命もこの9年で男女共に延びていますが、全国の延びを下回り、特に女性の延びが鈍化しています。成人期・壮年期への対策として、腰痛症、こころの病気、歯の病気、脂質異常症等の対策が必要と示唆されています。

ア 平均寿命

0歳の平均余命である「平均寿命」は、全年齢の死亡状況を集約したものであり、保健医療福祉水準の総合的指標として広く活用されています。5年ごとに都道府県別生命表及び市区町村別生命表が作成され、横浜市及び行政区別の平均寿命が公表されています。

令和2年(2020年)の都道府県別生命表によると、横浜市の男性の平均寿命は82.32年、女性は88.08年となっており、平成22年(2010年)と比較して男性は2.03年、女性は1.29年延びています。(表2-2-1)

令和2年(2020年)の全国値(都道府県別生命表:男性81.49年、女性87.60年)と比較すると、男性は0.83年、女性は0.48年、横浜市が上回っています。この10年間の延びにおいても、男性は0.13年、女性は0.04年、横浜市が上回っています。

表2-2-1 平均寿命の推移

		H22(2010)	H27(2015)	R02(2020)	R02-H22(延び)
男性	横浜市(都道府県別生命表)	80.29	81.47	82.32	2.03
	全国(都道府県別生命表)	79.59	80.77	81.49	1.90
	差	0.70	0.70	0.83	0.13
	全国(完全生命表)	79.55	80.75	81.56	2.01
女性	横浜市(都道府県別生命表)	86.79	87.28	88.08	1.29
	全国(都道府県別生命表)	86.35	87.01	87.60	1.25
	差	0.44	0.27	0.48	0.04
	全国(完全生命表)	86.30	86.99	87.71	1.41

出典:厚生労働省(令和2年都道府県別生命表、第23回生命表(完全生命表)より)

また、令和2年の特定の死因を除去した場合の平均寿命の延び(その死因が克服されたと仮定した場合の平均寿命の延び)について、横浜市が全国値よりも大きい値となっているのは、男性では心疾患、肝疾患、新型コロナウイルス感染症、女性では不慮の事故、自殺、肝疾患、新型コロナウイルス感染症となっています。悪性新生物、心疾患及び脳血管疾患の3死因を除去した場合の平均寿命の延びについては、男性が6.65年、女性が5.16年となっています。(表2-2-2)

表 2-2-2 特定の死因を除去した場合の平均寿命の伸び

		悪性 新生物	心疾患 (高血圧 性を除 く)	脳血管 疾患	左記 3死因 (再掲)	肺炎	不慮の 事故	交通事故 (再掲)	自殺	腎不全	肝疾患	糖尿病	高血圧性 疾患	新型 コロナ ウイルス 感染症
男性	横浜市	3.48	1.62	0.62	6.65	0.42	0.38	0.07	0.51	0.13	0.31	0.07	0.01	0.08
	全 国	3.51	1.43	0.71	6.63	0.50	0.39	0.09	0.57	0.16	0.24	0.11	0.05	0.05
	差	▲ 0.03	0.19	▲ 0.09	0.02	▲ 0.08	▲ 0.01	▲ 0.02	▲ 0.06	▲ 0.03	0.07	▲ 0.04	▲ 0.04	0.03
女性	横浜市	2.82	1.22	0.56	5.16	0.27	0.27	0.02	0.32	0.11	0.12	0.06	0.03	0.05
	全 国	2.84	1.27	0.65	5.44	0.36	0.25	0.03	0.31	0.14	0.11	0.08	0.06	0.03
	差	▲ 0.02	▲ 0.05	▲ 0.09	▲ 0.28	▲ 0.09	0.02	▲ 0.01	0.01	▲ 0.03	0.01	▲ 0.02	▲ 0.03	0.02

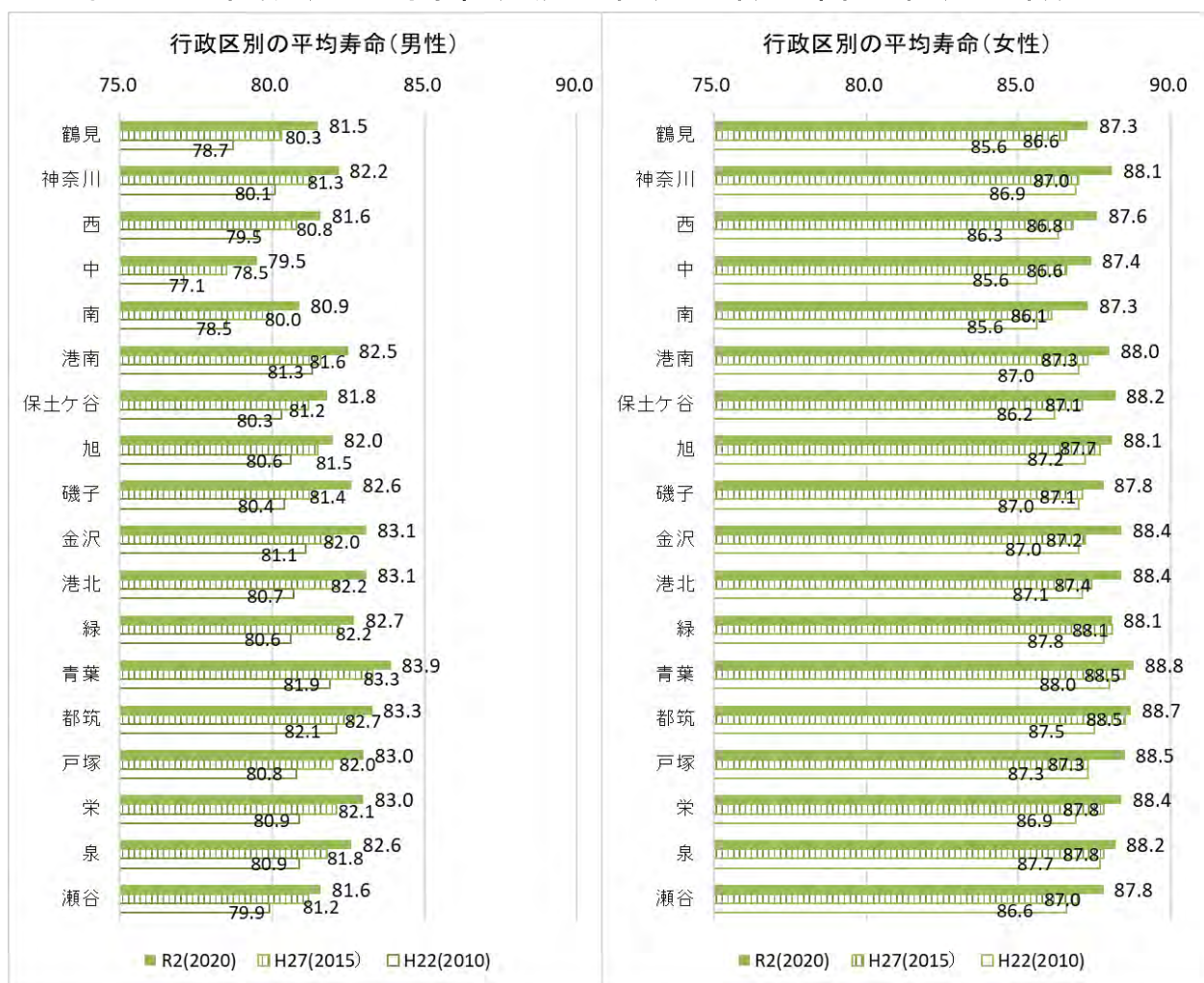
出典：厚生労働省（令和2年都道府県別生命表）

（単位：年）

行政区別の平均寿命を見ると、平均寿命の最も高い区と最も低い区との差は、平成22年（2010年）には、男性5.0年（都筑区と中区）、女性2.4年（青葉区と南区）でしたが、令和2年（2020年）は、男性4.4年（青葉区と中区）、女性1.5年（青葉区と鶴見区・南区）となり、この10年でその差は縮小しています。（図2-2-1）

平成22年（2010年）以降の平均寿命と比較すると、男女共にこの5年間及びこの10年間でいずれの区の平均寿命も延伸していることがわかります。各区の伸びを見ると、男性は鶴見、中、南、港北区、女性は保土ヶ谷、中、鶴見、南区などの伸びが大きくなっています。

図 2-2-1 行政区別の平均寿命（平成22年（2010年）～令和2年（2020年））



出典：厚生労働省（区町村別生命表）

令和2年(2020年)の市区町村別生命表によると、男女共に全国上位20位以内に入る青葉区と都筑区は、高い水準にあることがわかります。男性では青葉区(全国第2位)、次いで都筑区(全国第8位)、金沢、港北、栄、戸塚区が全国上位50市区町村に入っています。女性では青葉、都筑区が全国上位50市区町村に入っています。(表2-2-3)

なお、全国下位50市区町村に入っている区はありません。

表2-2-3 市区町村別の平均寿命(上位50市区町村・令和2年(2020年))

順位	男				平均寿命	女				平均寿命
	都	道	府	県		市区町村	都	道	府	
1	神奈川	川崎	市	麻生区	84.0	神奈川	川崎	市	麻生区	89.2
2	神奈川	横浜	市	青葉区	83.9	熊本	上益城	郡	益城町	89.0
3	長野	上伊那	郡	宮田村	83.4	長野	下伊那	郡	高森町	89.0
4	愛知	日進	市		83.4	滋賀	草津	市		89.0
5	京都	木津川	市		83.3	兵庫	芦屋	市		88.9
6	神奈川	鎌倉	市		83.3	東京	世田谷	区		88.9
7	長野	諏訪	郡	原村	83.3	東京	小金井	市		88.9
8	神奈川	横浜	市	都筑区	83.3	山梨	南都留	郡	町	88.8
9	滋賀	草津	市		83.3	長野	上伊那	郡	箕輪町	88.8
10	長野	下伊那	郡	豊丘村	83.3	長野	伊那	市		88.8
11	大阪	箕面	市		83.2	岡山	浅口	郡	里庄町	88.8
12	奈良	生駒	市		83.2	長野	佐久	市		88.8
13	長野	北安曇	郡	白馬村	83.2	神奈川	横浜	市	青葉区	88.8
14	東京	世田谷	区		83.2	東京	武蔵野	市		88.7
15	東京	武蔵野	市		83.2	沖縄	中頭	郡	北中城村	88.7
16	長野	伊那	市		83.2	神奈川	横浜	市	都筑区	88.7
17	宮城	仙台	市	泉区	83.2	熊本	宇土	市		88.7
18	長野	下伊那	郡	松川町	83.2	京都	京都	市	左京区	88.7
19	長野	木曾	郡	南木曾町	83.2	沖縄	豊見城	市		88.7
20	長野	上高井	郡	小布施町	83.1	熊本	熊本	市	南区	88.7
21	長野	長野	市		83.1	奈良	香芝	市		88.7
22	京都	相楽	郡	精華町	83.1	広島	広島	市	安芸区	88.7
23	長野	飯田	市		83.1	熊本	合志	市		88.6
24	奈良	香芝	市		83.1	長野	東筑摩	郡	朝日村	88.6
25	長野	上伊那	郡	中川村	83.1	神奈川	川崎	市	高津区	88.6
26	熊本	菊池	郡	菊陽町	83.1	長野	大町	市		88.6
27	長野	岡谷	市		83.1	熊本	菊池	郡	菊陽町	88.6
28	神奈川	横浜	市	金沢区	83.1	東京	渋谷	区		88.6
29	東京	国分寺	市		83.1	熊本	下益城	郡	美里町	88.6
30	神奈川	横浜	市	港北区	83.1	長野	上伊那	郡	中川村	88.6
31	大阪	吹田	市		83.1	広島	広島	市	南区	88.6
32	滋賀	大津	市		83.1	広島	庄原	市		88.6
33	奈良	生駒	郡	斑鳩町	83.0	兵庫	神戸	市	東灘区	88.6
34	長野	上伊那	郡	箕輪町	83.0	広島	安芸高田	市		88.6
35	兵庫	芦屋	市		83.0	京都	長岡京	市		88.6
36	東京	稲城	市		83.0	岡山	小田	郡	矢掛町	88.6
37	京都	長岡京	市		83.0	滋賀	蒲生	郡	日野町	88.6
38	広島	広島	市	安佐南区	83.0	石川	白山	市		88.6
39	滋賀	蒲生	郡	日野町	83.0	東京	杉並	区		88.6
40	神奈川	逗子	市		83.0	鳥取	八頭	郡	智頭町	88.6
41	東京	渋谷	区		83.0	岡山	山手	市	中区	88.6
42	神奈川	横浜	市	栄区	83.0	東京	調布	市		88.6
43	東京	目黒	区		83.0	島根	仁多	郡	奥出雲町	88.6
44	長野	茅野	市		83.0	京都	京都市	市	西京区	88.6
45	長野	上伊那	郡	南箕輪村	83.0	島	廿日	市		88.5
46	京都	京都	市	左京区	83.0	岡山	総社	市		88.5
47	神奈川	藤沢	市		83.0	長野	北安曇	郡	松川村	88.5
48	滋賀	野洲	市		83.0	京都	京田辺	市		88.5
49	長野	下伊那	郡	喬木村	83.0	東京	三鷹	市		88.5
50	神奈川	横浜	市	戸塚区	83.0	広島	広島	市	佐伯区	88.5

出典：厚生労働省(令和2年市区町村別生命表)

イ 健康寿命

平均寿命が「生まれてから亡くなるまでの期間」であるのに対し、健康寿命とは、その内「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」のことです。日常生活の制限には、日常生活動作や外出に加え、仕事、家事、学業、運動等も含まれます。

厚生労働省研究班が公開している「健康寿命算定プログラム」を用いて、横浜市独自に健康寿命と平均寿命を算出しています。全国健康寿命は厚生労働省が公表しているものです。

健康寿命は平成22年（2010年）から令和元年（2019年）の9年間で、男性1.67年、女性0.87年延びています。（表2-2-4、図2-2-2）

しかし、健康寿命の延伸とともに平均寿命も着実に延び、健康日本21（第二次）によって定められた目標「平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加」については、健康寿命の増加分の方が男性0.07年、女性0.13年下回り、目標に達するには至りませんでした。

平成22年（2010年）から令和元年（2019年）の健康寿命の伸びは、全国（男性2.26年、女性1.76年）と比べて、男性0.59年、女性0.89年短く、特に女性の伸びが鈍化しています。（図2-2-3）

表2-2-4 健康寿命と平均寿命の推移

[単位：年]		平成22年 2010年	平成25年 2013年	平成28年 2016年	令和元年 2019年	平成22年と 令和元年の差	平均寿命の 増加分との差
健康寿命	男	70.93	71.14	71.52	72.60	+1.67	-0.07
	女	74.14	75.30	74.48	75.01	+0.87	-0.13
平均寿命	男	80.29	80.89	81.37	82.03	+1.74	—
	女	86.79	86.97	87.04	87.79	+1.00	—
健康寿命 (全国)	男	70.42	71.19	72.14	72.68	+2.26	+0.40
	女	73.62	74.21	74.79	75.38	+1.76	+0.61

注) ゴシック体は、国が算出した値。その他の明朝体は、横浜市が厚生労働省研究班「健康寿命算定プログラム」を用いて算出した値。平均寿命は、厚労省が5年に一度発表する「市区町村別の平均寿命」とは算出方法が異なるため一致しない。なお、厚生労働省研究班でも横浜市を含め大都市の健康寿命を算出しているが、ここでは使用していない。

＜健康寿命の算出方法＞

3年に一度の国民生活基礎調査の大規模調査年に行われる健康票の調査結果と、その年の人口及び死亡数を基礎情報とします。①国民生活基礎調査から横浜市の性・年齢階級別の日常生活に制限のない者の割合を得た上で、②生命表（ある期間における死亡状況（年齢別死亡率）が今後変化しないと仮定したときに、各年齢の者が1年以内に死亡する確率や平均してあと何年生きられるかという期待値などを死亡率や平均余命などの指標（生命関数）によって表したものを）を用いて、横浜市の定常人口と生存数を求めます。③性・年齢階級ごとに、定常人口に日常生活に制限のない者の割合を乗じることにより、日常生活に制限のない定常人口を求め、④次に、その年齢階級の合計を生存数で除すことにより、「日常生活に制限のない期間の平均」を得ます。

＜「日常生活に制限がない者」とは＞

国民生活基礎調査（健康票）において、「あなたは現在、健康上の問題で日常生活に何か影響がありますか」の問に対する回答「ある」「ない」のうち「ない」を回答した者です。

図 2-2-2 健康寿命の推移

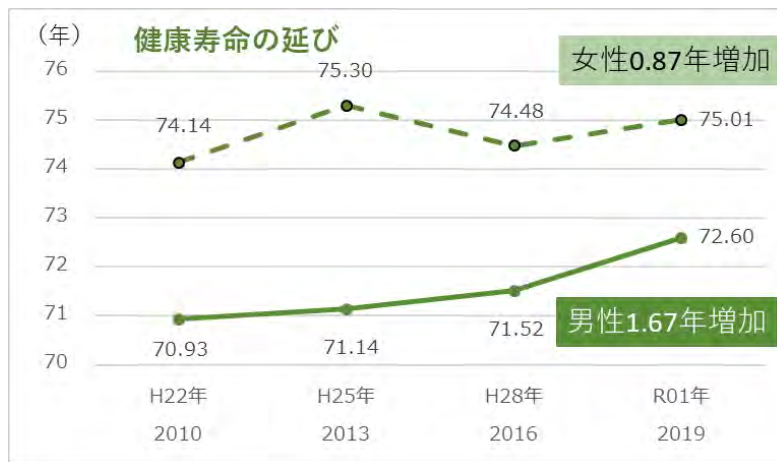
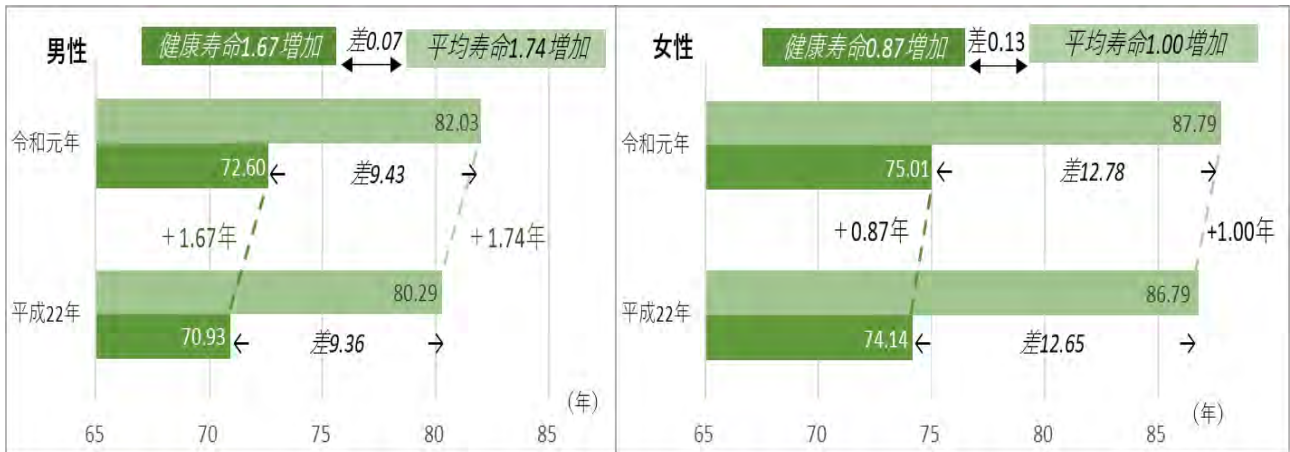
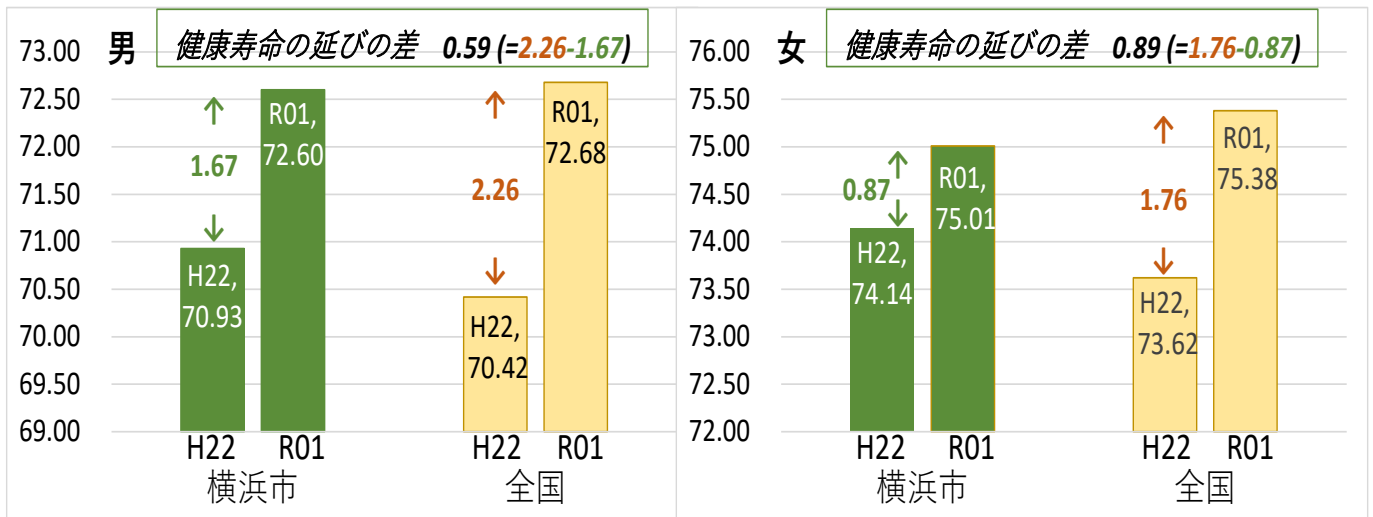


図 2-2-3 全国と横浜市の健康寿命の伸び



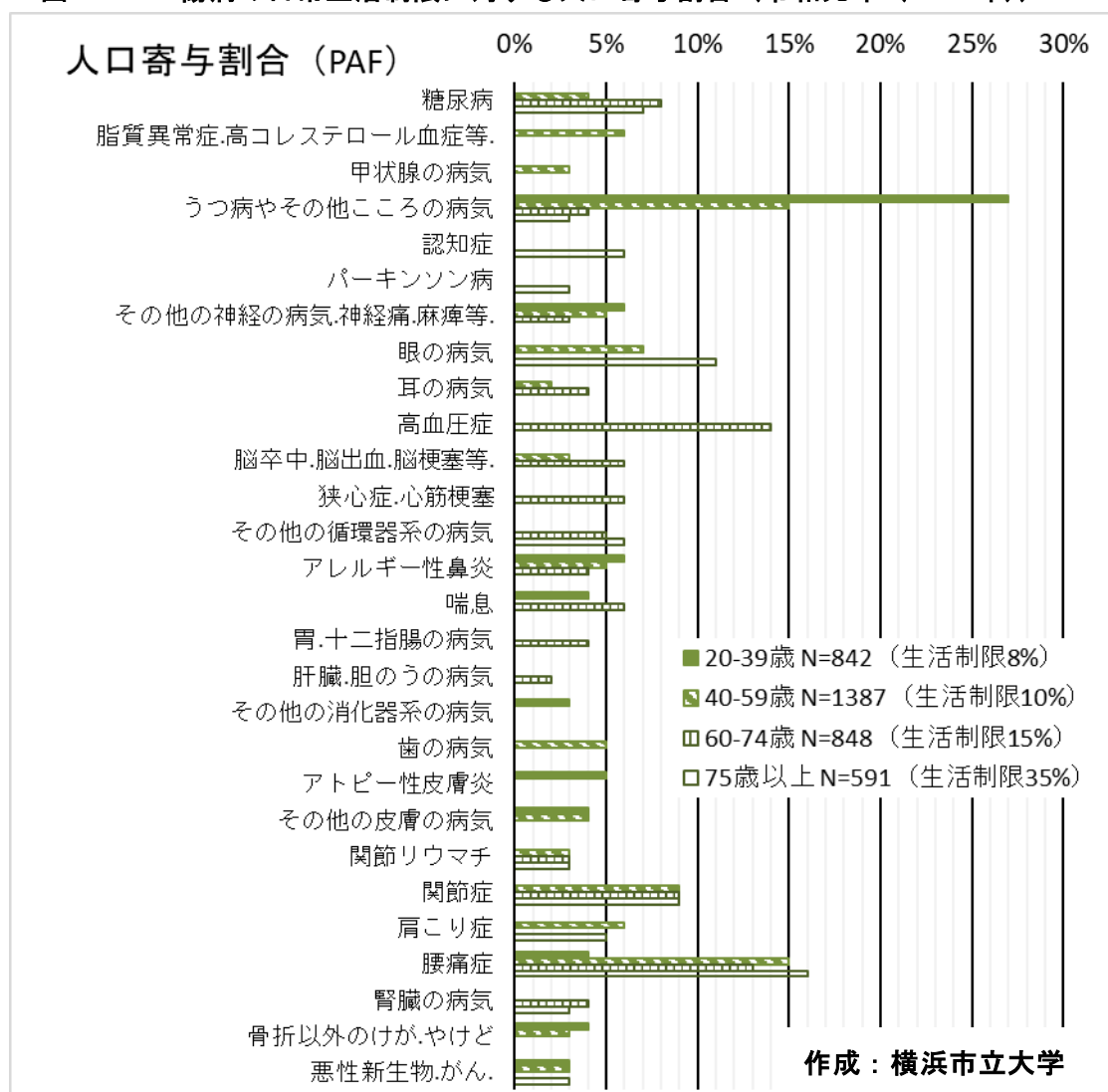
ウ 健康寿命の延伸に向けた分析

健康寿命は「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」を示しているため、どのような傷病（病気やけが）が日常生活の制限を生じさせているのかを分析し、健康寿命の延伸に向けた効果的な対策について検討しました（横浜市との包括連携協定及び覚書に基づく、横浜市立大学大学院データサイエンス研究科ヘルスデータサイエンス専攻による分析。以下「市立大学による分析」という。）。

令和元年（2019年）の国民生活基礎調査から20歳以上の市民3,668人のデータを用いて、日常生活の制限の有無と、病院や診療所等に通っている場合の傷病名の関連を調べました。その傷病を有する人が存在しなくなった場合に、「日常生活の制限あり」の人数が何%減少するのか（人口寄与割合：PAF）を年代別に推定しました。

対象とした36種類の傷病のうち、統計学的に意味があったのは28種類で、その中でも腰痛症（40歳以上）、高血圧症（60-74歳）、眼の病気（75歳以上）、うつ病やその他のこころの病気（20-59歳）に関する対策が、健康寿命の延伸に効果的である可能性が示唆されました（PAF：10%以上）。その他、20～59歳の働き・子育て世代について、生活習慣との関連が大きい傷病では、歯の病気、脂質異常症、肩こり症への対策も効果的である可能性が示唆されました（PAF：5%以上10%未満）。（図2-2-4）

図2-2-4 傷病の日常生活制限に対する人口寄与割合（令和元年（2019年））



(2) 区別に見る平均自立期間

<区別に見る平均自立期間>の要点

- 平均自立期間を区別に見ると、男女共に市平均よりも有意に長い区（青葉、都筑、戸塚、栄区）と有意に短い区（鶴見、中、南区）があります。この10年の伸びについては、平均自立期間が比較的短い区で伸びが大きくなっており、区間差は縮小傾向にあります。
- 横浜市全体の平均自立期間は、この10年間で男女共に伸びていますが、女性については、伸びが減少となっている区もあります。

区ごとの健康寿命の算出は、国民生活基礎調査の調査対象者数が少なく困難です。そのため、健康寿命の補完的指標とされ、かつ区ごとの算出が可能な「平均自立期間」を横浜市独自に参考値として算出しています。

平均自立期間とは「日常生活に介護を要しない期間の平均」を指します。ここでは、介護保険法の要介護認定における1号被保険者（65歳以上）の「要介護2～要介護5」を、介護を要する状態としました。

ただし、介護保険制度の変更による影響を受けやすく、実際の健康状態の変動とともに、算出上の誤差が発生するため、他集団との比較よりも同集団の経年変化に着目し、誤差の影響をならすために3年間の移動平均値を用いる姿勢が適切とされています。同じ算出プログラムを用いて、市独自に「平均寿命」も算出できますが、厚労省が5年に一度発表する「市区町村別の平均寿命」とは算出方法が異なり、一致しないことを理解して利用する必要があります。

健康寿命が6歳以上の調査対象者の主観としての日常生活上の制限を捉えていることに対し、平均自立期間は65歳以上の介護保険の要介護認定を利用していることが相違です。

令和3年（2021年）の横浜市民の平均自立期間は、男性80.25年、女性84.16年です。平成23年（2011年）から令和3年（2021年）について、3年間の移動平均値で見ると、男性1.24年、女性0.83年となっています。（表2-2-5、図2-2-5）

令和3年（2021年）の区別の平均自立期間と横浜市の値について、有意差検定（有意とは、偶然ではなく、統計学的に意味があること）を行ったところ、横浜市の値よりも有意に長い区と有意に短い区があり、男女でその区の傾向は似ています。平均寿命の長い区は平均自立期間も長い傾向が見受けられます。ただし、平均自立期間が最長の区と最短の区の差は縮小傾向にあります。（表2-2-6、図2-2-6、図2-2-7）

表 2-2-5 平均自立期間の推移

平均自立期間 (年)	H23年 2011年	H24年 2012年	H25年 2013年	H26年 2014年	H27年 2015年	H28年 2016年	H29年 2017年	H30年 2018年	R01年 2019年	R02年 2020年	R03年 2021年	伸び
横浜市(男性)	78.51	78.67	79.10	79.29	79.77	79.61	79.18	79.45	79.73	80.02	80.25	1.74
3年間の 移動平均値	—	78.76	79.02	79.39	79.55	79.52	79.41	79.45	79.73	80.00	—	1.24
横浜市(女性)	82.56	82.92	83.11	83.20	83.61	83.31	82.92	83.00	83.36	83.58	84.16	1.60
3年間の 移動平均値	—	82.86	83.08	83.30	83.37	83.28	83.07	83.09	83.31	83.70	—	0.83

図 2-2-5 平均自立期間の推移（※誤差の影響をならすために3年間の移動平均値を用いている）

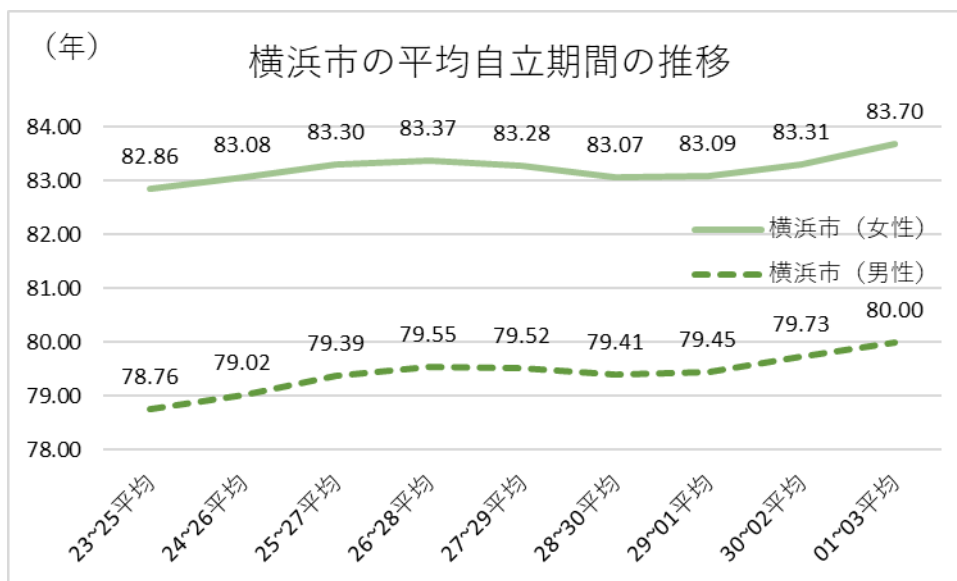


表 2-2-6 行政区別の平均自立期間 横浜市との比較 有意差検定

令和3年 (2021)	男			女		
	平均自立期間	平均寿命	※平均自立期間 横浜市との比較	平均自立期間	平均寿命	※平均自立期間 横浜市との比較
横浜市	80.25	81.97	—	84.16	87.71	—
鶴見	79.25	81.12	有意に短い	82.81	86.62	有意に短い
神奈川	80.06	81.85	短いが有意ではない	84.19	87.89	長いが有意ではない
西	79.03	80.69	有意に短い	83.40	86.99	短いが有意ではない
中	76.03	77.98	有意に短い	82.39	86.12	有意に短い
南	78.11	79.85	有意に短い	82.86	86.67	有意に短い
港南	80.75	82.64	長いが有意ではない	84.42	88.14	長いが有意ではない
保土ヶ谷	79.03	80.81	有意に短い	83.71	87.34	短いが有意ではない
旭	80.04	81.71	短いが有意ではない	84.11	87.50	短いが有意ではない
磯子	80.56	82.30	長いが有意ではない	83.80	87.24	短いが有意ではない
金沢	81.34	82.92	有意に長い	84.40	87.76	長いが有意ではない
港北	80.71	82.47	長いが有意ではない	84.27	87.94	長いが有意ではない
緑	80.51	82.07	長いが有意ではない	84.93	88.21	有意に長い
青葉	82.26	83.85	有意に長い	85.10	88.36	有意に長い
都筑	82.08	83.85	有意に長い	85.81	89.41	有意に長い
戸塚	81.02	82.63	有意に長い	84.85	88.21	有意に長い
栄	81.76	83.26	有意に長い	85.75	89.40	有意に長い
泉	81.02	82.79	有意に長い	83.94	87.44	短いが有意ではない
瀬谷	78.96	80.60	有意に短い	83.61	87.38	短いが有意ではない

比較検定方法			判定
「区の値 < 横浜市の値」	かつ	「区の値の信頼区間上限値 < 横浜市の値」 =	有意に短い
「区の値 < 横浜市の値」	かつ	「区の値の信頼区間上限値 ≥ 横浜市の値」 =	短いが有意ではない
「区の値 > 横浜市の値」	かつ	「区の値の信頼区間下限値 ≤ 横浜市の値」 =	長いが有意ではない
「区の値 > 横浜市の値」	かつ	「区の値の信頼区間下限値 > 横浜市の値」 =	有意に長い

図 2-2-6 令和 3 年（2021 年）の平均自立期間について、横浜市と各区を比較検定した結果を地図上に示した（「有意」とは、「偶然ではなく、統計学的に意味がある」ということ）

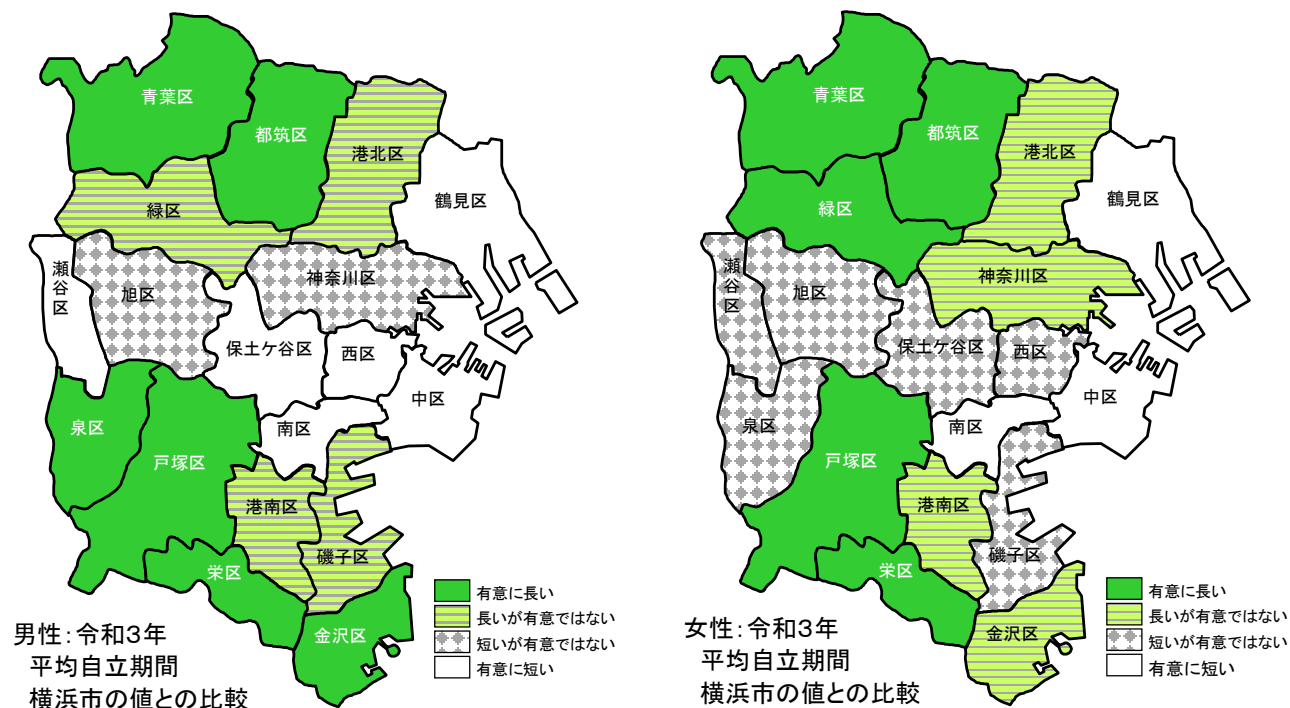
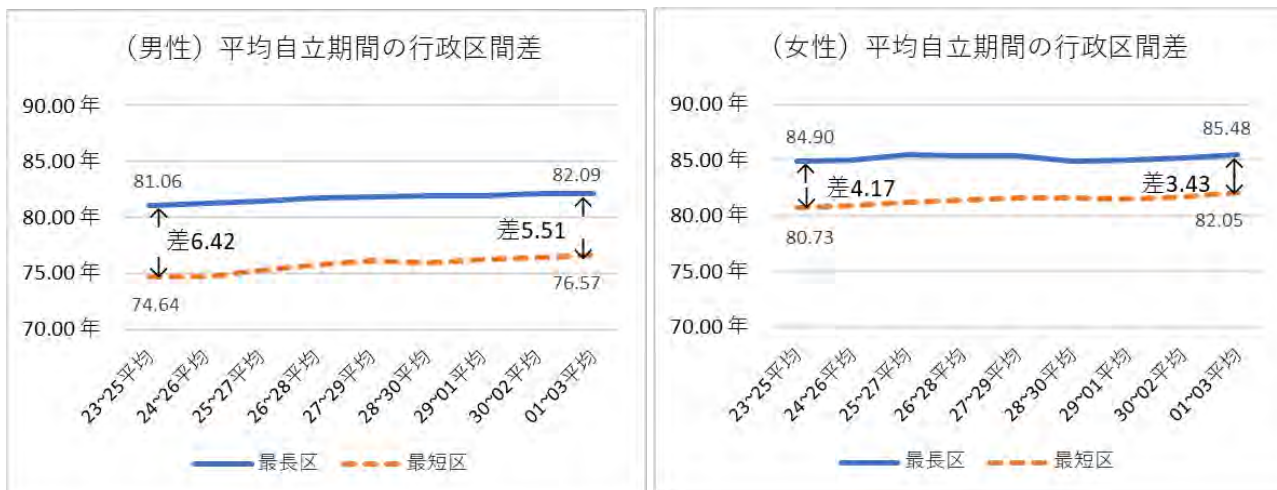
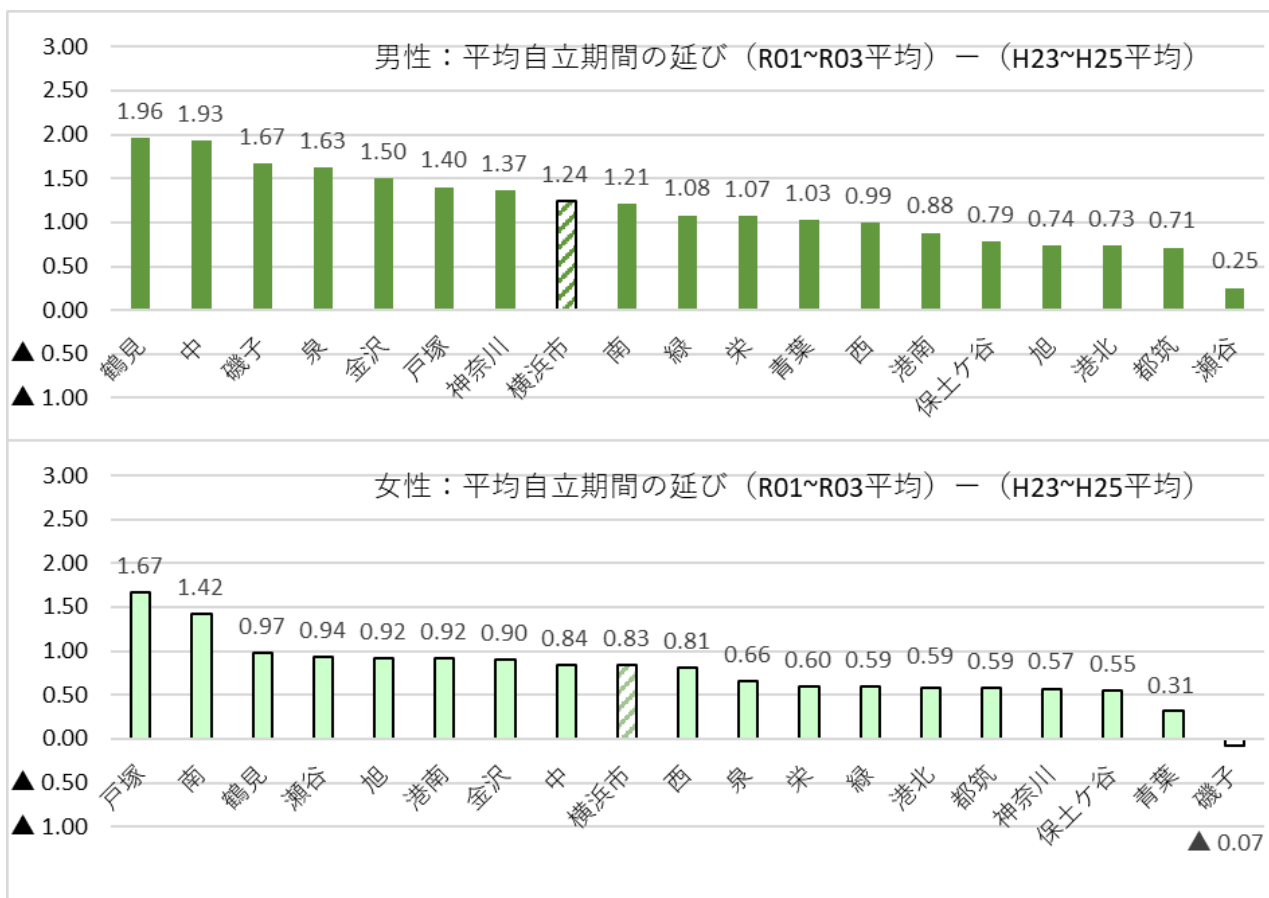


図 2-2-7 平均自立期間の行政区間差を、平均自立期間が最長の区と最短の区の差を示した
※誤差の影響をならすために 3 年間の移動平均値を用いている。



平成 23 年（2011 年）から令和 3 年（2021 年）の平均自立期間の伸びについて、伸びが長い区は、男性で鶴見、中、磯子、泉、金沢区、女性で戸塚、南、鶴見、瀬谷、旭区の順となっています。一方、女性の磯子区は伸びがマイナス（減少）になっています。介護が必要な人が着実に介護保険制度につながった結果とも捉えられますが、女性の健康寿命の伸びの鈍化と合わせて、今後の動向に留意していく必要があります。（図 2-2-8）

図 2-2-8 平成 23 年から令和 3 年の平均自立期間の延びについて、延びが長い区の順に示した
 ※誤差の影響をならすために 3 年間の移動平均値を用いている。



(3) 死因別死亡数と死亡率の状況

<死因別死亡数と死亡率の状況>の要点

- ・ 悪性新生物、心疾患、脳血管疾患の3つの疾患で死亡数の半数を占め、悪性新生物と心疾患の死亡数は増え続けています。ただし、働き世代の生活習慣病による早世は減少しています。
- ・ 全国と比較して有意に高い死因は、男性では悪性新生物の結腸、急性心筋梗塞、肝疾患等、女性では悪性新生物（部位別では乳房）、慢性閉塞性肺疾患等となっています。
- ・ 区別に見ると、男女共に鶴見、西、中、南区などで有意に高い死因が多くなっています。

ア 主要死因

令和3年（2021年）は横浜市民 35,921 人が死亡していました。この死亡総数に占める構成比を主な死因別に見ると、第1位の「悪性新生物」が全体の27.7%を占め、第2位の「心疾患」（14.6%）、第3位の「老衰」（13.8%）、第4位の「脳血管疾患」（6.4%）と続き、このうち「老衰」を除いた3つの疾患による死因で48.7%を占めています。次いで「肺炎」「誤嚥性肺炎」「不慮の事故」「肝疾患」と続きます。（図2-2-9）

死亡数の推移を見ると、「悪性新生物」「心疾患」「老衰」「誤嚥性肺炎」は増加傾向、「脳血管疾患」「肺炎」はやや減少傾向です。（図2-2-10）

図2-2-9 死亡の構成比

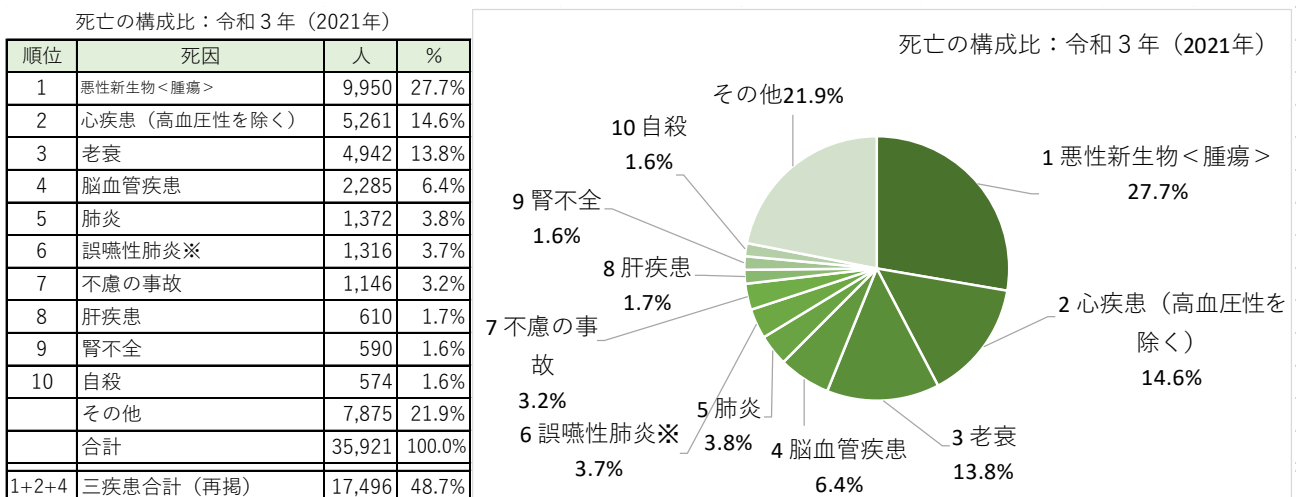
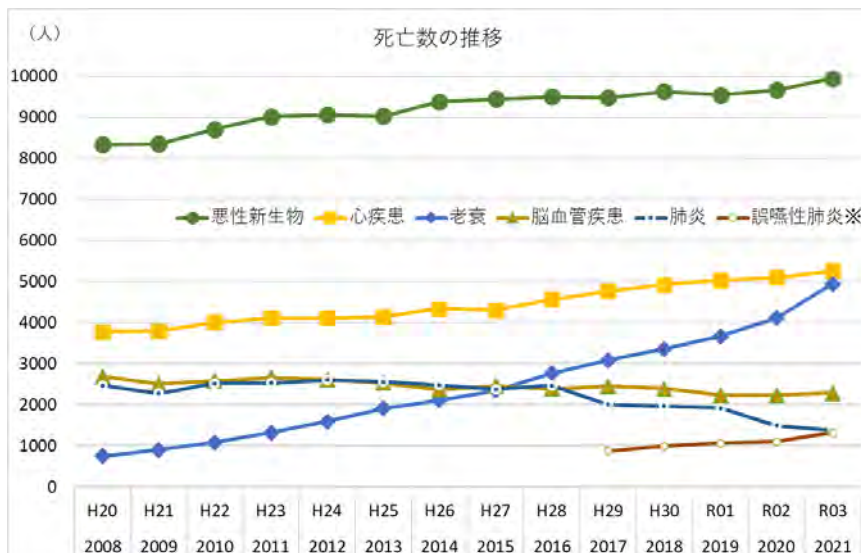


図2-2-10 死亡数の推移



※ 誤嚥性肺炎について
平成29年（2017年）より死因順位に用いる分類項目として、「誤嚥性肺炎」が追加されています。

(参考) 新型コロナウイルス感染症による死亡数

厚生労働省が公表した人口動態統計によると、令和3年(2021年)は、本市で552人となっており、腎不全(590人)、自殺(574人)に迫る死亡数となっています。

	令和2年(2020年)		令和3年(2021年)	
	全死因	新型コロナ	全死因	新型コロナ
全国	1,372,755	3,466	1,439,856	16,784
横浜市	33,619	147	35,921	552

注) 年齢不明、性別不明を含む総数

イ 働き世代の主要死因(生活習慣病による早世)

「心血管疾患、がん、糖尿病、慢性の呼吸器系疾患に関する若年(30~69歳)死亡率を、予防や治療を通じて減少させること」は、持続可能な開発目標(SDGs: Sustainable Development Goals)における2030年までの国際的な目標となっています。

本市においても、このような生活習慣病(NCDs 非感染性疾患)による早世を減らすことは重要と考え、30~69歳の横浜市民の死因について、急性心筋梗塞や脳血管疾患等の循環器系の疾患、悪性新生物、糖尿病、慢性閉塞性肺疾患等の呼吸器系の疾患の合計について独自算出しています。

粗死亡率(人口10万人あたりの死亡者数)の推移は、男女合計では平成27年(2015年)の203.7から令和3年(2021年)の175.3へ、男性では260.4から223.0へ、女性では144.6から125.4へとそれぞれ減少しています。

年齢調整死亡率(※)の推移を見ても、男女合計では、平成27年(2015年)の238.7から令和3年(2021年)の207.4へ、男性では313.5から270.4へ、女性では164.4から143.4へとそれぞれ減少しています。死亡数も年齢構成の影響を取り除いた死亡の状況も改善できていると考えられます。令和3年(2021年)時点では、男性は全国より下回っていますが、女性はわずかに上回っていることに留意が必要です。(図2-2-11)

図2-2-11 生活習慣病による早世(30~69歳年齢調整死亡率)



※年齢調整死亡率とは

悪性新生物や心疾患、脳血管疾患等は、高齢になればなるほど罹患する確率が高くなるため、高齢化が進むと死亡率は増える傾向にあります。そのため、人口構成が異なる地域間での比較や、同じ地域でも人口構成が異なる年での比較は単純には行えません。そこで、高齢化等の年齢構成の影響を取り除いて、それぞれの疾患の死亡率を比較するために使用されるのが、年齢調整死亡率で、基準人口の年齢構成と同様としたときの死亡率を算出したものです。基準人口には、平成27年（かつては昭和60年を使用）の全国人口の年齢構成に基づくモデル人口を使用します。単位は人口10万人あたりの死亡数です。横浜市健康福祉局健康推進課による独自算出では、全国及び横浜市の人口には、全国の年齢調整死亡率の算出が同時点で可能となることや、年齢不詳の人数が少なく年代別の分析に誤差が生じにくいといった点を考慮して、総務省が公表する当年1月1日現在の全国及び横浜市の住民基本台帳人口を用いました。

また、悪性新生物については特に、壮年期死亡を高い精度で評価するために「75歳未満年齢調整死亡率」が一般的に用いられることを受けて、他の疾患でもそれを中心に分析しています。

ウ 区別に見る主要死因の標準化死亡比

平成28年（2016年）から令和2年（2020年）までの期間の全国の年齢調整死亡率を1とした時の、横浜市全体及び各区の死亡の状況を比較しました（横浜市衛生研究所による独自算出）（※標準化死亡比：SMR）。（表2-2-7）

男性では、悪性新生物の結腸、急性心筋梗塞、肝疾患（ウイルス性肝炎は含まず）、老衰、不慮の事故の死亡率が全国と比較して有意（偶然ではなく、統計学的に意味がある）に高い状況となっています。区別に見ると、鶴見、西、中、南区で有意に高い死因が多くなっています。中と南の男性の肝疾患だけが、2.0を超えています。令和3年（2021年）の肝疾患による横浜市男性の死亡は444人、このうち中区が46人、南区が44人で、この2区で20.3%を占めています。一方、金沢、港北、緑、青葉、都筑、戸塚、栄、泉区は老衰のみが有意に高いか、有意に高いものがなく、全死因は有意に低くなっています。

女性では、悪性新生物（部位別では乳房）、慢性閉塞性肺疾患、老衰、不慮の事故の死亡率が全国と比較して有意に高い状況となっています。特に、悪性新生物の乳房については、区別に見ても有意に高い区が12区あり、有意に低い区はない状況です。また、不慮の事故については、有意に高い区が13区あり、有意に低い区はない状況です。令和3年（2021年）の不慮の事故による横浜市女性の死亡は492人で、このうち不慮の溺死及び溺水が209人おり、その94.7%にあたる198人が65歳以上となっています。11月～3月に不慮の溺死及び溺水が多いことも特徴です。男性と同様に、鶴見、西、中、南区などで有意に高い死因が多くなっています。また、旭、青葉、栄区のように全死因は有意に低くても、悪性新生物の乳房は有意に高い状況の区があります。都筑区は有意に高いものがなく、泉区は老衰のみが有意に高くなっています。

※標準化死亡比（SMR：Standardized Mortality Ratio）とは

死亡率は通常、年齢によって大きな違いがあることから、異なった年齢構成をもつ地域の死亡率同士をそのまま比較することはできません。比較を可能にするためには標準的な年齢構成に合わせて、地域別の年齢階級別の死亡率を算出して比較する必要があります。

標準化死亡比は、全国の死亡率（人口10万対の死亡数）を対象地域に当てはめて計算した死亡数と、実際に観察された死亡数とを比較するものです。標準化死亡比が1より大きい場合は全国平均より死亡率が高いと判断され、1より小さい場合は死亡率が低いと判断されます。それが有意（偶然ではなく、統計学的に意味があるということ）に高いか低いかを判定することも可能です。

表 2-2-7 行政区別に見る主要死因の標準化死亡比(平成 28 年(2016 年)から令和 2 年(2020 年))

【男性】 区名	全死因	悪性新生物							心疾患		慢性閉塞性肺疾患	肝疾患	老衰	不慮の事故		自殺
		胃	結腸	直腸	肺	乳房※	子宮	急性心筋梗塞	脳血管疾患	交通事故						
鶴見	1.115	1.089	0.972	1.230	1.040	1.124	-	-	1.163	0.971	1.259	1.474	1.596	1.186	0.753	0.861
神奈川	1.024	1.015	0.988	1.122	1.033	1.030	-	-	1.153	0.944	0.993	1.583	1.212	1.098	0.528	0.855
西	1.094	1.037	1.023	1.141	1.016	0.971	-	-	1.240	0.924	0.958	1.525	1.633	1.086	0.268	0.859
中	1.286	1.151	1.072	1.203	1.223	1.110	-	-	1.792	1.291	1.194	3.901	1.387	1.448	0.795	1.259
南	1.155	1.124	1.096	1.186	0.989	1.076	-	-	1.814	1.156	1.052	2.549	1.452	1.163	0.668	0.963
港南	0.960	0.963	0.952	1.036	1.015	0.883	-	-	1.362	0.938	0.937	1.079	1.396	1.105	0.676	0.767
保土ヶ谷	1.020	1.032	1.089	1.103	1.013	1.031	-	-	1.226	1.005	0.924	1.277	1.511	1.101	0.671	0.761
旭	0.973	0.951	0.935	1.058	1.032	0.915	-	-	1.083	0.895	0.927	1.251	1.601	1.045	0.536	0.848
磯子	1.022	1.040	1.014	1.056	0.925	0.989	-	-	1.198	0.905	0.983	1.054	1.513	1.132	1.058	0.817
金沢	0.931	0.977	0.955	0.977	0.987	0.902	-	-	0.856	0.795	0.876	1.004	1.284	0.883	0.607	0.775
港北	0.900	0.921	0.867	0.972	1.016	0.919	-	-	0.950	0.817	0.881	1.023	1.147	0.978	0.412	0.737
緑	0.899	0.934	1.029	1.094	0.787	0.843	-	-	0.842	0.835	0.865	0.951	1.387	0.989	0.785	0.682
青葉	0.788	0.869	0.910	0.975	0.927	0.790	-	-	0.667	0.670	0.594	0.799	1.287	0.805	0.510	0.683
都筑	0.844	0.958	0.949	1.028	0.974	0.908	-	-	0.823	0.758	0.790	0.786	1.121	1.039	0.704	0.741
戸塚	0.929	0.966	0.892	0.986	0.971	0.937	-	-	0.919	0.856	0.819	0.994	1.302	1.005	0.604	0.781
栄	0.910	0.911	0.994	0.989	0.914	0.790	-	-	0.958	0.821	0.868	1.068	1.552	0.953	0.632	0.860
泉	0.931	0.954	0.983	1.029	0.991	0.865	-	-	0.775	0.910	0.891	1.139	1.344	1.039	0.265	0.761
瀬谷	1.018	1.013	1.079	1.066	1.095	0.983	-	-	1.228	0.893	1.022	1.014	1.381	1.058	0.920	0.865
横浜市	0.978	0.988	0.977	1.063	0.996	0.946	-	-	1.094	0.901	0.924	1.322	1.383	1.050	0.624	0.814
【参考】 死亡者数 (令和3年)	18,942	5,787	685	489	252	1,298	-	-	404	1,188	311	444	1,464	654	39	373

※男性の「悪性新生物・乳房」は死亡者数が少数のため掲載していない。

【女性】 区名	全死因	悪性新生物							心疾患		慢性閉塞性肺疾患	肝疾患	老衰	不慮の事故		自殺
		胃	結腸	直腸	肺	乳房	子宮	急性心筋梗塞	脳血管疾患	交通事故						
鶴見	1.158	1.134	0.926	1.049	1.129	1.180	1.266	0.966	0.768	1.023	1.665	1.132	1.539	1.532	0.823	1.023
神奈川	1.057	1.049	0.995	1.063	0.991	1.051	1.110	0.990	0.785	0.906	2.078	1.150	1.354	1.306	0.438	0.869
西	1.198	1.103	1.064	1.060	1.097	0.993	1.317	0.983	0.749	1.088	1.336	1.126	1.836	1.440	0.958	1.114
中	1.121	1.162	1.041	1.047	1.138	1.102	1.325	0.968	1.091	0.963	1.674	1.378	1.442	1.486	0.529	1.123
南	1.193	1.151	1.137	1.018	0.996	1.322	1.157	0.992	1.552	1.136	1.320	1.267	1.692	1.411	0.562	1.150
港南	1.020	1.044	0.951	1.025	0.930	1.083	1.140	1.000	1.000	0.935	1.119	1.036	1.599	1.353	0.608	0.966
保土ヶ谷	1.029	1.057	0.988	1.031	0.931	1.065	1.233	0.916	0.790	0.977	1.414	1.063	1.476	1.211	0.450	0.886
旭	0.951	0.973	0.897	1.043	0.964	0.930	1.168	0.952	0.688	0.818	1.294	0.988	1.376	1.132	0.415	1.053
磯子	1.031	1.052	0.914	0.994	1.018	1.048	1.164	0.989	0.833	0.922	1.750	1.225	1.372	1.419	0.435	0.991
金沢	1.031	1.020	0.929	1.047	1.000	0.989	1.152	0.983	0.724	0.874	0.960	0.861	1.527	1.254	0.489	1.071
港北	0.986	0.984	0.904	0.987	0.956	0.934	1.172	0.966	0.782	0.848	1.065	1.002	1.314	1.210	0.738	0.850
緑	0.896	0.965	0.907	0.958	1.134	1.015	1.145	0.989	0.635	0.698	0.908	0.970	1.101	1.240	0.686	1.049
青葉	0.875	0.937	0.836	0.953	0.940	0.923	1.147	0.904	0.508	0.677	0.917	0.807	1.312	1.063	0.550	0.896
都筑	0.823	0.964	0.866	0.979	1.001	1.029	1.130	0.894	0.602	0.676	1.109	0.905	1.057	0.964	0.169	0.812
戸塚	0.960	0.954	0.880	0.978	0.975	0.970	1.035	0.939	0.778	0.951	1.906	1.038	1.234	1.156	0.386	0.974
栄	0.947	0.953	0.895	1.013	0.895	1.031	1.187	1.019	0.680	0.802	1.138	0.858	1.520	1.139	0.268	1.041
泉	0.910	0.938	0.975	0.979	1.001	0.941	1.068	0.932	0.549	0.856	0.804	0.990	1.260	0.971	0.599	0.876
瀬谷	1.027	1.056	0.924	1.130	0.991	1.084	1.327	0.841	0.838	0.974	1.116	0.877	1.387	1.243	0.819	1.000
横浜市	1.002	1.021	0.938	1.016	0.997	1.032	1.168	0.956	0.791	0.886	1.315	1.030	1.385	1.240	0.543	0.972
【参考】 死亡者数 (令和3年)	16,979	4,163	344	529	135	605	494	175	180	1,097	73	166	3,478	492	17	201

有意に高い 有意に低い 横浜市衛生研究所が算出・作成したものを改編

(4) 主要死因の推移と状況

横浜市民の主要死因である「悪性新生物」「心疾患」「脳血管疾患」のほか、主要原因は長期の喫煙習慣である「慢性閉塞性肺疾患（COPD）」、様々な取組との連携が必要となる「自殺」について、死因の推移と状況をみていきます。

＜主要死因の推移と状況＞の要点

- ・悪性新生物の部位別死亡数は多い順に、男性では肺、大腸、胃、女性では大腸、肺、乳房となっています。ただし、75歳未満年齢調整死亡率で見ると、女性の乳房と子宮の順位が上がり、他の部位に比べて早世していることがわかります。
- ・75歳未満又は全年代の年齢調整死亡率について、全国値より上回って推移していたり、今後の増加傾向の可能性に留意が必要となるのは、男女の虚血性心疾患、慢性閉塞性肺疾患（COPD）、女性の肺がん、乳がん、子宮がん及び自殺と考えられます。

ア 悪性新生物

悪性新生物は死因の第1位であり、令和3年（2021年）の死亡数は9,950人（男性5,787人、女性4,163人）、死因順位は昭和55年（1980年）以降、第1位となっています。

75歳未満年齢調整死亡率（横浜市健康福祉局による独自算出）の推移は、男性では平成27年（2015年）の180.7から令和3年（2021年）の152.5へ、女性では104.5から93.5へとそれぞれ減少しており、年齢構成の影響を取り除いた死亡の状況は改善してきていると考えられます。令和3年（2021年）時点では、男性は全国より下回っていますが、女性はわずかに上回っていることに留意が必要です。（図2-2-12）

図2-2-12 悪性新生物の75歳未満年齢調整死亡率の推移



部位別悪性新生物の死亡数は、多い順に、男性では①肺、②大腸、③胃、④膵、⑤肝となっており、女性では①大腸、②肺、③乳房、④膵、⑤胃となっています。（表2-2-8）

一方、75歳未満年齢調整死亡率で見ると、高い順に、男性が①肺、②大腸、③膵、④胃、⑤肝となっており、死亡数との大幅な順位の入替えはありません。女性については①乳、②大腸、③肺、④膵、⑤子宮となっており、乳がんや子宮がんは75歳未満で亡くなる方の多いことが反映されてきます。（表2-2-9）

表 2-2-8 部位別悪性新生物死亡数（令和3年（2021年））

	男性	女性	合計
1位	肺 1,298	大腸 664	肺 1,903
2位	大腸 741	肺 605	大腸 1,405
3位	胃 685	乳房 494	胃 1,029
4位	膵 518	膵 488	膵 1,006
5位	肝 393	胃 344	肝 570
6位	前立腺 367	胆のう 202	乳房 500
7位	悪性リンパ腫 244	肝 177	胆のう 442
8位	胆のう 240	子宮 175	悪性リンパ腫 395
9位	膀胱 147	悪性リンパ腫 151	前立腺 367
10位	白血病 135	卵巣 129	白血病 221

表 2-2-9 部位別悪性新生物 75歳未満年齢調整死亡率（令和3年（2021年））

	男性	女性
1位	肺 33.8	乳房 17.3
2位	大腸 19.9	大腸 13.5
3位	膵 17.3	肺 10.8
4位	胃 16.1	膵 9.7
5位	肝 11.7	子宮 6.7

（ア）胃の悪性新生物

令和3年（2021年）の死亡数は1,029人（男性685人、女性344人）でした。75歳未満年齢調整死亡率の推移は、男性では平成27年（2015年）の22.8から令和3年（2021年）の16.1へ、女性では8.6から5.0へとそれぞれ減少しており、年齢構成の影響を取り除いた死亡の状況は改善してきていると考えられます。令和3年（2021年）時点では男女共に全国よりも下回っています。（図2-2-13）

（イ）肺（気管、気管支を含む）の悪性新生物

令和3年（2021年）の死亡数は1,836人（男性1,322人、女性605人）でした。75歳未満年齢調整死亡率の推移は、男性では平成27年（2015年）の27.0から令和3年（2021年）の22.1へ、女性では12.6から10.8へとそれぞれ減少しており、年齢構成の影響を取り除いた死亡の状況は改善してきていると考えられます。令和3年（2021年）時点では男女共に全国よりも下回っていますが、女性については、それ以前は全国よりも上回っている年が多く留意が必要です。（図2-2-14）

（ウ）大腸の悪性新生物

令和3年（2021年）の大腸がん（結腸がん、直腸がんの合計）の死亡数は1,405人（男性741人、女性664人）でした。75歳未満年齢調整死亡率の推移は、男性では平成27年（2015年）の25.3から令和3年（2021年）の19.9へ、女性では15.4から13.5へとそれぞれ減少しており、年齢構成の影響を取り除いた死亡の状況は改善してきていると考えられます。令和3年（2021年）時点では、男性は全国よりも下回っていますが、女性はわずかに上回っていることに留意が必要です。（図2-2-15）

図 2-2-13 胃の悪性新生物の 75 歳未満年齢調整死亡率の推移



図 2-2-14 肺の悪性新生物の 75 歳未満年齢調整死亡率の推移

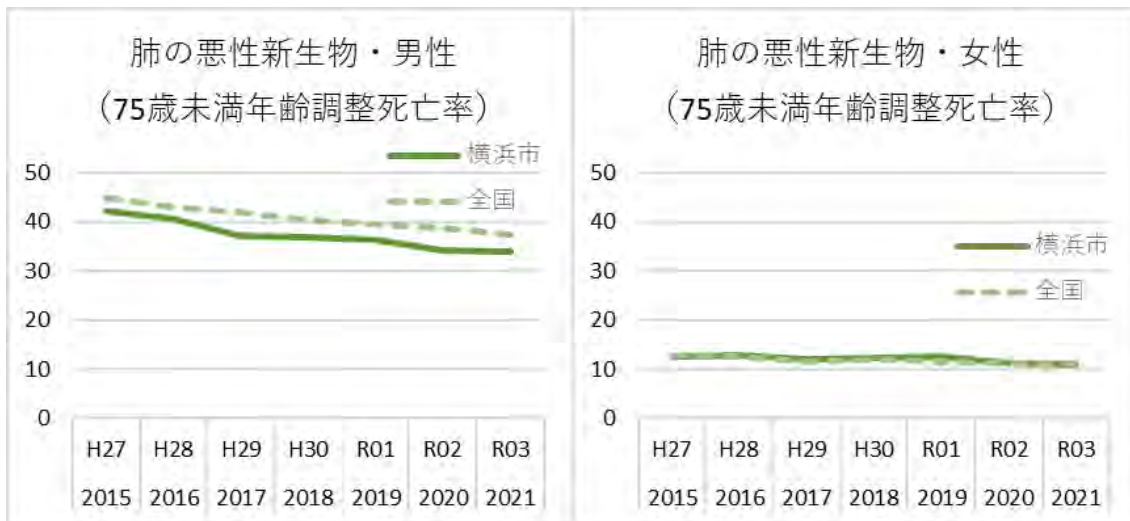
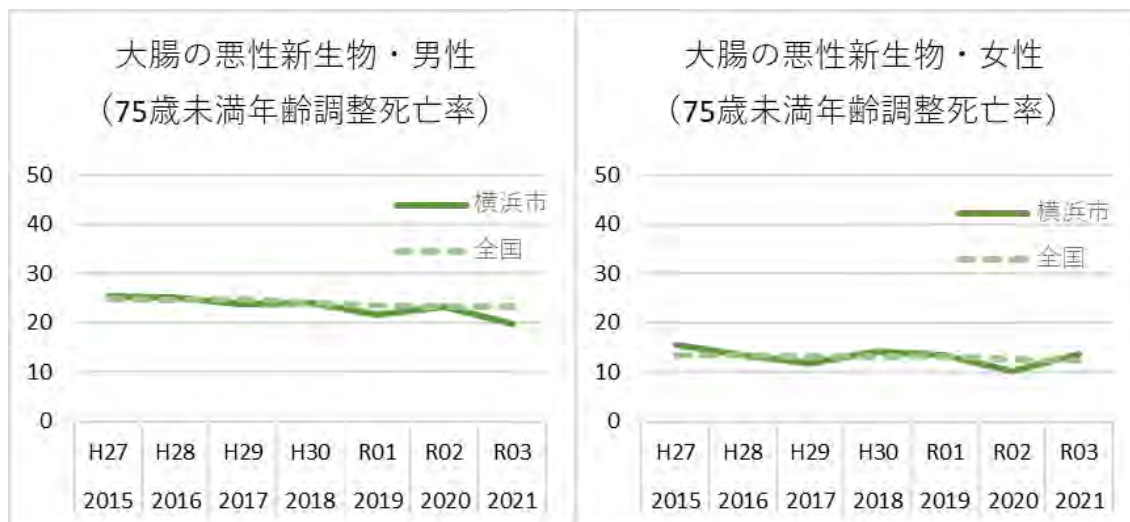


図 2-2-15 大腸の悪性新生物の 75 歳未満年齢調整死亡率の推移



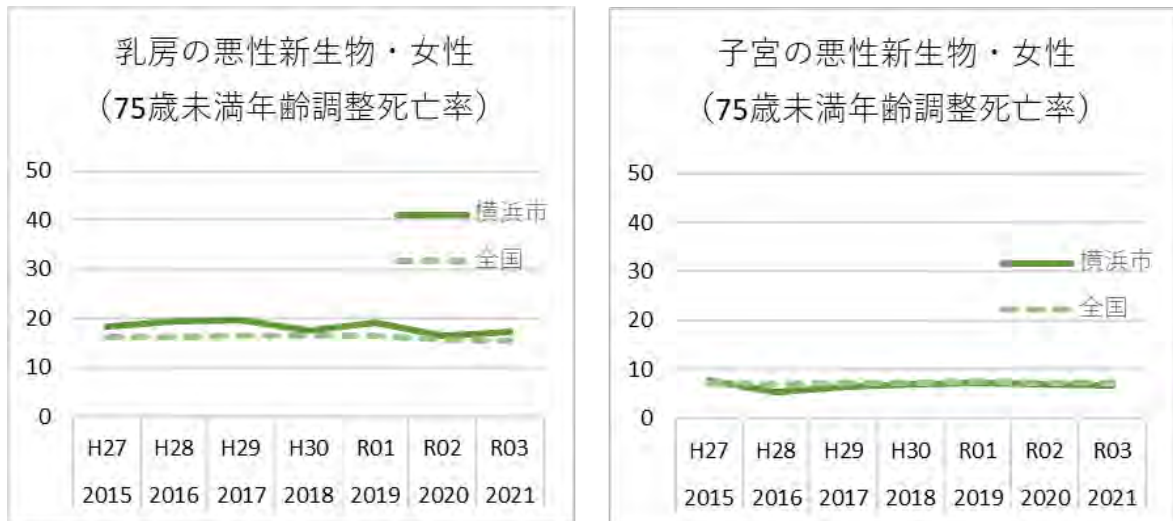
(エ) 乳房の悪性新生物

令和3年(2021年)の死亡数は500人(男性6人、女性494人)でした。75歳未満年齢調整死亡率の推移は、女性では平成27年(2015年)の18.4から令和3年(2021年)の17.3へと減少しており、年齢構成の影響を取り除いた死亡の状況は改善してきていると考えられますが、全国よりも上回っている状態で推移していることに留意が必要です。(図2-2-16)

(オ) 子宮の悪性新生物

令和3年(2021年)の死亡数は175人でした。75歳未満年齢調整死亡率の推移は、平成27年(2015年)の7.8から令和3年(2021年)の6.7へと減少しており、年齢構成の影響を取り除いた死亡の状況は改善してきていると考えられます。ただし、平成28年(2016年)の5.4と比較すると増加傾向にあり留意が必要です。令和3年(2021年)時点では全国よりも下回っています。(図2-2-16)

図2-2-16 乳房と子宮の悪性新生物の75歳未満年齢調整死亡率の推移(女性)

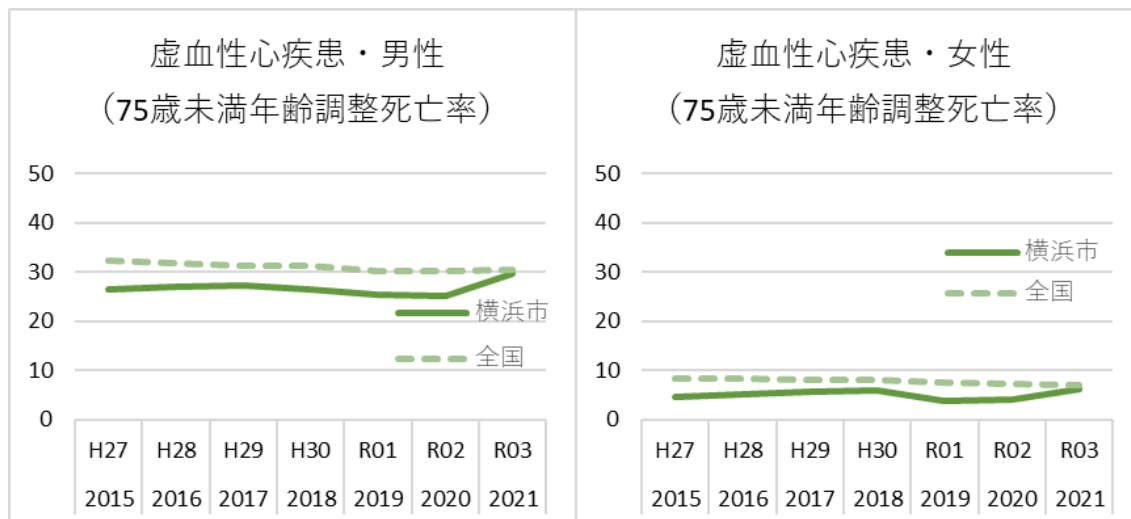


イ 心疾患

心疾患(高血圧性を除く)は死因の第2位であり、令和3年(2021年)の死亡数は5,261人(男性2,856人、女性2,405人)、死因順位は平成12年(2000年)以降、第2位となっています。75歳未満年齢調整死亡率(横浜市健康福祉局による独自算出)は、男性では平成27年(2015年)の61.7から令和3年(2021年)の68.5へと増加、女性でも17.5から19.8へと増加し、男女共に全国より上回って推移しています。

さらに、心疾患のうち、突然死のリスクがある急性心筋梗塞を含む虚血性心疾患のみを見ても、男性では平成27年(2015年)の26.4から令和3年(2021年)の29.8へ、女性では4.5から6.3へとそれぞれ増加しています。特に、令和に入るあたりから増加傾向にあり、心疾患全体の状況も踏まえると、今後の状況に留意していく必要があります。男女共に全国よりは下回って推移しています。(図2-2-17)

図 2-2-17 虚血性心疾患の 75 歳未満年齢調整死亡率の推移

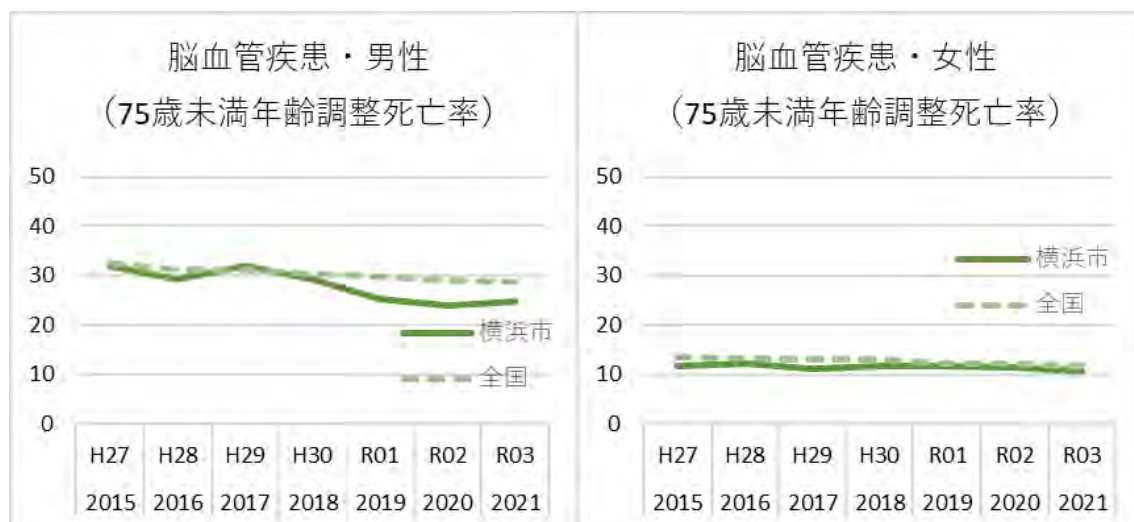


ウ 脳血管疾患

脳血管疾患は死因の第 4 位であり、令和 3 年（2021 年）の死亡数は 2,285 人（男性 1,188 人、女性 1,097 人）、死因順位は平成 12 年（2000 年）に心疾患に抜かれて第 3 位となって以降、第 4 位の肺炎とほぼ同数の死亡者数のまま、共にゆるやかな減少傾向で推移し、平成 28 年（2016 年）に老衰に抜かれて第 4 位となっています。

75 歳未満年齢調整死亡率（横浜市健康福祉局による独自算出）の推移は、男性では平成 27 年（2015 年）の 31.9 から令和 3 年（2021 年）の 24.8 へ、女性では 11.7 から 10.5 へとそれぞれ減少しており、年齢構成の影響を取り除いた死亡の状況は改善してきていると考えられます。令和 3 年（2021 年）時点では男女共に全国よりも下回っています。（図 2-2-18）

図 2-2-18 脳血管疾患の 75 歳未満年齢調整死亡率の推移



エ 慢性閉塞性肺疾患 (COPD)

慢性閉塞性肺疾患の令和 3 年（2021 年）の死亡数は 384 人（男性 311 人、女性 73 人）でした。

全年代の年齢調整死亡率（横浜市健康福祉局による独自算出）の推移は、男性では平成 27

年（2015年）の26.2から令和3年（2021年）の22.1へ、女性では4.8から3.4へとそれぞれ減少しており、年齢構成の影響を取り除いた死亡の状況は改善してきていると考えられます。男性は全国よりも下回って推移していますが、令和3年は増加に転じています。女性については、全国よりも上回って推移していることに留意が必要です。（図2-2-19）

図2-2-19 慢性閉塞性肺疾患の全年代の年齢調整死亡率の推移



オ 自殺

自殺は死因の第10位であり、令和3年（2021年）の死亡数は574人（男性373人、女性201人）でした。

全年代の年齢調整死亡率（横浜市健康福祉局による独自算出）の推移は、男性では平成27年（2015年）の20.5から令和3年（2021年）の20.1へ、女性では10.6のままと、大きな変化は見られない状態です。ただし、減少傾向にあったものが令和に入り増加に転じる変化があり、女性の令和2年（2020年）及び令和3年（2021年）は、平成23年（2011年）の259人以来の200人超えとなっており、その動向には特に留意が必要と考えられます。令和3年（2021年）時点では男性は全国よりも下回り、女性は上回っています。（図2-2-20）

図2-2-20 自殺の全年代の年齢調整死亡率の推移



(5) 介護が必要となった原因疾患

<介護が必要となった原因疾患>の要点

- ・要介護となった主な原因としては、脳血管疾患の割合が最も多く、次いで、認知症、骨折・転倒の順となっています。
- ・要支援となった原因を見ると、骨折・転倒の割合が最も多く、次いで、関節疾患（膝・股関節など）、高齢による衰弱、脳血管疾患と続いています。

令和4年度（2022年度）の市高齢者実態調査によると、要介護と認定された人のうち、介護が必要となった主な原因は、脳血管疾患（脳出血、脳梗塞など）が16.6%と最も多く、認知症15.0%、骨折・転倒13.4%、高齢による衰弱8.0%と続いています。がん（悪性新生物）は2.9%、呼吸器疾患（肺気腫、肺炎等）は1.6%、糖尿病は1.9%となっています。（図2-2-21）

さらに、要介護4、5の要介護度が高い人に限った場合も、脳血管疾患の割合がそれぞれ24.5%、24.0%と最も高くなっています。（図2-2-22）

要支援となった原因を見ると、骨折・転倒が19.7%と最も多く、関節疾患（膝・股関節など）14.1%、高齢による衰弱9.9%、脳血管疾患8.0%と続いています。（図2-2-21）

図2-2-21 要介護や要支援となった主な原因

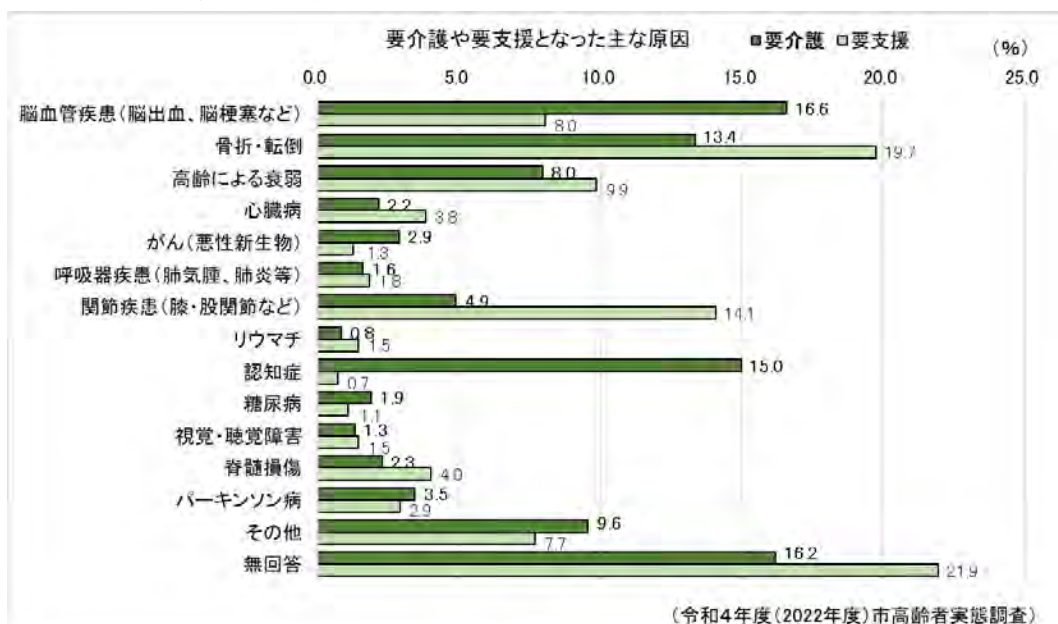
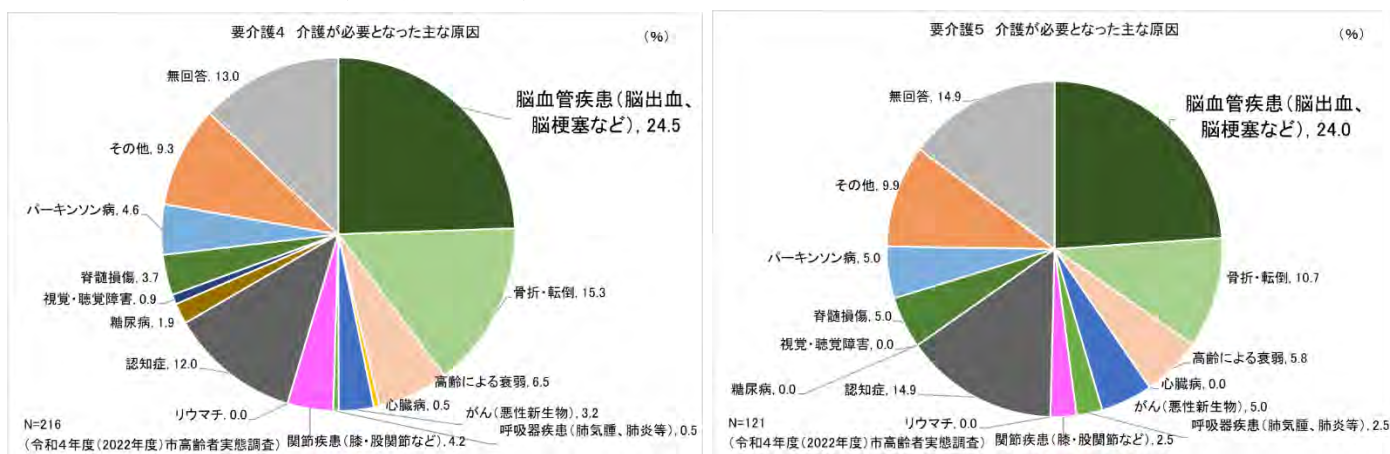


図2-2-22 要介護4、5 介護となった主な原因



(6) その他の主要疾患の状況

<その他の主要疾患（高血圧症、脂質異常症、糖尿病、歯周病）の状況>の要点

- ・特定健診の検査結果については、全国値と比較すると比較的良好なデータが多くなっています。
- ・脂質異常症については、薬を服用している人は全国値よりも少ない傾向ですが、LDL コレステロールの値は男女共に高い（悪い）状態となっています。

心疾患や脳血管疾患のように、死因や介護の要因とはなりにくいものの、これらの疾患に至る背景に、高血圧症、脂質異常症、糖尿病等の生活習慣病が大きく影響することは知られています。

特定健診は、40～74歳を対象として、内臓脂肪の蓄積に起因する高血圧症、脂質異常症、糖尿病等の生活習慣病のリスクを見つけ、生活習慣の改善、病気の予防を目的に実施されているものです。NDBオープンデータの令和2年度（2020年度）の特定健診結果から、これらの疾患の状況を見ていきます。

その他、歯周病も生活習慣が密接に関係しています。糖尿病が歯周病を悪化させることや、歯周病の予防や治療が生活習慣病の改善につながるということが明らかになっています。

※NDBオープンデータとは

厚生労働省が公開しているもので、特定健診の令和2年度（2020年度）分は、様々な保険者の下で特定健診を受診した横浜市民約82万人（男性約47万人、女性約35万人）、全国で約2,900万人の特定健診のデータが集計された画期的なものとなっていますが、全国、都道府県別、二次医療圏別（横浜市全域が一つの二次医療圏）に、健診受診者の居住地の郵便番号を下に集計されたデータのみで、区別の分析は行えません。

ア 高血圧症

特定健診の質問項目で「血圧を下げる薬を服用していますか」に「はい」と回答した横浜市民は男性20.8%、女性12.4%となっています。（図2-2-23）

また、特定健診における収縮期血圧(mmHg)の平均値は、横浜市民の男性125.55、女性118.79となっています。（図2-2-24）

いずれの値も、全国値及び最上位県の値より良好となっています。

図2-2-23 特定健診質問項目「血圧を下げる薬を服用していますか」

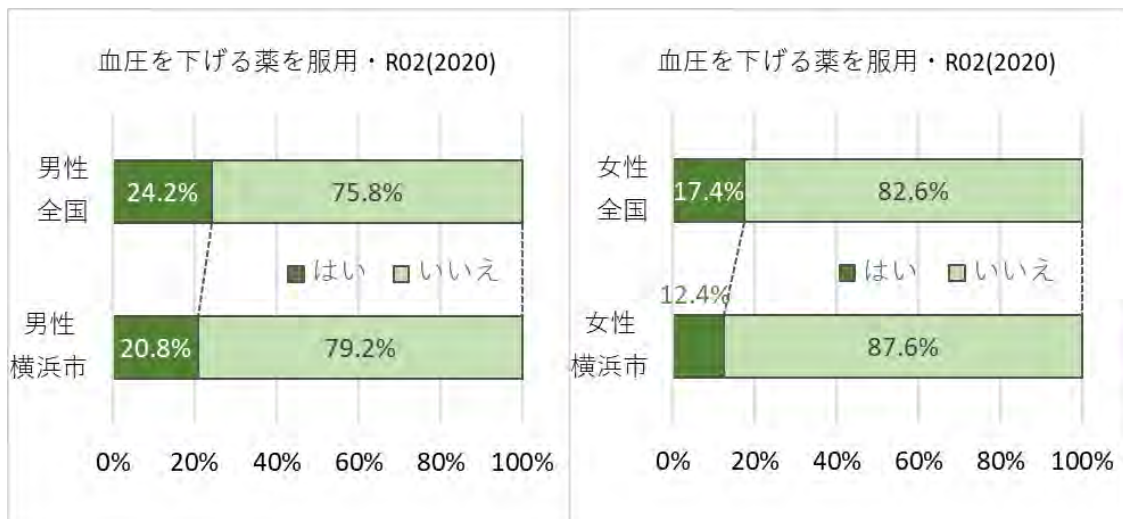
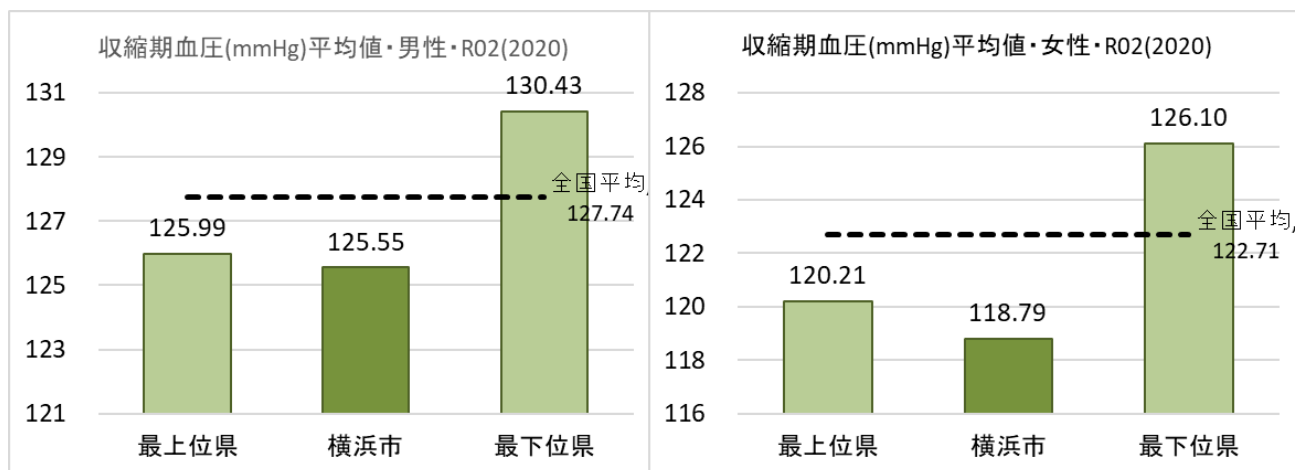


図 2-2-24 特定健診検査結果・収縮期血圧・平均値<受診勧奨値：140 以上>



※グラフ中の「最上位県」「最下位県」：横浜市の値がどの程度の位置にあるのかをわかりやすく示すために、全国平均との比較に加え、都道府県別の平均値のうち、最も良いものを「最上位県」、最も悪いものを「最下位県」として示しています。

イ 脂質異常症

特定健診の質問項目で「コレステロールや中性脂肪を下げる薬を服用していますか」に「はい」と回答した横浜市民は男性 13.4%、女性 12.0%となっています。(図 2-2-25)

また、特定健診における LDL コレステロール (いわゆる悪玉コレステロール：mg/dl) の平均値は、横浜市民の男性 127.55、女性 126.50 となっています。(図 2-2-26)

男女共に、薬の服用割合は全国値と比較して下回っていますが、検査平均値は不良で上回っており、男性については最下位県の値をも上回っています。

検査平均値を年代別に見ると、全年代で全国値より不良で上回る傾向にあります。50 代後半以降は特に、全国値との差が大きくなっています。(図 2-2-27)

なお、中性脂肪 (mg/dl) と HDL コレステロール (mg/dl) は、男女共に全国値と比較して良好な状態で、女性は最上位県の値より良好となっています。(図 2-2-28、図 2-2-29)

図 2-2-25 特定健診質問項目「コレステロールや中性脂肪を下げる薬を服用していますか」

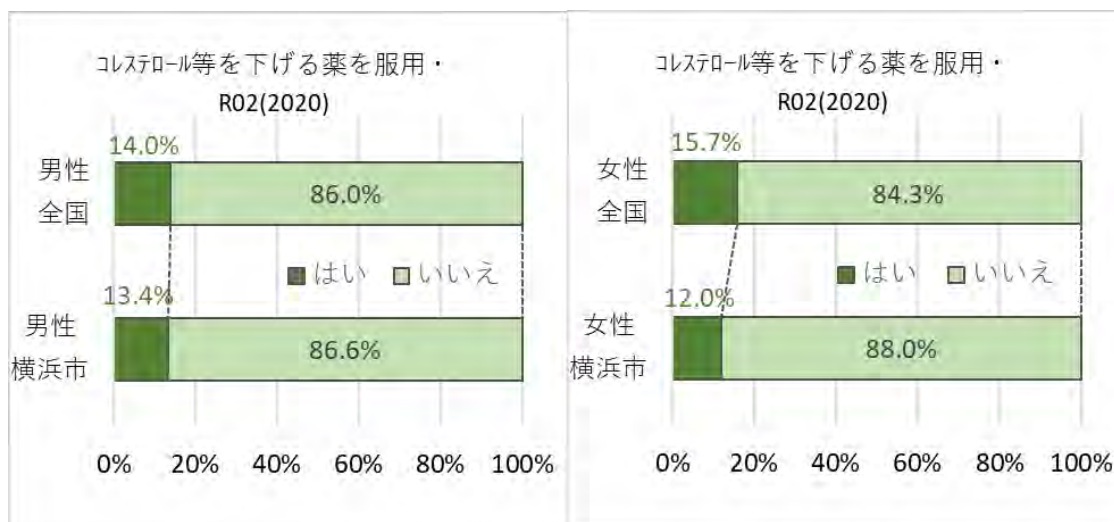


図 2-2-26 特定健診検査結果・LDL コレステロール・平均値<受診勧奨値：140 以上>

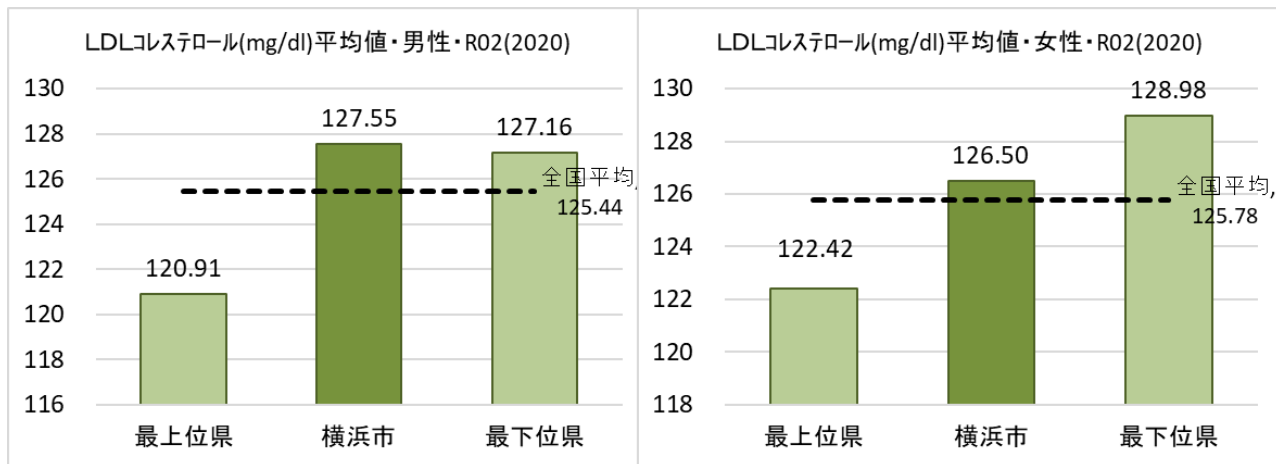


図 2-2-27 特定健診検査結果・LDL コレステロール・年齢別平均値

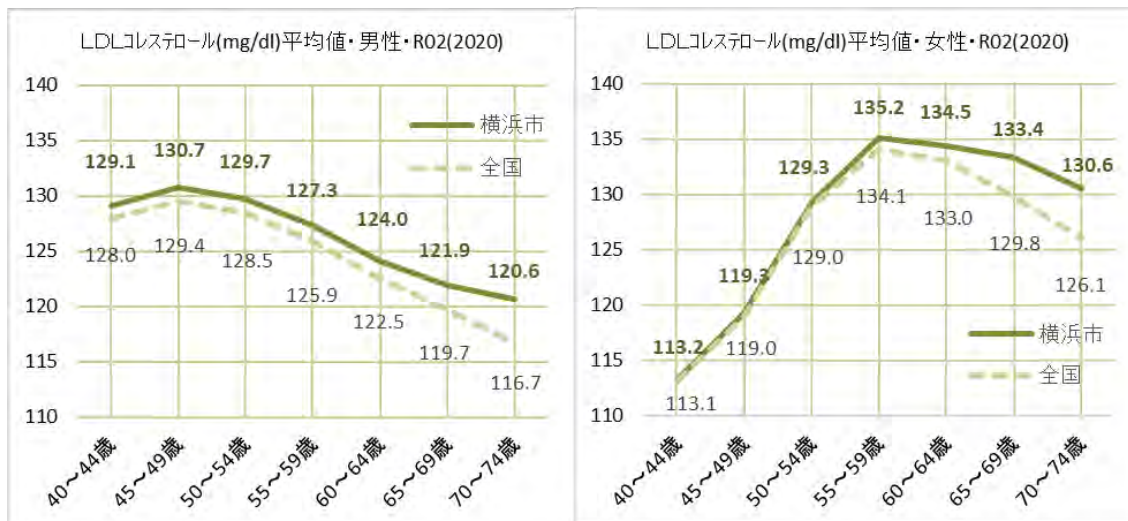


図 2-2-28 特定健診検査結果・中性脂肪・平均値<受診勧奨値：140 以上>

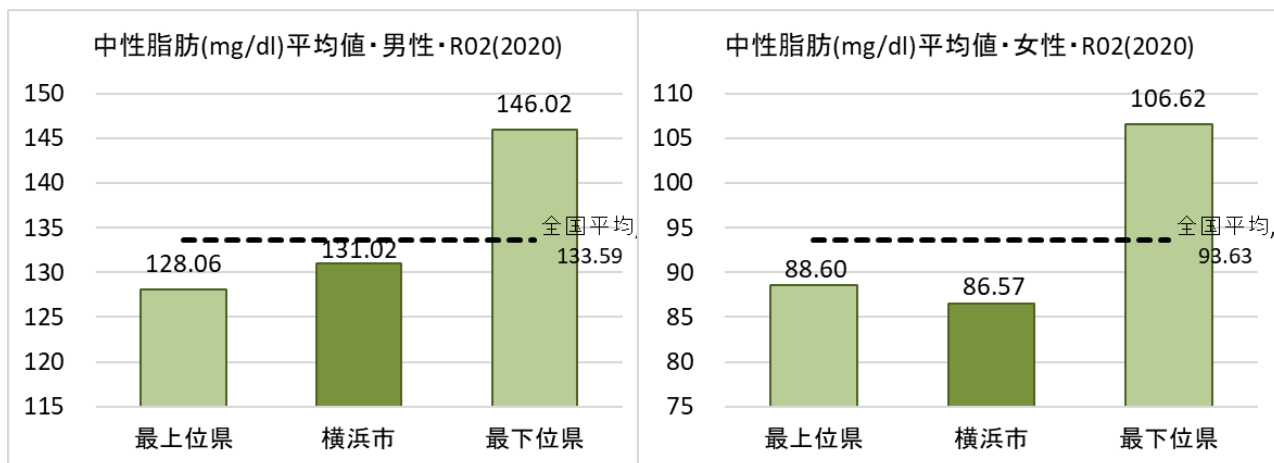
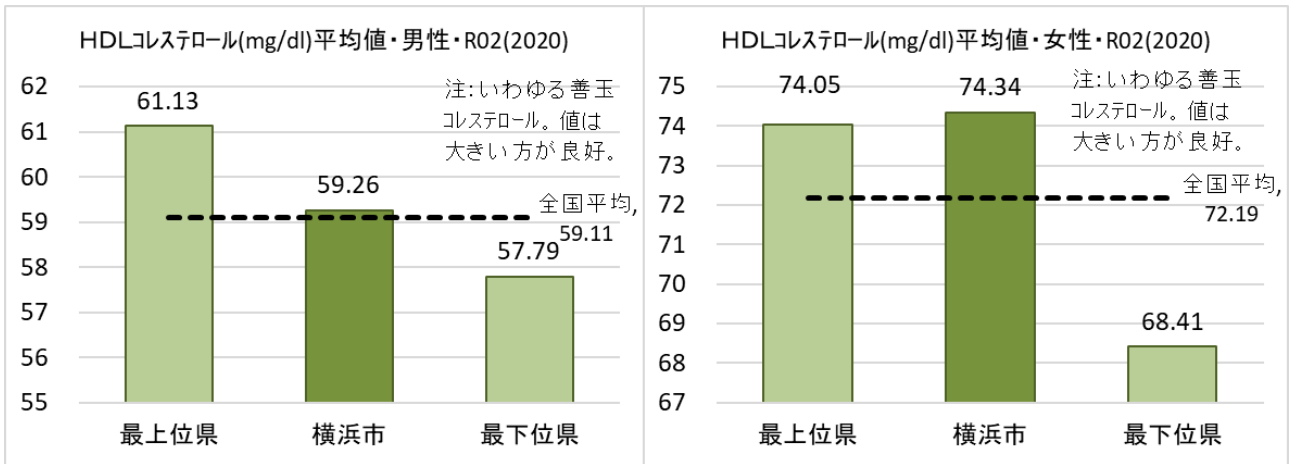


図 2-2-29 特定健診検査結果・HDL コレステロール・平均値<受診勧奨値：34 以下>



ウ 糖尿病

健康日本 21（第二次）において、糖尿病の合併症の減少について「糖尿病性腎症による年間新規透析導入患者数」を評価指標にしてきました。全国値で 16,247 人（平成 22 年（2010 年））、16,103 人（平成 28 年（2016 年））、16,019 人（令和元年（2019 年））と減少していますが、目標値 15,000 人には届いていない状況です。健康日本 21（第三次）では、更に目標値を高め、12,000 人を目指しています。

特定健診の質問項目で「血糖を下げる薬（又はインスリン注射）を服用していますか」に「はい」と回答した横浜市民は男性 6.2%、女性 2.3%となっています。（図 2-2-30）

また、特定健診における HbA1c（ヘモグロビン A1c：過去約 120 日間の平均的な血糖の状態：%）の平均値は、横浜市民の男性 5.63、女性 5.50 となっています。（図 2-2-31）

いずれの値も、全国値及び最上位県の値より良好となっています。

図 2-2-30 特定健診質問項目「血糖を下げる薬(又はインスリン注射)を服用していますか」

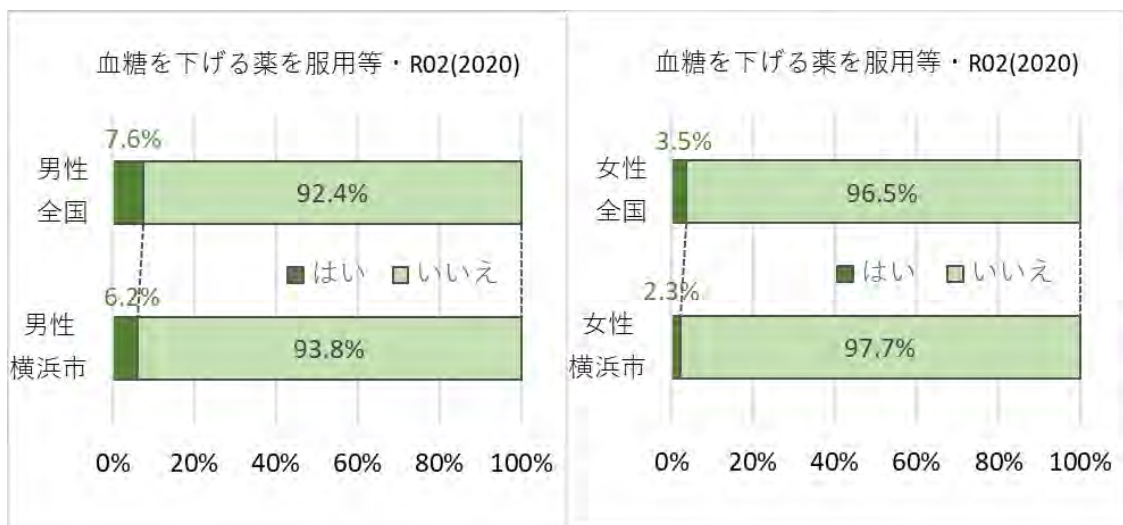
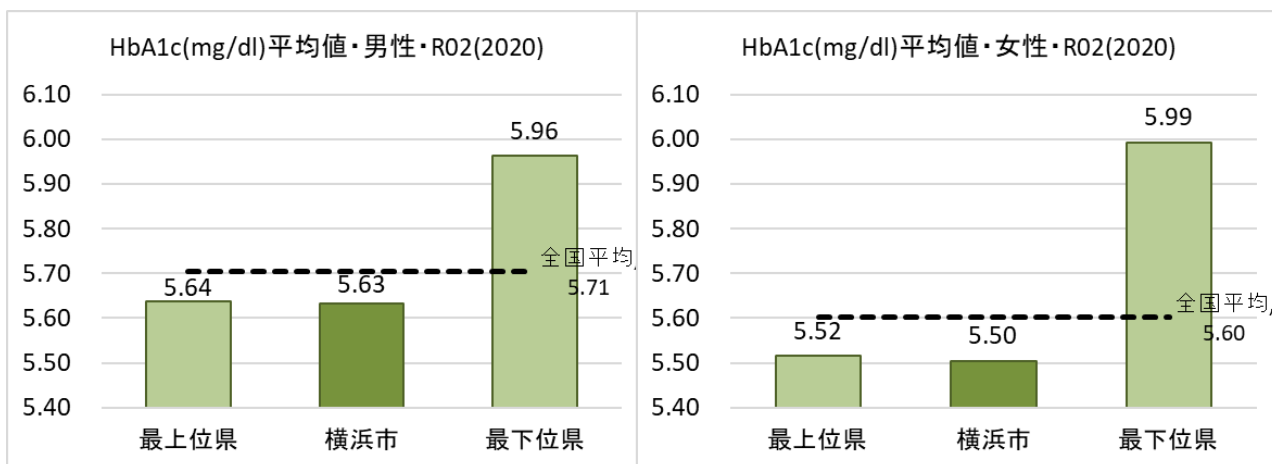


図 2-2-31 特定健診検査結果・HbA1c<受診勧奨値：6.5 以上>



エ 歯周病

横浜市民の40歳代における進行した歯周炎を有する人の割合は、令和2年度(2020年度)の調査結果は54.1%です。平成28年度(2016年度)と比較し、わずかに減少しているものの、明らかな変化はありませんでした。(図2-2-32)

令和3年度(2021年度)に横浜市歯周病検診を受診した人のうち、要精密検査(※)と判定された人は73.5%でした。横浜市内で要精密検査と判定された人の割合は、40歳、50歳、60歳、70歳の各年齢において、全国値を上回っています。(図2-2-33)

図 2-2-32 40歳代における進行した歯周炎を有する者の割合

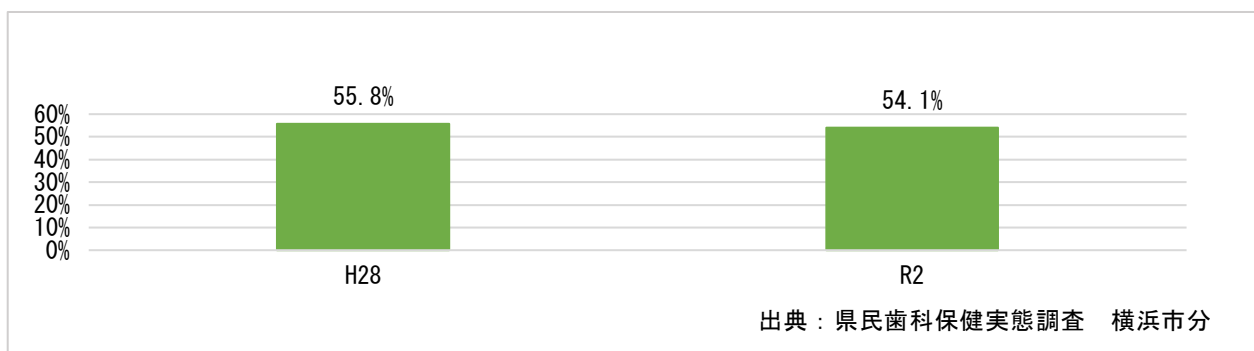
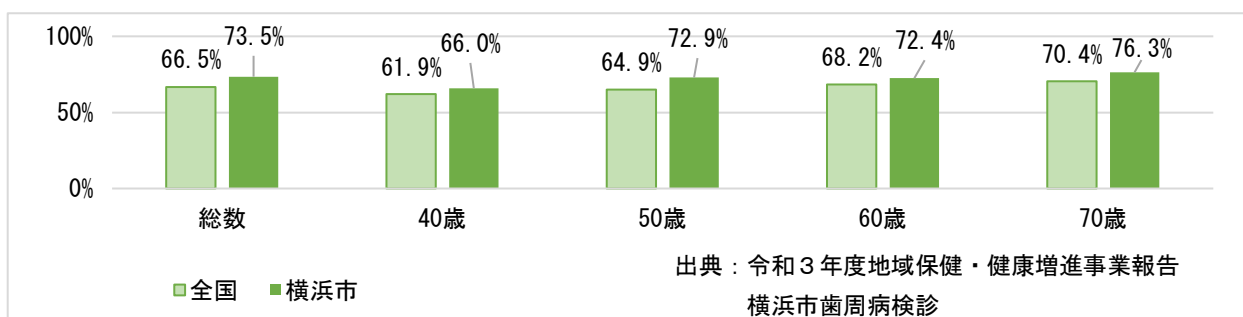


図 2-2-33 歯周疾患検診(歯周病検診)受診者のうち要精密検査と判定された者の割合



※要精密検査：歯周病やう蝕、その他の所見等があるため、詳しい検査や治療が必要な者

3 健康状態、健康に関する意識と生活習慣

(1) 健康状態

<健康状態>の要点

- ・病気やけがで自覚症状のある者の割合は、全国とほぼ同様の状況です。通院している者の割合は全国と比較して低い状況です。
- ・現在の健康状態について、1割以上の市民が不健康な状態と回答し、健康上の問題で日常生活に影響があると感じています。
- ・特定健診の検査結果については、全国値と比較すると比較的良好なデータが多い中で、男性の肥満（BMI、腹囲、体重増加）については、全国平均並みとなっています。

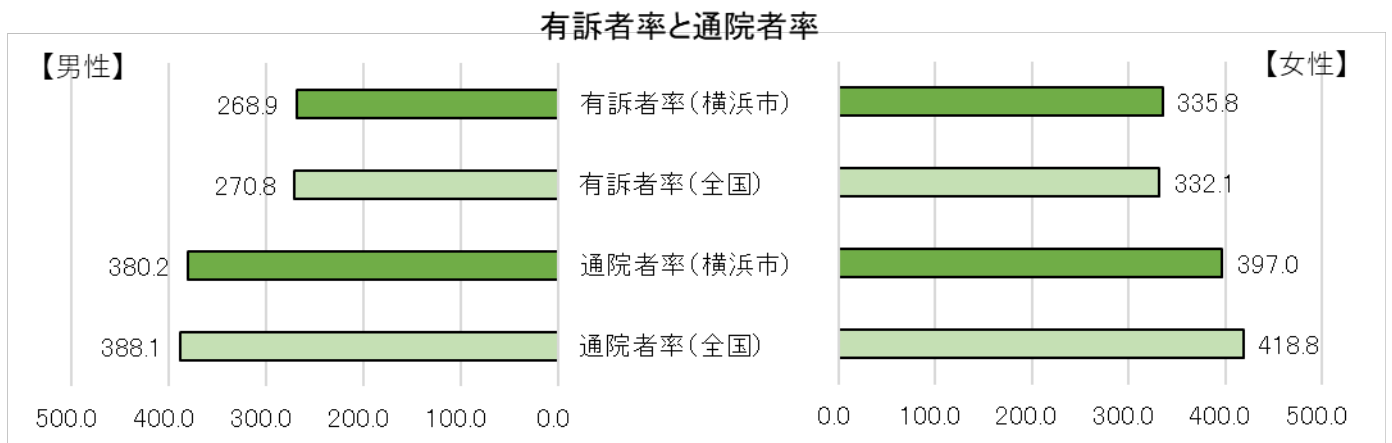
ア 有訴者率

令和元年（2019年）の国民生活基礎調査における有訴者率（人口千人当たりの病気やけがで自覚症状のある者の割合）は、横浜市 303.4（男性 268.9、女性 335.8）、全国 302.5（男性 270.8、女性 332.1）であり、全国とほぼ同様の状況です。（図 2-3-1）

イ 通院者率

令和元年（2019年）の国民生活基礎調査における通院者率（人口千人当たりの傷病（病気やけが）で病院や診療所等に通っている者の割合）は横浜市が 388.8（男性 380.2、女性 397.0）に対し、全国は 404（男性 388.1、女性 418.8）であり、全国と比較して低い状況です。（図 2-3-1）

図 2-3-1 有訴者率と通院者率



（令和元年（2019年）国民生活基礎調査）

ウ 肥満・やせの状況

40～74歳を対象とした特定健診では、体重及び身長によるBMI算出（体格指数：肥満かやせすぎでないかの指標。体重kg÷身長m÷身長m）、腹囲測定を行うとともに、20歳の時の体重から10kg以上増加しているかを問診で質問しています。

NDBオープンデータの令和2年度（2020年度）の特定健診結果を見ていきます。

BMI（kg/m²）の平均値は、横浜市民の男性 24.28、女性 22.16 となっており、女性は全国値と比較して下回って「やせ」の傾向ですが、男性は全国値とほぼ同じです。（図 2-3-2）
カテゴリー別割合でも、女性は「やせ」が多く、肥満が少ない傾向です。（図 2-3-3）

図 2-3-2 特定健診検査結果・BMI・平均値<保健指導判定値：25 以上>

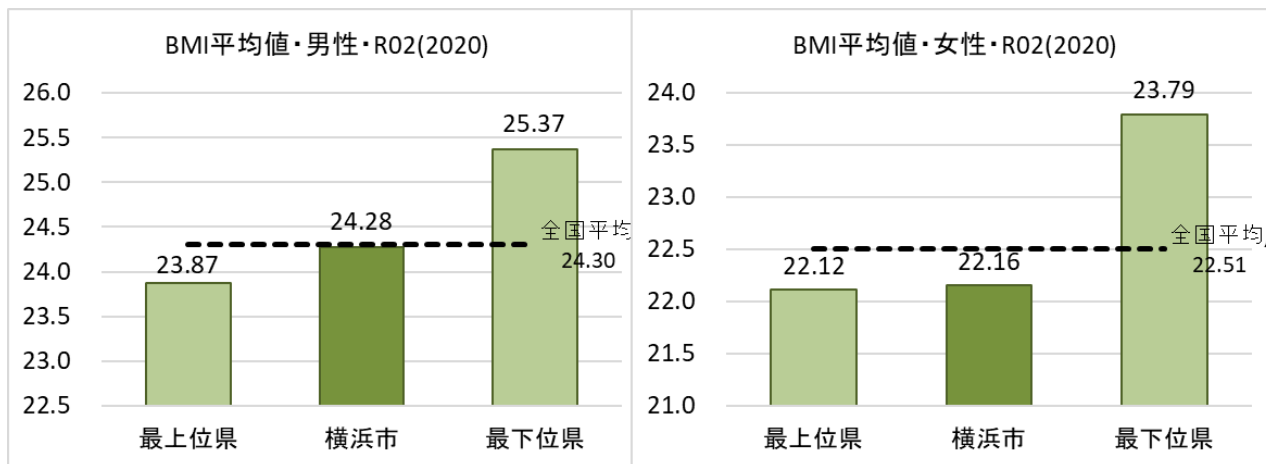
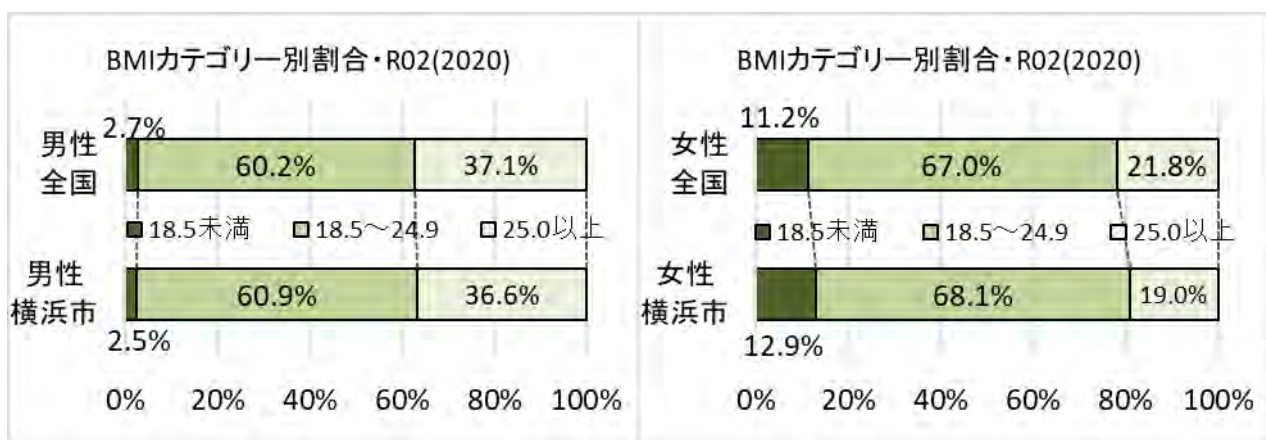
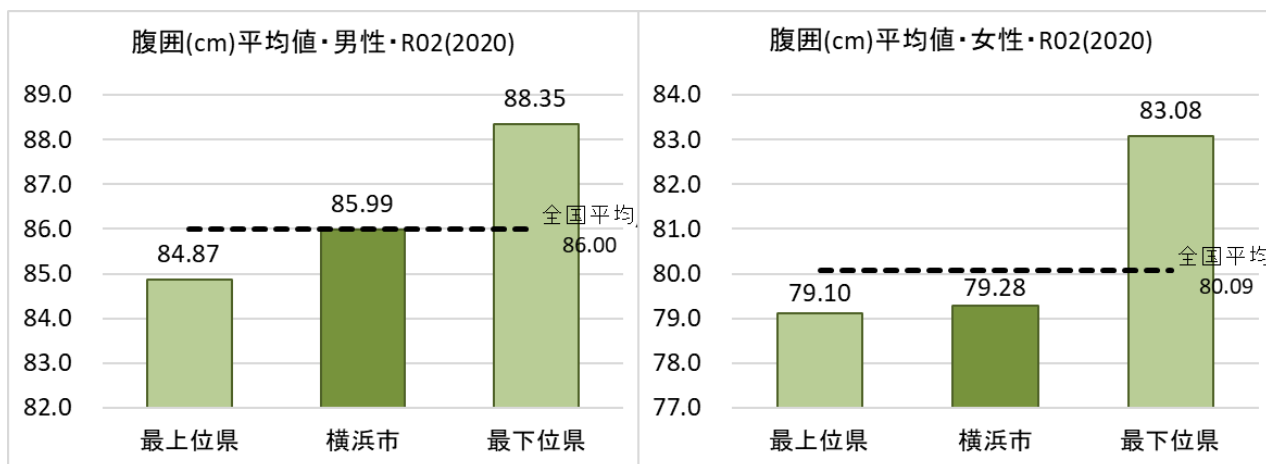


図 2-3-3 特定健診検査結果・BMI カテゴリー別割合<保健指導判定値：25 以上>



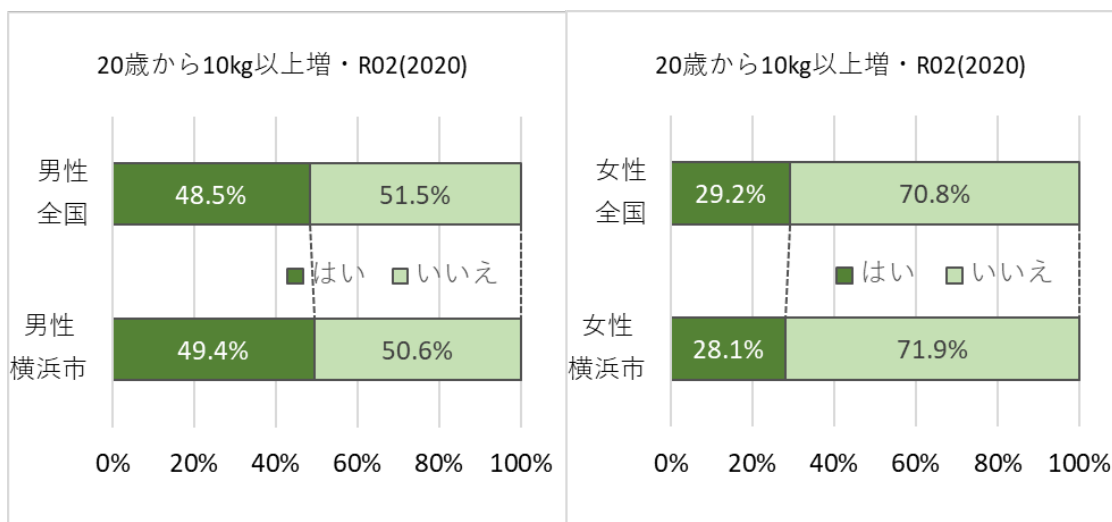
腹囲 (cm) の平均値は、横浜市民の男性 85.99、女性 79.28 となっており、女性は全国値と比較して下回っていますが、男性は全国値とほぼ同じです。(図 2-3-4)

図 2-3-4 特定健診検査結果・腹囲・平均値<保健指導判定値：男性 85 以上、女性 90 以上>



特定健診の質問項目で「20 歳の時の体重から 10kg 以上増加していますか」に「はい」と回答した横浜市民は男性 49.4%、女性 28.1%となっています。男性は全国値と比較して上回り、女性は下回っています。(図 2-3-5)

図 2-3-5 特定健診質問項目「20歳の時の体重から10kg以上増加していますか」



エ 歯・口腔の状況

(ア) 乳幼児期、学齢期のむし歯の状況

令和3年度(2021年度)の乳幼児健診における歯科健診の結果を見ると、1歳6か月児で0.68%のむし歯罹患率が3歳児では7.0%に増加しています。

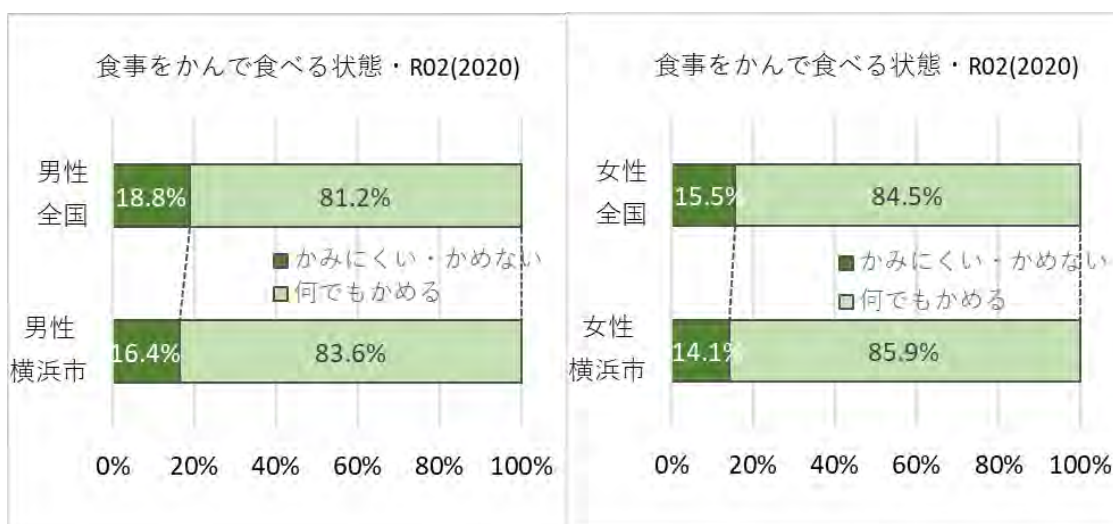
令和3年度(2021年度)の横浜市学校保健統計調査によると、12歳児(市立中学一年生)の一人平均むし歯数は、0.48歯となっています。

(イ) 咀嚼機能の状況

令和2年度(2020年度)の県民歯科保健実態調査によると、60歳代における咀嚼機能良好者(なんでも噛んで食べることができる人の割合)は72.8%でした。

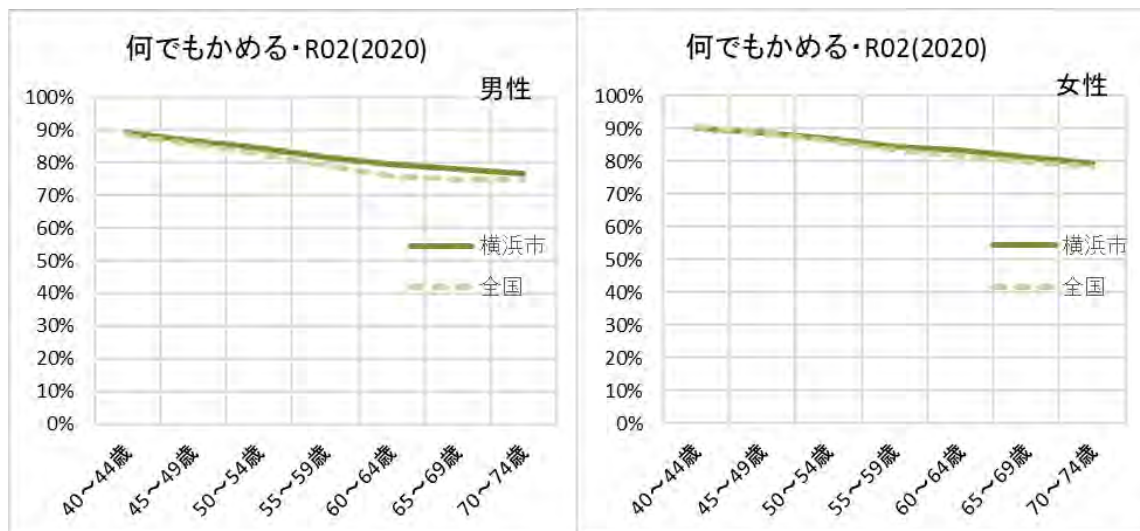
また、NDBオープンデータの令和2年度(2020年度)の特定健診結果では、特定健診の質問項目「食事をかんで食べる時の状態はどれにあてはまりますか」で「何でもかんで食べることができる」と回答した横浜市民は男性83.6%、女性85.9%となっており、いずれも全国値と比較して上回っています。(図2-3-6)

図 2-3-6 特定健診質問項目「食事をかんで食べる時の状態はどれにあてはまりますか」



「何でもかんで食べることができる」と回答した人をさらに年代別に見ていくと、60歳代の横浜市民は男性 78.8%（全国 75.4%）、女性 82.6%（全国 80.7%）、男女合計では 80.5%（全国 77.9%）となっています。ほぼ全ての年代において全国値を上回っており、60歳代は他の年代よりもその差が開いている状況です。（図 2-3-7）

図 2-3-7 特定健診質問項目「食事をかんで食べる時の状態はどれにあてはまりますか」年代別



(ウ) 歯の保有状況

平成 29 年（2017 年）から令和元年（2019 年）までの国民（県民）健康・栄養調査によると、80 歳で 20 歯以上自分の歯を有する者の割合は 64.9%となっています。

オ 現在の健康状態・悩みやストレス

令和 4 年（2022 年）の国民生活基礎調査において、現在の健康状態と健康上の問題で日常生活に影響があるかどうか、日常生活で悩みやストレスがあるかについて確認しました。

「現在の健康状態」について、「よい」と答えた人が 21.4%、「まあよい」が 20.6%、「ふつう」が 43.4%となっています。不健康な状態にあたる、「あまりよくない」は 11.5%、「よくない」は 1.7%となっています。

「健康上の問題で日常生活に影響があるか」について、「ある」と答えた人は 12.2%となっており、約 1 割強が健康上の問題で日常生活に影響があると答えています。

「日常生活で悩みやストレスがあるか」について、「ある」と答えた人は 47.0%となっています。「ある」と答えた人の 6.1%が「相談したいが誰にも相談できないでいる」と答えています。

(2) 健康に関する意識と生活習慣

<健康に関する意識と生活習慣>の要点

- ・市民の3分の1は、生活習慣改善の必要性を感じていても行動するつもりはない、又は、関心がないと回答しており、健康への関心が薄い層への効果的なアプローチを進める必要があります。
- ・運動習慣がない人や喫煙習慣がある人では、他の好ましくない生活習慣を併せ持つ傾向があります。
- ・健康寿命に影響する日常生活の制限には、腰痛症（特に男性）、成人期・壮年期のメンタルヘルス（特に子育て中の女性の悩みやストレス）、成人期男性の睡眠不足、高齢期の健診・検診が関連していることがわかっています。また、就業状況の違いにより日常生活の制限がある人の割合が異なるため、職場を介した取組も効果的であると考えられます。

ア 生活習慣の改善が必要かについての認識

令和3年(2021年)1月に実施した「令和2年度 健康に関する市民意識調査（横浜市健康福祉局）」において、生活習慣の改善について、最も多くの31.9%が「改善が必要だと思い、すでに取り組んでいる」と回答しており、行動につながっていました。また、20.9%が「改善が必要だと思い、1か月以内に取り組みたいと思う」と回答しており、行動への準備が整っていました。

その一方で、「改善は必要だが、今すぐ変えるつもりはない」が28.1%であり、約3割は、必要性を感じていても行動へはつながりにくい状況が見られました。また、最も少数であるものの「関心がない」は5.2%あり、健康への関心が薄い層への効果的なアプローチを進める必要があります。(図2-3-8)

男女共に年代が下がるほど、「改善が必要だと思わない」や「関心がない」と回答する人の割合が多く、逆に年代が上がるにつれ「改善が必要だと思い、すでに取り組んでいる」と回答した人の割合が増加していました。(図2-3-9)

図2-3-8 生活習慣の改善が必要かについての認識

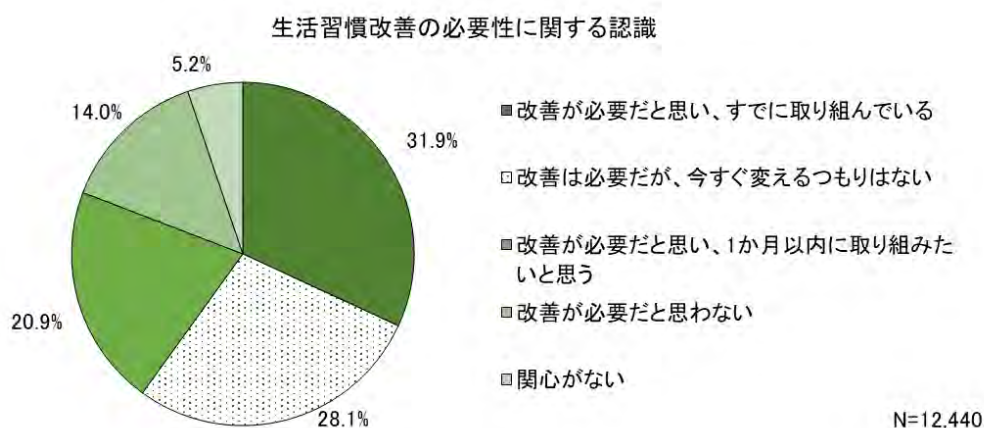
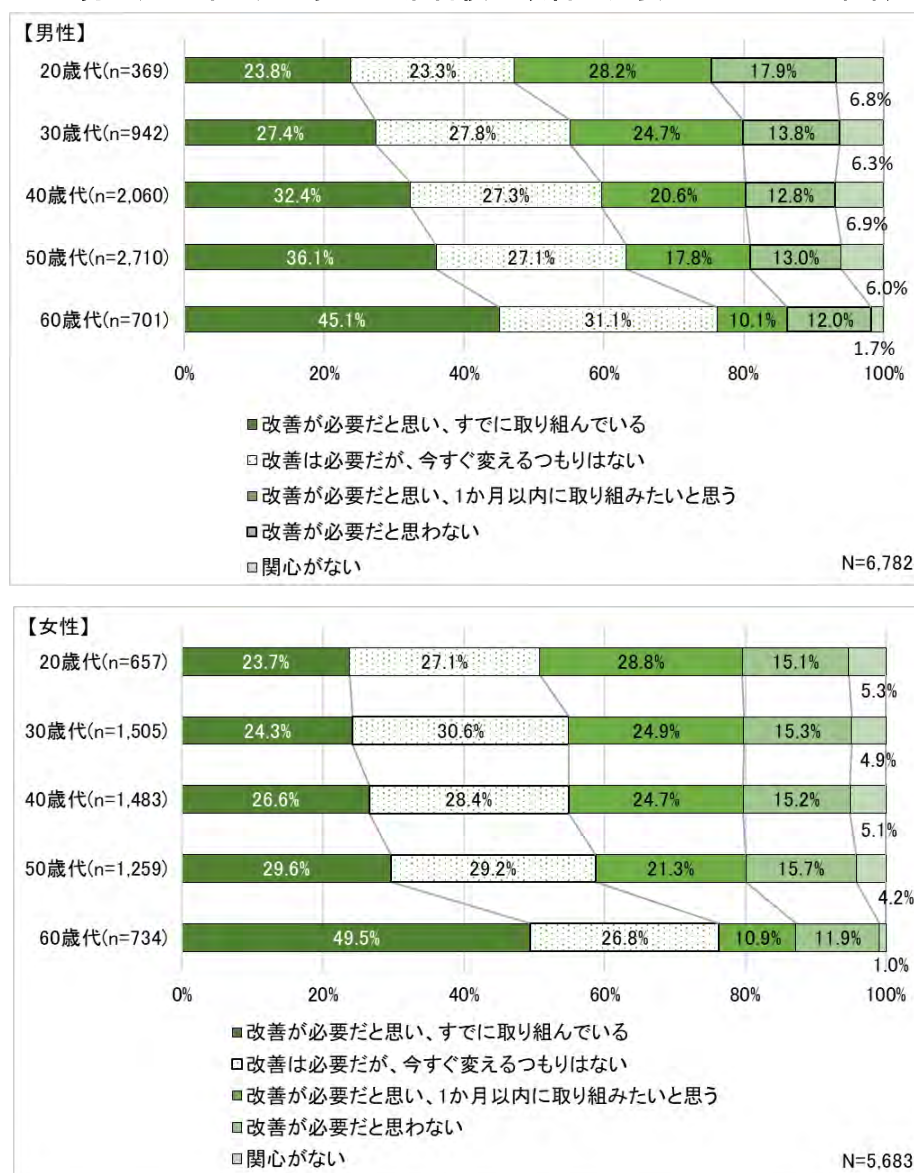


図 2-3-9 男女別・年代別に見る生活習慣の改善が必要かについての認識

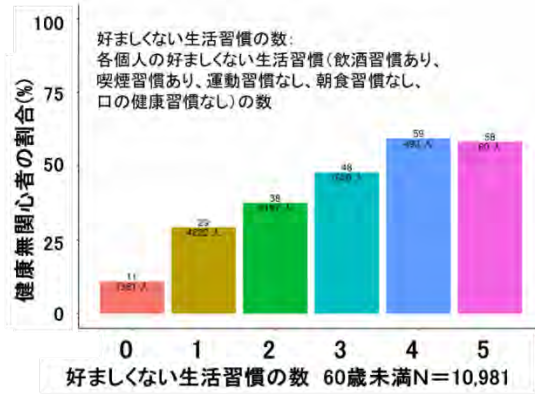


イ 健康への関心の有無と生活習慣の関連

アと同調査において、生活習慣の改善について「改善は必要だが、今すぐ変えるつもりはない」又は「関心がない」と回答した、健康への関心が薄い層は、どのような生活習慣をもつのかについて分析しました（市立大学による分析）。

運動習慣がない人や喫煙習慣がある人では、他の好ましくない生活習慣を併せ持つ傾向がありました。また、好ましくない生活習慣の数が多い集団ほど、その中に占める健康への関心が薄い人の割合が高くなる傾向がありました。（図 2-3-10）

図 2-3-10 健康への関心と生活習慣



作成：横浜市立大学

ウ 他の政令市との比較による生活習慣の特徴

令和元年（2019年）の国民生活基礎調査を用いて厚生労働省の研究班が算出した政令市の健康寿命の上位は、男性1位仙台市、2位さいたま市、3位広島市（本市は8位）、女性1位浜松市、2位千葉市、3位仙台市（本市は7位）となっています。これら上位3位までの政令市と本市のデータを比較することにより、本市の特徴を分析しました（市立大学による分析）。

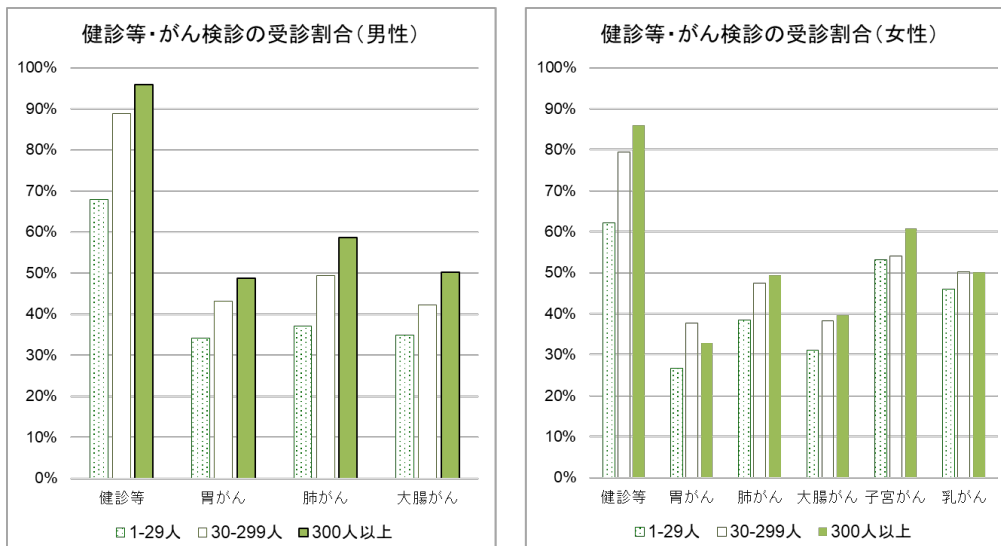
上位3位の政令市と比較して、睡眠不足の成人期男性、健診・検診を受けていない高齢期、育児や子どもの教育で悩む成人期女性が多くなっており、これらのことへの対策が本市の健康寿命の延伸につながる可能性が示唆されました。

エ 就労先の規模と生活習慣との関連

令和元年（2019年）の国民生活基礎調査（横浜市分）を用いて、就労先の規模と生活習慣との関連を分析しました（市立大学による分析）。

小規模事業者（従業員29人以下）や中規模事業者（同30～299人）に就労している人は、日常生活に制限がある人や飲酒や喫煙をする人の割合が高く、健診・検診の受診割合が低い傾向が見られました（図2-3-11）。一方、大規模事業者（同300人以上）に就労している女性は、悩みがある割合が高く、こころの健康に課題がある割合が高い傾向が見られ、就業状況を踏まえた取組の必要性が示唆されました。

図 2-3-11 就労先の規模別に見る健診等・がん検診の受診割合



作成：横浜市立大学

4 第2期健康横浜21の振り返り

(1) 分野別・ライフステージ別に見る行動目標の評価

第2期計画で掲げた19項目の市民の行動目標のうち、約5割の9項目において、「目標に近づいた(A)」又は「目標値に達した(S)」となり、取組の効果が一定程度見られました。一方で、働き・子育て世代及び総りの世代における食生活の「バランスよく食べる」と、育ち・学びの世代における休養・こころの「早寝・早起き」は「目標から離れた(C)」となっています。(表2-4-1)

表2-4-1 分野別・ライフステージ別に見る行動目標の数値変化のまとめ

	ライフステージ 分野	育ち・学びの世代 (乳幼児期~青年期)	働き・子育て世代 (成人期)	総りの世代 (高齢期)
生活習慣の改善	食生活	Ⓑ 3食しっかり食べる	Ⓐ 野菜たっぷり・塩分少なめ	Ⓑ 「口から食べる」を維持する
			Ⓒ バランスよく食べる	
	歯・口腔	Ⓐ しっかり噛んで食後は歯みがき	Ⓓ 定期的に歯のチェック(歯周炎を有する割合)	Ⓔ 定期的に歯のチェック(80歳で20歯以上)
			Ⓑ 定期的に歯のチェック(歯科健診受診割合)	
	喫煙・飲酒	Ⓐ 受動喫煙を避ける	Ⓐ 禁煙にチャレンジ	
			Ⓐ お酒は適量	
運動	Ⓐ 毎日楽しくからだを動かす	Ⓑ あと1,000歩、歩く	Ⓑ 歩く、外出する	
		Ⓑ 定期的に運動する		
生活習慣病の重症化予防	休養・こころ	Ⓒ 早寝・早起き	Ⓐ 睡眠とってしっかり休養	
			Ⓐ 定期的ながん検診を受ける	
			Ⓑ 1年に1回 特定健診を受ける	

評価段階		項目数
Ⓔ	目標値に達した	1項目
Ⓐ	目標に近づいた(統計的に有意に改善、3%以上の改善、目標と同じ方向)	8項目
Ⓑ	変化なし(統計的に差がない、3%未満の変化)	7項目
Ⓒ	目標から離れた(統計的に有意に悪化、3%以上の悪化、目標と逆方向)	2項目
Ⓓ	評価が困難(基準変更や調査項目変更に伴い評価が困難)	1項目
合計		19項目

(2) 横浜市女性の健康寿命の延びの鈍化

全国と比較可能なデータ等を踏まえて、横浜市の女性の健康課題を捉えるとともに、女性の就労人口の増加を受けて、特に働き子育て世代の女性の健康づくりやヘルスリテラシーの向上につながる支援の取組を検討することが必要です。

(3) 健康に望ましい行動を取りやすくする環境づくりの必要性

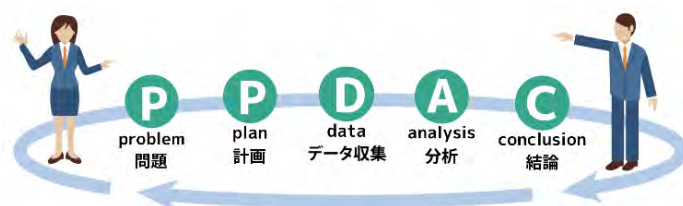
いわゆる健康無関心層の具体像をとらえ、どのようなアプローチが効果的であるのかを探る必要があります。市民がその興味関心や嗜好にかかわらず、また社会的・経済的な状況に左右されることなく、自然と健康に望ましい行動を選択するためには、行動科学の視点からどのよ

うな仕掛けが必要なのか、健康増進以外の部門や関係機関・団体、民間企業、大学等と連携し、市としてできる環境づくりの取組を検討していきます。

(4) 健康格差縮小の視点の必要性

ア 区健康課題への取組

区取組推進に向けて、必要性和実行可能性が高い取組の見極めにつながるデータ活用や、PDCAサイクルによる各種事業の推進を総評するために、データに基づく課題解決のためのフレームワーク（PPDAC サイクル）の要素も取り入れたマネジメントが行えるよう、区を支援していきます。



<出典>
総務省統計局
<http://www.stat.go.jp/dstar/t/point/seminar1/01.html>
(令和5年8月21日確認)

また、健康に望ましい行動を取りやすくする環境づくりなど、健康格差の縮小の視点を取り入れた市域全体における具体的な取組を検討していきます。

イ 様々な立場の市民への支援

健康寿命の延伸ばかりが強調されることにより、病気になった後でも暮らしやすいまちづくりの視点が欠けることがないように、SDGs 目標3の「全ての人に健康と福祉を」も踏まえ、各分野の取組において、病気・障害などによる様々な健康状態の市民が健康づくり活動に取り組めるよう支援する視点も必要となります。

(5) ライフコースアプローチの視点の必要性

ライフステージ別の取組は当該世代の健康課題に対応するだけでなく、次の世代に進んだ際に予測される生活習慣病等の健康課題を未然に防ぐことができる効果的な取組も期待されています。健康づくりの連続性や継続性を意識した目標設定や取組を検討します。

5 横浜市民の主要な健康課題の選定

＜横浜市民の主要な健康課題の選定＞の要点

・市民の死亡原因の半数を占める悪性新生物、心疾患、脳血管疾患の予防に加え、全国データと比較して改善の余地があるもの、健康寿命の延伸への寄与が大きいものなどを主要な健康課題として選定し、その改善を目指します。

- ①生活習慣病（心血管疾患、がん、糖尿病、慢性の呼吸器系疾患）による早世の減少
- ②男性の肥満や脂質異常症の改善
- ③女性の乳がんの死亡率の減少
- ④糖尿病の重症化の予防
- ⑤喫煙・受動喫煙の減少
- ⑥歯周炎の予防と改善
- ⑦腰痛症の予防と改善
- ⑧骨折・転倒により介護が必要な状態となることの減少
- ⑨高齢期の不慮の事故による死亡率の減少
- ⑩成人期・壮年期のメンタルヘルスの向上

横浜市民の健康を取り巻く現状分析の中から、その重要性や予防効果の表れやすさ、改善の余地、健康寿命の延伸への寄与といった（１）～（３）の視点により、第３期計画で取り組む必要性の高い、横浜市民の主要な健康課題を選定して、（４）にまとめています。

（１）悪性新生物、心疾患、脳血管疾患等の予防の重要性

悪性新生物、心疾患、脳血管疾患の３つの疾患で市民の死亡原因の半数を占めています。また、これらの疾患を含む若年（30～69歳）死亡率の減少は、持続可能な開発目標（SDGs）の国際的な目標でもあり、予防に向けた取組を継続していく必要があります。これらの疾患を引き起こす要因にもなる喫煙・受動喫煙、糖尿病の重症化等への対応も重要と考えられます。

（２）全国データとの比較により改善の余地がある課題への取組強化

健康に関するデータの全国値との比較により、乳がんの早期発見（女性）、冬場の入浴時の不慮の事故（高齢者）、肥満や脂質異常症（特に男性）については、本市のデータに改善の余地があります。取組の強化や新たな取組が求められています。

（３）健康寿命の延伸への寄与の大きい要因への着目

健康寿命に影響する日常生活の制限には、腰痛症（特に男性）、成人期・壮年期のメンタルヘルス（特に子育て中の女性の悩みやストレス）、壮年期の歯の病気、成人期男性の睡眠不足、高齢期の健診・検診等が関連していることがわかっています。また、就業状況の違いにより日常生活の制限がある人の割合が異なるため、職場を介した取組も効果的であると考えられます。

（４）横浜市民の主要な健康課題

次の10項目を主要な健康課題として選定し、その改善を目指します。

①生活習慣病（心血管疾患、がん、糖尿病、慢性の呼吸器系疾患）による早世の減少、②男性の肥満や脂質異常症の改善、③女性の乳がんの死亡率の減少、④糖尿病の重症化の予防、⑤喫煙・受動喫煙の減少、⑥歯周炎の予防と改善、⑦腰痛症の予防と改善、⑧骨折・転倒により介護が必要な状態となることの減少、⑨高齢期の不慮の事故による死亡率の減少、⑩成人期・壮年期のメンタルヘルスの向上、とします。

第3章 市民の行動目標と取組

1 市民の行動目標の設定

(1) 取組の対象とするライフステージ

全ての市民を対象としつつ、ライフステージに合わせた取組を進めることには、取組テーマを横断したり、関係機関・団体同士が連携しやすくなるメリットがあります。

第2期計画の考え方を継承し、生活習慣に大きく影響する就学・就業の有無等を考慮した、3つのライフステージを設定します。

- 育ち・学びの世代（乳幼児期～青年期）
- 働き・子育て世代（成人・壮年期）
- 稔りの世代（高齢期）

加えて、取り巻く環境、その年代を対象に行われる健診・検診を踏まえて、取組の対象とする年齢のめやすを示します。

また、各ライフステージ別の取組には、特化した取組も必要な対象像として、妊婦、病気や障害がある人の状況やニーズを踏まえた取組を包摂します。

ライフステージ	育ち・学びの世代 (乳幼児期～青年期)			働き・子育て世代 (成人・壮年期)		稔りの世代 (高齢期)	
目指す市民像	生活習慣の獲得は子どもの時から。自分のからだは自分でつくるものという力の醸成を。			体調に気を配らなくても無理が利く年齢からの生活習慣が高齢期の健康を大きく左右。生活習慣病予防に向けた行動を。		第二の人生としてライフスタイルを再構築。自分に適した方法で健康状態の維持を。	
取組の対象とする年齢のめやす	乳幼児期 (0～6歳)	学齢期 (7～15歳)	青年期 (16～22歳頃)	成人期 (20～39歳)※	壮年期 (40～64歳)	高齢前期 (65～74歳)	高齢後期 (75歳～)
取り巻く環境と主な健診・検診	＜健全な成長と発達＞ 幼稚園 保育園 乳幼児健診		小学校 中学校 学校健診	高等学校 大学等 学校健診	＜生活習慣の確立＞ 雇用主の定期健康診断	＜メタボ・がん対策＞ 雇用主の定期健康診断 医療保険者の特定健診 がん検診	＜フレイル対策＞ 後期高齢者健診
特化した取組も必要な対象像	各ライフステージに対する取組の中に包摂 妊婦 病気や障害がある人						

※法律上18歳に達すると成年だが、喫煙及び飲酒については20歳未満は制限されることから、20～39歳を成人期としている

ライフステージをイメージしやすいように、健康づくりや健康寿命の延伸をPRする横浜市の広報キャラクター「よこはま健康ファミリー」のアイコンを用いて表現していきます。



(2) ライフステージ別の市民の行動目標の設定

ライフステージと取組テーマを踏まえて、市民一人ひとりが、世代に応じた健康づくりに取り組めるように、親しみやすく、わかりやすい表現で20項目の「市民の行動目標」を設定し、その行動を取りやすくするための取組を行います。

ライフステージ 取組テーマ	育ち・学びの世代 (乳幼児期～青年期)			働き・子育て世代 (成人・壮年期)		稔りの世代 (高齢期)	
	乳幼児期 (0～6歳)	学齢期 (7～15歳)	青年期 (16～22歳頃)	成人期 (20～39歳)	壮年期 (40～64歳)	高齢前期 (65～74歳)	高齢後期 (75歳～)
栄養・食生活	1日3食、栄養バランスよく食べる						
	適正体重を維持する						
歯・口腔	しっかり噛んで食後は歯みがき			「口から食べる」を維持する			
喫煙	タバコの害を学ぶ・吸い始めない			禁煙にチャレンジ			
飲酒	飲酒のリスクを学ぶ・飲み始めない			適度な飲酒量を知る・「飲み過ぎない」を心がける			
運動	体を動かすことを楽しむ			日常の中で「こまめに」動く 定期的に「しっかり」運動する			
休養・こころ	早寝・早起き、ぐっすり睡眠			睡眠の質を高める・ストレスに気付き、対処する つながりを大切にする			
暮らしの備え	自然災害等の「もしも」の健康リスクに備える 屋内で生じる「まさか」の事故を防ぐ						
健康診査	1年に1回、健診を受ける						
がん検診	定期的にがん検診を受ける						
歯科健診	定期的に歯のチェック						
糖尿病等の疾患	検査結果に応じた生活習慣の改善・早期受診・治療継続						

2 取組に関する考え方

行政等が取組を推進する際に、その効果を高めるために意識すべきことを「取組を推進する10の視点」として掲げます。ライフコースアプローチ（胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯を経時的に捉えた健康づくり）の重要性を踏まえるとともに、健康に関心がある人だけに届きやすい取組に偏らず、健康格差の拡大を防ぎ、予防効果を高め、時代に即したものとするためのものです（第1章「8 取組を推進する10の視点」参照）。

これらのアイコンを用いて、取組を推進する10の視点を表現していきます。




3 生活習慣の改善における行動目標と取組内容

(1) 栄養・食生活

栄養・食生活は、子どもたちが健やかに成長し、人々が健康的な生活を送る上で不可欠な営みです。また、成人期・壮年期では、多くの生活習慣病の予防や重症化予防において、高齢期では、生活機能の維持・向上の観点からやせや低栄養等の予防において重要です。

さらに、市民が健康的な食生活を送るため、食生活を支える食環境づくりと連携させながら取組を進めていきます。

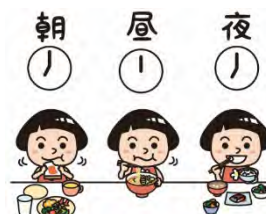
市民の行動目標						
栄養・食生活 	育ち・学びの世代			働き・子育て世代		稔りの世代
	乳幼児期	学齢期	青年期	成人期	壮年期	高齢前期 高齢後期
	① 1日3食、栄養バランスよく食べる					
	② 適正体重を維持する					

① 1日3食、栄養バランスよく食べる

現状・課題
<ul style="list-style-type: none"> ○朝食を欠食している小・中学生の割合は、令和4年度（2022年度）は8.4%です。 ○20～30歳代の市民について、朝食を「ほとんど食べない」または「週2～3日食べる」人の割合は、令和2年度（2020年度）は27.1%です。 ○「主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ毎日の者の割合」は、平成25年度（2013年度）の41.3%から令和2年度（2020年度）の34.3%となり、栄養バランスのよい食事をしている人の割合が減少しています。 ○「1日の野菜摂取量」は、271g（平成21年度～23年度（2009年度～2011年度））から291g（平成29年度～令和元年度（2017年度～2019年度））へと増加し、「1日の食塩摂取量」は10.7g（平成21年度～23年度（2009年度～2011年度））から9.9g（平成29年度～令和元年度（2017年度～2019年度））へと減少しています。

目指す姿


1日3食、栄養バランスのよい食生活（野菜摂取量の増加、食塩摂取量の減少を含む）を実践しています。









目標	指標（直接成果）	直近値	目標値
1日3食、栄養バランスよく食べる人 （野菜摂取量の増加、食塩摂取量の減少を含む）を増やします。	朝食を欠食する小・中学生の割合	8.4% (R4(2022)年度)	0% (R14(2032)年度)
	食に関心をもち、自ら健全な食生活を実践しようとしている児童生徒の割合	小学校 92.0% 中学校 88.9% (R4(2022)年度)	小学校 90%*以上 中学校 90%以上 (R7(2025)年度)
	朝食を欠食する若い世代（20～30歳代）の割合	27.1% (R2(2020)年度)	15%以下 (R14(2032)年度)
	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上 ほぼ毎日食べている市民の割合	34.3% (R2(2020)年度)	50%以上 (R14(2032)年度)
	1日あたりの野菜摂取量の平均値	291 g (H29～R1(2017～2019)年度)	350 g 以上 (R12～R14(2030～2032)年度)
	1日あたりの食塩摂取量の平均値	9.9 g (H29～R1(2017～2019)年度)	7 g 未満 (R12～R14(2030～2032)年度)

※横浜市教育振興基本計画で設定した令和7年度の目標値を第3期健康横浜2-1の目標値とし、横浜市教育振興基本計画にて新たな目標値を設定後、第3期健康横浜2-1の目標値として改めて設定する。

取組を推進する10の視点の中で特に取り入れるもの	
      	①将来を見据えた健康づくり ②性差を踏まえたヘルスリテラシー支援 ③ナッジやインセンティブの活用 ④環境の創出と利活用 ⑤つながりで進める健康づくり ⑦デジタル技術の有効活用 ⑩前計画からの継続課題

	ライフステージ	取組内容
行政の取組	育ち・学び 	○区役所等の健診、個別相談及び教室等の中で、栄養バランスのよい食事や規則正しい食生活（運動、睡眠等の生活リズムを含む）に関する啓発を行います。 ○各学校の健康課題（運動、食事、休養、睡眠等）の解決に向けた取組に協力します。 ○学校、保育所等での給食等を通じて食育を実践します。

	ライフステージ	取組内容
	働き・子育て/稔り 	<ul style="list-style-type: none"> ○性別や年代別の特性を踏まえた栄養・食生活に関する啓発を行います。 ○個別相談や講座等の中で栄養・食生活に関する啓発を行います。
	育ち・学び/働き・子育て/稔り 	<ul style="list-style-type: none"> ○「栄養バランスのよい食事」についてわかりやすい説明媒体を作成し、啓発を行います。 ○食品関連事業者(スーパーマーケットや飲食店など)、商店街、地域団体等と連携し、イベントや出前講座を通じて、栄養・食生活に関する啓発を行います。

	ライフステージ	取組内容
関係機関・団体の取組	育ち・学び 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校給食やお弁当コンクール等のイベントを通じて、子どもたちが食に対する興味や関心を持ち、健康的な食生活が送れるよう支援します。 ○子どもの頃から農業に親しみ、食農教育を通じた子どもの健康づくりを図るため、各種イベントを実施します。 ○体験を含めた料理教室や講座等を実施し、栄養バランスのよい食生活について啓発します。
	働き・子育て/稔り 	<ul style="list-style-type: none"> ○外食に関するアドバイスや栄養バランスを考慮したレシピ等の情報提供を行います。 ○生活習慣病予防や健康づくりに関する個別相談や研修会を開催します。
	稔り 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域住民で構成する団体として、フレイル・オーラルフレイル予防を自ら理解し、実践します。
	育ち・学び/働き・子育て/稔り 	<ul style="list-style-type: none"> ○様々な世代に向けて、食を通じた生活習慣の改善や生活習慣病の予防につながる講座等を実施します。 ○報道や各種番組を通じて、食を含めた健康に関する必要な情報を発信し、健康に対する市民の関心を高めます。 ○栄養・食生活支援を行う人材の養成や拠点の設置を進めます。

② 適正体重を維持する

現状・課題
<p>○20～60 歳代男性の肥満の割合は 31.8%（平成 29 年度～令和元年度（2017 年度～2019 年度））で、平成 21 年度～23 年度（2009 年度～2011 年度）の 29.5%から改善していません。</p> <p>○40～60 歳代女性の肥満の割合は 21.4%（平成 29 年度～令和元年度（2017 年度～2019 年度））で、平成 21 年度～23 年度（2009 年度～2011 年度）の 18.8%から改善していません。</p> <p>○若い女性のやせの割合は 15.4%（平成 29 年度～令和元年度（2017 年度～2019 年度））、低栄養傾向（BMI※ 20 以下）の高齢者の割合は 24.2%（平成 29 年度～令和元年度（2017 年度～2019 年度））となっており、次世代の健康や健康寿命にも影響を及ぼすやせや低栄養を含めた適正体重に関する啓発が必要です。</p>

※BMI（体格指数）：肥満かやせすぎでないかの指標。体重 Kg÷身長m÷身長mで算出される。

目指す姿
適正体重（BMI 18.5 以上 25 未満）を維持しています。



目標	指標（直接成果）	直近値	目標値
適正体重（BMI18.5 以上 25 未満）を維持する人を増やします。	家庭で体重を測定する習慣のある者（週に 1 回以上）の割合（20 歳以上）	52.4% (R2(2020)年度)	58%以上 (R14(2032)年度)
	20～60 歳代男性の肥満（BMI 25 以上）の者の割合	31.8% (H29～R1(2017～2019)年度)	30%未満 (R12～R14(2030～2032)年度)
	40～60 歳代女性の肥満（BMI 25 以上）の者の割合	21.4% (H29～R1(2017～2019)年度)	15%未満 (R12～R14(2030～2032)年度)
	20～30 歳代女性のやせ（BMI 18.5 未満）の者の割合	15.4% (H29～R1(2017～2019)年度)	15%未満 (R12～R14(2030～2032)年度)
	低栄養傾向（BMI 20 以下）の高齢者の割合	24.2% (H29～R1(2017～2019)年度)	13%未満 (R12～R14(2030～2032)年度)

取組を推進する 10 の視点の中で特に取り入れるもの




- ① 将来を見据えた健康づくり
- ② 性差を踏まえたヘルスリテラシー支援
- ③ ナッジやインセンティブの活用
- ④ 環境の創出と利活用
- ⑤ つながりで進める健康づくり
- ⑩ 前計画からの継続課題

	ライフステージ	取組内容
行政の取組	学び・育ち/働き・子育て/総り 	<ul style="list-style-type: none"> ○性別や年代別の特性を踏まえた栄養・食生活（適正体重を含む）に関する啓発を行います。 ○個別相談や講座等の中で栄養・食生活（適正体重を含む）に関する啓発を行います。 ○食品関連事業者（スーパーマーケットや飲食店など）、商店街、地域団体等と連携し、イベントや出前講座を通じて、栄養・食生活（適正体重を含む）に関する啓発を行います。 ○学校や事業所等と連携し、学生や働き・子育て世代への栄養・食生活（適正体重を含む）に関する啓発を行います。

	ライフステージ	取組内容
関係機関・団体の取組	働き・子育て/総り 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活習慣病予防や健康づくりに関する個別相談や研修会を開催します。
	総り 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域住民で構成する団体として、フレイル・オーラルフレイル予防を理解し、実践します。
	育ち・学び/働き・育て/総り 	<ul style="list-style-type: none"> ○様々な世代に向けて、生活習慣の改善や生活習慣病の予防につながる講座等を実施します。 ○報道や各種番組を通じて、食を含めた健康に関する必要な情報を発信し、健康に対する市民の関心を高めます。 ○栄養・食生活支援を行う人材の養成や拠点の設置を進めます。

(2) 歯・口腔

歯・口腔の健康は、よく噛んで食事を味わうこと、笑うことや会話を楽しむことなど、生活の質や心身の健康を保つ基礎の一つとなります。生涯自分の歯を保ち、健康を維持していくためには、むし歯や歯周病を予防することや、ライフステージを通じて口腔機能を維持向上していくことが重要です。

市民の行動目標							
歯・口腔 	育ち・学びの世代			働き・子育て世代		稔りの世代	
	乳幼児期	学齢期	青年期	成人期	壮年期	高齢前期	高齢後期
	① しっかり噛んで食後は歯みがき			② 「口から食べる」を維持する			

①しっかり噛んで食後は歯みがき

現状・課題
<ul style="list-style-type: none"> ○乳幼児・学齢期のむし歯は減っています。 ○3歳児の保護者で、毎日子どもの歯をみがいている割合は9割以上です。 ○口腔機能の健全な発育・発達のため、よく噛んで食べる習慣や、むし歯や歯肉炎を予防するための歯みがきの方法を身に付ける必要があります。

目指す姿

毎日歯をみがき、むし歯や歯肉炎の予防をしています。



目標	指標（直接成果）	直近値	目標値
食後に歯をみがき、むし歯や歯肉炎の予防をしている子どもを増やします。	3歳児でむし歯のない者の割合	93.0% (R3(2021)年度)	90%*以上 (R6(2024)年度)
	3歳児で4本以上のむし歯のある者の割合	今後把握	0% (R14(2032)年度)
	12歳児でむし歯のない者の割合	68.7% (R3(2021)年度)	72.2%以上 (R14(2032)年度)
	中学生における歯肉に異常のある者の割合	16.4% (R3(2021)年度)	15.5%以下 (R14(2032)年度)

※横浜市子ども・子育て支援事業計画で設定した令和6年度の目標値を第3期健康横浜21の目標値とし、横浜市子ども・子育て支援事業計画にて新たな目標値を設定後、第3期健康横浜21の目標値として改めて設定する。

取組を推進する 10 の視点の中で特に取り入れるもの



- ① 将来を見据えた健康づくり
- ⑥ 誰も取り残さない健康支援
- ⑩ 前計画からの継続課題

	ライフステージ	取組内容
行政の取組	育ち・学び	○むし歯、歯肉炎の予防やよく噛んで食べる等の啓発、健全な口腔機能の発達の支援を行います。
		○子どもの生活環境や健康状態、養育者の状況を把握し、適切に養育ができるよう支援します。

	ライフステージ	取組内容
関係機関・団体の取組	育ち・学び	○乳幼児歯科健康診査の受診率の更なる向上、健康格差の是正、第2子以降のう蝕罹患率減少、成長発育を鑑みた歯科口腔保健の推進をします。
		○障害児または配慮が必要な児童への対応を目的として研修会を開催します。 ○児童虐待防止を目的としての各地区の担当者協議会に参加します。 ○歯科口腔保健に関する正しい情報発信、多職種協働による市民参加型のイベントを実施します。




②「口から食べる」を維持する



現状・課題
<p>○20 歳代から 60 歳代におけるオーラルフレイルの言葉を知っている人の割合は、令和 2 年度（2020 年度）は 17.5%で低いです。</p> <p>○自分の歯を多くもつ高齢者の割合は増加していますが、60 歳代でなんでも嚙んで食べることができる人の割合は、平成 23 年（2011）年度と令和 2 年度（2020 年度）では、明らかな変化はありませんでした。今後、将来的な高齢者の増加に応じられるよう、むし歯や歯周病の対策に加え、口腔機能の維持・向上に向けた早い時期からの取組が必要です。</p>


目指す姿
<p>オーラルフレイルを理解し、口腔機能の維持向上に取り組んでいます。</p> <p>高齢になっても、なんでも嚙んで食べられています。</p>



目標	指標（直接成果）	直近値	目標値
「口から食べる」を維持する人を増やします。	20 歳以上における未処置歯を有する者の割合	23.0% (R2(2020)年度)	20%以下 (R14(2032)年度)
	40 歳以上における自分の歯が 19 歯以下の者の割合	18.4% (R2(2020)年度)	15%以下 (R14(2032)年度)
	20 歳代から 60 歳代におけるオーラルフレイルの言葉を知っている者の割合	17.5% (R2(2020)年度)	20%以上 (R14(2032)年度)
	50 歳代以上におけるなんでも嚙んで食べることができる者の割合	71.8% (R2(2020)年度)	80%以上 (R14(2032)年度)
	80 歳で 20 歯以上の自分の歯を有する者の割合	55.6% (R2(2020)年度)	60%以上 (R14(2032)年度)


取組を推進する 10 の視点の中で特に取り入れるもの
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>将来を見据えた健康づくり</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>デジタル技術の有効活用</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>前計画からの継続課題</p> </div> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <p>①将来を見据えた健康づくり</p> <p>⑦デジタル技術の有効活用</p> <p>⑩前計画からの継続課題</p> </div>

	ライフステージ	取組内容
行政の取組	働き・子育て/稔り 	<ul style="list-style-type: none"> ○むし歯や歯周病予防のため、適切なセルフケアをする習慣が身につくよう啓発を行います。 ○学校や事業所等と連携した、学生や働き世代への口腔ケアの重要性等、各世代に応じた必要な情報を啓発します。 ○オーラルフレイルを知っている人を増やし、自ら口腔機能の維持向上に取り組めるよう関係機関・団体等と連携して普及啓発を行います。
	稔り 	<ul style="list-style-type: none"> ○歯の喪失や加齢等による口腔状況の変化に応じて、適切な口腔ケアを行う習慣が身に付くよう啓発を行います。

	ライフステージ	取組内容
関係機関・団体の取組	働き・子育て/稔り 	<ul style="list-style-type: none"> ○オーラルフレイルの予防及び対策の拡充、元気づくりステーションを軸とした啓発活動を推進します。 ○ロコモ対策の推進とフレイル・オーラルフレイル予防の周知・理解を推進します。 ○歯科口腔保健に関する正しい情報発信、多職種協働による市民参加型のイベントを開催します。

(3) 喫煙

喫煙は、がん、循環器疾患、糖尿病、COPD（慢性閉塞性肺疾患）等の様々な病気のリスクを高めます。子どもの頃からタバコ（紙巻き・加熱式）の害について学び、20歳以上になっても喫煙しないことが重要です。また、タバコを吸う人が禁煙にチャレンジすることは、周囲の人の受動喫煙を減らすことにもつながり、吸う人のみではなく、その周囲の人々も含めた健康の維持・増進においても大切です。

市民の行動目標							
喫煙  喫煙	育ち・学びの世代			働き・子育て世代		稔りの世代	
	乳幼児期	学齢期	青年期	成人期	壮年期	高齢前期	高齢後期
	① タバコの害を学ぶ・吸い始めない			② 禁煙にチャレンジ			

① タバコの害を学ぶ・吸い始めない

現状・課題
<p>○20歳未満の者と同居する人の喫煙率は平成25年度（2013年度）の男性29.9%、女性10.5%に比べ令和2年度（2020年度）は減少していますが、そのうち女性の喫煙率だけを見るとほとんど変化がありません。</p> <p>○20歳未満の者は特に受動喫煙による影響が大きいため、子どもと同居する人に対する禁煙支援を促進することが重要です。しかし、20歳未満の者と同居する喫煙者の年代は働き・子育て世代が中心であるため、区役所による地域住民への取組は届きにくく、関係機関・団体と協力した事業の実施が必要です。</p> <p>○20歳未満で喫煙を開始すると、20歳以上で喫煙を開始した場合と比べて、がんや虚血性心疾患などのリスクが高くなります。</p> <p>○タバコを吸い始める年齢が若いほどニコチンへの依存度が高くなります。</p> <p>○関係機関・団体と連携して子どもがタバコを吸わないことを選べるような啓発が必要です。子どもが将来喫煙者にならないために、保護者への禁煙支援も重要です。</p>


目指す姿


子どもがタバコの煙にさらされていません。
子どもがタバコの害を理解し、20歳以上になってもタバコを吸わないと考えています。



目標	指標（直接成果）	直近値	目標値
子どもの身近にいる人の喫煙を減らします。	20歳未満と同居する者の喫煙率	全体 18.6% 男性 25.9% 女性 10.1% (R2(2020)年度)	全体 14%以下 男性 19%以下 女性 9%以下 (R14(2032)年度)
タバコを吸い始める人を減らします。	20歳代の喫煙率	全体 12.7% 男性 20.0% 女性 6.3% (R4(2022)年)	全体 8%以下 男性 14%以下 女性 2%以下 (R13(2031)年)

取組を推進する 10 の視点の中で特に取り入れるもの	
 将来を見据えた健康づくり  性差を踏まえたヘルスリテラシー支援  ナッジやインセンティブの活用  つながりで行う健康づくり  前計画からの継続課題	① 将来を見据えた健康づくり ② 性差を踏まえたヘルスリテラシー支援 ③ ナッジやインセンティブの活用 ⑤ つながりで行う健康づくり ⑩ 前計画からの継続課題

	ライフステージ	取組内容
行政の取組	育ち・学び  育ち・学びの世代	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの保護者等、20歳未満と同居する人への禁煙支援を行います。 ○子どもや保護者の目に触れやすい場で、受動喫煙による健康被害の啓発を行います。 ○関係団体と連携して20歳未満への喫煙防止教育(場面により飲酒防止教育も加える)を実施します。

	ライフステージ	取組内容
関係機関・団体の取組	育ち・学び  育ち・学びの世代	<ul style="list-style-type: none"> ○20歳未満の者、教育関係者への喫煙防止教育を推進します。 ○禁煙支援薬局事業の継続等を通し、禁煙・受動喫煙防止対策の推進を支援します。 ○タバコの害に関する普及啓発を行います。 ○飲食店の喫煙ルールの周知など、法に基づく受動喫煙防止対策を推進します。 ○世界禁煙デーなどの機会に呼応した講演会やセミナー、イベントの開催又は開催支援を行います。 ○禁煙・受動喫煙防止講演会へ講師派遣を行います。

② 禁煙にチャレンジ

現状・課題
<p>○20歳以上の喫煙率は、平成22年（2010年）の20.0%から令和4年（2022年）の13.1%へと減少しています。しかし、年代や性別により、喫煙率に差があることもわかっています。令和元年（2019年）から令和4年（2022年）の直近の動向を見ると、30歳代の喫煙率は、男性では29.0%から29.5%へ、女性では9.6%から11.8%へとそれぞれ増加しています。</p> <p>○喫煙者のうち、タバコを今すぐやめたい人の割合は11.3%となっています。</p> <p>○受動喫煙を防止する環境整備が進み、全体的な喫煙率も低下していますが、喫煙しづらい環境でもなお、喫煙を継続している層への重点的な取組が必要です。</p> <p>○禁煙には、生活に変化のあるライフイベントを捉えた啓発や支援が必要です。</p> <p>○働き世代の喫煙者に直接アプローチをする機会は少ないため、職場の力を活用していくことも重要です。</p>

目指す姿
より多くの喫煙者が禁煙にチャレンジしています。






目標	指標（直接成果）	直近値	目標値
禁煙にチャレンジする人を増やします。	喫煙者のうちタバコを今すぐやめたい人の割合	11.3% (R2(2020)年度)	11.3%以上 (R14(2032)年度)
喫煙率を下げます。	20歳以上の喫煙率	全体 13.1% 男性 19.7% 女性 6.6% (R4(2022)年)	全体 12%以下 男性 18.5%以下 女性 5.5%以下 (R13(2031)年)

取組を推進する 10 の視点の中で特に取り入れるもの




- ②性差を踏まえたヘルスリテラシー支援
- ④環境の創出と利活用
- ⑤つながりで進める健康づくり
- ⑥誰も取り残さない健康支援
- ⑦デジタル技術の有効活用

	ライフステージ	取組内容
行政の取組	働き・子育て  働き・子育て世代	<ul style="list-style-type: none"> ○職場の力を活用した禁煙チャレンジへの支援を行います。 ○禁煙を支援する人への情報提供等を通じ、職場や家庭において禁煙にチャレンジしやすい風土づくりを行います。
	働き・子育て/総り  働き・子育て世代 総りの世代	<ul style="list-style-type: none"> ○一人暮らし開始・就職・妊娠・子育て・定年退職など、生活に変化のある機会を捉えた喫煙による健康被害の周知と、自分に合う禁煙方法を選択して実行するための情報提供を行います。

	ライフステージ	取組内容
関係機関・団体の取組	働き・子育て/総り  働き・子育て世代 総りの世代	<ul style="list-style-type: none"> ○禁煙支援薬局事業の継続等を通じ、禁煙・受動喫煙防止対策の推進を支援します。 ○世界禁煙デーなどの機会に呼応した講演会やセミナー、イベントを開催または開催を支援します。 ○禁煙・受動喫煙防止講演会へ講師派遣を行います。 ○特定保健指導の対象者へ事業所や健診機関を通じて禁煙に関する保健指導が受けられるよう利用案内を実施します。

(4) 飲酒

アルコールは、様々な健康障害との関連が指摘されており、過度な量・頻度の飲酒は、心身への悪影響があることが明らかになっています。特に20歳未満の健康への影響は大きく、飲酒のリスクを子どもの頃から理解し、将来も生活習慣病のリスクを高める量の飲酒をしないことが重要です。また、大人も飲酒に関する正しい知識を持ち、意識して自身や子どもの健康を守る行動を取ることが大切です。

市民の行動目標							
飲酒  飲酒	育ち・学びの世代			働き・子育て世代		稔りの世代	
	乳幼児期	学齢期	青年期	成人期	壮年期	高齢前期	高齢後期
	① 飲酒のリスクを学ぶ・飲み始めない			② 適度な飲酒量を知る・「飲み過ぎない」を心がける			

① 飲酒のリスクを学ぶ・飲み始めない



現状・課題
<ul style="list-style-type: none"> ○20歳未満はアルコールの分解が遅いため、急性アルコール中毒や臓器に対する悪影響を引き起こしやすいです。 ○飲酒開始年齢が若いほどアルコール依存症になりやすいです。 ○20歳未満の飲酒は、脳の発達や骨の成長、内分泌系などへの影響が20歳以上より大きくなります。 ○令和2年度(2020年度)の調査において、20歳代で習慣的に飲酒(週3日以上)をしている者の割合は、全体で14%、男性19.8%、女性10.8%となっています。習慣になる前の段階で飲酒のリスクに関する知識を得る必要があります。 ○子どもが飲酒のリスクを理解し、将来生活習慣病のリスクを高める量の飲酒をしないためには、関係機関・団体と連携した取組が必要です。 ○子どもは周囲の大人から受ける影響が大きいため、大人が周囲にいる20歳未満に対して飲酒を勧めないよう啓発する必要があります。 ○妊娠中の飲酒は、少量でも胎児に影響を及ぼす可能性があり、妊娠中の女性は飲酒を完全にやめる必要があります。


目指す姿


子どものうちから飲酒のリスクを理解し、20歳になってもお酒との付き合い方に気を付けています。
--



目標	指標（直接成果）	直近値	目標値
20歳になっても習慣的に飲酒をしていない人を増やします。	習慣的に飲酒をしていない（週2日以下）20歳代の割合	全体 86.0% 男性 80.2% 女性 89.2% (R2(2020)年度)	全体 92%以上 男性 83%以上 女性 96%以上 (R14(2032)年度)

取組を推進する10の視点の中で特に取り入れるもの	
 	① 将来を見据えた健康づくり ② 性差を踏まえたヘルスリテラシー支援

	ライフステージ	取組内容
行政の取組	育ち・学び 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係団体と連携した20歳未満への飲酒の危険性に関する啓発（喫煙防止教育の場も活用）を実施します。 ○ 周囲の大人が20歳未満に対して不適切な飲酒を勧めないことの啓発を実施します。 ○ 妊娠中の飲酒が胎児に与える影響の周知と禁酒の必要性の啓発を実施します。

	ライフステージ	取組内容
関係機関・団体の取組	育ち・学び 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもの身近にいる保護者が飲酒の健康への影響について理解するためのセミナーや講演会、市民イベントを企画します。 ○ 20歳未満の飲酒リスクに関する勉強会を企画します。 ○ 若いうちからの飲酒は飲酒量やアルコール依存症等を増大させるといったアルコール摂取のリスクについて食育活動を通して伝えます。 ○ 「飲酒防止教室」の中で、「飲酒防止教育ヨコハマ型プログラム」により、アルコールによる成長期の身体及び脳への影響について説明します。 ○ 飲食店において20歳未満に飲酒をさせない、勧めない啓発を行えるよう取り組みます。 ○ アルコール飲料の販売について、20歳以上の年齢へ販売を「※これはお酒です。20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売いたしません。」などの店内表示等で明示します。





② 適度な飲酒量を知る・「飲み過ぎない」を心がける



現状・課題
<p>○生活習慣病のリスクを高める量（1日当たりの純アルコール摂取量が男性40g以上、女性20g以上）を飲酒している人の割合は、令和2年度(2020年度)で男性16.4%、女性13.5%です。</p> <p>○令和2年度(2020年度)では、20歳以上の16.2%が毎日飲酒しています。</p>


目指す姿
<p>飲酒する場合は、適度な飲酒量以下に留め、生活習慣病のリスクを高める量の飲酒は控えています。</p> <p>飲酒する場合は休肝日を設けています。</p>



目標	指標（直接成果）	直近値	目標値
生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している人を減らします。	飲酒する人のうち、1日当たりの純アルコール摂取量が男性40g以上、女性20g以上の者の割合	男性16.4% 女性13.5% (R2(2020)年度)	男性12%以下 女性8%以下 (R14(2032)年度)
毎日飲酒する人を減らします。	毎日飲酒する人の割合	全体16.2% (R2(2020)年度)	全体14%以下 (R14(2032)年度)

取組を推進する10の視点の中で特に取り入れるもの	
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>将来を見据えた健康づくり</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>性差を踏まえたヘルスリテラシー支援</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>誰も取り残さない健康支援</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>前計画からの継続課題</p> </div> </div>	<p>① 将来を見据えた健康づくり</p> <p>② 性差を踏まえたヘルスリテラシー支援</p> <p>⑥ 誰も取り残さない健康支援</p> <p>⑩ 前計画からの継続課題</p>

	ライフステージ	取組内容
行政の取組	働き・子育て/稔り 	<ul style="list-style-type: none"> ○飲酒習慣が及ぼす睡眠への影響の啓発を行います。 ○節酒（減酒）及び休肝日の推奨と「酒は百薬の長」といったイメージの払拭に取り組みます。 ○飲酒による悪影響等が出ている人への早期の相談勧奨や支援を行います。
	稔り 	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢期の過度な飲酒習慣が及ぼす健康への影響の啓発を行います。

	ライフステージ	取組内容
関係機関・団体の取組	働き・子育て/稔り 	<ul style="list-style-type: none"> ○特定保健指導の対象者へ事業所や健診機関を通じて飲酒に関する保健指導が受けられるよう案内します。


(5) 運動

体を動かすことは、生活習慣病のリスクを下げ、心身の健康につながるとされています。

また、身体機能を維持し、生活の質を保つためにも大変重要で、子どもの頃から運動を習慣づける必要があります。

成人期以降は、仕事や家事・育児などで忙しく運動の時間が取りにくくなりがちですが、この時期の生活習慣の積み重ねが生活習慣病に与える影響は大きいいため、健康のための行動を続けることが重要です。

最近では、日常の中でこまめに体を動かすことも、運動の効果が得られると分かっています。

市民の行動目標							
 運動	育ち・学びの世代			働き・子育て世代		稔りの世代	
	乳幼児期	学齢期	青年期	成人期	壮年期	高齢前期	高齢後期
	① 体を動かすことを楽しむ				② 日常の中で「こまめに」動く		
				③ 定期的に「しっかり」運動する			

① 体を動かすことを楽しむ

現状・課題
<ul style="list-style-type: none"> ○週3回以上、授業以外に運動やスポーツをする小・中学生の割合は、平成29年度（2017年度）の44.8%から、令和4年度（2022年度）は40.9%へ減少しています。 ○令和4年度（2022年度）の調査によると、テレビやDVD、ゲーム機、スマートフォン、パソコンなどの画面を長時間視聴している中学生の割合は、全国と比べて高い状況です。 ○新型コロナウイルス感染症の流行による外出自粛等の影響もあり運動不足が起こりやすい状況もありましたが、今後は感染予防にも配慮しつつ、楽しみながら運動を継続できる仕組みづくりを推進していく必要があります。

目指す姿
自分の健康に関心を持ち、運動の必要性を理解しながら、体を動かす機会を増やし、運動を楽しんでいます。




目標	指標（直接成果）	現状値	目標値
運動やスポーツをする子どもを増やします。	週3回以上、授業以外に運動やスポーツをする子どもの割合	小・中学生 40.9% (R4(2022)年度)	小・中学生 50%以上 (R14(2032)年度)
体を動かすことが好きな子どもを増やします。	運動（体を動かす遊びを含む）やスポーツをするのが好きな子どもの割合	小学生男子 69.9% 小学生女子 54.7% 中学生男子 63.0% 中学生女子 45.4% (R4(2022)年度)	小学生男子 71%以上 小学生女子 55%以上 中学生男子 65%以上 中学生女子 46%以上 (R14(2032)年度)

取組を推進する10の視点の中で特に取り入れるもの




将来を見据えた健康づくり



環境の創出と利活用




つながりで進める健康づくり




産学官連携・共創

- ① 将来を見据えた健康づくり
- ④ 環境の創出と利活用
- ⑤ つながりで進める健康づくり
- ⑨ 産学官連携・共創

	ライフステージ	取組内容
行政の取組	育ち・学び 	<ul style="list-style-type: none"> ○公園等での外遊びや体を動かす遊びの推奨と、スクリーンタイム※を減らす必要性の普及啓発を行います。 ○親子で参加できる体を動かすイベントや講座等を開催します。 ○区役所等の健診、個別相談及び教室等を通じた、乳幼児期の保護者に対する、子どもの成長発達と運動（食生活、睡眠等の生活リズムを含む）に関する普及啓発を行います。 ○各学校の健康課題（運動、食事、休養、睡眠等）の解決に向けた取組に協力します。

※テレビ、スマートフォン、ゲーム機等の使用時間

	ライフステージ	取組内容
関係機関・団体の取組	育ち・学び 	<ul style="list-style-type: none"> ○運動を推進する市の事業へ協力します。 ○ライフステージに応じたスポーツ活動や、ウォーキングやマラソンなど健康づくりのきっかけにつながる各種イベント、スポーツ教室を実施します。 ○障害の有無や年齢・性別等に関わらず、市民の誰もがスポーツを楽しめる多様な機会を創出します。(インクルーシブスポーツの普及・振興)



② 日常の中で「こまめに」動く

現状・課題
<p>○健康のために、意識して体を動かし、運動する市民は、令和2年度(2020年度)の調査で52.9%と約半数にとどまっています。</p> <p>○歩くことの効果に加え、座りすぎの悪影響も明らかになってきています。</p> <p>○腰痛症は日常生活に制限を生じさせやすく、予防を進める必要があります。</p> <p>○これまで、歩数計やアプリを用いた歩く機会の創出を行ってきました。引き続き、ライフスタイルの変化・多様化に伴う運動機会の減少を防ぐためにも、誰もが健康づくりに取り組めるきっかけづくりを進める必要があります。</p> <p>○総りの世代については、通いの場における人と人とのつながりづくりの支援など、日常の中で体を動かすことができるきっかけづくりを推進していく必要があります。</p>

目指す姿
<p>通勤や仕事、家事等の日常生活の中でも、こまめに体を動かすことを意識し、より多く歩くことに加えて、座りすぎに注意しています。</p>





目標	指標（直接成果）	現状値	目標値
日常生活の中でこまめに体を動かしている人を増やします。	健康のために、意識して体を動かしたり、運動したりしている市民の割合	52.9% (R2(2020)年度)	65%以上 (R14(2032)年度)
より多く歩く人を増やします。	20～64歳で1日の歩数が8000歩以上の人の割合	全体 46.4% 男性 49.6% 女性 44.0% (H29～R1(2017～2019)年)	全体 50%以上 男性 55%以上 女性 45%以上 (R12～R14(2030～2032)年)
	65歳以上で1日の歩数が6000歩以上の人の割合	全体 39.2% 男性 44.2% 女性 34.7% (H29～R1(2017～2019)年)	全体 48%以上 男性 50%以上 女性 46%以上 (R12～R14(2030～2032)年)
座りすぎに注意している人を増やします。	通勤・仕事・家事などで、座っている時間が長い人の割合	今後把握	検討中



取組を推進する 10 の視点の中で特に取り入れるもの



- ③ナッジやインセンティブの活用
- ④環境の創出と利活用
- ⑤つながりで進める健康づくり
- ⑦デジタル技術の有効活用
- ⑨産学官連携・共創

	ライフステージ	取組内容
行政の取組	働き・子育て  働き・子育て世代	<ul style="list-style-type: none"> ○日常生活の中で活動量を増やしたり、活動の質を高めたりすることの重要性について啓発を行います。 ○引き続きアプリなどを用いて、日常的に歩きたくなる仕組みの創出やきっかけづくりに取り組みます。 ○座りすぎ防止「BK30（ブレイク・サーティ）※」の普及や仕事や家事の合間に行うストレッチ、体を動かしやすくなるオフィスレイアウトや備品等の推奨を行います。 ○日常や余暇の移動手段として、自転車活用を推奨します。
	総り  総りの世代	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の健康づくりグループの活動支援など、介護予防や社会参加に向けた取組や通いの場の創出を行います。

※厚生労働省が提唱する座りすぎ防止の合言葉で、「30 分に3分ほどは立ち上がる」ことを目標としている。

	ライフステージ	取組内容
関係機関・団体の取組	働き・子育て  働き・子育て世代	<ul style="list-style-type: none"> ○転倒・腰痛対策として、転倒・腰痛災害ゼロを目指す企業への支援を行います。
	働き・子育て/総り  働き・子育て世代 総りの世代	<ul style="list-style-type: none"> ○ロコモ対策とフレイル・オーラルフレイル予防の周知・理解を推進します。 ○広報や報道を通じて、運動に対する市民の関心を高め、必要な情報を拡散します。 ○保険者等の健康づくり事業の強化を目的として、研修会を開催します。 ○保険者が実施する健康づくり事業等に対し、健康測定機器の貸出や保健師の派遣などを実施します。 ○指と頭を使う「脳トレ」を目的としたイベントを実施します。






③定期的に「しっかり」運動する


現状・課題
<p>○生活習慣病の予防に効果的とされる量（1回30分・週2回以上）の運動習慣を持つ人は、令和2年度（2020年度）の調査では、20～64歳で26.9%、65歳以上で44.1%にとどまっています。</p> <p>○これまで、市民参加型スポーツイベントの開催や、ロコモ予防トレーニング「ハマトレ」の普及啓発、障害者スポーツ事業の実施などを行ってきました。新型コロナウイルス感染症の流行により運動不足が起こりやすい状況が続きましたが、それにより運動の関心が高まる動きもあったため、引き続き運動に取り組みやすく、継続できる仕組みづくりを推進する必要があります。</p>


目指す姿
生活習慣病の予防につながる量の運動習慣をもっています。

目標	指標（直接成果）	現状値	目標値
定期的にしっかりと運動する習慣がある市民を増やします。	20～64歳で、1回30分・週2回以上の運動（同等のものを含む）を1年間継続している者の割合	全体 26.9% 男性 30.4% 女性 22.7% (R2(2020)年度)	全体 30%以上 男性 35%以上 女性 25%以上 (R14(2032)年度)
	65歳以上で、1回30分・週2回以上の運動（同等のものを含む）を1年間継続している者の割合	全体 44.1% 男性 41.2% 女性 46.9% (R2(2020)年度)	全体 50%以上 男性 50%以上 女性 50%以上 (R14(2032)年度)



取組を推進する10の視点の中で特に取り入れるもの	
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;">  <p>ナッジやインセンティブの活用</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>環境の創出と利活用</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>つながりで進める健康づくり</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>デジタル技術の有効活用</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>産学官連携・共創</p> </div> </div>	<p>③ナッジやインセンティブの活用</p> <p>④環境の創出と利活用</p> <p>⑤つながりで進める健康づくり</p> <p>⑦デジタル技術の有効活用</p> <p>⑨産学官連携・共創</p>

	ライフステージ	取組内容
行政の取組	働き・子育て/稔り 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活習慣病予防に対する運動の効果の普及啓発を行います。 ○運動の継続と習慣化を促す仕掛けづくりを行います。 ○スポーツイベントの開催や周知など、スポーツを「する」「みる」「ささえる」機会を充実します。 ○自宅でできるトレーニングを推進します。 ○企業が実施する運動・スポーツ事業の支援を行います。 ○誰もが参加できるインクルーシブスポーツを推進します。


	ライフステージ	取組内容
関係機関・団体の取組	働き・子育て/稔り 	<ul style="list-style-type: none"> ○世代に合わせた健康講座を実施します。 ○ロコモ対策とフレイル・オーラルフレイル予防の周知・理解を推進します。 ○市内のスポーツイベントの広報・報道を行い、市民の健康とスポーツへの関心を喚起します。 ○ライフステージに応じたスポーツ活動や、ウォーキングやマラソンなど健康づくりのきっかけにつながる各種イベント、スポーツ教室を実施します。 ○障害の有無や年齢・性別等にかかわらず、市民の誰もがスポーツを楽しめる多様な機会を創出します。(インクルーシブスポーツの普及・振興) ○保険者等の健康づくり事業の強化を目的として、研修会を開催します。



(6) 休養・こころ

良質で十分な睡眠による休養は、心身の健康に不可欠です。こころの健康と睡眠との関連は知られていますが、高血圧、糖尿病などの生活習慣病の発症リスクの上昇や症状悪化に睡眠が関連することも明らかになっています。子どもの頃から睡眠を大切に、規則正しい生活習慣を身に付けることは、成長・発達を促進し、将来の健康づくりにつながります。

また、ストレスに気付き、日常生活に大きな影響を与える前に対処をすることや、人と人とのつながりの中での自分の役割を大切にしていることも、心身の健康につながります。

市民の行動目標							
休養・こころ 	育ち・学びの世代			働き・子育て世代		稔りの世代	
	乳幼児期	学齢期	青年期	成人期	壮年期	高齢前期	高齢後期
	① 早寝・早起き、ぐっすり睡眠			② 睡眠の質を高める・ ストレスに気付き、対処する			
				③ つながりを大切にする			




① 早寝・早起き、ぐっすり睡眠


現状・課題
○ 1日の睡眠時間が6時間未満であったり、ぐっすり眠ることができる日が少なかったりする小中学生がいます。
○ 学習以外で平日にデジタルデバイス（パソコン・携帯電話・ゲーム機）を3時間以上利用している小中学生がいます。
○ 睡眠が6時間未満の小学生の割合は、増加傾向にあります。第2期計画では、早寝・早起き・朝ごはん等の一連の物として啓発されていましたが、更なる取組が必要です。
○ 親世代の生活リズムが不規則な場合、子どもの睡眠時間も影響を受ける可能性があるため、親世代を含めた睡眠や休養の重要性を啓発する必要があります。


目指す姿
必要な睡眠時間を確保し、ぐっすり眠ることができています。 余暇時間のスクリーンタイムとのバランスを保ち、日光を浴びる・体を動かすなど、質の良い睡眠につながる生活習慣を身に付けています。



目標	指標（直接成果）	直近値	目標値
睡眠時間が短い子どもを減らします。	1日の睡眠時間が6時間未満の小学生の割合	小学5年生 男子 6.9% 女子 5.5% (R4(2022)年度)	小学5年生 男子 5%以下 女子 5%以下 (R14(2032)年度)
ぐっすり眠ることができる日が多い子どもを増やします。	ぐっすり眠ることができる日が週6日以上小学生の割合	小学5年生 男子 58.9% 女子 59.1% (R4(2022)年度)	小学5年生 男子 65%以上 女子 65%以上 (R14(2032)年度)

取組を推進する10の視点の中で特に取り入れるもの	
  	① 将来を見据えた健康づくり ⑤ つながりで行進する健康づくり ⑩ 前計画からの継続課題

	ライフステージ	取組内容
行政の取組	育ち・学び 	<ul style="list-style-type: none"> ○区役所等の健診、個別相談及び教室等を通じた、乳幼児期の保護者に対する、睡眠時間と睡眠の質を確保するための規則正しい生活習慣（食生活・運動を含む）の啓発を行います。 ○各学校の健康課題（運動、食事、休養、睡眠など）の解決に向けた取組に協力します。 ○働き・子育て世代へ睡眠に関する啓発を行う際に、子どもの睡眠等（デジタルデバイスの長時間利用による近視・視力低下の進行を含む）に関する情報も伝達します。

	ライフステージ	取組内容
関係機関・団体の取組	育ち・学び 	<ul style="list-style-type: none"> ○報道や各種番組を通じて、健康（休養・こころ）に対する市民の関心を高め、必要な情報を拡散します。

② 睡眠の質を高める・ストレスに気付き、対処する

現状・課題
<p>○睡眠による休養が取れている人の割合は、平成 25 年度（2013 年度）の男性 20～59 歳 60.2%、女性 20～59 歳 64.9%と比べ、令和 2 年度（2020 年度）は男女共に約 70%に増加しています。</p> <p>○他都市と比較すると、特に 20～39 歳男性の睡眠が課題となっています。</p> <p>○20～50 歳代の日常生活の制限に影響を与える理由に「こころの病気」があります。</p> <p>○生活習慣病と睡眠の関係性を周知することに加え、事業所等を通じて、睡眠や休養の重要性を多くの人に理解していただくことが必要です。</p>

目指す姿
<p>睡眠の健康への影響を理解し、睡眠で休養が取れています。</p> <p>こころの不調に気付き、日常生活に大きな影響が出る前に対処しています。</p>



目標	指標（直接成果）	直近値	目標値
睡眠で休養が取れている人を増やします。	睡眠で休養が取れている人の割合	20～59 歳男性 70.3% 20～59 歳女性 70.2% 60 歳代全体 81.2% (R2(2020)年度)	20～59 歳男性 75%以上 20～59 歳女性 75%以上 60 歳代全体 90%以上 (R14(2032)年度)
睡眠時間が十分に確保できている人を増やします。	睡眠時間が 6～9 時間(60 歳以上については、6～8 時間)の人の割合	20～59 歳男性 20～59 歳女性 60 歳代全体 今後把握	20～59 歳男性 60%以上 20～59 歳女性 60%以上 60 歳代全体 60%以上 (R14(2032)年度)
ストレスに気付き、適切な対処ができる人を増やします。	悩みやストレスがあるが相談できないでいる人の割合	15～64 歳 6.5% (R4(2022)年)	15～64 歳 4.5%以下 (R13(2031)年)
メンタルヘルスに取り組む事業所数を増やします。	横浜健康経営認証事業所のうちメンタルヘルスに取り組んでいる事業所の割合	今後把握	今後検討

取組を推進する 10 の視点の中で特に取り入れるもの



- ① 将来を見据えた健康づくり
- ⑦ デジタル技術の有効活用
- ⑧ 平時からの健康づくり
- ⑨ 産学官連携・共創
- ⑩ 前計画からの継続課題

	ライフステージ	取組内容
行政の取組	働き・子育て 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ストレスチェックなどを通し、ストレスに気づき、早期に周囲に相談することの重要性を啓発します。 ○ 休養（睡眠・積極的休養）のタイミングや、ストレス対処方法を周知します。
	働き・子育て/総り 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子育て中の悩みやストレスを含めたメンタルヘルスや、生活習慣病と睡眠不足との関連を啓発します。 ○ 質のよい睡眠を得るための工夫や睡眠に悪影響を与える習慣を周知します。

	ライフステージ	取組内容
関係機関・団体の取組	働き・子育て/総り 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職場の産業保健活動やメンタルヘルス対策が適切に実施されるよう、周知・指導します。 ○ 労働者 50 人未満の事業者及び労働者を対象とした産業保健活動の支援、メンタルヘルス対策の普及促進事業を行います。 ○ 中小企業における働き方改革の取組の支援に加え、建設業、陸上貨物運送事業、道路貨物運送事業を中心に、働き方改革の取組を支援します。 ○ 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害を防止するため、監督指導を引き続き実施します。 ○ 長時間労働等のテーマを検討し、産業医向けの研修会の企画を行います。 ○ 報道や各種番組を通じて、健康（休養・こころ）に対する市民の関心を高め、必要な情報を拡散します。

③ つながり大切に

現状・課題
<p>○趣味活動や地域活動に参加している人が少ない状況があります。</p> <p>○高齢単独世帯が増えています。</p> <p>○コロナ禍など、予期せぬ危機的事態の際には、趣味や地域活動に参加したくてもできない状況がありました。</p> <p>○地域の人々と関わりを持とうと思う者の割合は平成25年度（2013年度）の63.4%に比べ令和2年度（2020年度）は49.1%で減少しています。</p> <p>○地域に根ざした信頼や社会規範、ネットワークといった社会関係資本（ソーシャルキャピタル）を醸成することは、健康の維持につながります。</p> <p>○地域の人々とのつながりや様々な社会参加を促すことに加え、日常生活の中で楽しみや心のよりどころを見つける大切さを伝える必要があります。</p>

目指す姿
人と人とのつながりや自身の役割を大切に、楽しみながら健康づくりに取り組んでいます。



目標	指標（直接成果）	直近値	目標値
人と人とのつながりをもつ人を増やします。	周囲の人々は困った時に助けてくれると思う人の割合	今後把握	今後検討
家庭や職場、学校以外の場にも役割や居場所をもつ人を増やします。	地域の人々と関わりを持とうと思う人の割合	49.1% (R2(2020)年度)	55.5%以上 (R14(2032)年度)
	地域の人々とのつながりが強いと思う人の割合	今後把握	45%以上 (R14(2032)年度)

取組を推進する 10 の視点の中で特に取り入れるもの



- ③ ナッジやインセンティブの活用
- ④ 環境の創出と利活用
- ⑤ つながりで進める健康づくり
- ⑦ デジタル技術の有効活用
- ⑧ 平時からの健康づくり
- ⑨ 産学官連携・共創

	ライフステージ	取組内容
行政の取組	働き・子育て/稔り 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ライフステージやニーズに応じた健康に関する情報をより多くの人に届けられるよう、産学官連携等あらゆる手段で提供します。 ○ 健康づくりに関わる機関・団体・グループの活動内容を周知し、活動継続を支援します。 ○ つながりを大切にすることや、日常生活の中で楽しみや心のよりどころを見つけることが、健康の維持につながることを啓発します。

	ライフステージ	取組内容
関係機関・団体の取組	働き・子育て 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 働く人への治療と仕事の両立支援対策の推進を図ります。
	働き・子育て/稔り 	<ul style="list-style-type: none"> ○ イベント等を通じ、認知症について理解と予防に努めます。 ○ 報道や各種番組を通じて、健康（休養・こころ）に対する市民の関心を高め、必要な情報を拡散します。 ○ フレイル・オーラルフレイル予防などの啓発に、自主活動グループの場を利用します。 ○ 食を通じた地域への支援につながるよう、栄養・食生活支援を行う人材の養成や拠点の設置を進めます。 ○ 地域住民で構成する団体として、イベント等での啓発を通じ、認知症について理解と予防に努めます。
	稔り 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者のコミュニティーの場づくりとしてサロンを開催します。 ○ 関連団体として地域ケア会議、通いの場に関わります。

(7) 暮らしの備え

自然災害や感染症の蔓延などの予期せぬ危機的な事態でも、健康を維持するには、平時からの備えが重要です。

また、屋内で生じる転倒や入浴時の溺水といった事故は、重大な結果につながる可能性があります。これらの事故を起こさない生活習慣を身に付けることは、命を守る備えになります。

市民の行動目標							
暮らしの備え  暮らしの備え	育ち・学びの世代			働き・子育て世代		稔りの世代	
	乳幼児期	学齢期	青年期	成人期	壮年期	高齢前期	高齢後期
					① 自然災害等の「もしも」の健康リスクに備える		
				② 屋内で生じる「まさか」の事故を防ぐ			

① 自然災害等の「もしも」の健康リスクに備える

現状・課題
<p>○自然災害や感染症の蔓延などの予期せぬ危機的な事態により、日常生活や家族の機能に変化が生じる可能性があります。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症の感染拡大による外出自粛等の影響で、他者との関わりの減少や筋力低下がみられました。</p>

目指す姿

<p>予期せぬ危機的な事態でも、置かれた環境下で健康を維持するための準備をしています。</p> <p>非常時でも実践可能な方法で、平時から健康を維持するための行動をとっています。</p>

目標	指標（直接成果）	直近値	目標値
非常時に健康を維持するための備蓄（薬・食品・日用品）を行う人を増やします。	健康を維持するための災害時の備えをしている人の割合	<ul style="list-style-type: none"> 解熱鎮痛剤等の常備薬 20.0% 服用中の薬 5.2% 口腔ケア用品 19.6% (R2(2020)年度) ・体温計 今後把握	<ul style="list-style-type: none"> 解熱鎮痛剤等の常備薬 30%以上 服用中の薬 10%以上 口腔ケア用品 30%以上 ・体温計 今後検討 (R14(2032)年度)
非常時でも健康を維持するために実践できる習慣をもつ人を増やします。	いつでもどこでも実施できる体操やストレッチ等の実施を習慣にしている人の割合	今後把握	今後検討

取組を推進する 10 の視点の中で特に取り入れるもの



- ③ ナッジやインセンティブの活用
- ⑤ つながりで進める健康づくり
- ⑥ 誰も取り残さない健康支援
- ⑧ 平時からの健康づくり

	ライフステージ	取組内容
行政の取組	働き・子育て/総り	<ul style="list-style-type: none"> ○ 予期せぬ危機的な事態でも誰もが健康を維持するために必要な備蓄について、食生活、歯・口腔の取組と連携して啓発します。 ○ 予期せぬ危機的な事態でも誰もが健康を維持するために必要な行動や心構えについて、運動、歯・口腔、休養・こころの取組と連携して啓発します。

	ライフステージ	取組内容
関係機関・団体の取組	働き・子育て/総り	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外出自粛等が原因の生活習慣病やフレイル・オーラルフレイル等の予防について、平時から取り組むことの大切さを啓発します。 ○ 感染症予防に関する啓発を行います。 ○ 市民公開講座によるオンライン配信、市民広報誌の発行、ラジオの運営等を通じて、市民に向け最新の医療情報を分かりやすく発信し、市民や地域の健康増進に貢献します。 ○ アドバンス・ケア・プランニング（将来の変化に備え、医療及びケアについて、本人を主体に、家族や近い人、医療・ケアチームが、話し合いを行い、本人による意思決定を支援するプロセス）について、市民啓発講演会を企画します。 ○ 災害時の栄養・食生活支援に備えた人材の養成や災害食の普及活動を行います。



② 屋内で生じる「まさか」の事故を防ぐ

現状・課題
<p>○不慮の事故による死亡率が全国より高く、特に冬場の高齢者の溺死及び溺水による死亡数が多く、入浴時のヒートショックによる事故の可能性が考えられます。</p> <p>○ヒートショックとは、急な温度変化が体に与えるショックのことをいい、心臓に負担がかかることで、心筋梗塞や脳卒中につながる恐れがあります。特に普段から血圧が高めの高齢者はヒートショックを起こしやすいといわれており、脱衣室・浴室を含めた住宅の室温を高く均一に保つための生活の工夫とあわせ、住宅の断熱性能を高める等の対策が必要です。</p> <p>○介護保険の要支援と認定された主な原因の1位は骨折・転倒であり、転倒事故の防止が重要です。日頃から転倒予防を心がけること、もし転倒しても、骨折しにくい体を維持することが大切です。</p> <p>○健康寿命の延伸に向けた分析において、40歳以上の腰痛症の対策が重要であることが明らかになっています。</p>

目指す姿
<p>予防方法の理解と血圧の管理を通じて、ヒートショックによる事故を回避しています。</p> <p>骨折・転倒を防止しています。</p> <p>腰痛の予防に取り組んでいます。</p>








目標	指標（直接成果）	直近値	目標値
ヒートショックの予防方法を理解している人を増やします。	ヒートショックの予防方法を知っている人の割合	今後把握	今後検討
日常的に血圧を測定している人を増やします。	自宅で血圧を毎日測定する習慣のある人の割合	60歳代全体 20.5% (R2(2020)年度)	60歳代全体 29.5%以上 (R14(2032)年度)
転倒する人を減らします。	過去1年間に転倒したことがある高齢者の割合	21.7% (R4(2022)年度)	18.5%以下 (R13(2031)年度)
従業員の腰痛予防に取り組む事業所を増やします。	横浜健康経営認証事業所のうち腰痛予防に取り組んでいる事業所の割合	今後把握	今後検討

取組を推進する 10 の視点の中で特に取り入れるもの



- ① 将来を見据えた健康づくり
- ④ 環境の創出と利活用
- ⑤ つながりで進める健康づくり
- ⑧ 平時からの健康づくり

	ライフステージ	取組内容
行政の取組	働き・子育て 	○関係機関・団体と連携し、腰痛予防を推進します。
	働き・子育て/総り  	○高血圧症予防と日々の血圧管理の大切さについて周知啓発を行います。 ○住宅の断熱性能向上に向けた普及啓発を行います。 ○ロコモティブシンドローム予防、フレイル予防を推進する中で、転倒予防、骨粗鬆症予防に関する普及啓発にも取り組みます。
	総り 	○高齢者や高血圧症などの持病がある人とその家族に向けて、ヒートショック予防策を周知します。 ○転倒を起こさない屋内環境について啓発します。


	ライフステージ	取組内容
関係機関・団体の取	働き・子育て 	○転倒・腰痛災害防止対策の推進に向けて企業をサポートします。



4 生活習慣病の発症予防や重症化予防における行動目標と取組内容

(1) 健康診査

健診（健康診査）を受けることは、疾病の早期発見につながるるとともに、自身の生活習慣を振り返るために大変重要です。定期的に受診することで自身の身体の変化に気付く機会ともなります。

市民の行動目標						
健康診査 	育ち・学びの世代			働き・子育て世代		稔りの世代
	乳幼児期	学齢期	青年期	成人期	壮年期	高齢前期 高齢後期
						1年に1回、健診を受ける







1年に1回、健診を受ける



現状・課題
<p>○40歳以上の横浜市国民健康保険加入者における特定健康診査（特定健診）の受診率は、令和元年度（2019年度）は25.4%、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和2年度（2020年度）は21.8%と低い受診率になっています。令和3年度（2021年度）は24.7%まで回復しています。</p> <p>○75歳になると後期高齢者医療制度に切り替わることによる健診実施主体の変更が生じます。加入する健康保険組合が切り替わることをきっかけに、健診を受診しなくなることを防ぐことが重要です。</p>


目指す姿
1年に1回、健診（特定健診、横浜市健康診査）を受けています。



目標	指標（直接成果）	直近値	目標値
1年に1回健診（特定健診、横浜市健康診査）を受ける市民を増やします。	特定健診受診率（40歳以上の横浜市国民健康保険加入者）	24.7% (R3(2021)年度)	40.5% (R11(2029)年度)
	75歳の市健康診査受診率	13.7% (R3(2021)年度)	24.1%以上 (R14(2032)年度)


取組を推進する10の視点の中で特に取り入れるもの	
    	<p>①将来を見据えた健康づくり</p> <p>④環境の創出と利活用</p> <p>⑤つながりで進める健康づくり</p> <p>⑥誰も取り残さない健康支援</p> <p>⑦デジタル技術の有効活用</p>
 	<p>⑨産学官連携・共創</p> <p>⑩前計画からの継続課題</p>

	ライフステージ	取組内容
行政の取組	働き・子育て/稔り  働きの世代 子育ての世代	<ul style="list-style-type: none"> ○横浜市国民健康保険の特定健診の自己負担額を無料化しています（平成30年度から実施）。 ○特定健診の受診率向上につながるよう、対象の市国民健康保険加入者へ個別通知を送付します。未受診者へ個別勧奨を行います。 ○健診の意義や結果の見方の普及と各区のイベントの機会等を活用した啓発、地域団体による啓発を行います。 ○地域・職域の連携によって取り組む健診受診後の保健指導の活用に関する啓発を行います。 ○健診データを生かした保健指導を実施します。 ○スマホアプリ等のデジタル技術を活用し、利用者の状況に応じて健診の受診勧奨や健診結果等に基づく情報発信を行います。
	稔り  稔りの世代	<ul style="list-style-type: none"> ○健康づくりや介護予防に向けた健診データの利活用を推進します。 ○横浜市健康診査の受診勧奨を強化します。

	ライフステージ	取組内容
関係機関・団体の取組	働き・子育て/稔り  働きの世代 子育ての世代	<ul style="list-style-type: none"> ○健康づくりのきっかけづくりと重症化予防のため、地域で特定健診の普及啓発を行います。 ○若年層等を対象に、健康意識を向上させる運動を実施し、健診受診率の向上を目指します。 ○関係機関・団体内で、特定健診について啓発します。 ○保健医療関係団体として、特定健診の受診率向上と精度管理を充実させます。ラジオCMを使い、特定健診受診について啓発します。 ○医療保険者として、加入事業所へ文書や電話による健診受診勧奨を行います。また、健診未受診の多い小規模事業所や被扶養者へ集団健診の受診勧奨を行います。 ○医療保険者として、特定健診受診率及び特定保健指導実施率向上に向けた支援として、在宅保健師を派遣します。 ○保険者等のデータヘルス計画が効果的かつ効率的に推進できるよう、有識者で組織する委員会による助言・評価を行います。 ○保険者等の資質向上を目的とした研修会を開催します。 ○健診（保健指導）、医療、介護の情報を個人単位で紐づけ、集計、分析するシステムの活用のため、研修会を開催します。

(2) がん検診

がんは、横浜市民の死因の第1位であり、生涯のうちに約2人に1人ががんに罹患すると推計されています。がんによる死亡率を減少させるためには、喫煙、飲酒、食生活、運動などの生活習慣を通じた予防に加え、治療効果の高い早期のうちに、検診により、がんを発見することが重要です。

市民の行動目標							
がん検診 	育ち・学びの世代			働き・子育て世代		稔りの世代	
	乳幼児期	学齢期	青年期	成人期	壮年期	高齢前期	高齢後期
				定期的ながん検診を受ける			

定期的ながん検診を受ける

現状・課題
<ul style="list-style-type: none"> ○令和3年（2021年）の横浜市民の死亡数のうち、約3割の死因を悪性新生物が占めています。 ○全国と比較し、男性は結腸、女性は悪性新生物の総数と乳房の標準化死亡比（平成28年（2016年）～令和2年（2020年）の合算）が有意に高くなっています。 ○新型コロナウイルス感染症の拡大時には、がん検診の受診控えも見られ、受診率の向上が改めでの課題となっています。また、がん検診受診率が死亡率の減少に直結していない場合もあり、がんの早期発見・早期治療には、がん検診と精密検査両方の受診率向上が必要となっています。

目指す姿
定期的ながん検診を受けています。必要な精密検査を受けています。



目標	指標（直接成果）	直近値	目標値
定期的にがん検診を受ける市民を増やします。	胃がん検診受診率 (50～69歳の過去2年間)	全体 50.2% 男性 57.1% 女性 43.6% (R4(2022)年)	全体 60%以上 男性 60%以上 女性 60%以上 (R10(2028)年)
	肺がん検診受診率 (40～69歳の過去1年間)	全体 49.2% 男性 54.8% 女性 43.9% (R4(2022)年)	全体 60%以上 男性 60%以上 女性 60%以上 (R10(2028)年)
	大腸がん検診受診率 (40～69歳の過去1年間)	全体 48.6% 男性 52.0% 女性 45.6% (R4(2022)年)	全体 60%以上 男性 60%以上 女性 60%以上 (R10(2028)年)
	乳がん検診受診率 (40～69歳の過去2年間)	女性 50.5% (R4(2022)年)	女性 60%以上 (R10(2028)年)
	子宮頸がん検診受診率 (20～69歳の過去2年間)	女性 43.6% (R4(2022)年)	女性 60%以上 (R10(2028)年)

取組を推進する10の視点の中で特に取り入れるもの



将来を見据えた健康づくり



性差を踏まえたヘルスリテラシー支援



つながりで進める健康づくり



デジタル技術の有効活用






産学官連携・共創



前計画からの継続課題



- ① 将来を見据えた健康づくり
- ② 性差を踏まえたヘルスリテラシー支援
- ⑤ つながりで進める健康づくり
- ⑦ デジタル技術の有効活用
- ⑨ 産学官連携・共創
- ⑩ 前計画からの継続課題

	ライフステージ	取組内容
行政の取組	働き・子育て 	○がん検診に興味を持ってもらうため、SNSなどを活用し、対象年齢前の市民を含めた若い世代への啓発を行います。
	働き・子育て/稔り  	○直接的に受診勧奨を行うため、対象年齢となる全市民へがん検診の個別勧奨通知を送付します。 ○普段から自分の乳房の状態に関心を持ち、がんの早期発見、早期治療につなげることができるよう、ブレスト・アウェアネス [※] の啓発を行います。 ○区イベントや地域団体による活動等を通し、がん検診の啓発や、がん予防のための禁煙、節酒等に関する啓発を行います。 ○要精密検査と判定された人への精密検査受診勧奨を強化します。

※「ブレスト・アウェアネス」とは、女性自身が自分の乳房の状態に関心をもつ生活習慣のことです。具体的には4つのポイントがあります。


- ①自分の乳房の状態を知る
- ②乳房の変化に気をつける
- ③変化に気づいたらすぐ医師に相談する
- ④40歳になったら2年に1回乳がん検診を受ける

これらのことを意識することで、乳がんの早期発見、早期治療につなげることができます。

	ライフステージ	取組内容
関係機関・団体の取組	働き・子育て/稔り  	○保健医療関係団体として、各種がん検診の精度管理を充実させます。 ○健康づくりのきっかけ作りと重症化予防のため、地域でがん検診の普及啓発を行います。 ○マスメディアとして、市民が定期的ながん検診を受け、予防、早期発見につながるよう、新聞紙面等を活用し、定期的ながん予防の啓発を行います。

(3) 歯科健診

歯・口腔の病気は自覚症状がないまま進行することが多いです。毎日の適切なセルフケアに加え、定期的に歯科健診を受け、生涯にわたって健康な歯・口腔を維持することが重要です。

市民の行動目標								
 歯科健診	育ち・学びの世代			働き・子育て世代		稔りの世代		
	乳幼児期	学齢期	青年期	成人期	壮年期	高齢前期	高齢後期	
			定期的に歯のチェック					

定期的に歯のチェック

現状・課題
○妊婦歯科健康診査の令和3年度(2021年度)における受診率は43.0%でした。妊娠期はむし歯や歯肉炎が進行しやすくなる等、母子の健康に関わる重要な時期のため、歯や口の健康の大切さについて、引き続き啓発を行うことが必要です。 ○1年間に歯科健診を受けた人の割合は、平成25年度(2013年度)の47.9%と令和2年度(2020年度)の48.2%とでは変化しておらず、引き続きの取組が必要です。

目指す姿
若い年代から、定期的に歯科健診を受けています。

目標	指標(直接成果)	直近値	目標値
定期的に歯科健診を受ける人を増やします。	妊婦歯科健康診査受診率	43.0% (R3(2021)年度)	40%*以上 (R6(2024)年度)
	20歳代から60歳代における過去1年間に歯科健診を受けた者の割合	48.2% (R2(2020)年度)	55%以上 (R14(2032)年度)

※横浜市子ども・子育て支援事業計画で設定した令和6年度の目標値を第3期健康横浜21の目標値とし、横浜市子ども・子育て支援事業計画にて新たな目標値を設定後、第3期健康横浜21の目標値として改めて設定する。

取組を推進する 10 の視点の中で特に取り入れるもの



- ① 将来を見据えた健康づくり
- ② 性差を踏まえたヘルスリテラシー支援
- ③ ナッジやインセンティブの活用
- ⑤ つながりで進める健康づくり
- ⑦ デジタル技術の有効活用
- ⑩ 前計画からの継続課題

	ライフステージ	取組内容
行政の取組	育ち・学び/働き・子育て/総り 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 入手しやすい方法で、歯や口の健康に関する情報を発信します。 ○ 学校や事業所等と連携した、学生や働き世代への口腔ケアの重要性等、各世代に応じた必要な情報の啓発を行います。 ○ 歯科疾患と生活習慣病をはじめとした全身疾患との関連性の啓発について、生活習慣病対策と連携して取り組みます。

	ライフステージ	取組内容
関係機関・団体の取組	働き・子育て/総り 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 歯周病検診受診率の向上、歯周病と全身疾患の関連に関する啓発活動を推進します。 ○ 口腔粘膜疾患の啓発活動を推進します。
	育ち・学び/働き・子育て/総り 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 歯科口腔に関する正しい情報発信、多職種協働による市民参加型のイベントを開催します。




(4) 糖尿病等の疾患

糖尿病等の疾患の発症や重症化を予防することは、死亡数を減らすためだけでなく、生活の質を保つために重要です。

特に糖尿病は、全身に様々な合併症を引き起こします。合併症には、心筋梗塞、脳梗塞等の命に係わるものや、視力障害を引き起こす網膜症、人工透析が必要となり得る腎症など、生活への影響が大きいものがあります。また、がん、転倒、認知症などのリスクも高まります。自覚症状がないうちからの定期的な検査、診断後の継続受診、食事療法、運動療法及び薬物療法の継続が必要です。歯周病と糖尿病は相互に悪影響を及ぼすことから、口腔ケアも重要です。

糖尿病を中心にした取組を行うことで、多くの生活習慣病の予防につながります。

市民の行動目標							
糖尿病等の疾患  糖尿病等の疾患	育ち・学びの世代			働き・子育て世代		稔りの世代	
	乳幼児期	学齢期	青年期	成人期	壮年期	高齢前期	高齢後期
						検査結果に応じた 生活習慣の改善・ 早期受診・治療継続	

検査結果に応じた生活習慣の改善・早期受診・治療継続

現状・課題
<ul style="list-style-type: none"> ○各種健診・検診の啓発とともに、新型コロナウイルス感染症の重症化リスク因子とされたことも踏まえ、糖尿病、がん、循環器疾患、COPD といった生活習慣病（非感染性疾患）の発症予防と重症化予防に取り組む必要があります。 ○糖尿病等の発症・重症化予防のための生活習慣改善が必要な人に対する個人・集団アプローチや、市民全体に対しての啓発に、引き続き取り組む必要があります。 ○糖尿病含む生活習慣病についての誤ったイメージや認識（スティグマ）をなくすための、正しい知識と理解の普及も求められています。

目指す姿

糖尿病等の生活習慣病の発症・重症化予防が必要な人が、生活習慣の改善、治療の継続を行い、その発症・重症化を予防しています。



目標	指標（直接成果）	現状値	目標値
糖尿病の検査項目「HbA1c」の認知度を向上させます。	HbA1c の名称とその意味を知っている人の割合	今後把握	検討中
定期的に受診し、治療を継続している人を増やします。	糖尿病と診断された人の治療継続者の割合	67.4% (R2(2020)年度)	75%以上 (R14(2032)年度)

取組を推進する 10 の視点の中で特に取り入れるもの



- ① 将来を見据えた健康づくり
- ③ ナッジやインセンティブの活用
- ⑥ 誰も取り残さない健康支援

	ライフステージ	取組内容
行政の取組	働き・子育て/稔り 	<ul style="list-style-type: none"> ○糖尿病等の治療継続や重症化予防のための生活習慣改善が必要な人を対象とした個別及び集団アプローチの実施、医歯薬連携を含む医療・介護との連携を推進します。 ○糖尿病の正しい知識の普及、妊娠糖尿病や合併症予防を啓発します。 ○経済面等を含め、様々な状況にある人へ健康診査や医療機関受診の勧奨、健康相談を行います。 ○糖尿病等の慢性疾患を有する人が、安心・安全に身体活動を行うためのガイドライン等に基づいた普及啓発を行います。

	ライフステージ	取組内容
関係機関・団体の取組	働き・子育て/稔り 	<ul style="list-style-type: none"> ○働く人への治療と仕事の両立支援対策を推進します。 ○保険者が実施する健康づくり事業及び健康まつり事業等に対し、健康測定機器の貸出や保健師の派遣を行います。 ○報道や各種番組を通じて、糖尿病等の疾患に対する市民の関心を高め、必要な情報を拡散します。 ○糖尿病の合併症である、脳・心臓疾患等の健康起因事故防止に向けた注意喚起と健康教育等の支援を行います。 ○健診結果が要治療・要精密検査の未受診者へ受診を勧奨します。 ○特定保健指導の対象者へ事業所や健診機関を通じて利用を案内します。 ○健診結果から糖尿病性腎症重症化予防が必要と考えられる人へ保健指導を実施します。 ○保健指導に係る事業及び特定保健指導実施率向上への支援を目的として、保健師を派遣します。 ○健診（保健指導）、医療、介護の情報を個人単位で紐づけ、集計、分析するシステムの活用のため、研修会を開催します。

5 ライフステージ別の行動目標と取組内容（再掲）

（1）全世代共通

取組テーマ	市民の行動目標	行政の取組
栄養・食生活	1日3食、栄養バランスよく食べる	<ul style="list-style-type: none"> ○「栄養バランスのよい食事」についてわかりやすい説明媒体を作成し、啓発を行います。 ○食品関連事業者（スーパーマーケットや飲食店など）、商店街、地域団体等と連携し、イベントや出前講座を通じて、栄養・食生活に関する啓発を行います。
	適正体重を維持する	<ul style="list-style-type: none"> ○性別や年代別の特性を踏まえた栄養・食生活（適正体重を含む）に関する啓発を行います。 ○個別相談や講座等の中で栄養・食生活（適正体重を含む）に関する啓発を行います。 ○食品関連事業者（スーパーマーケットや飲食店など）、商店街、地域団体等と連携し、イベントや出前講座を通じて、栄養・食生活（適正体重を含む）に関する啓発を行います。 ○学校や事業所等と連携し、学生や働き・子育て世代への栄養・食生活（適正体重を含む）に関する啓発を行います。
歯科健診	定期的に歯のチェック	<ul style="list-style-type: none"> ○入手しやすい方法で、歯や口の健康に関する情報を発信します。 ○学校や事業所等と連携した、学生や働き世代への口腔ケアの重要性等、各世代に応じた必要な情報の啓発を行います。 ○歯科疾患と生活習慣病をはじめとした全身疾患との関連性の啓発について、生活習慣病対策と連携して取り組みます。

（2）育ち・学びの世代（乳幼児期～青年期）

取組テーマ	市民の行動目標	行政の取組
栄養・食生活	1日3食、栄養バランスよく食べる	<ul style="list-style-type: none"> ○区役所等の健診、個別相談及び教室等の中で、栄養バランスのよい食事や規則正しい食生活（運動、睡眠等の生活リズムを含む）に関する啓発を行います。 ○各学校の健康課題（運動、食事、休養、睡眠等）の解決に向けた取組に協力します。 ○学校、保育所等での給食等を通じて食育を実践します。
歯・口腔	しっかり噛んで食後は歯みがき	<ul style="list-style-type: none"> ○むし歯、歯肉炎の予防やよく噛んで食べる等の啓発、健全な口腔機能の発達の支援を行います。

取組テーマ	市民の行動目標	行政の取組
		<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの生活環境や健康状態、養育者の状況を把握し、適切に養育ができるよう支援します。
喫煙	タバコの害を学ぶ・吸い始めない	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの保護者等、20歳未満と同居する人への禁煙支援を行います。 ○子どもや保護者の目に触れやすい場で、受動喫煙による健康被害の啓発を行います。 ○関係団体と連携して20歳未満への喫煙防止教育（場面により飲酒防止教育も加える）を実施します。
飲酒	飲酒のリスクを学ぶ・飲み始めない	<ul style="list-style-type: none"> ○関係団体と連携した20歳未満への飲酒の危険性に関する啓発（喫煙防止教育の場も活用）を実施します。 ○周囲の大人が20歳未満に対して不適切な飲酒を勧めないことの啓発を実施します。 ○妊娠中の飲酒が胎児に与える影響の周知と禁酒の必要性の啓発を実施します。
運動	体を動かすことを楽しむ	<ul style="list-style-type: none"> ○公園等での外遊びや体を動かす遊びの推奨と、スクリーンタイムを減らす必要性の普及啓発を行います。 ○親子で参加できる体を動かすイベントや講座等を開催します。 ○区役所等の健診、個別相談及び教室等を通じた、乳幼児期の保護者に対する、子どもの成長発達と運動（食生活、睡眠等の生活リズムを含む）に関する普及啓発を行います。 ○各学校の健康課題（運動、食事、休養、睡眠等）の解決に向けた取組に協力します。
休養・こころ	早寝・早起き、ぐっすり睡眠	<ul style="list-style-type: none"> ○区役所等の健診、個別相談及び教室等を通じた、乳幼児期の保護者に対する、睡眠時間と睡眠の質を確保するための規則正しい生活習慣（食生活・運動を含む）の啓発を行います。 ○各学校の健康課題（運動、食事、休養、睡眠など）の解決に向けた取組に協力します。 ○働き・子育て世代へ睡眠に関する啓発を行う際に、子どもの睡眠等（デジタルデバイスの長時間利用による近視・視力低下の進行を含む）に関する情報も伝達します。

(3) 働き・子育て世代（成人・壮年期）

取組テーマ	市民の行動目標	行政の取組
喫煙	禁煙にチャレンジ	<ul style="list-style-type: none"> ○職場の力を活用した禁煙チャレンジへの支援を行います。 ○禁煙を支援する人への情報提供等を通じ、職場や家庭において禁煙にチャレンジしやすい風土づくりを行います。
運動	日常の中で「こまめに」動く	<ul style="list-style-type: none"> ○日常生活の中で活動量を増やしたり、活動の質を高めたりすることの重要性について啓発を行います。 ○引き続きアプリなどを用いて、日常的に歩きたくなる仕組みの創出やきっかけづくりに取り組みます。 ○座りすぎ防止「BK30（ブレイク・サーティー）」の普及や仕事や家事の合間に行うストレッチ、体を動かしやすいようになるオフィスレイアウトや備品等の推奨を行います。 ○日常や余暇の移動手段として、自転車活用を推奨します。
休養・こころ	睡眠の質を高める・ストレスに気づき、対処する	<ul style="list-style-type: none"> ○ストレスチェックなどを通し、ストレスに気づき、早期に周囲に相談することの重要性を啓発します。 ○休養（睡眠・積極的休養）のタイミングや、ストレス対処方法を周知します。
暮らしの備え	屋内で生じる「まさか」の事故を防ぐ	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関・団体と連携し、腰痛予防を推進します。
がん検診	定期的ながん検診を受ける	<ul style="list-style-type: none"> ○がん検診に興味を持ってもらうため、SNSなどを活用し、対象年齢前の市民を含めた若い世代への啓発を行います。

(4) 働き・子育て世代（成人・壮年期）/ 稔りの世代（高齢期）共通

取組テーマ	市民の行動目標	行政の取組
栄養・食生活	1日3食、栄養バランスよく食べる	<ul style="list-style-type: none"> ○性別や年代別の特性を踏まえた栄養・食生活に関する啓発を行います。 ○個別相談や講座等の中で栄養・食生活に関する啓発を行います。
歯・口腔	「口から食べる」を維持する	<ul style="list-style-type: none"> ○むし歯や歯周病予防のため、適切なセルフケアを促す習慣が身につくよう啓発を行います。 ○学校や事業所等と連携した、学生や働き世代への口腔ケアの重要性等、各世代に応じた必要な情報を啓発します。 ○オーラルフレイルを知っている人を増やし、自ら口

取組テーマ	市民の行動目標	行政の取組
		<p>腔機能の維持向上に取り組めるよう関係機関・団体等と連携して普及啓発を行います。</p>
喫煙	禁煙にチャレンジ	<p>○一人暮らし開始・就職・妊娠・子育て・定年退職など、生活に変化のある機会を捉えた喫煙による健康被害の周知と、自分に合う禁煙方法を選択して実行するための情報提供を行います。</p>
飲酒	適度な飲酒量を知る・「飲み過ぎない」を心がける	<p>○飲酒習慣が及ぼす睡眠への影響の啓発を行います。</p> <p>○節酒（減酒）及び休肝日の推奨と「酒は百薬の長」といったイメージの払拭に取り組みます。</p> <p>○飲酒による悪影響等が出ている人への早期の相談勧奨や支援を行います。</p>
運動	定期的に「しっかり」運動する	<p>○生活習慣病予防に対する運動の効果の普及啓発を行います。</p> <p>○運動の継続と習慣化を促す仕掛けづくりを行います。</p> <p>○スポーツイベントの開催や周知など、スポーツを「する」「みる」「ささえる」機会を充実します。</p> <p>○自宅でできるトレーニングを推進します。</p> <p>○企業が実施する運動・スポーツ事業の支援を行います。</p> <p>○誰もが参加できるインクルーシブスポーツを推進します。</p>
休養・こころ	睡眠の質を高める・ストレスに気づき、対処する	<p>○子育て中の悩みやストレスを含めたメンタルヘルスや、生活習慣病と睡眠不足との関連を啓発します。</p> <p>○質のよい睡眠を得るための工夫や睡眠に悪影響を与える習慣を周知します。</p>
	つながりを大切にす	<p>○ライフステージやニーズに応じた健康に関する情報をより多くの人に届けられるよう、産学官連携等あらゆる手段で提供します。</p> <p>○健康づくりに関わる機関・団体・グループの活動内容を周知し、活動継続を支援します。</p> <p>○つながりを大切にすることや、日常生活の中で楽しみや心のよりどころを見つけることが、健康の維持につながることを啓発します。</p>

取組テーマ	市民の行動目標	行政の取組
暮らしの備え	自然災害等の「もしも」の健康リスクに備える	<ul style="list-style-type: none"> ○ 予期せぬ危機的な事態でも誰もが健康を維持するために必要な備蓄について、食生活、歯・口腔の取組と連携して啓発します。 ○ 予期せぬ危機的な事態でも誰もが健康を維持するために必要な行動や心構えについて、運動、歯・口腔、休養・こころの取組と連携して啓発します。
	屋内で生じる「まさか」の事故を防ぐ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高血圧症予防と日々の血圧管理の大切さについて周知啓発を行います。 ○ 住宅の断熱性能向上に向けた普及啓発を行います。 ○ ロコモティブシンドローム予防、フレイル予防を推進する中で、転倒予防、骨粗鬆症予防に関する普及啓発にも取り組みます。
健康診査	1年に1回、健診を受ける	<ul style="list-style-type: none"> ○ 横浜市国民健康保険の特定健診の自己負担額を無料化しています（平成30年度から実施）。 ○ 特定健診の受診率向上につながるよう、対象の市国民健康保険加入者へ個別通知を送付します。未受診者へ個別勧奨を行います。 ○ 健診の意義や結果の見方の普及と各区のイベントの機会等を活用した啓発、地域団体による啓発を行います。 ○ 地域・職域の連携によって取り組む健診受診後の保健指導の活用に関する啓発を行います。 ○ 健診データを生かした保健指導を実施します。 ○ スマホアプリ等のデジタル技術を活用し、利用者の状況に応じて健診の受診勧奨や健診結果等に基づく情報発信を行います。
がん検診	定期的にがん検診を受ける	<ul style="list-style-type: none"> ○ 直接的に受診勧奨を行うため、対象年齢となる全市民へがん検診の個別勧奨通知を送付します。 ○ 普段から自分の乳房の状態に関心を持ち、がんの早期発見、早期治療につなげることができるよう、ブレスト・アウェアネスの啓発を行います。 ○ 区イベントや地域団体による活動等を通し、がん検診の啓発や、がん予防のための禁煙、節酒等に関する啓発を行います。 ○ 要精密検査と判定された人への精密検査受診勧奨を強化します。

取組テーマ	市民の行動目標	行政の取組
糖尿病等の疾患	検査結果に応じた生活習慣の改善・早期受診・治療継続	<ul style="list-style-type: none"> ○糖尿病等の治療継続や重症化予防のための生活習慣改善が必要な人を対象とした個別及び集団アプローチの実施、医歯薬連携を含む医療・介護との連携を推進します。 ○糖尿病の正しい知識の普及、妊娠糖尿病や合併症予防を啓発します。 ○経済面等を含め、様々な状況にある人へ健康診査や医療機関受診の勧奨、健康相談を行います。 ○糖尿病等の慢性疾患を有する人が、安心・安全に身体活動を行うためのガイドライン等に基づいた普及啓発を行います。

(5) 稔りの世代（高齢期）

取組テーマ	市民の行動目標	行政の取組
歯・口腔	「口から食べる」を維持する	○歯の喪失や加齢等による口腔状況の変化に応じて、適切な口腔ケアを行う習慣が身に付くよう啓発を行います。
飲酒	適度な飲酒量を知る・「飲み過ぎない」を心がける	○高齢期の過度な飲酒習慣が及ぼす健康への影響の啓発を行います。
運動	日常の中で「こまめに」動く	○地域の健康づくりグループの活動支援など、介護予防や社会参加に向けた取組や通いの場の創出を行います。
暮らしの備え	屋内で生じる「まさか」の事故を防ぐ	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者や高血圧症などの持病がある人とその家族に向けて、ヒートショック予防策を周知します。 ○転倒を起こさない屋内環境について啓発します。
健康診査	1年に1回、健診を受ける	<ul style="list-style-type: none"> ○健康づくりや介護予防に向けた健診データの利活用を推進します。 ○横浜市健康診査の受診勧奨を強化します。

第4章 環境づくりの取組

1 環境づくりの目標設定

健康づくりに取り組む市民を増やすには、健康に関心が薄い人や健康づくりに取り組めない状況にある人にも重点を置く必要があります。

第3期計画では、個人の生活習慣の改善だけにアプローチするのではなく、健康に望ましい行動を取りやすくする環境づくりに新たに取り組み、その目標も設定したうえで推進していきます。

取組領域	健康に望ましい行動を取りやすくする環境づくり	環境づくりの目標
取組テーマ	食環境づくり	健康への関心の有無にかかわらず、誰もが栄養バランスのよい食事を選択ができる食環境を、食品関連事業者等と連携し整える
	給食施設の栄養管理	給食施設がその利用者を対象に、食事の提供を通して、健康の保持増進、疾病の予防、望ましい食習慣の形成を行うことができる環境を整える
	受動喫煙防止対策	あらゆる場において市民が受動喫煙をする機会を減らす
	職場における健康づくり	健康経営に取り組む事業所を増やす 健康経営の取組により従業員の健康状態が改善したと感じる事業所を増やす

2 取組に関する考え方

環境づくりの取組を行政が推進する際にも、その効果を高めるために「取組を推進する10の視点」が重要になります（第1章「8 取組を推進する10の視点」参照）。

環境の創出と利活用が基本となりますが、つながりで進める健康づくり、誰も取り残さない健康支援、平時からの健康づくり、産学官連携・共創なども環境づくりを進めるうえで重要な視点となります。これらのアイコンを用いて、取組を推進する10の視点を表現していきます。




3 健康に望ましい行動を取りやすくする環境づくりの目標と取組

(1) 食環境づくり

健康に関心がある人は、自ら健康的な食品を選ぶことができますが、健康に関心が薄い人や関心を持つ余裕がない人は、そのような選択が難しい状況です。

そこで、誰もが健康に必要な食事の内容と量を自然に選択できるようになるためには、食品関連事業者や関係機関とともに、商品の開発や選択できる環境を整えていく必要があります。

環境づくりの目標	
	<p>健康への関心の有無にかかわらず、誰もが栄養バランスのよい食事を選択できる食環境を、食品関連事業者等と連携し整える</p>

現状・課題
<ul style="list-style-type: none"> ○従来の取組は情報提供による教育的な啓発が中心で、食品・食事のあり方を変えていくような取組が不足しています。 ○情報提供による知識の普及啓発だけでは、情報に触れる機会や理解の差が、健康格差を助長する可能性があることが指摘されています。 ○健康に関心が薄い人、関心を持つ余裕がない人の存在を踏まえた環境整備の取組が不足しています。

目指す姿
<p>健康への関心の有無にかかわらず、市民の誰もが自分に合った、健康的な食事を選択できる環境になっています。</p>


目標	指標（直接成果）	直近値	目標値
<p>健康への関心の有無にかかわらず、誰もが栄養バランスのよい食事を選択できる食環境を、食品関連事業者等と連携し整えます。</p>	<p>栄養バランスのよい食事を選択できる環境づくりに資する取組を行っている店舗数</p>	<p>今後把握</p>	<p>今後検討</p>

取組を推進する 10 の視点の中で特に取り入れるもの	
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>ナッジやインセンティブの活用</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>環境の創出と利活用</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>つながりで進める健康づくり</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>誰も取り残さない健康支援</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>産学官連携・共創</p> </div> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ③ ナッジやインセンティブの活用 ④ 環境の創出と利活用 ⑤ つながりで進める健康づくり ⑥ 誰も取り残さない健康支援 ⑨ 産学官連携・共創

	取組対象	取組内容
行政の取組	関係機関	○産学官が連携し、健康への関心の有無にかかわらず、誰もが健康的な食事ができる食環境づくりを推進します。
	食品関連事業者	○食環境づくりの枠組みを整備します。 ○企業向けPR及び研修会等を開催します。

(2) 給食施設の栄養管理

「給食施設」とは、病院、学校、事業所、福祉施設などにおいて、それぞれの施設を利用する特定の対象者に、継続的に食事を供給する施設のことをいいます。施設の種類や規模にかかわらず、給食を通して、利用者の健康の保持増進、疾病の予防、望ましい食習慣の形成を行っています。

環境づくりの目標	
給食施設の栄養管理 	給食施設がその利用者を対象に、食事の提供を通して、健康の保持増進、疾病の予防、望ましい食習慣の形成を行うことができる環境を整える

現状・課題
<ul style="list-style-type: none"> ○給食施設が、利用者の健康状態、栄養状態を把握し、適切な栄養管理、栄養教育を行っています。 ○20～30歳代の市民について、朝食を「ほとんど食べない」または「週2～3日食べる」人の割合は、令和2年度(2020年度)は27.1%です。 ○「主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ毎日の者の割合」は平成25年度(2013年度)の41.3%から令和2年度(2020年度)の34.3%となり、栄養バランスのよい食事をしている人の割合が減少しています。 ○「食環境づくり」や「職場における健康づくり」の取組と連携しながら、健康づくりを進めていく必要があります。

目指す姿
給食施設がその利用者を対象に、食事の提供を通して、健康の保持増進、疾病の予防、望ましい食習慣の形成を行うことができる環境が整っています。

目標	指標（直接成果）	直近値	目標値
給食施設が、その利用者を対象に、食事の提供を通して、健康の保持増進、疾病の予防、望ましい食習慣の形成を行うことができる環境を整えます。	給食利用者による給食内容の評価の実施の割合	66.5% (R4(2022)年度)	68%以上 (R14(2032)年度)
	非常食糧を備蓄している給食施設の割合	93.1% (R4(2022)年度)	98.8%以上 (R14(2032)年度)

取組を推進する 10 の視点の中で特に取り入れるもの



- ③ ナッジやインセンティブの活用
- ④ 環境の創出と利活用
- ⑥ 誰も取り残さない健康支援
- ⑧ 平時からの健康づくり

	取組対象	取組内容
行政の取組	全給食施設	<ul style="list-style-type: none"> ○生活習慣病予防や健康づくりを推進するため、適切な栄養管理が行えるよう研修会を開催します。 ○全ての給食利用者に対し、適切な栄養管理が実施できるよう支援するため施設への巡回指導等を実施します。


「食生活」「食環境づくり」「給食施設の栄養管理」に関する取組

(3章と4章のまとめ)

取組領域	生活習慣の改善に向けた取組	健康に望ましい行動を取りやすくする環境づくり
市民の行動目標	栄養バランスのよい食事についてわかりやすく啓発する	栄養バランスのよい食事を選択できる環境をつくる
1日3食、栄養バランスよく食べる	<ul style="list-style-type: none"> ◆「栄養バランスのよい食事」についてわかりやすい説明媒体の作成、啓発 ◆個別相談や講座等の中で、栄養・食生活について普及啓発 ◆イベントや出前講座等で、野菜の摂取量測定の実験等を取り入れた、栄養・食生活に関する普及啓発を実施 ◆ホームページ等を活用した啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ◆食環境づくりが推進できるよう、「栄養バランスのよい食事を選択できる食環境づくり」の枠組みの整備 ◆食環境づくりについて、ホームページや区役所と連携してPR ◆食品関連事業者向け研修会の開催 ◆給食施設への巡回指導等を実施 ◆健康経営と連携し、「健康づくりと食」についての研修、啓発

(3) 受動喫煙防止対策

受動喫煙は肺がんや虚血性心疾患、脳卒中等との因果関係が明らかにされています。健康増進法に基づく事業所への指導や、法の趣旨の周知啓発による市民意識の向上を通じ、望まない受動喫煙が防止される環境づくりに取り組みます。

環境づくりの目標	
受動喫煙防止対策 	あらゆる場において市民が受動喫煙をする機会を減らす

現状・課題
<p>○健康増進法の改正により、施設屋内の受動喫煙防止対策は進みましたが、一部、対策が不十分な事業所が存在しています。</p> <p>○全体としての受動喫煙機会は減少していますが、健康増進法の規制がない屋外や家庭での受動喫煙が顕在化しています。</p>

目指す姿
<p>全ての事業所が健康増進法に基づいた受動喫煙防止対策を実施しており、屋外や家庭においても、受動喫煙防止に向けた対策や配慮がなされています。</p>

目標	指標（直接成果）	直近値	目標値
あらゆる場において市民が受動喫煙をする機会を減らします。	非喫煙者のうち日常生活の中で受動喫煙の機会を有する者の割合	路上	路上
		26.6% (R2(2020)年度)	24.3%以下 (R14(2032)年度)
		職場内	職場内
		8.7% (R2(2020)年度)	7.3%以下 (R14(2032)年度)
		飲食店	飲食店
8.6% (R2(2020)年度)	7.2%以下 (R14(2032)年度)		
公園	公園		
5.2% (R2(2020)年度)	3.9%以下 (R14(2032)年度)		
家庭内	家庭内		
8.5% (R2(2020)年度)	7.1%以下 (R14(2032)年度)		

取組を推進する 10 の視点の中で特に取り入れるもの				
 将来を見据えた健康づくり	 環境の創出と利活用	 産学官連携・共創	 前計画からの継続課題	① 将来を見据えた健康づくり ④ 環境の創出と利活用 ⑨ 産学官連携・共創 ⑩ 前計画からの継続課題


	取組対象	取組内容
行政の取組	屋内 (事業所)	○店舗の巡回や飲食店の責任者が集まる機会等を活用し、法の周知を行うほか、職場での受動喫煙に関する相談に対応します。
	屋外 (人の多い場所)	○駅周辺等の喫煙スポットでの巡回・啓発を行うほか、屋外灰皿等の管理者に受動喫煙防止のための配慮を依頼します。
	屋外 (子どもの多い場所)	○掲示物やイベント等を通じ、公園をはじめとした子どもの利用が多い公共の場所での受動喫煙防止啓発を強化します。
	家庭・子ども	○家庭向けの啓発媒体を作成し、関係機関と連携して家庭内や子どもの受動喫煙防止啓発に取り組みます。

「喫煙」「受動喫煙防止対策」に関する取組（3章と4章のまとめ）

取組領域 市民の行動目標	生活習慣の改善に向けた取組	健康に望ましい行動を取りやすくする環境づくり
	禁煙や受動喫煙防止の意義や方法を伝える取組	禁煙や受動喫煙防止の機運を醸成する取組
タバコの害を学ぶ・吸い始めない	<ul style="list-style-type: none"> ◆子どもの保護者等、20歳未満と同居する人への禁煙支援 ◆子どもや保護者の目に触れやすい場での受動喫煙による健康被害の啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ◆関係団体と連携した20歳未満への喫煙防止教育（場面により未成年飲酒防止教育も加える）の実施 ◆店舗巡回や飲食店の責任者が集まる機会を活用した法の周知・職場での受動喫煙に関する相談対応 ◆喫煙スポットでの巡回・啓発の実施・屋外灰皿等設置者への配慮依頼 ◆子どもの利用が多い公共の場所での啓発強化 ◆家庭向け受動喫煙対策の啓発・関係施設と連携した啓発
禁煙にチャレンジ	<ul style="list-style-type: none"> ◆職場の力を活用した禁煙チャレンジへの支援 ◆生活に変化のある機会を捉えた喫煙による健康被害の周知と、禁煙方法を選択、実行するための情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ◆禁煙を支援する人への情報提供等を通じた、職場や家庭における禁煙にチャレンジしやすい風土づくり

(4) 職場における健康づくり

仕事や子育てに忙しい世代は、自分の健康づくりに費やす時間がなかなかありません。そのため、1日の大半を過ごす職場での健康管理の在り方が、生活習慣病予防、健康寿命延伸の鍵を握っています。

環境づくりの目標	
職場における健康づくり 	健康経営に取り組む事業所を増やす
	健康経営の取組により従業員の健康状態が改善したと感ずる事業所を増やす

現状・課題
<p>○令和3年(2021年)1月に実施した「令和2年度 健康に関する市民意識調査(横浜市健康福祉局)」において、市民の3分の1は、生活習慣改善の必要性は感じていても行動するつもりはない、又は、関心がないと回答しており、健康に関心が薄い層への効果的なアプローチを進める必要があります。</p> <p>○25~59歳の女性の約8割、男性の9割以上は就労しています。</p> <p>○大規模の事業者と比較すると、小規模の事業者では毎日飲酒する者や喫煙する者の割合が高く、中小規模の事業者では健診・がん検診の受診率が低いという状況が分かっています。</p>

目指す姿
<p>本人の意識に関係なく、自然と健康づくりにつながる環境があります。</p> <p>自然と健康づくりが行われる職場環境があります。</p>



目標	指標(直接成果)	直近値	目標値
健康経営に取り組む事業所を増やします。	横浜健康経営認証新規認証事業所数(累計)	1,104事業所 (R4(2022)年度)	1,854事業所以上 (R14(2032)年度)
健康経営の取組により従業員の健康状態が改善したと感ずる事業所を増やします。	健康状態の改善を感じている横浜健康経営認証クラスAA、AAA認証事業所の割合	43.9% (R4(2022)年度)	48%以上 (R14(2032)年度)

取組を推進する 10 の視点の中で特に取り入れるもの



- ③ナッジやインセンティブの活用
- ④環境の創出と利活用
- ⑤つながりで進める健康づくり
- ⑥誰も取り残さない健康支援
- ⑧平時からの健康づくり
- ⑨産学官連携・共創

	取組対象	取組内容
行政の取組	市内企業/経営層	○健康福祉局と経済局が連携しながら、横浜健康経営認証制度を活用し、健康経営について啓発します。
	担当者	○専門職がない小規模の事業所でも従業員の健康づくりに取り組みやすくなるよう、健康づくりの情報発信やコンテンツ提供を行います。
	従業員	○産業保健機関、民間企業等と連携し、市内事業所向けに健康講座（運動、食生活、歯科等）を実施します。

全取組テーマの市民の行動目標につながる職場における健康づくり（3章と4章のまとめ）

市民の行動目標	職場における健康づくり	行政
栄養・食生活	食事バランスに関する啓発、講座の実施	行政 ・横浜健康経営認証制度 ・よこはま企業健康推進員の育成 ・健康づくりの情報発信やコンテンツ提供 ・産業保健機関、民間企業等と連携した健康講座実施
適正体重を維持する	食生活講座の実施/自販機に特保飲料設置	
歯・口腔	適切な口腔ケアの啓発、講座の実施	
喫煙	就業中は禁煙/禁煙相談の利用推進	
飲酒	節酒講座の実施/節酒、休肝日の推奨	
運動	階段利用励行/定時の体操/座りすぎ防止の普及	
休養・こころ	通勤・出張は徒歩や自転車/運動サークルへの補助	
暮らしの備え	ストレスチェックの活用/メンタルヘルス対策	
健康診査	サークル活動への補助/社内イベントの開催	
がん検診	体操/メンタルヘルス対策/災害等への備えやBCP策定	
歯科健診	腰痛や転倒を防止する職場環境づくり	
糖尿病等の疾患	勤務時間中に受診可能/未受診者への個別勧奨/健診結果の見方の説明	
	歯科健診受診を促す環境づくり	
	要医療者への声掛け/治療と仕事の両立支援	

4 関係部局との連携

(1) 道路・公園緑地などの既存ストック有効活用の取組紹介

横浜市では、道路・公園緑地などの既存のストックを有効に活用し、副産物として健康への効果が期待できる取組、事業を行っています（令和5年度（2023年度）時点）。

取組・事業名	概要	関連する市民の行動目標
健康みちづくり推進事業	健康増進や外出意欲の向上に資する歩行空間を整備し、楽しみながら健康づくりに取り組める場を創出しています。	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活の中で「こまめに」動く ・定期的に「しっかり」運動する
市広域シェアサイクル事業社会実験の実施	地域の移動手段としての自転車の役割の拡大や自転車通勤の更なる普及を見据え、公共交通の機能補完等を目的とした横浜市広域でのシェアサイクル事業社会実験を実施しています。	日常生活の中で「こまめに」動く
省エネ住宅普及促進事業	断熱性能が高く、部屋ごとの温度差が少ないため、家の中での活動量が増える「省エネ性能のより高い住宅」の普及促進に向け、きめ細やかな情報提供、技術力向上支援、省エネ住宅に関する相談対応等の取組を進めています。	日常生活の中で「こまめに」動く
スポーツ施設の整備等	屋外プールや横浜文化体育館を再整備しています。スポーツ施設の管理運営を行っています。	定期的に「しっかり」運動する
公園整備事業	運動することができる施設、広場、健康器具等を設置した公園を整備しています。	定期的に「しっかり」運動する
公園愛護会活動等支援事業	公園愛護会向けに健康づくり講座を開催しています。	定期的に「しっかり」運動する

(2) 関連する行政計画等による施策紹介

他の計画においても、健康増進につながる環境づくりを進めています。

計画名・取組名	施策・取組内容
横浜市スポーツ推進計画	市民が身近な場でスポーツに取り組めるように、未利用地や米軍施設跡地などの利用、既存施設の統廃合や多目的化、民間企業との連携、市内大学施設の活用を進め、スポーツができる場の確保・充実を図ります。健康増進や外出の意欲の向上につながる魅力的な歩行空間の整備や自転車通行空間の整備を進めます。

計画名・取組名	施策・取組内容
横浜市自転車活用推進計画	安全で快適な自転車通行環境を整備します。また、自転車の持つ心身の健康づくりへの効果に注目し、自転車の健康的な楽しみ方や、自転車通勤に関する情報提供を行うなど、自転車を活かした健康的なライフスタイルを支援する取組を進めます。
横浜市住生活マスタープラン（横浜市住生活基本計画）	室内温度差が小さくヒートショックや結露が起きにくいなど、子どもから高齢者までのあらゆる世代・世帯が、より健康で快適な暮らしができるよう、断熱性能やバリアフリー性能を向上させるリフォームなどを促進します。
農とふれあう場づくり	収穫から本格的な農作業まで、様々な市民ニーズに合わせた農園（収穫体験農園、市民農園）の開設支援等を行い、農とふれあう場づくりを進めます。

「運動」に関連する取組（3章と4章のまとめ）

取組テーマ	運 動			環境づくり ～関係部局の取組～
	生活習慣の改善	社会的環境の創出	物理的環境の利活用	物理的環境の創出
市民の行動目標	運動の意義や方法を伝える取組	運動する機会を増やし、機運を醸成する取組	運動する場の利活用を促す取組	副産物として健康への効果も期待できる物理的環境の創出例
日常の中で「こまめに」動く	<ul style="list-style-type: none"> ◆日常生活の中で活動量を増やしたり、活動の質を高めたりすることの重要性を啓発 ◆座りすぎ防止「BK30（ブレイク・サーティー）」の普及や仕事や家事の合間に行うストレッチの推奨 	<ul style="list-style-type: none"> ◆日常的に歩きたくなる仕組みの創出やきっかけづくり ◆地域の健康づくりグループの活動支援など、介護予防や社会参加に向けた取組 ◆通いの場の創出 	<ul style="list-style-type: none"> ◆体を動かしやすくなるオフィスレイアウトや備品等の推奨 ◆日常や余暇の移動手段として、自転車活用を推奨 	<ul style="list-style-type: none"> ◆日常生活の中で歩行や自転車利用等が促進されやすくなる道路等の計画やデザイン ◆家の中での活動量を増やす高断熱住宅の普及促進
定期的に「しっかり」運動する	<ul style="list-style-type: none"> ◆生活習慣病予防に対する運動の効果の普及啓発 ◆自宅でできるトレーニングの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ◆運動の継続と習慣化を促す仕掛けづくり ◆スポーツイベントの開催や周知 ◆企業での運動・スポーツ事業の支援 ◆誰もが参加できるインクルーシブスポーツの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ◆スポーツを「する」「みる」「ささえる」機会の充実に推進 	<ul style="list-style-type: none"> ◆スポーツ施設、遊歩道、公園等、運動に通じる場の提供

5 地域関係機関・団体との協働

地域における健康づくり活動の活性化に向けて以下のことに取り組みます。

- 保健活動推進員の地区、区域、市域での研修の実施や活動支援を実施します。
- 食生活等改善推進員の区域、市域での養成や活動支援を実施します。
- 健康横浜21推進会議を構成する関係機関・団体による地域・職域連携を実施します。
- 上記に加え、市域、各区、各地区における地域福祉保健計画や市民の健康づくりの推進に関わる関係機関・団体との協働を行います。

6 民間事業者・大学等との連携による共創

民間事業者・大学等との共創を推進し、企業のCSR（Corporate Social Responsibility：企業の社会的責任）やCSV（Creating Shared Value：共通価値の創造）と組み合わせた新たな公共的価値の創造に向けて以下のようなことに取り組みます。

- 健康づくり等に関する連携協定に基づく取組の活性化を行います。
- 大学等が持つデータ分析力や専門性を生かした健康課題の分析と保健施策を推進します。

第5章 歯科口腔保健の推進【横浜市歯科口腔保健推進計画】

1 策定にあたって

(1) 趣旨

市民の生涯にわたる歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、歯科口腔保健の推進に関する計画（以下「歯科口腔保健推進計画」という。）を策定します。

(2) 背景

歯と口の健康は、生活の質や心身の健康を保つ基礎であり、人生100年時代を迎え、生涯を自分の歯で過ごし、健康を維持していくために、ライフステージに応じた取組はさらに重要です。このような状況から制定された「横浜市歯科口腔保健の推進に関する条例」（以下「条例」という。）に基づいて、歯科口腔保健推進計画を、健康増進法により推進している横浜市の健康増進計画「第3期 健康横浜21」と一体的に策定します。

(3) 目的

健康で豊かな生活の実現に向け、歯と口の健康づくりに市民自らが取り組めるよう、行政、関係機関や団体がそれぞれに求められる役割を十分理解し、相互連携のうえライフステージ等の現状や課題に応じて、歯科口腔保健の推進に取り組むことを目指します。

(4) 計画期間

令和6年度（2024年度）から令和17年度（2035年度）

(5) 位置づけ

「健康横浜21」の歯・口腔分野の取組としての位置づけや、「子ども・子育て支援事業計画」、「横浜市教育振興基本計画」、「横浜市高齢福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画」、「横浜市障害者プラン」、「横浜市地域福祉保健計画」、「横浜市食育推進計画」、「よこはま保健医療プラン」、「横浜市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）」及び「横浜市国民健康保険特定健康診査等実施計画」等の関連する計画と連携して取り組みます。

また、「歯科口腔保健の推進に関する法律」に基づく「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」、「神奈川県歯及び口腔の健康づくり推進条例」の施策の方向性や、数値目標を参照するなど、整合性を図りながら推進します。

2 歯科口腔保健の現状と取組の方向性

(1) 横浜市における歯科口腔保健の現状

ア これまでの取組

横浜市では、平成13年（2001年）に21世紀の新たな健康づくりの指針となる横浜市健康増進計画「健康横浜21」を策定し、ライフステージに応じた生活習慣の改善に取り組むべき事項の1つとして「歯の健康」の分野を設定しました。

平成31年（2019年）、「条例」が制定され、各ライフステージや、妊婦や障害がある人など特化した取組が必要な対象像の現状や課題に応じた歯と口腔の健康づくりを推進しています。特に、成人期以降については、「第2期 健康横浜21」の中間評価（平成29年度）において、歯周疾患予防や口腔機能の低下（オーラルフレイル）の予防に重点的に取り組む必要があることが確認されたため、これらの取組を推進しています。

令和2年度末、「歯科口腔保健推進計画」の策定に向け、「横浜市歯科口腔保健 令和3年度から令和4年度の取組」（以下「取組」という。）をまとめ、「取組」の推進にあたり、各ライフステージ等に応じた指標（以下「取組指標」という。）を設定いたしました。

表 5-1 「取組指標」一覧

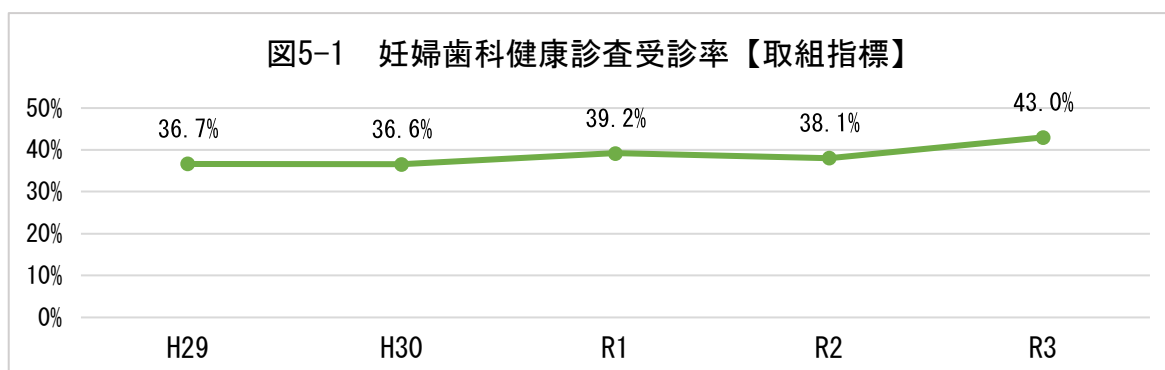
対象	指標
乳幼児期	3歳児でむし歯のない者の割合
学齢期	12歳児の1人平均むし歯数
成人期	40歳代における進行した歯肉炎を有する者の割合
	過去1年間に歯科健診を受けた者の割合
	妊婦歯科健康診査受診率
高齢期	60歳代でなんでも噛んで食べることのできる者の割合
	80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合
要介護高齢者	介護老人福祉施設・介護老人保健施設での定期的な歯科検診実施率
障害児及び障害者	障害（児）者入所施設での定期的な歯科検診実施率

イ 現状と課題

（ア）ライフステージ・対象像ごとの現状と課題

a 妊娠期

妊娠中は、ホルモンバランスの変化や「つわりで歯みがきができない」ことが口腔に影響し、「歯ぐきからの出血」や「むし歯」等、口の中の困りごとが生じやすい時期です。妊婦歯科健康診査の令和3年度における受診率は43.0%であり、横浜市の目標である40%を達成しましたが、妊娠期は歯の健康に関する重要な時期のため、引き続き啓発を行うことが必要です。

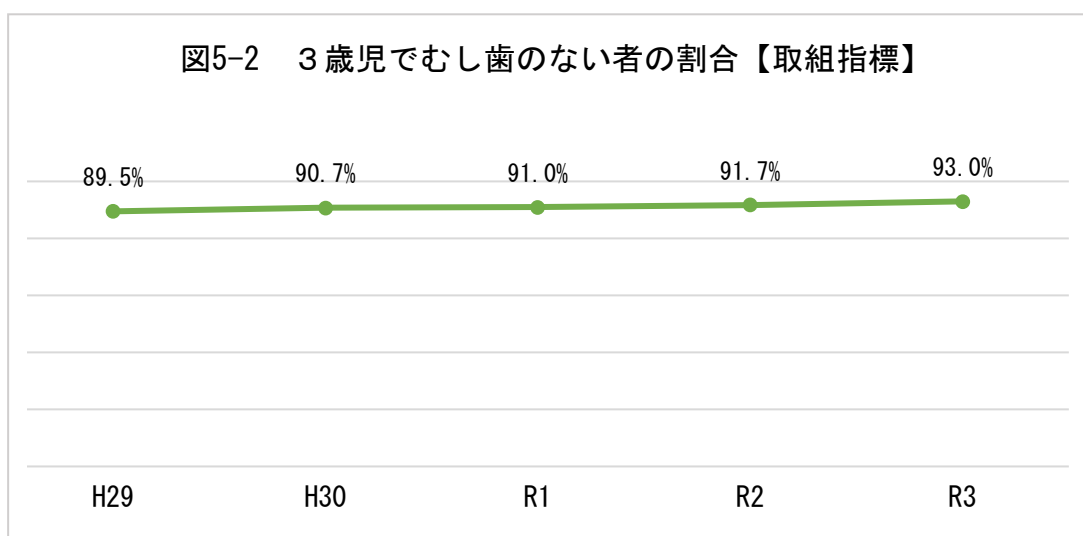


出典：地域保健・健康増進事業報告

b 乳幼児期

令和3年度の3歳児健康診査における「むし歯のない児の割合」は93.0%であり、乳幼児期のむし歯のない児の割合は増加傾向にあります。むし歯がない児が増える一方で、一人で多くのむし歯がある児も存在しています。

乳幼児期は、乳歯が生え始め咀嚼機能を獲得し、口腔機能が発育・発達する大事な時期です。食生活をはじめ、歯みがきの習慣なども確立に向かう時期なので、口腔機能の健全な発育・発達につながる生活習慣を身につけられるよう支援等が必要です。育児に関わる多くの職種が連携を強化し、本人と養育者を支援するため、引き続き個々に応じたきめ細かい対策が必要です。



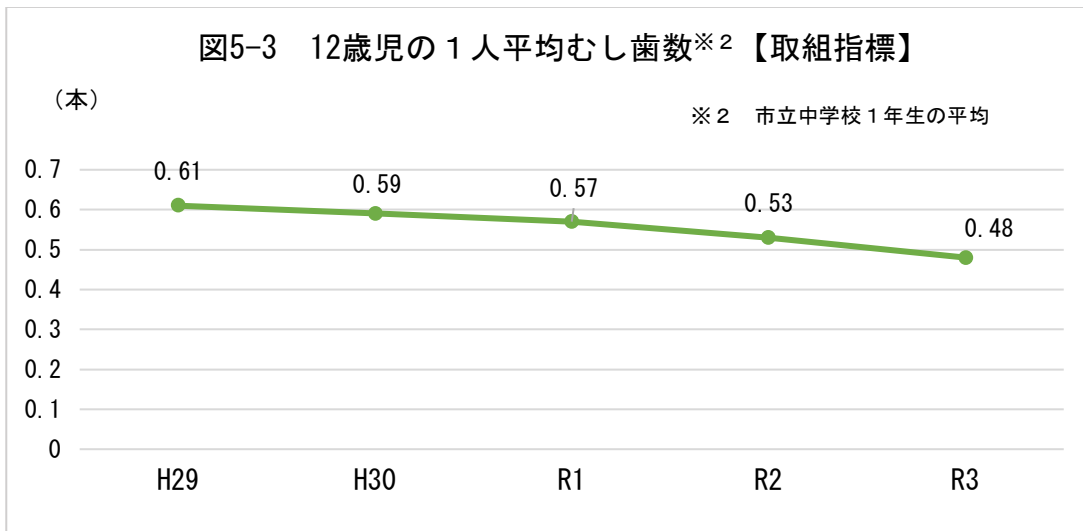
出典：地域保健・健康増進事業報告

c 学齢期

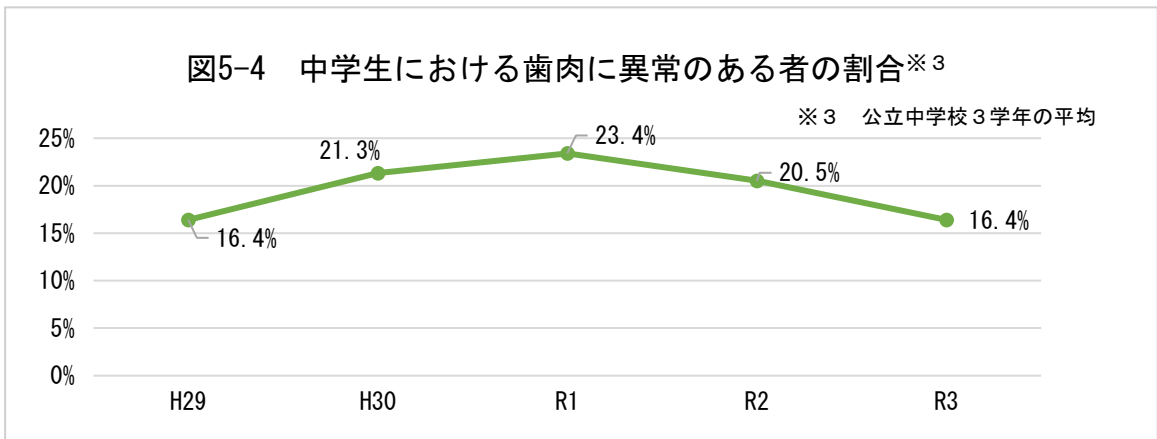
12歳児の「1人平均むし歯数」は減少傾向にあり、令和3年度は0.48本と国の「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（第1次）」の目標である1.0本未満を達成しています。加えて、令和3年度の「12歳児でむし歯のない者の割合」は68.7%でした^{※1}。また、歯肉に異常のある中学生の割合は、平成29年度から令和元年度にかけて増加し、令和2年度、3年度は減少しました。

成人期の歯周病や口腔機能低下を予防するための対策が、この時期から必要です。例として、甘味食品の喫食習慣を改善し、栄養バランスの取れた食事を規則正しくとることや、よく噛んで食べる習慣、むし歯や歯肉炎を予防するためのセルフケアの方法を身につけることなどが挙げられます。

※1 出典：神奈川県定期歯科検診結果に関する調査（横浜市分）



出典：横浜市学校保健統計調査



出典：神奈川県定期歯科検診結果に関する調査（横浜市分）

自ら口腔ケアを行うことが困難な児童・生徒については、特性や発達の段階等に応じた支援が必要です。

また、喫煙が歯や口腔、全身の健康に影響を及ぼすことについて指導し、喫煙の防止につなげる必要があります。

この時期の歯科口腔保健の取組を充実させるためには、定期的な歯科健康診査を実施する学校歯科医やかかりつけ歯科医など、学校と家庭、地域の歯科医療機関が連携を密にして啓発や保健指導を行うとともに、歯科口腔保健の分野においても、保育所・幼稚園と小学校、小学校と中学校など、地域全体で切れ目なく連携して取り組む必要があります。

d 成人期

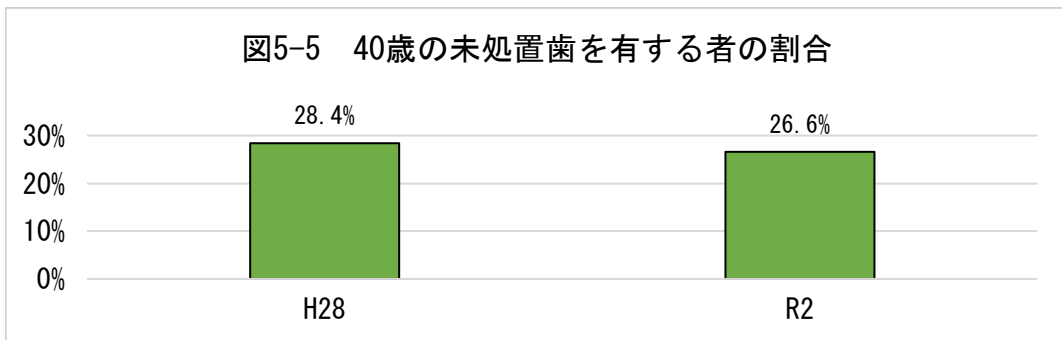
横浜市の「40歳の未処置歯^{※4}を有する人の割合」は、減少傾向ではありますが、令和2年度の横浜市結果では26.6%と国の「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（第1次）」の目標値である10%に達していません。

「40歳代における進行した歯周炎^{※5}を有する人の割合」は、令和2年度の調査結果は54.1%であり、平成28年度と比較し、わずかに減少しているものの、明らかな変化はありませんでした。一方、令和3年度に横浜市歯周病検診を受診した人のうち、要精密検査^{※6}と判定された人は73.5%でした。横浜市で要精密検査と判定された人の割合は、40歳、50歳、60歳、70歳の各年齢において、全国値を上回っています。歯周病は自覚症状が乏しく、重症化により歯を失うなど手遅れになることが多いため、むし歯対策とあわせた予防と早期発見が重要です。

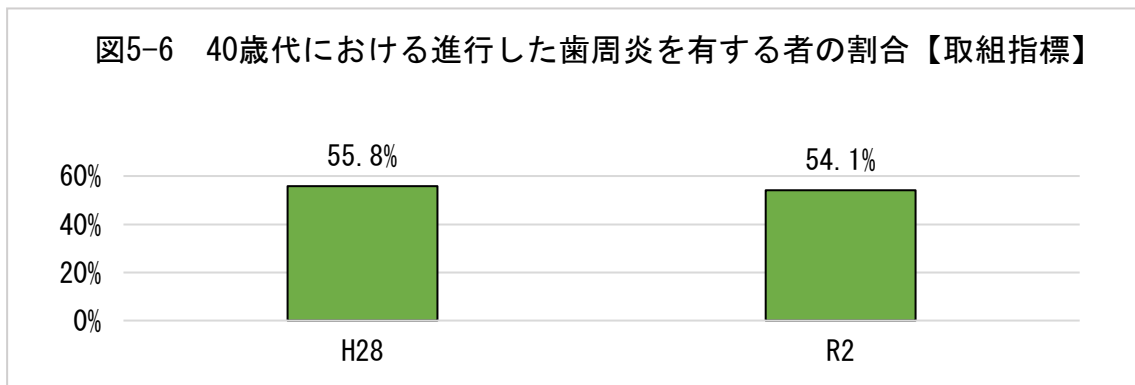
※4 治療が必要なむし歯

※5 歯周ポケットが4mm以上の者

※6 歯周病、その他の所見等があるため、さらに詳しい検査や治療が必要な者

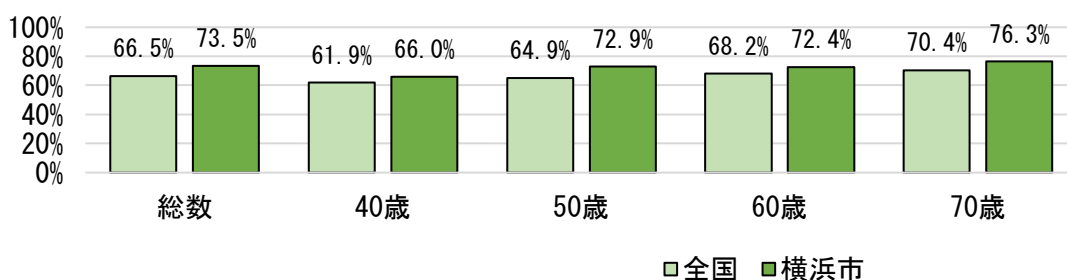


出典：県民歯科保健実態調査 横浜市分



出典：県民歯科保健実態調査 横浜市分

図5-7 歯周疾患検診（歯周病検診）受診者のうち
要精密検査と判定された者の割合（令和3年度）

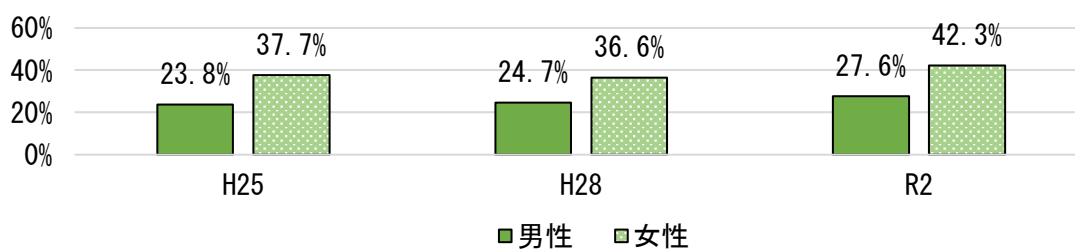


出典：令和3年度地域保健・健康増進事業報告

また、横浜市の調査では、「歯を守るために、かかりつけの歯科医院がある人の割合」は平成25年度から令和2年度にかけて増加傾向でしたが、「過去1年間に歯科健診を受診した人の割合」は、変化がありませんでした。令和2年度の「過去1年間に歯科健診を受診した人の割合」を区ごとにみると、区間の差は1割未満であり、平成25年度及び平成28年度の結果とも、同様の傾向でした。

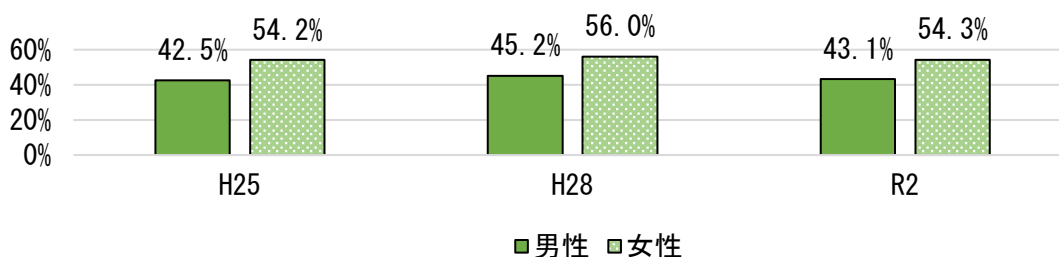
さらに「過去1年間に歯科健診を受診した人の割合」を年代別、性別に比較すると、男女とも若い年代で受診した人が少ない傾向です。この時期は、仕事や育児等で多忙であり、セルフケアや歯科健診の受診がおろそかになりがちです。むし歯や歯周病、口腔機能低下を予防するため、職域・地域の連携に着目した取組が必要です。

図5-8 歯を守るために、かかりつけの歯科医院がある者の割合



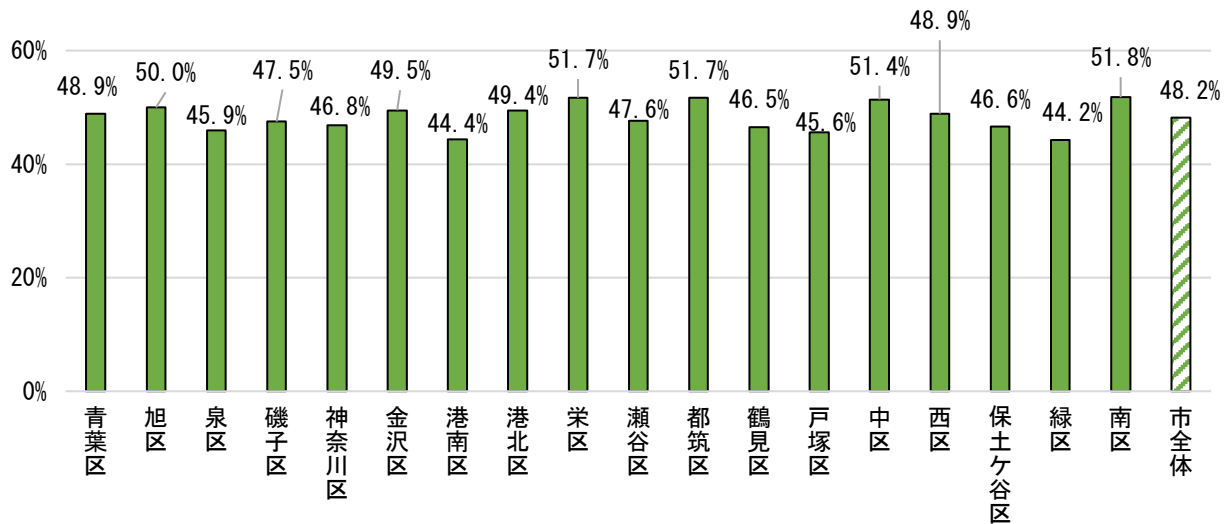
出典：健康に関する市民意識調査

図5-9 過去1年間に歯科健診を受けた者の割合【取組指標】



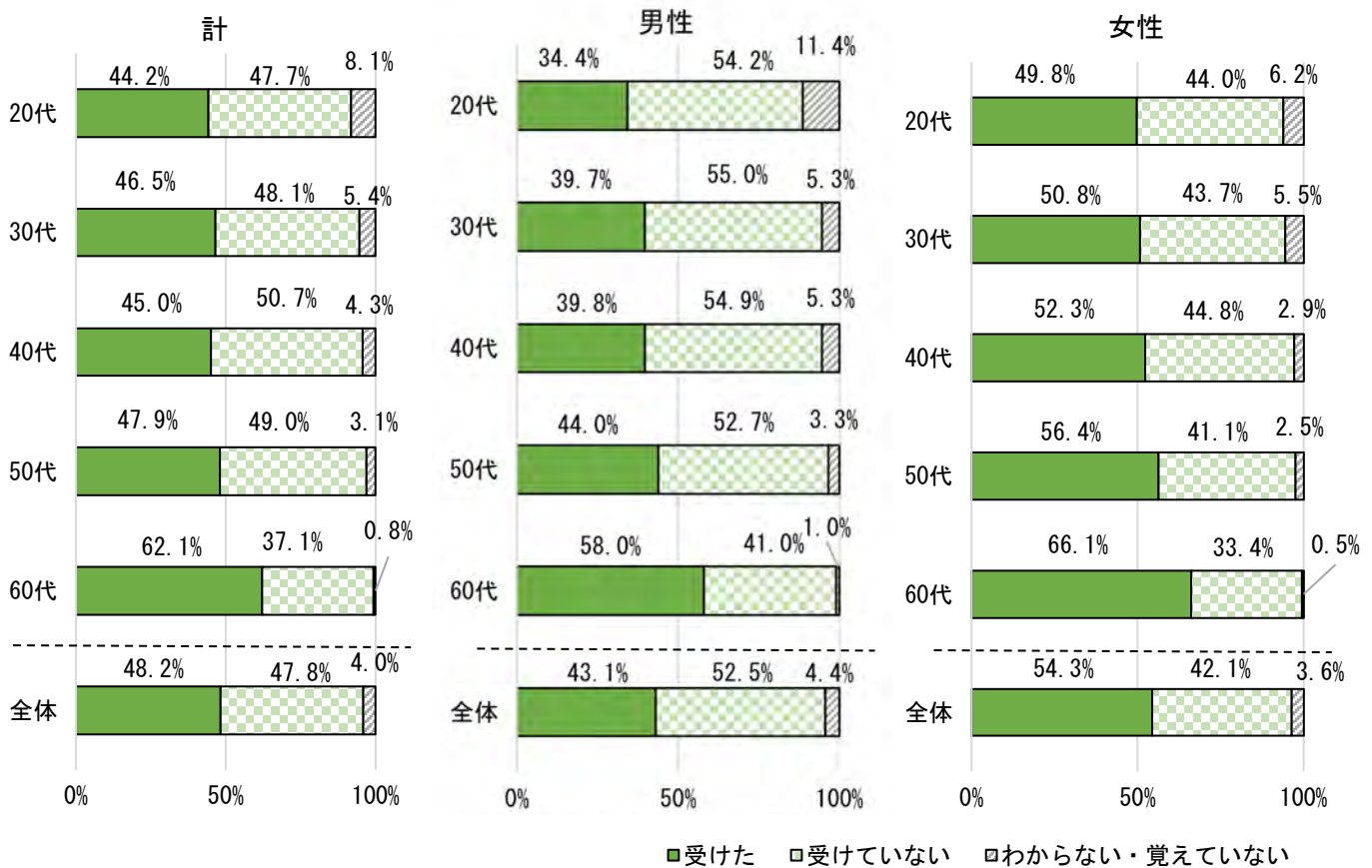
出典：健康に関する市民意識調査

図5-10 過去1年間に歯科健診を受診した者の区別の割合（令和2年度）



出典：健康に関する市民意識調査

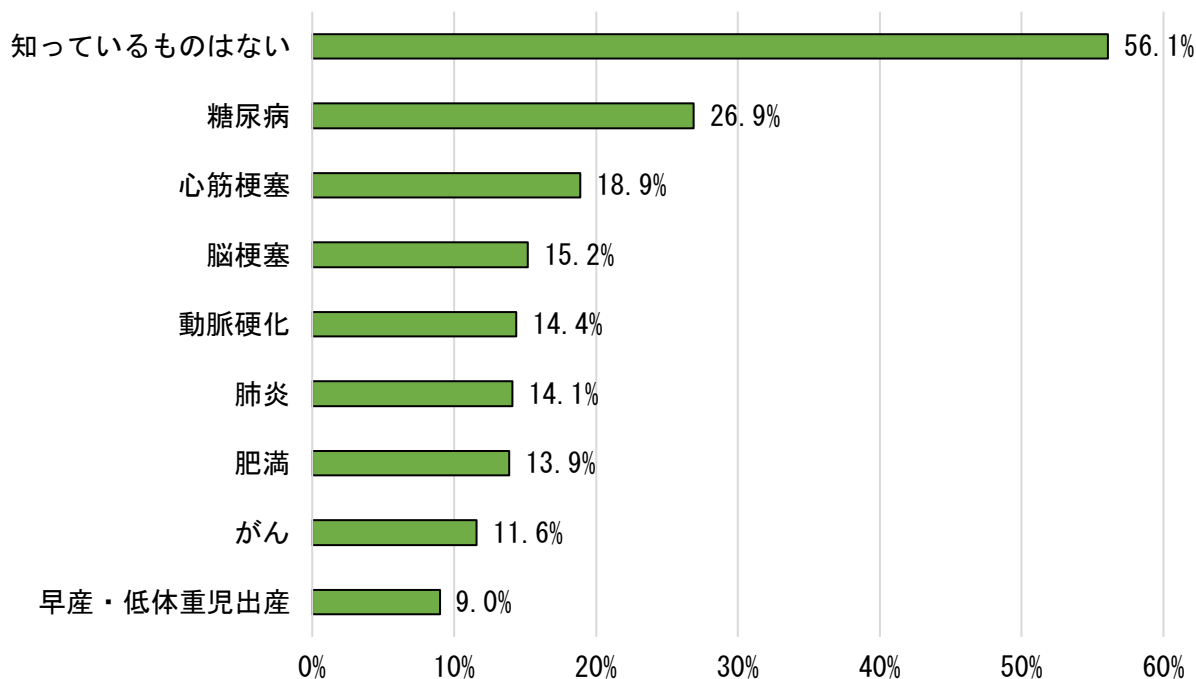
図5-11 過去1年間に歯科健診を受けた者の年代別・性別の割合（令和2年度）



出典：健康に関する市民意識調査

また、喫煙習慣や糖尿病が歯周病を悪化させることや、歯周病の予防や治療が生活習慣病の改善につながるということが明らかになっています。令和2年度の横浜市調査では、歯周病が原因になる可能性がある疾患について「知っているものはない」と回答した人は56.1%であり、半数以上が歯周病と全身の病気との関連を認識していません。早期発見・早期治療が重症化予防につながるよう、普及啓発に取り組む必要があります。

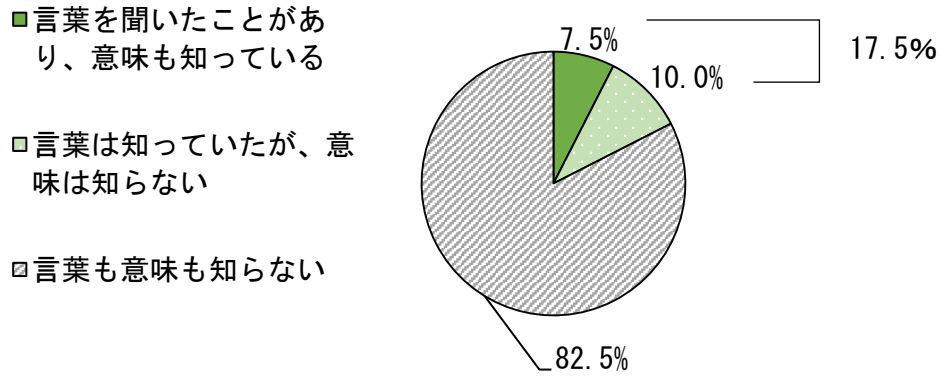
図5-12 歯周病が原因になる可能性がある疾患についての認知度
(令和2年度) (複数回答)



出典：健康に関する市民意識調査

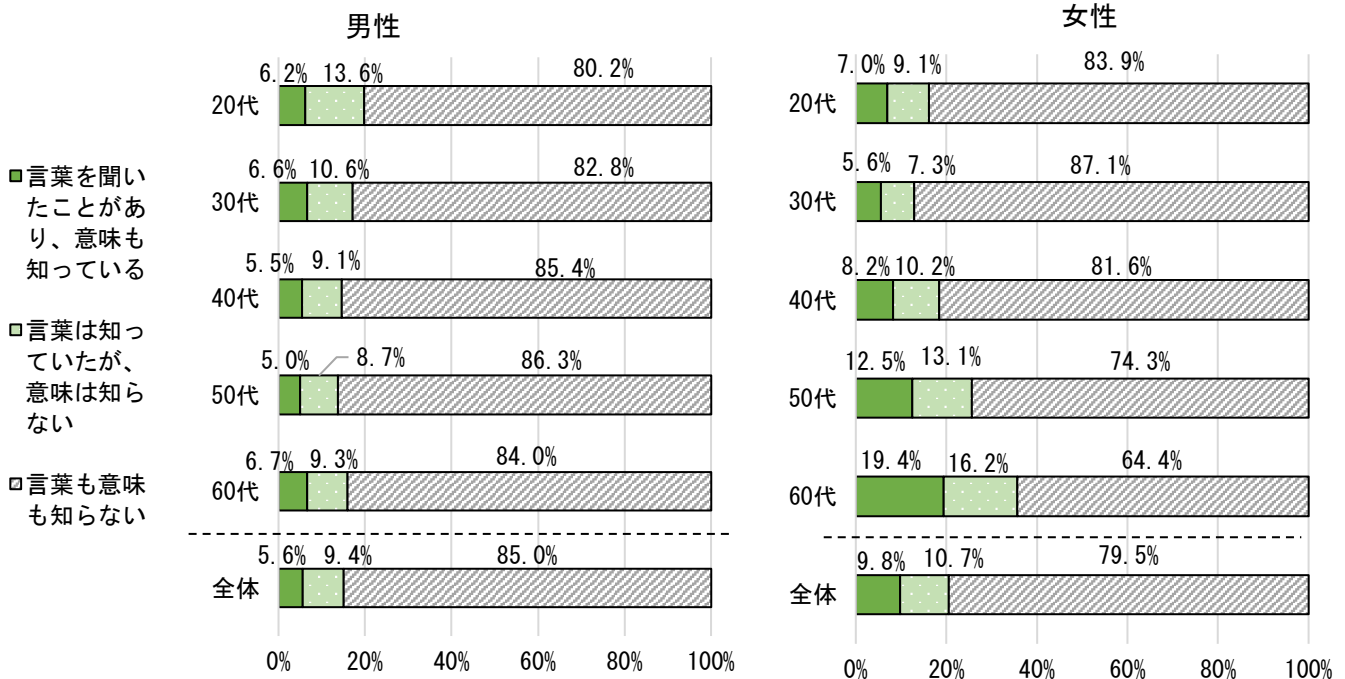
嚙む、飲み込むなどの口腔機能が低下した状態をオーラルフレイルといいます。オーラルフレイルの兆候は、50歳代頃には生じ始めるため、早い時期から予防する必要があります。令和2年度の横浜市調査では、オーラルフレイルの言葉を知っている人の割合は17.5%です。年代別、性別でみると、比較的割合の高い50歳代、60歳代の女性を除き、言葉を知っている人は2割以下です。市民自らが、ささいな口腔機能の低下に気づき、維持向上に取り組めるよう、普及啓発が必要です。

図5-13 20歳代から60歳代におけるオーラルフレイルの言葉を知っている者の割合（令和2年度）



出典：健康に関する市民意識調査

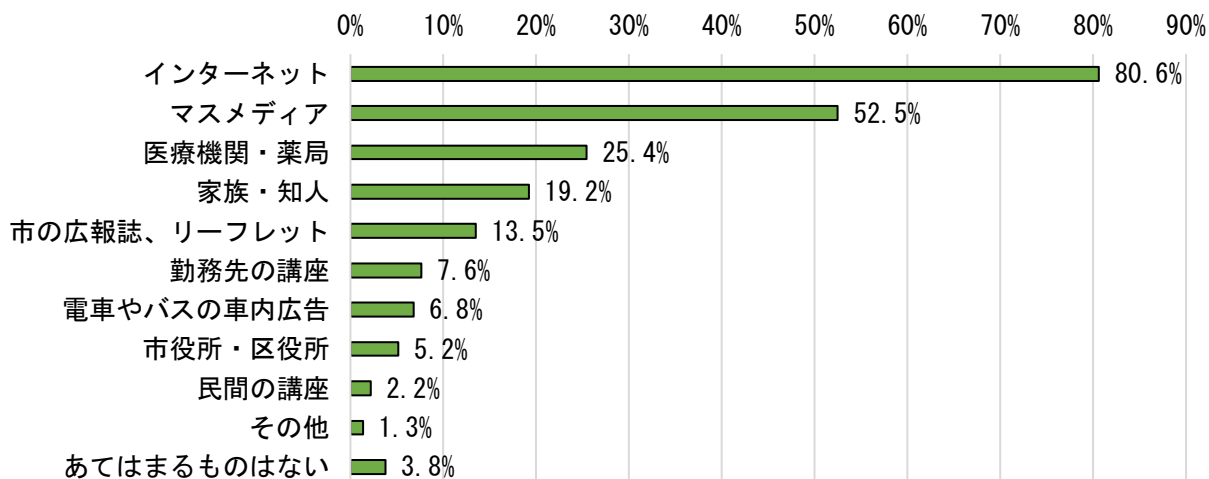
図5-14 オーラルフレイルの言葉を知っている者の年代別・性別の割合（令和2年度）



出典：健康に関する市民意識調査

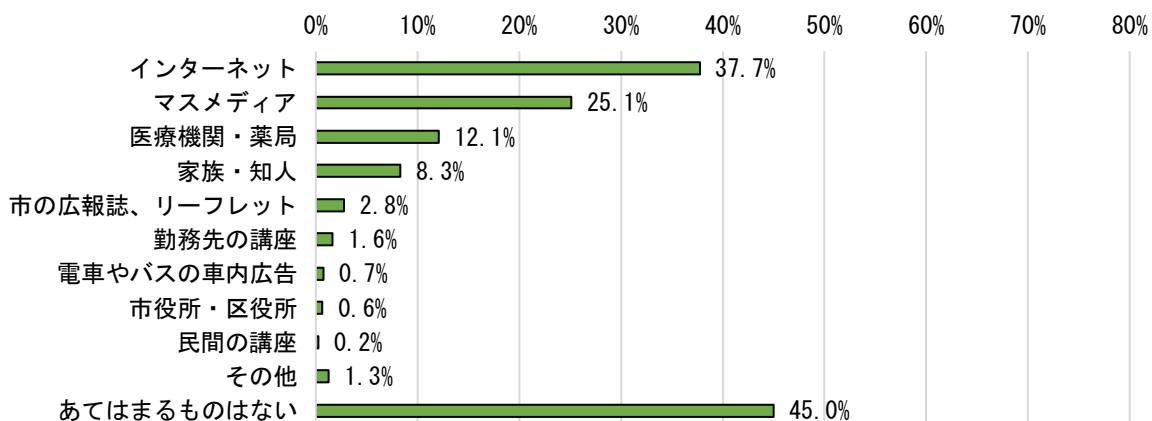
令和2年度の横浜市調査において、「知りたいと思う健康づくり情報」の設問に「歯の健康」と回答した人と、「特にない」と回答した人が、「健康づくりに関する情報を主にどこから入手しているのか」の設問に回答した結果は、双方ともに「インターネット」を多く回答しています。歯の健康に関心のある人、健康づくりに関心のない人の双方に対する普及啓発方法として、インターネットを介した情報発信が方策の一つに考えられます。

図5-15 健康づくりに関する情報入手の方法
 (知りたいと思う健康づくり情報を「歯の健康」と回答した人)
 (令和2年度) (複数回答)



出典：健康に関する市民意識調査

図5-16 健康づくりに関する情報入手の方法
 (知りたいと思う健康づくり情報を「特にない」と回答した人)
 (令和2年度) (複数回答)



出典：健康に関する市民意識調査

e 高齢期

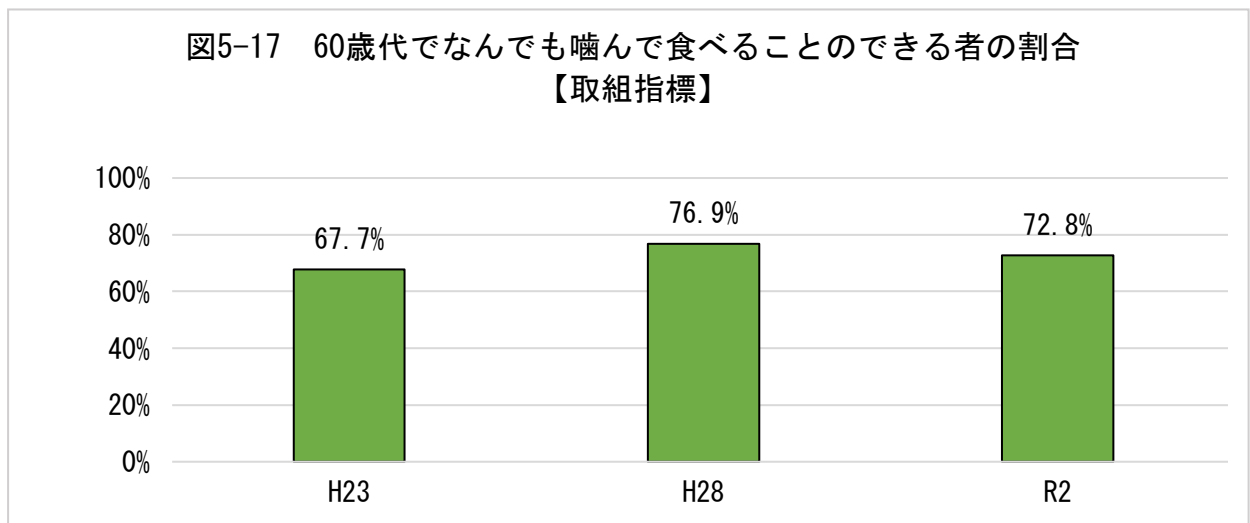
「60歳代でなんでも噛んで食べることのできる人の割合」は、令和2年度の調査結果は72.8%でした。「80歳で20歯以上の自分の歯を有する人の割合」^{※7}は平成29年から令和元年の調査結果は64.9%でした。

また、横浜市中で「定期的な歯科検診を受診する機会を提供する介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の割合」は、令和2年度は87.4%でした^{※8}。令和3年度の介護報酬改定において、施設系サービスにおける口腔衛生管理が強化され、入所施設での歯科口腔保健の体制整備の取組が進んでいます。

自分の歯を多くもつ高齢者の割合は増加していますが、年齢が高くなるほど歯周病が進行しやすくなります。また、オーラルフレイルが進むことによって、低栄養状態となり、やがて全身の虚弱化、要介護状態を引き起こすことが明らかになってきました。高齢者が、住み慣れた地域の中でいつまでも健康に生活できるよう、住民主体の通いの場等、地域の介護予防の取組と連動させながら、むし歯や歯周病の対策に加え、口腔機能の維持・向上に向けた、本人や支援者への支援が必要です。

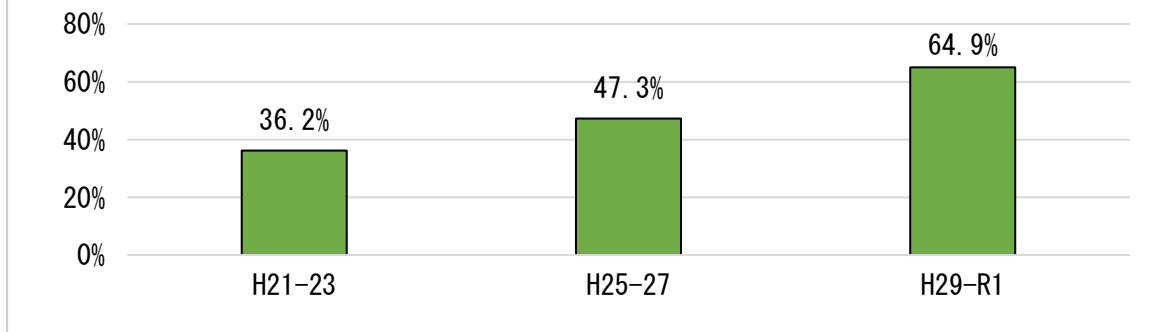
※7 75-84歳について、H21-23、H25-27、H29-R1の各3年分を合算して算出

※8 出典：神奈川県健康増進課調べ



出典：県民歯科保健実態調査 横浜市分

図5-18 80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合
【取組指標】



出典：国民（県民）健康・栄養調査 横浜市分

f 障害児及び障害者

障害児や障害者は、自ら口腔ケアを行うことや定期的な歯科健診を受診することが難しい場合があるため、むし歯や歯周病のリスクが高い場合があります。むし歯や歯周病の管理だけでなく、摂食嚥下機能等の管理を行うなど、障害の特性や口腔機能の発達の程度に応じたきめ細やかな口腔ケアの支援が必要とされています。

障害児や障害者が口腔の健康を維持しながら質の高い生活を送れるよう、家族や介助者などの支援者による関わりが重要です。

神奈川県健康増進課調べによると、神奈川県全域で定期的な歯科検診を受診する機会を提供する障害（児）者入所施設の割合は、平成28年度は94.7%、令和2年度は77.5%でした。障害（児）者入所施設での歯科検診のほか、令和2年度に口腔ケアを実施している施設は88%であり、障害（児）者入所施設における歯科口腔保健の取組が進んでいます。

一方、在宅で生活又は療養されている人の歯科口腔保健の現状は明らかになっていないため、地域活動支援センター等の通所施設や、関係機関・団体等との連携のもと、把握を進めていく必要があります。

(イ) ライフステージ・対象像に共通する現状と課題

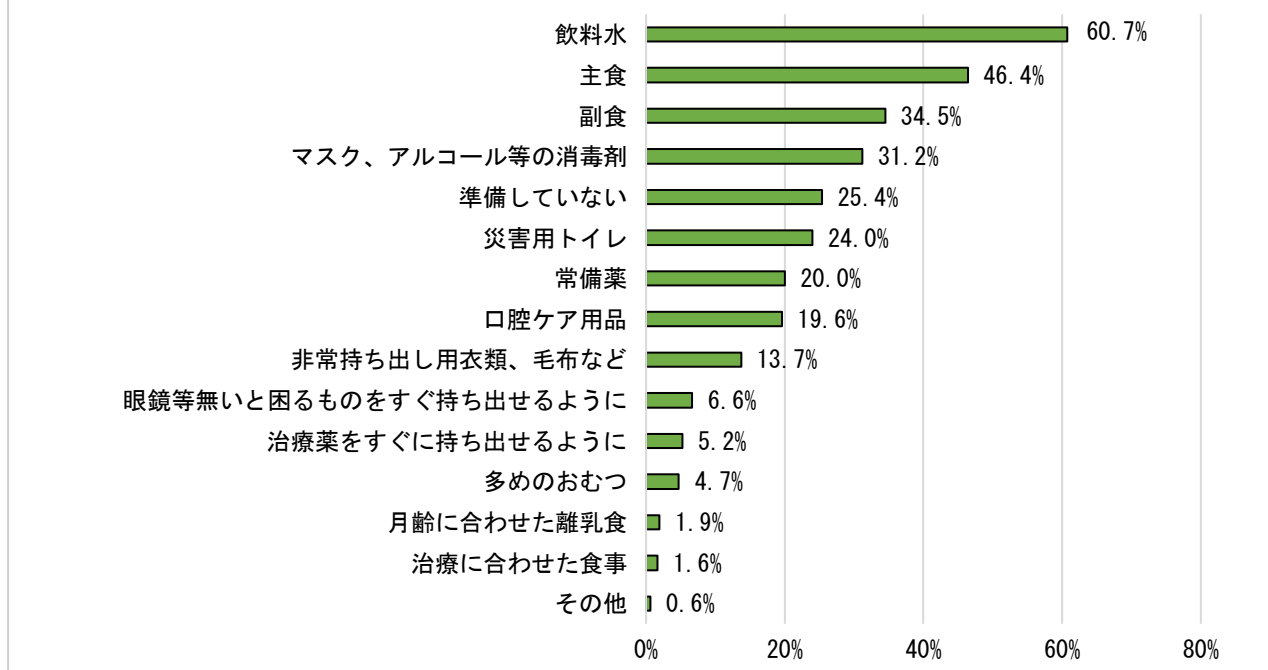
a 災害に備えた対策

災害発生時、ライフラインが寸断されて断水が続くと、歯みがきや義歯の手入れなどの口腔ケアが行き届かず、口腔内を清潔に保つことが困難になります。

食生活の変化や、十分な水分摂取ができないことから、歯や口腔内に汚れがたまって、むし歯や歯周病が発生しやすくなり、普段からむせやすい高齢者は、口腔内の細菌が原因で誤嚥性肺炎を引き起こしやすくなります。

令和2年度の横浜市調査では、災害に備えて歯ブラシ、デンタルリンスなどの「口腔ケア用品」を準備している人は19.6%です。災害時の口腔ケアの重要性や、非常持出品に歯ブラシ、デンタルリンスなどの口腔ケア用品を準備しておくことについて普及啓発が必要です。

図5-19 災害に備えた準備（令和2年度）（複数回答）



出典：健康に関する市民意識調査

b 情報共有と情報発信

歯科医療関係者、保健医療関係者をはじめとした関係機関・団体間での取組や連携が促進されるよう、各分野における各種連絡会等を通じて、歯科口腔保健に関する情報共有を行うことが大切です。

高齢者や障害者、外国人は情報収集の手段が限られ、必要な情報を受け取りにくい状況があるため、やさしい日本語や多言語に対応する視点も必要です。また、若い世代は日常的な情報は SNS で入手する傾向が高まっています。対象者に応じて、情報の内容や発信方法の工夫が求められています。

c 実態把握

妊娠期から高齢期までの各ライフステージや対象像に対して行われる歯科健康診査の結果や、事業評価、アンケートをはじめとした意識調査等の結果から、市民の歯科口腔保健の現状分析を行っています。今後も、市民の歯科口腔保健の実態を分析し、ニーズの把握を進める必要があります。

(2) 取組の方向性

歯科口腔保健の推進にあたり、目標を設定するとともに、人の生涯を経時的に捉えた健康づくりであるライフコースアプローチの重要性を踏まえ、各ライフステージ・対象像の特徴や課題に応じた施策・取組を、関係者がそれぞれの立場から推進していきます。

ア 基本目標

「歯と口腔の健康が健康寿命の延伸及び生活の質の向上に重要な役割を果たす」という条例の基本理念の下、横浜市における歯科口腔保健の現状と課題を踏まえ、「生涯を通じて食事や会話ができる」という基本目標を設定します。

生涯を通じて食事や会話ができるようになるには、「食べること」、「話すこと」などの口腔機能を育て、むし歯や歯周病などの歯や口の病気を防ぎ、口腔機能の低下を予防していくことが必要です。

イ 行動目標

基本目標を達成するため、「むし歯・歯周病を予防する」、「口腔機能の健全な発育・発達・維持向上に努める」という2つの「行動目標」を設定します。2つの「行動目標」は、それぞれ単独で達成するものではなく、互いに影響し合うものです。行動目標は、歯科口腔保健にかかる健康行動の中から重要なものを設定しています。

(3) 関係者の役割

総合的かつ計画的な歯科口腔保健の推進には、関係者の理解と協力が不可欠です。市民、横浜市、歯科医療等関係者、保健医療等関係者及び事業者等の関係者が、それぞれの立場から歯と口腔の健康づくりを推進していきます。

ア 市民

生涯を自分の歯で過ごし、健康で豊かな生活を維持していくためには、自らが、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、毎日の適切な口腔ケア、定期的な歯科健康診査の受診などにより、むし歯や歯周病などの予防や早期治療に取り組み、生涯を通じて食事や会話ができるよう目指します。

イ 横浜市

市民の主体的な歯と口腔の健康づくりに関する取組を推進し、健康寿命の延伸につなげるためには、歯科医療等関係者及びその他事業者・関係機関・団体等と連携しながら、様々な施策を展開します。

また、国や県の動向を注視するとともに、地域の歯科口腔保健の現状を把握し、その課題解決に向けて確かな医学的根拠に基づく知識や情報を適切に発信し、歯科疾患の予防や口腔機能の維持・向上に向けた取組を推進していきます。

ウ 歯科医療等関係者（歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士等）

かかりつけ歯科医や施設の協力歯科医療機関として、定期的な歯科健診や専門的な口腔ケアを提供します。

また、歯科口腔保健を推進するため、市や関係機関等が実施する施策や事業へ協力し、良質かつ適切な歯科医療及び歯科口腔保健指導を実施するとともに、歯周病と全身疾患との関連性や全身の健康を守るための歯科口腔保健の重要性について普及啓発します。

さらに、自らの技術の向上と知見を深めるために、研修や人材育成等をすすめます。

エ 保健医療等関係者、地域活動団体及び事業者等（保健、医療、福祉、介護、保育、教育）

歯と口腔の健康が全身の健康の維持・向上に重要な役割を果たすことを理解し、それぞれの業務において、歯と口腔の健康づくりに取り組みます。

歯科医療等関係者と連携して、子どもとその養育者、事業所の従業員、地域住民、並びに日常生活において適切な口腔ケア等が困難な人の家族や支援者に対し、歯科疾患予防の重要性や口腔機能の維持・向上等の歯と口腔の健康づくりについて普及啓発します。

3 歯科口腔保健の推進に関する施策

(1) ライフステージ・対象像に着目した施策

ア 妊娠期

(ア) 妊娠中の歯科健診の受診勧奨と正しい知識の普及啓発

- a 妊娠中の口腔ケアの重要性について理解を深め、この時期から家族の歯と口腔の健康づくりに関心が持てるよう、母子健康手帳の交付時に面接を行うほか、個別の相談や教室等で正しい知識の普及啓発を行います。
- b 産婦人科の受診をはじめとした妊娠期の様々な機会にあわせて、妊婦歯科健康診査の受診の必要性や、かかりつけ歯科医を持ち、継続的に歯科健診を受ける重要性を多くの妊婦が認識できるよう啓発を行います。

イ 乳幼児期

(ア) 健全な口腔機能の育成

- a むし歯予防に加え、離乳食・幼児食の食べ方などの離乳食教室等での普及啓発、指しゃぶりといった口腔習癖の対応など、健全な口腔機能の発達の支援に取り組みます。

(イ) 本人と養育者への支援

- a 食事や間食の習慣等の生活環境、むし歯の状況等の健康状態、養育者の状況や考えを把握し、適切に養育ができるよう支援します。
- b 子育て支援を行う職域や地域の支援者へ歯科口腔保健の正しい知識を啓発し、市民に正しい情報を発信していただけるように研修を実施します。
- c かかりつけ歯科医をつくり、口腔機能の発達段階に応じた適切な支援を受ける重要性を普及啓発します。
- d 全市で実施する乳幼児健康診査や教室等の歯科口腔保健の向上を目的とした事業において共通媒体を用い、指導・相談の質を確保します。
- e 日本語での情報収集が難しい外国人に対し、外国語版啓発媒体を用いて歯科口腔保健の正しい知識を啓発し、適切に養育できるよう支援します。

ウ 学齢期

(ア) 適切な生活習慣の獲得

- a 児童・生徒が歯と口腔の健康の大切さに理解を深め、主体的にむし歯や歯肉炎予防のセルフケアに取り組み、歯や歯肉の状態を自ら観察できる力を育てるため、啓発に取り組みます。
- b 噛む、飲み込むなどの口腔機能の発育・発達を促す食習慣の形成のため、食育と連携した取組を行います。
- c むし歯や歯肉炎を予防するため、かかりつけ歯科医を持ち、定期的な歯科健診と専門的ケアを受けることを促します。

(イ) 特性等に応じた支援

- a 児童・生徒の発達の段階や特性等に応じた歯科口腔保健指導について教職員や保護者へ啓発を行い、歯と口腔のケアの重要性に関する理解を深めます。

(ウ) 関係者との連携

- a 就学前・小学校・中学校における個人や地域を視点とした歯科口腔保健の連携を推進します。

エ 成人期

(ア) セルフケアや定期的な歯科健診

- a むし歯や歯周病の予防のため、適切なセルフケアをする習慣が身につくよう啓発します。
- b かかりつけ歯科医を持ち、定期的な歯科健診と専門的ケアを受けることの重要性を啓発します。
- c 成人期の特徴をとらえ、学校や事業所等と連携した、学生や働き世代への口腔ケアの重要性等、各世代に応じた必要な情報を啓発します。
- d 入手しやすい方法で、歯と口腔の健康づくりに関する情報発信を行います。

(イ) 生活習慣病対策との連携

- a 糖尿病等の生活習慣病対策と連携し、全身疾患と歯科疾患との関連性の啓発や、生活習慣改善の支援に取り組みます。

(ウ) オーラルフレイルの認知度

- a オーラルフレイルを理解し、早い時期から予防できるよう関係機関・団体等と連携して、普及啓発に取り組みます。

オ 高齢期

(ア) 歯科疾患の予防と口腔機能の維持

- a 歯の喪失や加齢等に伴う口腔状況の変化に応じて、適切な口腔ケアをする習慣が身につくよう啓発します。
- b かかりつけ歯科医を持ち、定期的な歯科健診と専門的ケアを受けることの重要性を啓発します。
- c 市民や関係職種がオーラルフレイルに関する理解を深め、予防や口腔機能の維持改善に取り組めるよう、地域の介護予防活動グループ等の団体・関係機関や保健・医療・福祉・介護の多職種と連携して、普及啓発に取り組みます。

(イ) 要介護高齢者の特性に応じた支援

- a 歯の喪失や口腔機能低下を予防し、「食べる」、「話す」機能を長く維持できるように、家族や介助者など支援者に対し、歯と口腔の健康の重要性について理解を深め、本人が日常的に適切な口腔ケアを受けられるように支援します。

カ 障害児及び障害者

(ア) 障害児及び障害者の特性に応じた支援

- a 歯の喪失や口腔機能低下を予防し、「食べる」、「話す」機能を長く維持できるように支援します。
- b 本人、家族や介助者など支援者に対し、歯と口腔の健康の重要性について理解を深めます。
- c 身近な地域で、かかりつけ歯科医による口腔ケアを受けられるよう、歯科医療等関係機関と連携して環境整備を進めます。
- d 障害福祉の関係機関・団体等と連携し、障害児及び障害者の特性に応じた歯科口腔保健の正しい知識の普及啓発に取り組みます。

(2) ライフステージ・対象像に共通して推進する取組

ア 災害に備えた対策

(ア) 災害時の口腔ケアの普及啓発

- a 災害時の口腔ケアの重要性や、飲料水等の確保が難しい場面での口腔ケア方法等についての普及啓発を進めます。
- b 避難グッズに歯ブラシ、デンタルリンスなどの口腔ケア用品の準備をしておくよう普及啓発を進めます。

イ 情報共有と情報発信

(ア) 関係機関・団体等との適切な情報の共有及び市民への情報発信

- a 関係機関・団体等の連絡会等の場において、情報共有を行い、情報発信・意見交換を進めます。また、機関紙・広報誌等と連携した広報を行います。
- b 歯や口の健康に関する各種リーフレットのやさしい日本語版、多言語版を作成し、情報発信を進めます。

ウ 実態把握

(ア) 歯科口腔保健の実態把握

- a 妊娠期から高齢期までの各ライフステージや対象像等に対して行われる歯科健康診査の結果や、歯科口腔保健事業等から得られる情報を収集し、市民の歯科口腔保健にかかる実態分析を進めます。
- b 市民の歯科口腔保健にかかる実態分析とあわせ、県や国等有するデータを積極的に活用し、課題の抽出やニーズの把握を行います。

4 推進・評価体制

「健康横浜 2 1 推進会議」（以下「推進会議」という。）の部会として、「歯科口腔保健推進検討部会」（以下「検討部会」という。）を設置しています。

歯科口腔保健推進計画の推進にあたって、市は、各施策の進捗状況や各種指標の達成状況を適宜把握し、推進会議及び検討部会を通じて共有していきます。また、推進会議及び検討部会は、市に対し、歯科口腔保健の推進に関して適宜必要な提言を行います。

市は、推進会議及び検討部会からの提言や、把握した検証結果に基づき評価を行います。

5 計画の評価

(1) 評価スケジュール

歯科口腔保健推進計画は、国が定めた「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」に基づいて推進する「二十一世紀における第三次国民健康づくり運動（健康日本 2 1（第三次））を踏まえた「第 3 期健康横浜 2 1」及び、「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（第 2 次）」（歯・口腔の健康づくりプラン）にあわせ、令和 6 年度（2024 年度）から令和 17 年度（2035 年度）の 12 年間を計画期間とします。また、目標達成に向けた効果的な施策展開を図るため、第 3 期健康横浜 2 1 とあわせて、令和 11 年度（2029 年度）には中間評価、計画最終年の前年度である令和 16 年度（2034 年度）には、取組の最終評価を実施します。

(2) 評価と指標設定の考え方

基本目標及び行動目標の達成度を測るため、ライフステージにあわせて設定した 12 の「指標」の変化を確認して評価します。「指標」は、適切な進捗管理と評価を行うことで、さらなる取組の推進を図ることができるものを選定しています。「指標」の設定にあたっては、国の指標や、最終評価まで安定して把握できることも考慮しています。

また、「指標」に加え、歯科口腔保健の推進に関する施策の立案や「第 2 期 健康横浜 2 1」、「取組指標」の経年変化を捉えた検証等に活用するため、「参考指標」を設けます。

図 5-20 目標・指標と、ライフステージの関係

基本目標 生涯を通じて食事や会話ができる

		指 標												
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	
行 動 目 標	むし歯・歯周病を予防する	妊婦歯科健康診査受診率	むし歯児のない者の割合	むし歯児の 4 本以上の割合	むし歯児のない者の割合	中学生における割合	20 歳以上の者に割合	40 歳以上の者に割合	19 歳以上 40 歳以下に割合	20 歳以上 60 歳未満に割合	1 代から 2 代に割合	20 歳以上の者の割合	50 歳以上の者の割合	80 歳以上の者の割合
	口腔機能の健全な発育・発達・維持向上に努める					中学生の歯肉に異常を有する者の割合	20 歳以上の者に割合	40 歳以上の者に割合	19 歳以上 40 歳以下に割合	20 歳以上 60 歳未満に割合	1 代から 2 代に割合	20 歳以上の者の割合	50 歳以上の者の割合	80 歳以上の者の割合
ラ イ フ ス テ ー ジ	妊娠期	●												
	乳幼児期		●	●										
	学齢期				●	●								
	成人期						●	●	●	●	●	●	●	●
	高齢期						●	●	●	●	●	●	●	●

表 5-2 指標及び参考指標一覧

(1) 指標

1	妊婦歯科健康診査受診率
2	3歳児でむし歯のない者の割合
3	3歳児で4本以上のむし歯のある者の割合
4	12歳児でむし歯のない者の割合
5	中学生における歯肉に異常のある者の割合
6	20歳以上における未処置歯を有する者の割合
7	40歳以上における歯周炎を有する者の割合
8	40歳以上における自分の歯が19歯以下の者の割合
9	20歳代から60歳代における過去1年間に歯科健診を受けた者の割合
10	20歳代から60歳代におけるオーラルフレイルの言葉を知っている者の割合
11	50歳以上におけるなんでも噛んで食べることができる者の割合
12	80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合

(2) 参考指標

1	12歳児の1人平均むし歯数
2	20代から30代における歯肉に炎症所見を有する者の割合
3	40歳代における歯周炎を有する者の割合
4	20歳代から30歳代における過去1年間に歯科健診を受けた者の割合
5	40歳代から50歳代における過去1年間に歯科健診を受けた者の割合
6	60歳代におけるなんでも噛んで食べることができる者の割合
7	口腔衛生に関する取組を行う障害(児)者施設の割合

(3) 目標値

目標値の設定については、「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項(第2次)」(歯・口腔の健康づくりプラン)等の目標値を参考にしつつ、令和6年度(2024年度)の策定時値を予測し、最終評価時に、その値が相対的に5%以上改善することを基本的な考え方としています。

表 5-3 目標値一覧

	指標	直近値		目標値		目標の 方向	出典
		%	把握年度	%	把握年度		
1	妊婦歯科健康診査受診率	43.0	R03 (2021)	40 [※]	R06 (2024)	増加	地域保健・健康増進事業報告
2	3歳児でむし歯のない者の割合	93.0	R03 (2021)	90 [※]	R06 (2024)	増加	地域保健・健康増進事業報告
3	3歳児で4本以上のむし歯のある者の割合	今後把握	—	0	R14 (2032)	減少	3歳児健康診査結果
4	12歳児でむし歯のない者の割合	68.7	R03 (2021)	72.2	R14 (2032)	増加	神奈川県定期歯科検診結果に関する調査（横浜市分）
5	中学生における歯肉に異常のある者の割合	16.4	R03 (2021)	15.5	R14 (2032)	減少	神奈川県定期歯科検診結果に関する調査（横浜市分）
6	20歳以上における未処置歯を有する者の割合	23.0	R02 (2020)	20	R14 (2032)	減少	県民歯科保健実態調査（横浜市分）
7	40歳以上における歯周炎を有する者の割合	65.3	R02 (2020)	60	R14 (2032)	減少	県民歯科保健実態調査（横浜市分）
8	40歳以上における自分の歯が19歯以下の者の割合	18.4	R02 (2020)	15	R14 (2032)	減少	県民歯科保健実態調査（横浜市分）
9	20歳代から60歳代における過去1年間に歯科健診を受けた者の割合	48.2	R02 (2020)	55	R14 (2032)	増加	健康に関する市民意識調査
10	20歳代から60歳代におけるオーラルフレイルの言葉を知っている者の割合	17.5	R02 (2020)	20	R14 (2032)	増加	健康に関する市民意識調査
11	50歳以上におけるなんでも噛んで食べることができる者の割合	71.8	R02 (2020)	80	R14 (2032)	増加	県民歯科保健実態調査（横浜市分）
12	80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合	55.6	R02 (2020)	60	R14 (2032)	増加	県民歯科保健実態調査（横浜市分）

※横浜市子ども・子育て支援事業計画で設定した令和6年度の目標値を歯科口腔保健推進計画の目標値とし、横浜市子ども・子育て支援事業計画にて新たな目標値を設定後、歯科口腔保健推進計画の目標値として改めて設定する。

横浜市歯科口腔保健の推進に関する条例

(平成31年2月25日)

(条例第1号)

(目的)

第1条 この条例は、歯及び口腔の健康が健康寿命の延伸及び生活の質の向上に重要な役割を果たしていることに鑑み、歯科口腔保健の推進に関し、基本理念を定め、横浜市(以下「市」という。)、市民、歯科医療等関係者、保健医療等関係者及び事業者(労働者を使用して市内で事業を行う者をいう。以下同じ。)の責務を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施し、もって市民の生涯にわたる健康づくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 歯科口腔保健 歯科疾患の予防等による歯及び口腔の健康の保持増進並びにこれらの機能の維持向上を図ることをいう。
- (2) 歯科医療等業務 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務をいう。
- (3) 歯科医療等関係者 歯科医療等業務に従事する者及びこれらの者で組織する団体をいう。
- (4) 保健医療等関係者 保健、医療、福祉又は教育に係る業務に従事する者であって歯科口腔保健に関する業務を行うもの(歯科医療等関係者を除く。)及びこれらの者で組織する団体をいう。
- (5) 歯科検診 歯及び口腔の検診(健康診査及び健康診断を含む。)をいう。

(基本理念)

第3条 歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 歯及び口腔の健康が健康寿命の延伸及び生活の質の向上に重要な役割を果たしているという認識の下、市民が、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において行う歯科口腔保健に関する取組を推進すること。
- (2) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における歯並びに口腔及びその機能の状態並びに歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。
- (3) 保健、医療、福祉、労働衛生、教育、食育その他の歯及び口腔の関連分野における施策との連携を図り、その関係者の協力を得て、総合的かつ計画的に歯科口腔保健を推進すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、及び総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、歯科口腔保健の推進に関する施策の策定及び実施に当たっては、国、神奈川県、歯科医療等関係者及び保健医療等関係者との連携及び協力に努めるものとする。

3 市は、市民が歯科口腔保健に関する理解を深め、市民による歯科口腔保健に関する活動への参加を促進するため、歯科口腔保健に関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発、歯科口腔保健に関する市民の意欲を高めるための運動の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

4 市は、事業者その他の者が行う歯科口腔保健に関する取組の効果的な推進を図るため、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、歯科口腔保健に関する理解を深め、歯科検診及び歯科保健指導を活用する等、生涯にわたって日常生活において自ら歯科口腔保健の取組を行うよう努めるものとする。

(歯科医療等関係者の責務)

第6条 歯科医療等関係者は、良質かつ適切な歯科医療及び歯科保健指導を行うよう努めるものとする。

2 歯科医療等関係者は、歯科口腔保健(歯及び口腔の機能の回復によるものを含む。)の推進に関し、保健医療等関係者との連携に努めるとともに、市が実施する歯科口腔保健の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(保健医療等関係者及び事業者の責務)

第7条 保健医療等関係者は、その業務において、歯科口腔保健の推進に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、日常生活において歯科口腔保健に関する取組が困難な者に対して、必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 保健医療等関係者は、歯科口腔保健の推進に関し、歯科医療等関係者との連携に努めるとともに、市が実施する歯科口腔保健の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 事業者は、その従業員の歯科口腔保健の推進に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(基本的施策)

第8条 市は、歯科口腔保健を推進するため、次に掲げる事項を基本とする施策を策定し、及び実施するものとする。

(1) 市民が、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、日常生活において行う歯科口腔保健に関する取組の推進に関すること。

(2) 市民が、定期的に歯科検診を受けるための勧奨及び必要に応じて歯科保健指導を受けるための勧奨に関すること。

(3) 妊娠中における歯科口腔保健の推進並びに歯科口腔保健を通じた母体の健康の保持及び胎児の健全な発育に関すること。

(4) 乳幼児期及び学齢期(小学校就学の始期から満18歳に達するまでの期間をいう。)における歯科口腔保健の推進及び歯科口腔保健を通じた健全な育成に関すること。

(5) 成人期(満18歳から満65歳に達するまでの期間をいう。)における歯科口腔保健の推進に関すること。

(6) 高齢期における歯科口腔保健の推進に関すること。

(7) 障害児及び障害者の歯科口腔保健の推進に関すること。

(8) 歯科口腔保健の観点からの食育及び糖尿病その他の生活習慣病に対する対策の推進に関すること。

(9) 喫煙による口腔内への影響に対する対策の推進に関すること。

(10) 歯科医療等関係者及び保健医療等関係者に対する情報の提供その他連携強化を図るための体制の整備に関すること。

- (11) 災害時における歯科口腔保健の推進に関すること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、歯科口腔保健の推進に関すること。

(歯科口腔保健推進計画の策定)

第9条 市は、市民の生涯にわたる歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、歯科口腔保健の推進に関する計画(以下「歯科口腔保健推進計画」という。)を定めるものとする。

2 市は、歯科口腔保健推進計画を定めるに当たっては、健康増進法(平成14年法律第103号)第8条第2項の規定に基づき策定する健康増進計画と整合性を図るとともに、市域における官民データ(官民データ活用推進基本法(平成28年法律第103号)第2条第1項に規定する官民データをいう。)を活用するものとする。

(財政上の措置)

第10条 市は、歯科口腔保健の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(意見聴取)

第11条 市長は、歯科口腔保健推進計画を策定し、若しくはその進捗管理を行い、又は歯科口腔保健の推進に関する重要事項を定めるに当たっては、横浜市附属機関設置条例(平成23年12月横浜市条例第49号)に基づく健康横浜21推進会議の意見を聴くものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

第6章 食育の推進【横浜市食育推進計画】

1 食育推進計画とは

(1) 「食育」とは

食育基本法（平成十七年六月十七日法律第六十三号）の前文によれば、「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて『食』に関する知識と『食』を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること」とされています。

(2) 横浜市食育推進計画とは

食育基本法第18条第1項に基づく市町村食育推進計画として平成22年（2010年）9月に策定され、第1期横浜市食育推進計画（平成22年度（2010年度）9月～平成27年度（2015年度））、第2期横浜市食育推進計画（以下、「第2期食育推進計画」という。）（平成28年度（2016年度）～令和5年度（2023年度））を推進し、市民への食育の普及啓発を行ってきました。令和6年度（2024年度）開始の計画は、市町村健康増進計画である「第3期健康横浜21」と一体的に策定しました。なお、計画策定にあたっては、国や県の計画と整合性を図りながら内容を検討しました。

(3) 第4次食育推進基本計画

国においては、令和3年（2021年）3月に策定した「第4次食育推進基本計画」（令和3年度（2021年度）～7年度（2025年度））を推進中です。

ア 基本的な方針（重点事項）

- (ア) 生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進（国民の健康の視点）
- (イ) 持続可能な食を支える食育の推進（社会・環境・文化の視点）
- (ウ) 「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進（横断的な視点）

イ 重点事項を推進する上で必要な視点

- (ア) SDGsの考え方を踏まえ、各重点事項が相互に連携して食育を推進
- (イ) 行政、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティア等関係する各主体が相互の理解を深め、連携・協働し、国民運動として食育を推進

(4) 第4次神奈川県食育推進計画

県においては、令和5年（2023年）3月に策定した「第4次神奈川県食育推進計画」（令和5年度（2023年度）～9年度（2027年度））を推進中です。

ア 基本方針

- (ア) 生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進
- (イ) 持続可能な食を支える食育の推進
- 【横断的な視点】「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進

2 第2期横浜市食育推進計画の振り返り

(1) 振り返り方法

ア 数値目標の評価

第2期食育推進計画で定めた数値目標について、目標値と照らし合わせた変化や、計画策定時と直近値の比較による数値変化を確認し、S A B C Dの5段階で評価しました。

一つの基本目標の下に複数の指標や男女別の指標がある場合については、健康日本21（第二次）の評価方法に倣って、S=5点、A=4点、B=3点、C=2点として平均を算出し（小数点以下五捨六入、Dは除く）、総合評価をすることとしました。

なお、数値変化が偶然生じたものではなく、意味がある変化かどうかを確認するため、統計学的な計算を行って評価しています。数値の変化だけを見ると、変化があるまたは変化がないように見えるものでも、統計処理を行うと異なる結果となる場合があります。

評価段階		具体的な目標値を設定している指標	
		統計的な処理が可能	統計的な処理は不可
S	目標値に達した	目標値に達した	
A	目標に近づいた	A-ア 統計的に有意に改善	A-イ 3%以上の改善
B	変化なし	B-ア 統計的に差がない	B-イ 3%未満の変化
C	目標から離れた	C-ア 統計的に有意に悪化	C-イ 3%以上の悪化
D	評価が困難	計画策定時値を把握できていない、 または調査項目変更に伴い、評価が困難	

イ 基本目標の振り返り

基本目標ごとに設定した推進テーマに基づき、行政（区役所及び関係局）や関係団体が行った取組内容を整理しました。また、基本目標別に取組内容を振り返り、数値目標の評価と合わせて、まとめを記載しました。

また、第2期食育推進計画全体の振り返りを総括として記載しました。

ウ 検討体制

「健康横浜21」との連携強化を目指し、その附属機関である「健康横浜21推進会議」の部会として、令和3年度（2021年度）に新たに「横浜市食育推進検討部会」を設置しました。

当該部会において、学識、関係機関、食育推進団体及び民間企業の委員とともに数値目標の評価や取組の振り返りを行いました。また、併せて庁内の関係課長会議への意見照会も行いました。

(2) 第2期横浜市食育推進計画における数値目標の評価

< 基本目標 1 >

※ () の記載がないものはH26年度(2014年度)の値
 ※ () の記載がないものはR2年度(2020年度)の値

基本理念	基本目標	推進テーマ	数値目標	目標値 (R2年度 (2020年度))	第2期計画 策定時値	最終 評価時値	目標値に対する評価結果	
							指標の評価	総合評価
「食」を通して健康と豊かな人間性を育み、活力ある横浜を創る	食を通じた健康づくりと食の安全を推進します。	栄養バランスのよい食生活の推進	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ毎日の者の割合	80% (R4年度 (2022年度))	男 40.6% (H25年度 (2013年度)) 女 42.1% (H25年度 (2013年度))	男33.3% 女35.6%	C-ア C-ア	B 変化なし
			朝食を欠食する市民の割合	15.0%以下	20歳代男性 27.3%	20歳代男性 54.7%	D	
					30歳代男性 37.1%	30歳代男性 45.9%	D	
					20歳代女性 36.0%	20歳代女性 44.0%	D	
			一日の食塩摂取量	8g (R4年度 (2022年度))	10.7g (H21-H23 (2009-2011))	9.9g (H29-R1 (2017-2019))	A-ア	
		栄養や食事の作り方等を知ることについて、関心があり継続してできている市民の割合	35%	30.1%	28.3%	B-ア		
食の安全の推進	食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている市民の割合	60%	43.4%	40.5%	C-ア			

<基本目標2>

※（ ）の記載がないものはH26年度(2014年度)の値
 ※（ ）の記載がないものはR2年度(2020年度)の値

基本理念	基本目標	推進テーマ	数値目標	目標値 (R2年度 (2020年度))	第2期計画 策定時値	最終 評価時値	目標値に対する評価結果	
							指標の評価	総合評価
「食」を通して健康と豊かな人間性を育み、活力ある横浜を創る	豊かな食体験や、楽しい食を推進するとともに、食文化を継承していきます。	暮らしの豊かな生活の実践	食事の際に食べ残さないことを習慣にしている市民の割合	70%	62.7%	65.9%	A-ア	B 変化なし
			朝食・夕食を家族等と一緒に食べる頻度(共食の回数)	週11回以上	-	7.5回	D	
		食文化の継承	食にまつわる地域文化や伝統を知ることについて関心がある市民の割合	75%以上	67.7%	55.4%	C-ア	
			おいしさ・楽しさの充実	60歳代でなんでも噛んで食べることができる者の割合	80% (R4年度 (2022年度))	67.7% (H23年度 (2011年度))	72.8%	
		食事時間の楽しさについて、非常に楽しいまたはやや楽しい市民の割合		90%以上	90.4%	84.3%	C-ア	
		地産地消の推進	地場産物の購入について、関心があり、継続してできている市民の割合	20%	14.8%	15.6%	B-ア	
			市立小・中・義務教育学校において児童生徒が地産地消の良さを理解している割合	80%	-	小学校 75.6% 中学校 68.0%	D	

<基本目標3>

※（ ）の記載がないものはH26年度(2014年度)の値
 ※（ ）の記載がないものはR2年度(2020年度)の値

基本理念	基本目標	推進テーマ	数値目標	目標値 (R2年度 (2020年度))	第2期計画 策定時値	最終 評価時値	目標値に対する評価結果	
							指標の評価	総合評価
「食」を通して健康と豊かな人間性を育み、 活力ある横浜を創る	食に関する環境づくりを進めます。	市民の食育活動との協働	食育推進ボランティアの養成人数 (食生活等改善推進員、はまふうどコンシェルジュ等)	350人以上 / 年	351人 / 年	363人 ・食生活等改善推進員：330 ・はまふうどコンシェルジュ：33 (R1(2019))	S	A 目標に近づいた
		企業・団体との連携	横浜市食育フォーラムとしてイベント出展回数	5回 / 年	-	3回	D	
		教育・体験の充実	食に関心をもち、進んで実践している児童生徒の割合	小学校 90%以上 中学校 85%以上	小学校 88.9% 中学校 81.3% (義務教育学校含む)	小学校 87.3% 中学校 85.9%	小学校 C-ア 中学校 S	
			栽培や収穫体験を実施している保育所等の割合	90%以上	-	89.1%	D	

<主食・主菜・副菜について>

「主食」とは、ごはん、パン、めん類などの料理です。

「主菜」とは、魚や肉、卵、大豆製品などを使ったメインのおかずとなる料理です。

「副菜」とは、野菜、きのこ、いも、海藻中心の付け合わせ、小鉢、サラダ、汁物などの料理です。

(3) 第2期横浜市食育推進計画における基本目標の振り返り

基本理念	基本目標	推進テーマ		主な取組（行政）
「食」を通して健康と豊かな人間性を育み、活力ある横浜を創る	食を通して健康づくりと食の安全を推進します。	栄養バランスのよい食生活の推進	<ul style="list-style-type: none"> 和食などの、主食（米等）、主菜（肉、魚等）、副菜（野菜等）で構成され、果物、牛乳・乳製品など多様な食品がそろったバランスの良い食事 おいしく減塩した食事 生活習慣病の予防 食品を選ぶ力や、健康に配慮した簡単な料理ができるスキルの習得 高齢者の低栄養予防 	<ul style="list-style-type: none"> 子どものころから健康的な食生活が身につくよう、乳幼児健康診査や離乳食教室、妊婦を対象とした講座等の中で食や歯科に関する適切な情報提供・相談等を実施 生活習慣改善のための個別相談や講座、スーパーマーケットや商店街等、生活の場での知識の普及・啓発イベント等を実施 魚と野菜を活用したレシピ集をもとに子育て世帯向けのイベントの実施 給食献立表の紹介、ウェブ掲載による食の情報提供や市内小学校給食への市内産農産物一斉供給 地産地消の推進を目的とする料理コンクールにより、食の大切さの啓発を実施 朝食欠食率の改善にむけたキャンペーン実施 栄養成分表示の活用方法に関する啓発資料作成、周知 乳幼児健康診査と連携した食中毒予防の啓発、食中毒予防啓発ポスターの掲示 食の安全を推進するため市民啓発やシンポジウム等を実施
		食の安全の推進	<ul style="list-style-type: none"> 食に関する正しい情報の選択 安全で安心できる食品の選択 	
	豊かな食体験や、楽しい食を推進するとともに、食文化を継承していきます。	豊かな生活や暮らしの実践	<ul style="list-style-type: none"> 規則的な食事や、良く噛んで味わう等の望ましい食習慣の形成 心地良い食卓、楽しい食卓（共食など）の実践 多様なライフスタイル等に応じた食事の選び方、食べ方の実践 	<ul style="list-style-type: none"> 子どものころから健康的な食生活が身につくよう、乳幼児健康診査や離乳食教室、妊婦を対象とした講座等の中で食や歯科に関する適切な情報提供・相談等を実施 食育実践推進校を指定し、その取組成果を全市立学校へ発信 未利用魚を活用した独自給食の実施や、給食献立表の紹介・ウェブ掲載による食の情報提供 市内小学校給食への市内産農産物一斉供給 料理コンクール実施による地場産物利用の推進、食育の啓発 食生活等改善推進員の養成、食を通じた市民の健康づくり推進事業の実施 地産地消に関する人材育成及び活動支援 よこはま地産地消サポート店の支援 市内産農畜産物直売等の実施によるブランド化への取組 横浜市中央卸売市場から仕入れを行っている飲食店や小売店の紹介（「横浜市場直送店登録制度」事業）
		食文化の継承	<ul style="list-style-type: none"> 横浜の特色のある食文化の形成や、地域の食材を生かす工夫や知恵の伝承 行事食の体験 	
		おいしさ・楽しさの充実	<ul style="list-style-type: none"> 食の楽しさの充実 高齢になっても変わらない食の楽しさの充実 	
		地産地消の推進	<ul style="list-style-type: none"> 地産地消の推進による市民の豊かな食生活の向上 旬の食材の利用 	
	食に関する環境づくりを進めます。	情報提供による環境整備	<ul style="list-style-type: none"> 流通、食糧生産、食品安全等の情報の充実 食に関する基本情報を分かりやすく共有できる環境の整備 情報のギャップ（事業者・生産者等と、消費者のもつ情報の正確性や量の差）の解消 	<ul style="list-style-type: none"> 妊産婦への情報提供や離乳食教室を通じた、幼少期からの食育の啓発 保育・教育施設への各種講習会の実施 保育・教育施設を対象に食育調査を実施し、その結果をウェブ掲載 料理コンクールによる小学生への啓発 地産地消関連イベント等を通じた市民への食と農の魅力発信 出前教室やチラシ配布による小学生向け食の大切さ、食品ロス削減啓発の実施 食育実践推進校の指定 各種講演会による啓発 地域ボランティア養成及び養成後の地域事業の実施
		市民の食育活動との協働	<ul style="list-style-type: none"> 市民と協働した食育活動の推進及び活動支援 食育推進ボランティア養成、支援 	
		企業・団体との連携	<ul style="list-style-type: none"> 企業、団体と連携した食育の取組の推進 	
		教育・体験の充実	<ul style="list-style-type: none"> 豊かな食体験、学習の充実 給食等での食育 	

基本理念	基本目標	主な取組（関係団体）	まとめ
「食」を通して健康と豊かな人間性を育み、活力ある横浜を創る	食を通して健康づくりと食の安全を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ イベントや講座等にて、市場で扱う生鮮食材とその流通の仕組を紹介 ・ 魚と野菜を活用したレシピ集を作成し、若い子育て層への魚食拡大と、親子の共食を推進 ・ 手軽に作れるレシピ集をホームページに掲載 ・ 親子料理教室、給食試食会等を通して、バランスの良い食生活や食の安全についての啓発を実施 ・ 横浜のこどもが作るお弁当コンクールの実施 ・ 食育キャラバンや講座を通じて、「身体を動かす楽しさ」や「食の大切さ」「早寝早起き朝ごはん」等を啓発 ・ 生活習慣病予防、フレイル・オーラルフレイル・介護予防に関する啓発活動や講座等を実施 	<p><数値目標の評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「1日の食塩摂取量」は目標値に近づいたが、「主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ毎日の者の割合」、「食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている市民の割合」は目標値から離れた。 <p><取組の振り返り及び課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政及び関係団体において官民一体となった多様な取組が継続されたことは、市民の食への関心を高めることに一定程度貢献した。 ・ 取組の多くは、栄養に関する正しい知識の普及啓発であり、栄養バランス、朝食欠食に関する取組は少ない。 ・ 事業の対象も、乳幼児～青年期が主であり、成人期や高齢期をターゲットとした事業は少ない。今後は、より多様なテーマで幅広い世代への具体的なアプローチが必要。
	豊かな食体験や、楽しい食を推進するとともに、食文化を継承していきます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 魚と野菜を活用したレシピ集を作成し、若い子育て層への魚食拡大と、親子の共食を推進 ・ 手軽に作れるレシピ集をホームページに掲載 ・ 学校給食を題材にした、安全情報や食に関する知識など食育情報のホームページへの掲載 ・ 食や味への興味を促す市内小中学校向け出前授業の実施 ・ 横浜のこどもが作るお弁当コンクールの実施 ・ 歯と口の健康に関する正しい知識についての普及啓発 ・ 地場産農畜産物を使った料理教室の実施 	<p><数値目標の評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「食事の際に食べ残さないことを習慣にしている市民の割合」は目標値に近づいたが、「食にまつわる地域文化や伝統を知ることについて関心がある市民の割合」、「食事時間を楽しんでいると感じる市民の割合」は離れた。 <p><取組の振り返り及び課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼少期からの食育、イベント・講演などを通じた地産地消や食品ロス削減の啓発等の地道な取組が、食事を残さないことを習慣にしている市民の増加に一定の影響を与えた。しかし、新型コロナウイルス感染拡大により、家庭や学校、保育所等で家族や友人との食事を通じて楽しさを実感する機会や、行事食を体験する機会などが大幅に減少した。また、おいしく食べることに密接関連する「歯と口の健康に関する正しい知識の普及啓発」に取り組んでいる団体は、一部の団体に限られている。
	食に関する環境づくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ イベントや講座等にて、市場で扱う生鮮食材とその流通の仕組を紹介 ・ 民間企業や団体による小中学生向け出前授業の実施 ・ 各種レシピを考案し、ホームページで公開 ・ 講習会・講演会・料理教室の実施 ・ 横浜のこどもが作るお弁当コンクールの実施 ・ 農や食、いのちの大切さを学ぶための栽培及び収穫体験の機会の提供 ・ 食を通じた市民の健康づくり推進事業等による地域での食育の推進 	<p><数値目標の評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「食育推進ボランティアの養成人数」は目標を達成した。中学校における「食に関心を持ち、進んで実践している児童生徒の割合」も目標を達成したが、小学校では目標から離れた。 <p><取組の振り返り及び課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校や保育所等を通じ食育や収穫・調理体験により、食に関心を持ち、進んで実践している児童生徒の割合の増加に一定程度貢献した。 ・ 新型コロナウイルス感染拡大により体験型の啓発活動の継続が難しくなっているが、コロナ禍においても食育推進ボランティアを養成し、地域人材の育成に力を入れたことは評価できる。

(4) 総括

ア 第2期食育推進計画で取り組んできた食育活動

第2期食育推進計画では、「『食』を通して健康と豊かな人間性を育み、活力ある横浜を創る」という理念を掲げ、「健康」と「食文化」の充実及びそれを実現する「環境づくり」について、3つの基本目標、10の推進テーマを設け、具体的な取組を「実践」してきました。

「健康」に関する取組では、子どもの頃から健康的な食生活が身につくよう、保育・教育施設や小中学校、区役所、食育推進団体等が、講座やレシピ集等を通じて情報提供による正しい知識の普及啓発を実践し、市民の食への関心の高まりや食塩摂取量の低下に一定程度貢献しました。

「食文化」に関する取組では、行政や関係団体による子育て世代向けの事業や市内小中学校の授業において、おいしく楽しく食べる共食、地産地消や食品ロス削減など、体験型の啓発を実践し、食べ残さないことを習慣にしている市民の増加に一定の影響を与えました。

また、「環境づくり」では、「健康」や「食文化」の取組を実践するにあたり、ウェブサイト等のさまざまな媒体を使った情報発信や、食育推進ボランティアの養成、行政、学校、食育推進団体及び民間企業の連携による食育の取組が実践され、官民一体となった食育推進ネットワークが構築されました。

しかし、2(3)のまとめで述べたとおり、様々な課題も見えてきていることを踏まえ、今後充実・強化すべき取組を次のように考えました。

イ 今後充実・強化すべき取組

(ア) 栄養バランスのよい食事の普及・啓発

食への関心は高まりましたが、栄養バランスのよい食事をしている市民は減少したため、「栄養バランスがよい」とはどのような食事を指すか、具体的に分かりやすく示すとともに、市民に浸透させる取組を検討します。

(イ) 幅広い世代に向けた啓発

乳幼児期や学齢期向けの食育活動は充実しましたが、20～30歳代の市民は一定数朝食を欠食するなど食生活が乱れることから、成人期以降の市民への食育も必要です。また、成人期には生活習慣病予防、高齢期では低栄養及び口腔機能低下予防の課題があるため、官民一体の食育推進ネットワークを活かし、幅広い世代に啓発を行う必要があります。

(ウ) 楽しい食の推進

単身世帯の増加やコロナ禍で孤食が進む中、食文化に関心を持つ市民や食事時間を楽しんでいる市民の割合は減少しました。今後、豊かな食体験や「楽しい食」の推進、食文化の継承については、引き続き行政や関係団体、事業者による多様な取組を継続するとともに、デジタル化に対応した取組を官民一体となって検討する必要があります。

(エ) 食環境づくり

成人期に入ると食への関心や意欲に差が出るようになります。健康への関心が薄い人や、関心があっても行動を変えることが困難な人もいることを踏まえ、これまで培った民間企業や団体とのネットワークを活かし、誰もが自然と栄養バランスのよい食事の内容と量を選択できるような食環境を作っていくことが重要です。

3 横浜市民の食生活を取り巻く現状

(1) 市民の栄養・食習慣における課題

第2期健康横浜21の最終評価や第2期食育推進計画の振り返りを踏まえた栄養や食習慣における課題は次のとおりです。

ア 野菜摂取量の更なる増加が必要

「1日の野菜摂取量」は271gから291gへと増加しましたが、目標値である350gには達していません。

イ 食塩摂取量の更なる低減が必要

「1日の食塩摂取量」は10.7gから9.9gへと減少しましたが、目標値である8.0gには達していません。

ウ 栄養バランスのよい食事を取る市民の減少

「主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ毎日の者の割合」は男女共に4割から3割へ減少し、目標値から離れました。

エ 朝食を欠食する若い世代の市民は約3割

20歳代～30歳代の市民について、朝食を「ほとんど食べない」または「週2～3日食べる」人の割合は、依然として約3割であり、目標値である15%以下には達していません。

オ 成人男性の肥満、若い女性のやせ

国民健康・栄養調査（平成29年度～令和元年 横浜市分集計）の結果では、成人の男性と女性の肥満の割合（男性31.8%、女性21.4%）や、若い女性のやせの割合15.4%はいずれも策定時値から変化がありませんでした。成人の肥満の割合は、国の目標値には届いていません。若い女性のやせの割合は、国の目標値の範囲内ですが、妊娠前のやせは早産や低出生体重児のリスクが高いことが知られており課題です。

(2) 社会状況の変化

ア 世帯構造の変化

少子高齢化の進展や未婚率の上昇等により、平均世帯人員数が減少し、単独世帯が大きく増え4割を超えています。家庭状況が多様化する中で、個々の家庭や個人の努力のみでは、健全な食生活を実践することが困難な状況も見受けられます。

イ 市民のライフスタイルの変化

新型コロナウイルス感染症の流行を機にテレワークの普及、外出の自粛等により、市民のライフスタイルが変化し、自宅で料理や食事をするが増えています。市民の食事への関心が高まり、食生活を見直す機会ともなります。

一方で、従来の対面型の手法で実施してきた豊かな食体験の提供や楽しい共食、食文化の継承については、活動の縮小や見直しを迫られています。

生活を支える多くの分野でICTやAI（人工知能）の活用等デジタル技術の進展・普及が加速する中、従来の対面での手法を大事にしつつ、デジタル化に対応した取組が求められます。

(3) 自然に健康になれる食環境づくりの必要性

これまでの取組を振り返ると、情報提供型の啓発活動が多く、食品・食べ物・食事のあり方を変えていくような取組が不足していたと言えます。情報提供による知識の普及啓発だけでは、情報に触れる機会の差や理解の差が、健康格差を助長することが指摘されています。

また、年齢が上がるにつれ食育の機会は減少し、成人期に入ると食への関心や意欲に差が出るようになります。単身世帯の増加で、自宅で食事を作らない人が増えると想定されることから、外食や中食（弁当や総菜）を利用する際に、主食・主菜・副菜を簡単に揃えられるような仕掛けが必要です。

厚生労働省は、超高齢化社会を見据え、令和元年（2019年）に「健康寿命延伸プラン」を策定し、令和22年（2040年）までに、健康寿命を男女ともに、平成28年（2016年）に比べて3年以上延伸し、75歳以上とすることを目指しています。このプランを達成するため、国は健康への関心が薄い層も含めた健康づくりの取組として、自然に健康になれる食環境づくりを推進しています。

本市でも、健康への関心が薄い人や、関心があっても行動を変えることが困難な人もいることを踏まえ、個人の興味関心や嗜好にかかわらず、誰もが健康に必要な食事の内容と量を自然と選択できるような食環境を、官民連携や産官学連携により作っていくことが求められます。

(4) 持続可能な社会の実現に向けた食育活動

人々が健全な食生活を送るためには、その基盤となる持続可能な食料システム（フードシステム）を、社会全体で連携・協働して構築することが求められます。

食を供給面から見ると、日本の食料自給率は低く、食料の多くを海外からの輸入に頼っている一方で、食べられることなく廃棄される食品が多くあるという現実があります。

また、近年、日本各地で異常気象に伴う自然災害が頻発する等、地球規模の気候変動の影響が顕在化しており、環境問題を踏まえて食の在り方を考えることも重要です。

食育活動においても、食生活が自然の恩恵の上に成り立ち、食に関わる人々の様々な行動に支えられていることへの感謝の念や理解を深め、SDGsの観点から、持続可能な社会の実現に向け環境に配慮した取組を推進する必要があります。

4 第3期横浜市食育推進計画の基本理念・基本目標及び取組内容

(1) 食育推進計画（令和6年度（2024年度）～令和17年度（2035年度））の特徴

食育推進計画（令和6年度（2024年度）～令和17年度（2035年度））は、前項等で述べた横浜市民の食生活を取り巻く現状を踏まえ、基本的な考え方を次のように整理しました。

ア 「第4次食育推進基本計画」の基本的な方針（重点事項）を踏まえた推進

少子高齢社会の進展による世帯構造や社会環境の変化、健康や食を取り巻く環境の変化、社会のデジタル化など、国レベルで食育をめぐる状況は急速に変化しています。市計画においても国の計画の重点事項を踏まえた目標設定や取組内容が必要です。

イ 官民一体となった食育の更なる推進

食に関する市民の価値観や暮らしの在り方が多様化する中、食育を効果的に推進するには、対象像を細分化し、さまざまな手法を用いて働きかけることが求められます。第2期計画の推進で培った行政、学識経験者、食育関係団体及び民間企業等のネットワークを活かし、官民連携や産官学連携による食育の取組を更に進めます。

ウ 幅広い世代への生涯を通じた食育の推進

「人生100年時代」に向けて、生活習慣病の予防等による健康寿命の延伸を目指し、全ての市民が健全で充実した食生活を実現できるよう、家庭、学校・保育所、職場、地域等において、子どものみならず、幅広い世代の生涯を通じた食育を進めます。

また、子どもの頃の食生活は、成人期の食生活に影響を与え重要であるため、令和8（2026）年度からスタートする中学校での全員給食を契機に、小学校から中学校の9年間の切れ目ない食育を推進します。

エ 自然と健康になれる食環境づくりの推進

従来からの市民への情報提供による食育の推進に加え、健康への関心が薄い人や関心があっても行動できない人が一定数存在することを踏まえ、誰もが健康的な食事を自然と選択できるよう、事業者と連携した食環境づくりを推進します。

(2) 基本理念及び基本目標

ア 基本理念（仮）

第2期食育推進計画の基本理念は、時代を経ても変わらない食育の目指すべき姿が現されているため、本計画においても引き続き基本理念とします。

「食」を通して健康と豊かな人間性を育み、活力ある横浜を創る

この理念は、主に次の考え方によって形づくられています。

- 食は人が生きるうえでの基本であり、健全な心身を育む健康づくりの基礎となります。
- 「健康」と「食文化」の継承や発展及びそれを実現するための「環境」をつくることで豊かな人間性を育みます。
- 多様な「食」を通じて健康でいきいきとした市民が増え、活力あるまち、横浜が創られます。
- 国の第4次食育推進基本計画を踏まえ、計画をまとめました。

イ 基本目標

基本理念を実現するため、国の計画の重点事項を踏まえて、次の2つの基本目標を掲げました。

<p><基本目標1> おいしく楽しい「食」や食環境づくりの推進が、市民一人ひとりの生涯を通じた健康を支える（健康増進の視点）</p> <p><基本目標2> 食の多様性や横浜らしい食文化を継承し、食に関する持続可能な環境を整える（社会・環境・食文化・食の安全の視点）</p>
--

ウ 推進テーマ

基本目標ごとに、合計6つの推進テーマを定め、第3項等で述べた横浜市民の食生活を取り巻く現状を踏まえ、「栄養バランスに配慮した食生活の推進」、「自然に健康になれる食環境づくり」を重点テーマとしました。推進にあたっては、「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進を意識して取り組みます。



(3) 目標及び指標一覧

全国の数値と比較でき、適切な進捗管理と評価ができるよう、国の計画を踏まえて、目標を16項目、指標を25項目を定めました。

推進テーマ	No	目標	指標	直近値	目標値
栄養バランスに配慮した食生活の推進	1	朝食を欠食する市民を減らす	① 朝食を欠食する小・中学生の割合	8.4% (R4(2022)年度)	0% (R14(2032)年度)
			② 朝食を欠食する20～30歳代の割合※2	27.1% (R2(2020)年度)	15%以下 (R14(2032)年度)
	2	栄養バランスに配慮した食生活を実践する市民を増やす	③ 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている市民の割合	34.3% (R2(2020)年度)	50%以上 (R14(2032)年度)
			④ 1日あたりの野菜摂取量の平均値	291g (H29～R1(2017～2019)年度)	350g以上 (R12～R14(2032～2032)年度)
			⑤ 1日あたりの食塩摂取量の平均値	9.9g (H29～R1(2017～2019)年度)	7g未満 (R12～R14(2032～2032)年度)
	3	生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持を実践する市民を増やす	⑥ 家庭で体重を測定する習慣のある者(週に1回以上)の割合(20歳以上)	52.4% (R2(2020)年度)	58%以上 (R14(2032)年度)
			⑦ 20～60歳代男性の肥満(BMI25以上)の者の割合	31.8% (H29～R1(2017～2019)年度)	30%未満 (R12～R14(2032～2032)年度)
			⑧ 40～60歳代女性の肥満(BMI25以上)の者の割合	21.4% (H29～R1(2017～2019)年度)	15%未満 (R12～R14(2032～2032)年度)
			⑨ 20歳代女性のやせ(BMI18.5未満)の者の割合	15.4% (H29～R1(2017～2019)年度)	15%未満 (R12～R14(2032～2032)年度)
			⑩ 低栄養傾向(BMI20以下)の高齢者(65歳以上)の割合	24.2% (H29～R1(2017～2019)年度)	13%未満 (R12～R14(2032～2032)年度)
何でもおいしく楽しく食べよう	4	朝食又は夕食を家族等と一緒に食べる「共食」の回数を増やす	⑪ 朝食又は夕食を家族等と一緒に食べる「共食」の回数	週7.5回 R2(2020)年度	週11回以上 (R14(2032)年度)
			⑫ 食事の時間の楽しさについて、非常に楽しいまたはやや楽しい市民の割合	84.3% (R2(2020)年度)	90%以上 (R14(2032)年度)
	5	よく噛んで食べることができる市民を増やす	⑬ 50歳以上におけるなんでも噛んで食べることができる者の割合	71.8% (R2(2020)年度)	80%以上 (R14(2032)年度)
自然に健康になれる食環境づくり	6	食育に関心を持っている市民を増やす	⑭ 食育に関心を持っている市民の割合	61.6% (R2(2020)年度)	90%以上 (R14(2032)年度)
			⑮ 食に関心をもち、自ら健全な食生活を実践しようとしている児童生徒の割合	小学校 92.0% 中学校 88.9% (R4(2022)年度)	小学校 90%以上 中学校 90%以上 (R7(2025)年度) ※3
	7	食育の推進に関わるボランティアの数を増やす	⑯ 食育推進ボランティアの養成人数【ヘルスメイト、はまふうどコンシェルジュ】	363人 (R2(2020)年度)	350人以上/年 (R14(2032)年度)
	8	誰もが栄養バランスの良い食事を食べることができる食環境を整える	⑰ 栄養バランスのよい食事を選択できる環境づくりに資する取組を行っている店舗数	今後把握	今後検討

推進テーマ	No	目標	指標	直近値	目標値
地産地消等の推進	9	学校給食における地場産物を活用した取組等を増やす	⑱ 栄養教諭等による地場産物に係る食に関する指導の平均回数	月6回 (R4(2022)年度)	月12回以上 (R14(2032)年度)
	10	農林漁業体験を経験した市民を増やす	⑲ 農林漁業体験を経験した市民(世帯)の割合	今後把握	70%以上 (R14(2032)年度)
	11	産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ市民を増やす	⑳ 地場産物の購入について、関心があり、継続してできている市民の割合	15.6% (R2(2020)年度)	20%以上 (R14(2032)年度)
日本の食文化の継承	12	地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている市民を増やす	㉑ 食にまつわる地域文化や伝統を知ることについて関心がある市民の割合	55.4% (R2(2020)年度)	75%以上 (R14(2032)年度)
食の安全と環境に配慮した食育の推進	13	食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する市民を増やす	㉒ 食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている市民の割合	40.5% (R2(2020)年度)	60%以上 (R14(2032)年度)
	14	日頃から災害に備え、食料品等の備蓄に努める市民を増やす	㉓ 健康を維持するため、災害に備えて主食・副食を準備している市民の割合 ※4	主食 46.4% 副食 34.5% (R2(2020)年度)	主食 49%以上 副食 37%以上 (R14(2032)年度)
	15	環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ市民を増やす	㉔ 環境に優しい製品・商品を選んで購入する市民の割合(原料の調達や製造過程で環境に配慮しているものなど)	今後把握	75%以上 (R14(2032)年度)
	16	食品ロス削減のために何らかの行動をしている市民を増やす	㉕ 食べ残しや食材のムダ(食品ロス)を減らしている市民の割合	今後把握	80%以上 (R14(2032)年度)

※1 網掛けは、第3期横浜市食育推進計画からの新規指標

※2 第2期横浜市食育推進計画では、「朝食の欠食率」を「朝食を食べる日が週5日以下」の市民の割合としていたが、第3期横浜市食育推進計画では、第4次食育推進基本計画と同様に「朝食を食べる日が週3日以下」の市民の割合とする

※3 横浜市教育振興基本計画で設定した令和7年度の目標値を食育推進計画の目標値とし、横浜市教育振興基本計画にて新たな目標値を設定後、食育推進計画の目標値として改めて設定する

※4 「主食」：レトルトご飯、加工米、乾パン等の穀類

「副食」：肉・魚の缶詰、カレー・シチュー等のレトルト食品等

<指標の出典>

- ・横浜市「食に関する調査」・・・指標①⑮
- ・横浜市健康に関する市民意識調査・・・指標②③⑥⑪⑫⑭⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕
- ・国民健康・栄養調査・・・指標④⑤⑦⑧⑨⑩
- ・県民歯科保健実態調査・・・指標⑬
- ・実績把握による数値・・・指標⑯⑰

(4) 推進テーマごとの目標・指標及び取組内容

推進テーマごとに目指す姿と課題を整理し、目標を達成するための行政及び関係機関・団体の取組内容を記載しました。

<基本目標1>

おいしく楽しい「食」や食環境づくりの推進が、市民一人ひとりの生涯を通じた健康を支える（健康増進の視点）

ア 栄養バランスに配慮した食生活の推進 【重点推進テーマ】



(ア) 課題と目指す姿

課題	<p>「1日の食塩摂取量」は減少し目標値に近づいたが、「主食・主菜・副菜を組み合わせた食事」が1日2回以上の日がほぼ毎日の者の割合は減少し目標値から離れた。</p> <p>朝食を欠食する20～30歳代の市民の割合は約3割で、他の世代よりも多い。引き続き食育関係団体と連携して啓発活動に取り組んでいくことは重要で、「栄養バランスのよい食事」や「規則正しい食生活」について具体的わかりやすく示し、啓発する必要がある。</p>
目指す姿	<p><市民について></p> <ul style="list-style-type: none"> 朝食をはじめ、1日3食、栄養バランスのよい食生活を実践できている。 「栄養バランスのよい食事」がどのような食事か理解できている。 適正体重の維持や塩分摂取量やエネルギー量等につけられた食生活が実践できている。

(イ) 目標及び指標

目標	指標	直近値	目標値
目標1 朝食を欠食する市民を減らす	① 朝食を欠食する小・中学生の割合 ※ 新規指標	8.4% (R4(2022)年度)	0% (R14(2032)年度)
	② 朝食を欠食する20～30歳代の割合	全体 27.1% (R2(2020)年度)	15%以下 (R14(2032)年度)
目標2 栄養バランスに配慮した食生活を実践する市民を増やす	③ 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている市民の割合	全体 34.3% (R2(2020)年度)	50%以上 (R14(2032)年度)
	④ 1日あたりの野菜摂取量の平均値 ※ 新規指標	291g (H29～R1(2017～2019)年度)	350g以上 (R12～R14(2030～2032)年度)
	⑤ 1日あたりの食塩摂取量の平均値	9.9g (H29～R1(2017～2019)年度)	7g未満 (R12～R14(2030～2032)年度)
目標3 生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持に気をつけた食生活を実践する市民を増やす	⑥ 家庭で体重を測定する習慣のある者（週に1回以上）の割合（20歳以上） ※ 新規指標	全体 52.4% (R2(2020)年度)	58%以上 (R14(2032)年度)
	⑦ 20～60歳代男性の肥満（BMI25以上）の者の割合 ※ 新規指標	31.8% (H29～R1(2017～2019)年度)	30%未満 (R12～R14(2030～2032)年度)

⑧ 40～60 歳代女性の肥満 (BMI25 以上) の者の割合 ※ 新規指標	21.4% (H29～R1(2017～2019)年度)	15%未満 (R12～R14(2030～2032)年度)
⑨ 20 歳代女性のやせ (BMI18.5 未満) の者の割合	15.4% (H29～R1(2017～2019)年度)	15%未満 (R12～R14(2030～2032)年度)
⑩ 低栄養傾向 (BMI20 以下) の高齢者の割合	24.2% (H29～R1(2017～2019)年度)	13%未満 (R12～R14(2030～2032)年度)

＜主食・主菜・副菜について＞

「主食」とは、ごはん、パン、めん類などの料理です。

「主菜」とは、魚や肉、卵、大豆製品などを使ったメインのおかずとなる料理です。

「副菜」とは、野菜、きのこ、いも、海藻中心の付け合わせ、小鉢、サラダ、汁物などの料理です。

(ウ) 取組内容

＜行政の取組＞

ライフステージ	取組内容
育ち・学び	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦や乳幼児期の保護者に対し、区役所等の健診、個別相談及び教室等を通じて、規則正しい食生活や栄養バランスのよい食事の普及啓発を実施 ・学校、保育所等での給食等を通じた食育の実践
働き・子育て	<ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防や生活習慣病の重症化予防のため、区役所等の個別相談や講座等の中で規則正しい食生活や栄養バランスのよい食事の普及啓発 ・地域・職域連携により事業所の健康経営を支援するため、専門職を派遣し、従業員に対し適正体重の維持、規則正しい食生活及び栄養バランスのよい食事の普及啓発を実施
稔り	<ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病、フレイル及び低栄養を予防するため、区役所等の個別相談、講座等を通じた正しい食生活の普及啓発を実施
全世代	<ul style="list-style-type: none"> ・スーパー、商店街、企業等と連携し、生活場を通して、知識の普及啓発を実施 ・イベントや出前講座を通じて、食生活や体づくりに関する啓発を実施 ・栄養バランスのよい食事のレシピをホームページ上で情報提供

<関係機関・団体の取組>

ライフステージ	取組内容
育ち・学び	<ul style="list-style-type: none"> ・「朝食を欠かさず食べよう！」をテーマに小学校、中学校でのスポーツを通した食育活動を実施 ・「歯と口の健康週間行事」において、簡単に作れる朝食レシピの紹介 ・親子対象に、栄養バランスに配慮した食事ができるよう、調理実習と食育講座を組み合わせた教室の開催 ・中学校での食育教室で『成長期は特にバランス良い食事を心がけよう』を講演
働き・子育て	<ul style="list-style-type: none"> ・朝食の大切さや楽しさを店舗や講習会などで啓発。 ・「歯と口の健康週間行事」において、簡単に作れる朝食レシピの紹介 ・ホームページを活用した給食の料理レシピ等の情報発信により、栄養バランスに配慮した食事の啓発 ・口腔疾患の予防と口腔機能育成に関する研修会の実施 ・保育所等職員に対して乳幼児保健研修会の実施 ・生活習慣病健診や人間ドックを推進し、若い世代の健診受診率向上を図る運動を展開 ・イベント等で生活習慣病予防対策を中心に展示、資料配布等を実施
稔り	<ul style="list-style-type: none"> ・歯周病検診や歯科健診、歯周病や生活習慣病についてのセミナーを開催
全世代	<ul style="list-style-type: none"> ・朝食の大切さや3食しっかり食べることを講座等で啓発 ・栄養バランスに配慮した食事ができるよう、講座等を通じて啓発 ・健康保険組合等（厚生連）と連携し、生活習慣病健診や人間ドックを推進し、病気等の早期発見の機会を提供 ・生活習慣病予防のための食生活や適正体重の維持について、講座を通じて啓発

イ 何でもおいしく楽しく食べよう



(ア) 課題と目指す姿

課題	<p>新型コロナウイルス感染拡大により、家庭や学校、保育所等で家族や友人との食事を通じて楽しさを実感する機会や、行事食を体験する機会などが大幅に減少し、「食事時間を楽しいと感じる市民の割合」も減少し目標値から離れた。</p> <p>単身世帯の増加やコロナ禍で孤食が進む中、豊かな食体験や「楽しい食」の推進、それに伴う食文化の継承については、引き続き行政や関係団体、事業者による多様な取組を継続する必要がある。</p> <p>また、歯と口の健康は、オーラルフレイル(口腔機能の低下)という新たな課題も出てきており、様々な団体が協力して市民への周知啓発を行っていく必要がある。</p> <p>市民の生活様式やコミュニケーション方法が変化する中、従来の対面での手法を大事にしつつ、デジタル化に対応した食育の推進も検討する必要がある。</p>
目指す姿	<p><市民について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族や友人等と一緒に食事をする機会（共食）等を通じて、食事の楽しさを実感できている。 ・よく噛むことにより、食事を味わい、楽しむと共に、歯周病予防や口腔機能の維持に関する取組を行っている。

(イ) 目標及び指標

目標	指標	直近値	目標値
目標4 朝食又は夕食を家族等と一緒に食べる「共食」の回数を増やす	⑪ 朝食又は夕食を家族等と一緒に食べる「共食」の回数	週 7.5 回 (R2(2020)年度)	週 11 回以上 (R14(2032)年度)
	⑫ 食事の時間の楽しさについて、非常に楽しいまたはやや楽しい市民の割合	84.3% (R2(2020)年度)	90%以上 (R14(2032)年度)
目標5 よく噛んで食べる市民を増やす	⑬ 50歳以上におけるなんでも噛んで食べることができる者の割合 ※ 新規指標	71.8% (R2(2020)年度)	80%以上 (R14(2032)年度)

(ウ) 取組内容

<行政の取組>

ライフステージ	取組内容
育ち・学び	<ul style="list-style-type: none"> ・区役所等の健診、個別相談及び教室等の機会をとらえて、家族等と一緒に食事をする機会を通じて、食事の楽しさ、大切さを感じられる取組を実施 ・区役所等の個別相談や教室等を通じて、よく噛んで食べることの大切さや歯や口腔機能の正しい知識の普及啓発及び実践につながる取組を実施

	<ul style="list-style-type: none"> ・学校、保育所等での給食等を通じて、児童・生徒が食事の楽しさ、大切さを感じられる食育の実践
働き・子育て	<ul style="list-style-type: none"> ・歯周病予防の重要性や生活習慣病との関連を区役所の個別相談や講座等の中で啓発を実施 ・地域・職域連携により事業所の健康経営を支援するため、専門職を派遣し、従業員に対し、歯周病予防の重要性、定期的な歯科健診の必要性について普及啓発を実施
稔り	<ul style="list-style-type: none"> ・オーラルフレイルを予防するため、正しい知識の普及啓発を個別相談、講座等を通じて実施
全世代	<ul style="list-style-type: none"> ・区役所の個別相談や教室等の機会をとらえ、家族等と一緒に食事をする機会を通じ、食事の楽しさや大切さを感じられる取組を実施 ・イベントや出前講座を通じて、「おいしく楽しく食べること」、「お口の健康」に関する啓発を実施

<関係機関・団体の取組>

ライフステージ	取組内容
育ち・学び	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園健診等の歯科保健指導時に「噛むことの大切さ」を指導
働き・子育て	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗等で家族と共に食する朝食や夕食の楽しさ大切さを啓発 ・セミナー等で「噛むことの重要性」「口腔機能低下予防」の啓発
稔り	<ul style="list-style-type: none"> ・「口から食べる」を維持できるようにすることを講座等で啓発 ・オーラルフレイルに関する教室等への協力
全世代	<ul style="list-style-type: none"> ・家族と食事をすることは、楽しいことを啓発 ・歯科関係のイベント開催に協力

ウ 自然に健康になれる食環境づくり【重点推進テーマ】



(ア) 課題と目指す姿

課題	<p>これまでの取組を振り返ると、情報提供型の啓発活動が多く、食品・食べ物・食事のあり方を変えていくような取組が不足していたと言える。情報提供による教育的な啓発だけでは、情報に触れる機会の差や理解の差が、健康格差を助長することが指摘されている。</p> <p>年齢が上がるにつれ食育の機会は減少し、働き・子育てに入ると食への関心や意欲に差が出るようになる。健康への関心が薄い人や、関心があっても行動を変えることが困難な人もいることを踏まえ、個人の興味関心や嗜好にかかわらず、誰もが健康に必要な食事の内容と量を自然と選択できるような食環境を、行政と関係団体・民間企業がともに作っていくことが必要である。</p>
目指す姿	<p><市民について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・食育に関心を持ち、栄養バランスを気にかけて健康づくりを実践している。 <p><環境について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・食育を推進するための人材が十分に育成され、市民に食育の取組が浸透している。 ・デジタルツールやナッジを活用することにより、誰もが自分にあった、健康的な食事を選択できる環境になっている。

(イ) 目標及び指標

目標	指標	直近値	目標値
目標6 食育に関心を持っている市民を増やす	⑭ 食育に関心を持っている市民の割合 ※ 新規指標	61.6% (R2(2020)年度)	90%以上 (R14(2032)年度)
	⑮ 食に関心をもち、自ら健全な食生活を実践しようとしている児童生徒の割合 ※ 新規指標	小学校 92.0% 中学校 88.9% (R4(2022)年度)	小学校 90%以上 中学校 90%以上 (R7(2025)年度)
目標7 食育の推進に関わるボランティアの数を増やす	⑯ 食育推進ボランティアの養成人数【ヘルスマイト、はまふうどコンシェルジュ】	363人 /年 (R2(2020)年度)	350人以上 /年 (R14(2032)年度)
目標8 誰もが栄養バランスの良い食事を食べることができる食環境を整える	⑰ 栄養バランスのよい食事を選択できる環境づくりに資する取組を行っている店舗数 ※ 新規指標	今後把握	今後検討

(ウ) 取組内容

<行政の取組>

ライフステージ	取組内容
育ち・学び	<ul style="list-style-type: none"> 学校や保育所等において、講座等を通じて、食や食と体の関係等について啓発し、児童・生徒が食育に関心を持てるような取組を推進
働き・子育て 稔り	<ul style="list-style-type: none"> 食育の推進や地産地消、地域の健康づくりを推進する人材の養成及び支援を実施
全世代	<ul style="list-style-type: none"> 産官学連携で、誰もが健康的な食事を食べることができる食環境づくりを推進 イベントや出前教室等を通じて、食生活や体づくりに関する啓発を実施

<関係機関・団体の取組>

ライフステージ	取組内容
育ち・学び	<ul style="list-style-type: none"> イベントや農業体験を通して、食の大切さを学ぶ機会を提供 食育の講演を通して、現在の自分の食生活を振り返り関心を持つような活動を実施 「こどもができる簡単料理レシピ集」を作成し料理教室等を開催 食育講座や市内中学校で職業講座と製造体験を実施 中学校給食へのアドバイスやメニューの開発
働き・子育て	<ul style="list-style-type: none"> 学校が開催する給食試食会に職員を派遣し、保護者が学校給食について理解を深めることができるよう支援 旬の野菜を使った簡単な家庭料理の料理教室を開催 「私たちの健康は私たちの手で」を合言葉に啓発活動等を通して市民に伝え、仲間を増やす活動を実施
稔り	<ul style="list-style-type: none"> 「私たちの健康は私たちの手で」を合言葉に啓発活動等を通して市民に伝え、仲間を増やす活動を実施
全世代	<ul style="list-style-type: none"> 料理講習会・食のイベントを通して食の楽しさ大切さを啓発 イベント等の食育活動やレシピ配布、WEB配信の実施 イベントを通じて食育に関する啓発活動を実施 関係機関・団体が連携してボランティア参加の呼びかけを実施

<基本目標 2>

食の多様性や横浜らしい食文化を継承し、食に関する持続可能な環境を整える
(社会・環境・食文化・食の安全の視点)



エ 地産地消等の推進

(ア) 課題と目指す姿

課題	「地産地消」の概念は着実に浸透してきており、「市立小・中・義務教育学校における児童生徒が地産地消の良さを理解している割合」は小学校 75.6%、中学校 68.0%となった。しかし、「地場産物の購入について、関心があり、継続してできている市民の割合」は 15%程度と変化なく、実践には課題がある。
目指す姿	<p><市民について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民が身近に農を感じることで、地産地消を実践できる。 ・子どもの頃からの教育・体験の充実を通して、地場産物に関心を持つ。

(イ) 目標及び指標

目標	指標	直近値	目標値
目標 9 学校給食における地場産物を活用した取組等を増やす	⑱ 栄養教諭等による地場産物に係る食に関する指導の平均取組回数 ※新規指標	月 6 回 (R4(2022)年度)	月 12 回以上 (R14(2032)年度)
目標 10 農林漁業体験を経験した市民を増やす	⑲ 農林漁業体験を経験した市民(世帯)の割合 【参考値】栽培や収穫体験を実施している保育所等の割合	今後把握 (R5(2023)年度)	70%以上 (R14(2032)年度)
目標 11 産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ市民を増やす	⑳ 地場産物の購入について、関心があり、継続してできている市民の割合	15.6% (R2(2020)年度)	20%以上 (R14(2032)年度)

(ウ) 取組内容

<行政の取組>

ライフステージ	取組内容
育ち・学び	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所等での栽培や収穫体験を実施 ・農家や農協による食農教育の推進 ・市内産野菜を使った、新しい給食献立のメニューを募集するコンクールの実施
全世代	<ul style="list-style-type: none"> ・農畜産物のブランド化や地産地消の推進 ・直売所の開設や青空市の運営の支援 ・横浜でとれた、新鮮な旬の野菜や果物、卵、肉などの畜産物を積極的にメニューに取り入れている飲食店の支援 ・農体験イベント等の実施

	<ul style="list-style-type: none"> ・市民利用型農園の開設支援等 ・ウェブサイト等で市内産農畜産物を使ったレシピを紹介 ・食材の旬情報やレシピをウェブサイトから発信
--	--

<関係機関・団体の取組>

ライフステージ	取組内容
育ち・学び	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市、JA と連携し、年に一度一斉に市内産野菜を購入して学校給食に提供 ・中学校給食へのアドバイスやメニューの開発 ・生産者との懇談会を開催 ・地産地消月間において、「学校給食食材一斉供給」を実施 ・イベントを通して、植えて、育てて、収穫して、食べることの大切さを啓発
働き・子育て	<ul style="list-style-type: none"> ・旬の野菜を使った簡単な家庭料理の料理教室を開催 ・横浜中央卸売市場と協働で作成したレシピ集を使用し、離乳食教室の開催や、横浜市内の子育て拠点、子育てサロン、子育て広場にてお魚を使う離乳食料理を紹介
全世代	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜中央卸売市場とコラボレーションによるレシピの開発 ・直売所にて地元の農畜産物を販売 ・クッキング動画を配信することによる地産地消のPR ・レストランにおいて産地の書かれたメニューの提供や市内産の小松菜を使用したレシピ開発

オ 日本の食文化の継承

(ア) 目指す姿と課題

課題	「食にまつわる地域文化や伝統を知ることについて関心がある市民の割合」は計画策定時の67.7%から55.4%へと低下している。単身世帯の増加やコロナ禍で孤食が進む中、食文化の継承については、引き続き行政や関係団体、事業者による多様な取組を継続する必要がある。
目指す姿	<p><市民について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・行事食の体験をとおして、食文化への理解を深めている。 <p><環境について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内産農畜産物をはじめとした様々な食材に触れることで、横浜市や地域の食への関心を高め、官民一体となって横浜らしい食文化の継承を図っている。

(イ) 目標及び指標

目標	指標	直近値	目標値
目標 12 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている市民を増やす	⑫食にまつわる地域文化や伝統を知ることについて関心がある市民の割合	55.4% (R2(2020)年度)	75%以上 (R14(2032)年度)

(ウ) 取組内容

<行政の取組>

ライフステージ	取組内容
育ち・学び	<ul style="list-style-type: none"> ・郷土料理や食文化の継承を目的とした企業や団体等による学校での出前教室の実施 ・「日本の食文化」や「横浜らしい食文化」の理解を深めるため、学校や保育所等において行事食を体験する機会を創出
全世代	<ul style="list-style-type: none"> ・企業や団体等と連携した食育情報の発信や食に関するイベント等の実施を通じた啓発

<関係機関・団体の取組>

ライフステージ	取組内容
育ち・学び 働き・子育て	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページに年中行事と食事に関する食育記事を掲載し、家庭の食事の参考にできる情報を提供 ・イベントにて、親子向けにお箸の使い方を豆使いゲームなどを通して伝承
総り	<ul style="list-style-type: none"> ・地産地消料理教室等の講座を定期的開催

カ 食の安全と環境に配慮した食育の推進



(ア) 課題と目指す姿

課題	<p>「食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている市民の割合」は 40.5%と目標値から離れる結果となった。引き続き食育関係団体と連携して啓発活動に取り組んでいく必要がある。</p> <p>一方、「食事の際に食べ残さないことを習慣にしている市民の割合」は 65.9%となり、目標値の 70%に近づいた。子どもの頃からの食育、イベントや講演などを通じた地産地消や食品ロスの啓発といった地道な取組を行ってきたことが、一定の影響を与えたと考えられるため、今後も取組を継続する。</p>
目指す姿	<p><市民について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・食の安全・安心についての関心と知識を高め、正しい情報に基づき、食品を選択できるようになっている。 ・環境に優しい製品・商品を選んで購入できる。

(イ) 目標及び指標

目標	指標	直近値	目標値
目標 13 食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する市民を増やす	②食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている市民の割合	40.5% (R2(2020)年度)	60%以上 (R14(2032)年度)
目標 14 日頃から災害に備え食料品等の備蓄に努める市民を増やす	③健康を維持するため、災害に備えて主食・副食を準備している市民の割合 ※新規指標	主食 46.4% 副食 34.5% (R2(2020)年度)	主食 49%以上 副食 37%以上 (R14(2032)年度)
目標 15 環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ市民を増やす	④環境に優しい製品・商品を選んで購入する(原料の調達や製造過程で環境に配慮しているものなど) ※新規指標	今後把握 (R5(2023)年度)	75%以上 (R14(2032)年度)
目標 16 食品ロス削減のために何らかの行動をしている市民を増やす	⑤食べ残しや食材のムダ(食品ロス)を減らしている市民の割合 ※新規指標	今後把握 (R5(2023)年度)	80%以上 (R14(2032)年度)

(ウ) 取組内容

<行政の取組>

ライフステージ	取組内容
育ち・学び	<ul style="list-style-type: none"> ・食に関する正しい知識習得に向け、学生に身近な給食献立表や給食だよりを活用した啓発を実施 ・食中毒予防についての相談支援や食品による窒息事故予防の周知といった乳幼児健康診査と連携した啓発を実施 ・出前教室において廃棄物に関する環境問題について学ぶ「環境学習」を実施するほか、副読本を配布 ・学校や保育所等と協働し、様々な体験を通して食品ロスや食べ物の大切さ等を学んでもらう取組の実施
全世代	<ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生講習会や市民向けイベントの開催 ・リスクコミュニケーションの実施といった食中毒、食品表示、食物アレルギー等に関する啓発活動 ・講座やイベント等で食料品等の備蓄について啓発を実施 ・食品ロスを可能な限り発生させない料理方法を学ぶ講座の開催 ・外食時の食品ロス削減に積極的に取り組む飲食店の募集及び市民への周知 ・イベントにおいて環境に関するクイズや分別体験を実施

<関係機関・団体の取組>

ライフステージ	取組内容
育ち・学び	<ul style="list-style-type: none"> ・規格外の野菜や未利用魚（サイズが規格外などの理由で市場にあまり出ない魚のこと）に関する知識の提供 ・小学校、中学校での講演の際に、「食品ロス」を分かりやすいようにプリントを配布
働き・子育て	<ul style="list-style-type: none"> ・給食物資納入業者を講師に招き、調理従事者を対象にした食材塾を引き続き開催 ・生産者との懇談会の開催
稔り	<ul style="list-style-type: none"> ・フードバンクへの協力、フードドライブによる食品の提供
全世代	<ul style="list-style-type: none"> ・食の安全性や知識の向上の為の勉強会の開催 ・区民祭りやイベントを通じた食中毒予防の啓蒙活動 ・ローリングストックを応用した簡単な家庭料理の料理教室を開催 ・横浜市防災計画関連機関として食を通じた災害支援に協力 ・災害時の備蓄食品についての動画配信、YouTube でパッキングの動画配信 ・災害時における炊き出しとしての製品（弁当類）の継続的提供や、継続的にカタログ、自社サイトにてローリングストック法を紹介 ・地元野菜を使った料理教室の開催 ・規格外の野菜や未利用魚の活用の推進 ・フードロス削減の取り組み ・家庭の冷蔵庫の食品ロスに目を向けたクッキング講座を開催 ・生産工程で発生する規格外のサイズや形、余剰となってしまった食材などを使用した弁当を発売し、食品ロス削減の取組を推進

第7章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 健康横浜21推進会議

誰もが健やかな生活を送ることができる都市を目指すには、市民、関係機関・団体、行政の協力が重要です。そこで、市民一人ひとりの健康づくりを支える関係機関・団体と行政がそれぞれの役割に応じて、健康づくりの推進に努め、相互に連携し、企画・検討・評価を行う場として、平成19年度（2007年度）から「健康横浜21推進会議」を設置しています。

第2期計画では、関係機関・団体及び行政が、市民の行動目標に向けた取組を計画的に実施し、お互いに情報共有しながら、市民の健康づくりの推進に取り組んできました。

第3期計画においても、同会議を継続し、取組の推進につなげていきます。

(2) 検討部会

横浜市健康増進計画、歯科口腔保健推進計画、食育推進計画の一定的な策定に向け、健康横浜21推進会議の部会として設置した歯科口腔保健推進検討部会及び食育推進検討部会にて検討を進めてきました。引き続き、両検討部会を継続し、歯科口腔保健や食育の推進に取り組みます。

また、専門的な見地から検討を進めるため、取組テーマに関する部会を適宜設置し、第3期計画を推進していきます。

ア 歯科口腔保健推進検討部会

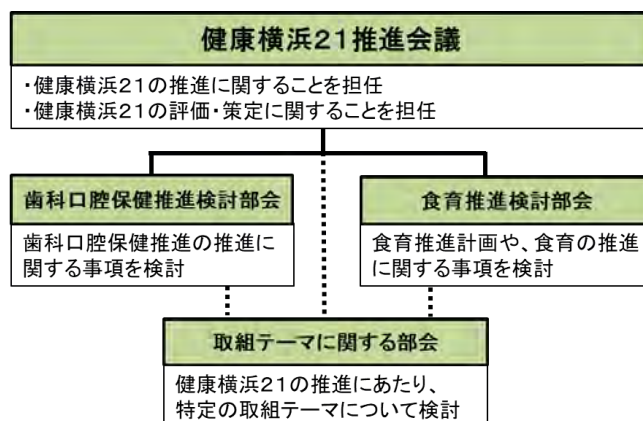
歯科口腔保健の推進に関する事項の検討を進めます。

イ 食育推進検討部会

食育推進計画や食育推進に関する事項の検討を進めます。

ウ その他の検討部会

必要に応じて、特定の取組テーマ等に関する検討部会を設置し、検討を進めます。



(3) 健康横浜21庁内連絡会議

市民の健康づくりに関連する施策を担う庁内関係部署との連携を図るため、健康横浜21に関する庁内連絡会議を開催し、区局・局間の組織的な連携を図ってきました。子どもから高齢者までのライフステージ別の健康や、地域・保健・医療・福祉に関わる部署に加え、道路・自転車・住宅・スポーツ・公園・農業などに関する部署との連携も重視し、第3期計画においても、同会議を行っていきます。

2 関係機関・団体及び行政の役割

(1) 関係機関・団体の役割

健康づくりに取り組む市民を増やすために、ライフステージや取り巻く環境を踏まえて、行政と地域・職域の関係機関・団体との協働や、民間事業者・大学等との連携による共創等を通じた取組を行っていきます。

健康横浜 2.1 推進会議を構成する関係機関・団体（令和5年7月現在）

	団体名
1	横浜市PTA連絡協議会
2	神奈川産業保健総合支援センター
3	横浜南労働基準監督署
4	日本チェーンストア協会 相鉄ローゼン株式会社
5	J A 横浜
6	一般社団法人 横浜市食品衛生協会
7	横浜市保健活動推進員会
8	横浜市食生活等改善推進員協議会
9	株式会社神奈川新聞社
10	株式会社テレビ神奈川
11	一般社団法人 横浜市医師会
12	一般社団法人 横浜市歯科医師会
13	一般社団法人 横浜市薬剤師会
14	公益社団法人 神奈川県栄養士会
15	公益財団法人 横浜市スポーツ協会
16	禁煙・受動喫煙防止活動を推進する神奈川会議
17	全国健康保険協会神奈川支部
18	神奈川県国民健康保険団体連合会
19	健康保険組合連合会神奈川連合会

ア 学校・学校関係団体

学校は、学童期、青年期における主たる生活の場であることから、生涯にわたる望ましい生活習慣を身につける上で、重要な役割を担っています。学校には家庭や地域と連携し、健康づくりの学習の場となるような役割も期待されています。

小、中、高校、特別支援学校では、児童・生徒が自らの健康について考え、健康に良い行動を選択する力をつけることが重要です。また、専門学校や大学等の教育機関にも、学生が自己の健康管理を行い、将来を見据えた健康づくりができるように働きかけていくことが求められています。

団体名	活動趣旨
横浜市PTA連絡協議会	横浜市立学校 PTA で組織された保護者と教職員による社会教育関係団体です。「おとなも育とう、こどもと共に～つながる想い新しい時代へ～」をスローガンにして、こどもたちのためのPTA活動が、おとなを成長させて、こどもたちに還元されると考え活動しています。また、各学校の活動をつながりの価値を共有しながら推進していきたいと考えています。

イ 職域関係機関・団体

職場は、特に成人期・壮年期の市民が多く時間を過ごす場であり、職場環境は個人の健康づくり行動に大きな影響を与えます。

職場管理者には従業員・職員の健康を担う意識を持ち、安全管理と健康増進活動を地域と連携して行うことが求められており、健康診断が受けやすくなるような支援や、体とこころの健康づくりを行いやすくするような職場環境づくりが期待されています。

団体名	活動趣旨
神奈川産業保健総合支援センター	<p>独立行政法人労働者健康安全機構が運営する機関です。産業医、産業看護職、衛生管理者等の支援とともに、事業主等に対し、次のような職場の健康管理への啓発を行っています。</p> <p>①研修・相談対応 産業保健関係者を対象に、専門的かつ実践的な研修を実施しています。また、産業保健に関する様々な問題について、専門スタッフが窓口・電話・メールで相談に応じています。</p> <p>②メンタルヘルス対策 専門スタッフが事業場に訪問しメンタルヘルス対策の計画作成や管理監督者、若年労働者に対するメンタルヘルス教育を行っています。</p> <p>③治療と仕事の両立支援 専門スタッフが事業場に訪問し両立支援制度の導入支援や企業との間の個別調整支援などを行っています。</p>

団体名	活動趣旨
横浜南労働基準監督署	厚生労働省の神奈川県労働局管下の行政機関です。労働者の皆様が安全で健康に働くことのできる環境づくりを目的として、長時間労働の抑制、労働条件の確保・改善、労働災害の防止、産業保健活動・メンタルヘルス対策の推進等の取組を行っています。

ウ 企業

横浜市では、民間企業のより主体的な参画を求め、社会的課題の解決を目指し、民間企業と行政の対話により連携を進め、相互の知恵とノウハウを結集して新たな価値を創出する「共創」の視点で、様々な分野での取組を進めています。

市民の健康づくりを支援する取組をより実行性のあるものにしていく上でも、行政と民間企業、民間企業間の連携をより一層深め、市民の健康意識の向上や健康行動をサポートすることが求められています。

例えば、小売業は、市民の食を支える重要な社会資源であり、日々の食生活に大きな影響を与えています。市民の誰もが健康への関心の有無にかかわらず、自分にあった健康的な食事を選択できるよう、市内のスーパーマーケットやコンビニエンスストア等には食環境づくりへの参画が期待されています。

また、行政と民間企業との連携には、情報が届きにくい方へ健康に関する行政サービスや地域資源に関する情報が届くことによる広がりも期待されています。

団体名	活動趣旨
日本チェーンストア協会 相鉄ローゼン株式会社	チェーンストアの理念と事業活動を支援し、豊かでうるおいのある社会を実現するために活動する団体です。会員である当社は、神奈川県内を中心に展開する地域密着型の食品スーパーマーケットチェーンです。地域の皆様の豊かな食生活を応援することを使命とし、「また行きたくなるスーパーマーケット」を目指した店づくりに取り組んでいます。 昨今の中食需要や健康志向の高まりを受け、お客様のニーズに応えられる豊富な品揃えや、こだわった原料や製法でつくる惣菜・ベーカリーの強化を図るなか、栄養バランスに配慮した商品の開発・販売を通じて横浜市が進める食環境づくりを推進しています。
J A 横浜	共有ビジョンである『みんなが HAPPY！やる JA ん横浜！』のもと、組合員と役職員が一丸となった事業運営を目指しています。その中で、組合員などに健康維持に対する意識向上を図ることを目的として、人間ドック・JA 健診への受診助成支援活動や高齢者向けに元気で100歳まで「ゆとり」と「いきがい」のある暮らしを目指すため、『健康寿命100歳講座』・現役世代向けに『JA 健康サポート教室』を開催しています。また、「認知症」について正しく理解していただき、認知症の方やその家族を応援していく『認知症サポーター養成講座』の開催など組合員の健康を守る活動を行っています。

団体名	活動趣旨
一般社団法人 横浜市食品衛生協会	横浜市内で食品関係を営む事業者が、市民（消費者）に安全で安心のできる食品の提供を目指して、食品衛生思想の普及を目的とした団体です。飲食等に起因する食中毒、感染症その他の危害の発生を防止し、公衆衛生の増進を目的に活動しています。

エ 地域で活動する団体（委嘱団体、ボランティア団体）

地域における住民の主体的な取組を推進するためには、地域住民から構成される健康づくりに関わる団体の役割が重要です。

これらの団体には、それぞれの地域の健康課題やニーズを踏まえ、地域に密着した事業を主体的に行うことで、幅広く、継続的に地域の人々の健康を支えるための活動を行うことが期待されています。

団体名	活動趣旨
横浜市保健活動推進委員会	市長から委嘱された約 3,500 人が自治会・町内会などの地域組織や区役所等と協力しながら、地域の健康づくりの支援をすることを目的としています。健康講座や健診の受診勧奨といった周囲への健康づくりの働きかけ、高齢者支援や子育て支援など、地域の実情にあわせた健康づくりに関する様々な活動をしています。
横浜市食生活等改善 推進員協議会	食を中心とした健康づくりを推進するボランティア団体です。「私たちの健康は 私たちの手で」を合言葉に自ら健康づくりを実践し、仲間や地域の人たちとふれあいを深めながら、栄養・運動・休養の調和のとれた食を中心とした健康づくり活動をしています。また、活動のために、研修等で自己研鑽し、健康づくりの担い手として意識を高めています。

オ マスメディア

マスメディアには、不特定多数の人々を対象に大量の情報を正しく伝える役割があります。健康づくりに関する情報についても、科学的根拠に基づいた正確な健康情報をわかりやすく伝えることを通じて、社会全体の健康づくりの機運を高めることが期待されています。

団体名	活動趣旨
株式会社神奈川新聞社	神奈川の地方紙「神奈川新聞」を発行する新聞社で、毎日発行する紙の新聞のみならず、ニュースサイト「カナロコ」などでも幅広い情報発信を行う総合メディア企業です。県内外に支社・総局を構えて自社の取材網を張り巡らし、行政・スポーツ・地域の身近な話題などを日々細かく取材し発信し続けています。神奈川の報道機関として、地域を見つめ、伝えるべきことを伝えることで、人々の「知る権利」に応えています。また、情報発信のみならず、「かながわ音楽コンクール」や「書家三十人展」などを主催したり、「神奈川文化賞・スポーツ賞」を県と共催したりすることで、地域文化の発展に貢献しています。

団体名	活動趣旨
株式会社テレビ神奈川	<p>神奈川県唯一の地上波テレビ局です。報道や各種番組を通じて、健康に対する市民の関心を喚起し、必要な情報を伝えています。また、イベントを通して、市民・視聴者とじかに接して健康づくりの機運を高める活動をしています。</p>

カ 保健医療関係団体

保健医療の専門家は、専門的な知識や技術を生かして市民の健康を支えています。

地域の医院や歯科医院、薬局等において、市民一人ひとりに応じた、健康に関する相談、健康情報の提供を通じた生活習慣病予防や重症化予防に加え、各団体が学校や地域・職域の様々な場面で健康づくりを支援していくことが期待されています。

団体名	活動趣旨
一般社団法人 横浜市医師会	<p>市民の皆様の健康と福祉を守るために、各種検診・予防接種・健康づくりに尽力しています。また桜木町・北部・南西部の3つの夜間急病センター、18区医師会により各区休日急患診療所の運営を行い、休日・夜間一次救急診療を担っています。さらに、医療機関情報を提供する「地域医療連携センター」の運営、聖灯看護専門学校運営、学校医・保育園医の選任、生涯教育研修、超高齢社会を見据えた在宅医療、災害時には横浜市行政との協定に基づいて災害時医療を担う等々事業は多岐にわたります。</p> <p>併せて市民広報誌「みんなの健康」、ラジオ放送「みんなの健康ラジオ」、市民公開講座の開催等により健康情報を発信しています。</p>
一般社団法人 横浜市歯科医師会	<p>歯科医師の団体です。よこはま保健医療プラン、健康横浜21、よこはま地域包括ケア計画、横浜市食育推進計画、横浜市障害者プラン、横浜市子ども・子育て支援事業計画等に参画し、全てのライフステージにおける「歯科健診の実施」「歯科口腔保健指導の実施」「かかりつけ歯科医の推進」「歯科口腔保健の啓発活動」を行い、歯科医療の質と向上に努め横浜市に暮らす全ての人々の生涯にわたり、歯と口の健康を守ることを通じて生きる力を支え健康長寿よこはまの実現を目指しています。</p>
一般社団法人 横浜市薬剤師会	<p>薬剤師の職能団体です。医薬品の適正使用を推進するため、薬物乱用防止キャンペーンでのオーバードーズの啓発、学校薬剤師による薬物乱用防止教室・禁煙教室や各区の横浜シニア大学での「お薬との上手な付き合い方」の講演活動をしています。</p> <p>市民の健康づくりを支援するため、セルフメディケーションの推進、薬草探索健康ウォーキングを行っています。</p> <p>「禁煙支援薬局」では、禁煙方法や禁煙補助剤の使い方、受動喫煙防止対策の推進を行っています。</p> <p>また、災害時の備えとして、災害時医薬品の備蓄やモバイルファーマシーの運用を行っています。</p>

団体名	活動趣旨
公益社団法人 神奈川県栄養士会	管理栄養士・栄養士で組織された職能団体です。保健、医療、福祉、教育の分野において、専門職種として栄養改善における学術、技術の資質向上を図り、県民の健康増進及び疾病の重症化予防の支援を行っています。食（栄養）を通して、すべての県民の健康づくり事業を推進しています。
公益財団法人 横浜市スポーツ協会	市民が生涯にわたって「する・みる・支える」といったスポーツ活動を楽しめるよう、「いつまでもスポーツが楽しめる明るく豊かな社会の実現」に向けて事業を推進しています。全ての市民の皆様が生涯にわたって、あらゆるスポーツ活動を楽しめる社会を実現するには、心身両面の健康保持が重要です。そのため、ライフステージに応じたスポーツ活動や健康づくりの取組を進めています。また、健康寿命の延伸に寄与することを目的に、身近な地域でのスポーツ・健康づくりができる環境を整備しています。
禁煙・受動喫煙防止活動を推進する神奈川会議	神奈川県内の禁煙・受動喫煙防止活動を推進するため、医師・歯科医師・薬剤師・看護師の医療従事者を中心に約 150 名の会員で構成する団体です。世界禁煙デーに呼応して年 1 回の総会と県民を対象とした講演会を開催、各会員はそれぞれの地域において禁煙指導・喫煙防止教育や研修、イベント参加などを行うとともに、企業の禁煙・卒煙の取組サポートや学校での喫煙防止教育講演での講師派遣に協力しています。

キ 医療保険者・医療保険関係団体

医療保険者には、加入者やその扶養者に対する特定健診や特定保健指導の実施が義務付けられているなど、健康づくりに必要な事業を実施する役割があります。対象者一人ひとりが自らの健康状態を知ることができるように、健康診査の受診率向上に向けた取組を行い、生活習慣を改善するために必要な支援や、健康づくりに活用できる社会資源を紹介するなど、様々な活動を行っています。

医療保険関係団体には、これらの医療保険者の取組を支援し、充実させる役割があります。

団体名	活動趣旨
全国健康保険協会 神奈川支部	健康保険法に基づき設立された医療保険者です。加入者（主に中小企業で働く方とそこご家族：全国約 4,000 万人）の健康保険事業を行い、加入者の健康の保持増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって加入者の利益の実現を図ることを目的として、健康保険の給付や保健事業等を行っています。協会けんぽは 47 都道府県に支部を設置し、支部単位で地域の実情に応じた取組を行っています。神奈川支部（加入者数：約 165 万人）においても健診・保健指導の推進、「かながわ健康企業宣言」等を実施し、加入者の皆様の健康づくりに取り組んでいます。

団体名	活動趣旨
神奈川県国民健康保険 団体連合会	<p>本会では、国民健康保険及び後期高齢者医療被保険者への保健事業に対する支援を目的として次のような活動をしています。</p> <p>①特定健診受診率向上・特定保健指導実施率向上・生活習慣病重症化予防に向け、在宅保健師の派遣、保険者向け研修会、広報事業(ポスター・ラジオ CM・ポケットティッシュ等の作成及び配布)の実施をしています。</p> <p>②有識者で構成する「保健事業支援・評価委員会」によるデータヘルス計画への助言と策定支援及び個別保健事業の評価に対する助言の実施をしています。</p> <p>③横浜市が実施する「健康まつり」等の健康づくり事業に対し、在宅保健師の派遣や健康測定機器の貸出による支援の実施をしています。</p>
健康保険組合連合会 神奈川連合会	<p>神奈川県に所在する 74 の健康保険組合が加盟する連合会組織です。加盟組合の円滑な組合業務の遂行を支援することを目的に、各種事業を実施しています。</p> <p>加盟組合の健康づくりの取組に対しても、特定健診・特定保健指導の実施率向上策の展開や、各種保健事業の提供等で支援しています。</p>

(2) 行政の役割

行政は、第3期計画を総合的に推進していくために、関係機関・団体との連携を図り、効果的な施策展開と進捗管理を行います。

各区福祉保健センターを地域の健康づくりの拠点として、全てのライフステージを対象に、市民の健康行動につながる啓発活動を行うとともに、第3期計画のスタートにあたっては、将来を見据えた健康づくりの強化、自然に健康になれる環境づくり、デジタル技術等の更なる活用、誰も取り残さない健康支援、地域人材の育成と活動支援等について、行政が中心となって関係機関・団体等と共に重点的な取組を開始していきます。

将来を見据えた健康づくりの強化				自然に健康になれる環境づくり		デジタル技術等の更なる活用	誰も取り残さない健康支援		地域人材の育成／活動支援
職場を通じた健康づくり	女性の健康づくり応援	青年期からの意識啓発	健康を守る暮らしの備え	食環境づくり	禁煙支援・受動喫煙防止	健康状態の見える化と行動変容の促進	糖尿病等の重症化予防	健康格差を広げない取組	地域のつながりで行う健康づくり

また、地域の様々な関係機関・団体、民間事業者・大学等との連携を通じて、より実効性、継続性のある計画の推進につながる環境整備を行います。

市民の健康課題を明らかにするために必要な調査・分析等を行い、その結果は健康横浜21推進会議などを通じて関係機関・団体と情報共有し、課題解決のための取組に反映させていきます。

第8章 計画の評価

1 評価スケジュール

第3期計画は、令和6年度（2024年度）から令和17年度（2035年度）までの12年間を計画期間としたものですが、効果的に取組を進めるため、令和11年度（2029年度）に中間評価を行い、計画の進捗状況を確認し、把握された課題を踏まえ計画後半の取組を強化します。計画最終年度の前年度である令和16年度（2034年度）には計画の最終評価を行い、次期計画の策定に生かします。

なお、計画の中間評価、最終評価及び次期計画策定等にあたっては、健康横浜21推進会議の下部組織として評価及び策定を専門に担う検討部会を設置し、検討を進めます。

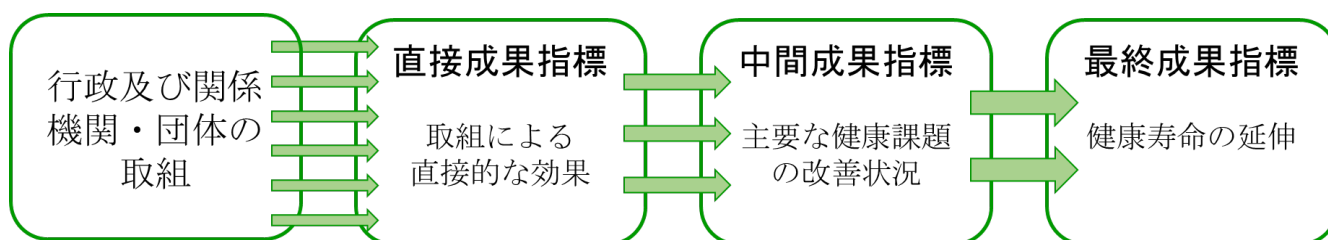
評価スケジュール					
～R06(2024)	R10(2028)	R11(2029)	R15(2033)	R16(2034)	R17(2035)
1年目まで	5年目	6年目	10年目	11年目	12年目
策定時値の把握	中間評価に向けたデータ収集	中間評価	最終評価に向けたデータ収集	最終評価	次期計画策定

2 評価項目と指標設定の考え方

(1) 成果指標の種類

データを重視した政策立案を進めるため、EBPM（根拠に基づく政策形成）の考え方を踏まえ、行政及び関係機関・団体の取組状況（アウトプット）を取りまとめるとともに、あらかじめ設定した成果（アウトカム）指標により、計画の進捗を評価します。

成果指標は、直接成果指標、中間成果指標、最終成果指標の3つに分類しています。直接成果指標は取組による直接的な効果と考えられるもの、中間成果指標は複数の直接成果によって得られると考える「主要な健康課題」（1章5及び2章5を参照）の改善状況に関するもの、最終成果指標は健康寿命に関するものとしします。



各指標の設定にあたっては、最終評価まで安定して確実に収集できる数値であることや、健康日本21（第三次）における指標として採用されていることなどを考慮しています。

(2) 直接成果指標

直接成果指標については、取組による直接的な効果と考えられるものとして、市民の行動目標や環境づくりの目標ごとに設定した指標の変化を確認します（具体的な指標は、3章及び4章に記載）。

過去のデータの有無や指標の性質等に応じて、目標値の設定方法を選定したうえで、最終評価に向けたデータ収集を行う前年にあたる令和14年（2032年）を主に目途とした目標値を算出しています。

目標値の設定方法については、健康日本21（第三次）等の目標値を重視することと、本市独自の指標については、令和6年（2024年）の策定時値を予測し、最終評価時にはその値が相対的に5%以上改善することを基本的な考え方としています。

直接評価指標の 目標値の設定方法	説明
国等と同値	国・県・本市等で策定した関連する計画・指針・ガイドライン等の目標値に合わせる。
a_2年分以上データあり改善傾向	過去のデータが2年分以上あり改善傾向にある場合は、最終評価時までの伸びを予測したうえで、少なくとも、策定時値から相対的に5%よりも大きく改善することを見込んだ値を目標値に設定する。
b_2年分以上データあり悪化傾向	過去のデータが2年分以上あり悪化傾向にある場合は、策定時値から相対的に5%以上改善することを見込んだ値を目標値に設定する。ただし、取組を行うことによって現状維持を目指すことが妥当と考える場合は、直近値と同値を目標値に設定する。
c_1年分のみデータあり	過去1年分のデータを策定時値と仮定して、相対的に5%以上改善することを見込んだ値を目標値に設定する。
d_100%か0%を目指すべき	法律や倫理的に100%又は0%を目標値とすべきと判断する場合は、設定方法a～cによる検討が可能であっても、その判断を優先する。
e_データがない	過去のデータがない場合は、国や県等の値を参考に目標値を設定する。参考になる値がない場合は、目標値は「今後検討」としておく。今後、収集できたデータを策定時値として、設定方法cにより目標値を検討する。

※指標ごとに選択した「目標値の設定方法」は、別頁「指標・目標値 一覧表」に記載

(3) 中間成果指標

中間成果指標については、「主要な健康課題」の改善状況を確認します。

複数の直接成果によって得られると考えられるうえ、第3期計画の取組以外の社会全体の多様な要因で変動する可能性も大きい指標であることから、目標値は設定せず、増加又は減少といった目標の方向のみの設定とします。

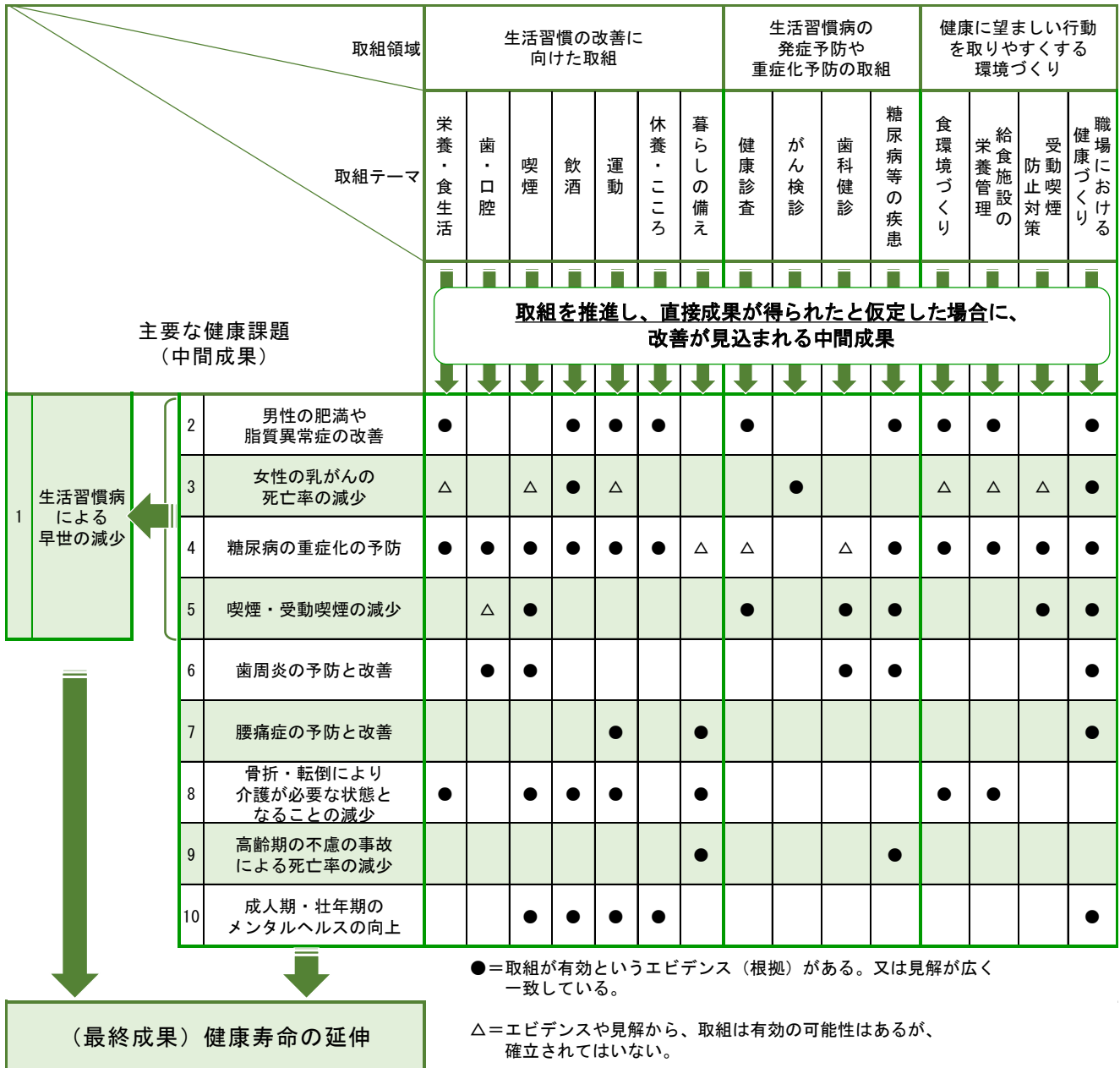
主要な健康課題	中間成果指標	直近値	目標
①生活習慣病による早世の減少	心血管疾患、がん、糖尿病、慢性の呼吸器系疾患に関する若年（30～69歳）年齢調整死亡率（人口10万対）	全体 207.4 男性 270.4 女性 143.4 (R03(2021)年)	減少
②男性の肥満や脂質異常症の改善	男性のメタボリックシンドローム判定の割合（%）	31.4 (R03(2021)年)	減少
	男性のBMIの平均値（kg/m ² ）	24.3 (R02(2020)年)	減少
	男性のLDLコレステロールの平均値（mg/dl）	127.5 (R02(2020)年)	減少
	男性のLDLコレステロールの要保健指導判定値（120以上）の人の割合（%）	58.7 (R02(2020)年)	減少
③女性の乳がんの死亡率の減少	女性の乳がんの75歳未満年齢調整死亡率（人口10万対）	17.3 (R03(2021)年)	減少
	女性の乳がんの標準化死亡比	1.168 (H28-R02(2016-2020)年)	減少
④糖尿病の重症化の予防	HbA1c8.0%以上の人の割合（%）	1.25 (R02(2020)年)	減少
⑤喫煙・受動喫煙の減少	COPD（慢性閉塞性肺疾患）の年齢調整死亡率（人口10万対）	10.5 (R03(2021)年)	減少
⑥歯周炎の予防と改善	40歳以上における歯周炎を有する者の割合（%）	65.3 (R02(2020)年)	減少
⑦腰痛症の予防と改善	腰痛症で通院中の人の割合（%）	今後把握	減少
⑧骨折・転倒により介護が必要な状態となることの減少	骨折・転倒が主な原因で介護保険要支援となった人の割合（%）	19.7 (R04(2022)年)	減少
⑨高齢期の不慮の事故による死亡率の減少	不慮の溺死及び溺水の年齢調整死亡率（人口10万対）	12.2 (R03(2021)年)	減少
	収縮期血圧が受診勧奨値（140以上）の高齢期等（60～74歳）の人の割合（%）	24.6 (R02(2020)年)	減少
⑩成人期・壮年期のメンタルヘルスの向上	心理的苦痛を感じている人の割合（%）	全体 16.9 20～39歳男性 28.0 20～39歳女性 24.2 40～64歳男性 15.0 40～64歳女性 17.2 (R04(2022)年)	減少

(4) 実施した取組と見込まれる成果との関係（直接成果と中間成果との関係）

計画の評価に際し、実施した取組と確認された成果との連動が確認できるよう、第3期計画に位置付けられた取組領域・取組テーマにおいて取組を推進し、直接成果が得られたと仮定した場合に、どの中間成果の改善が見込まれるのかを想定しています。

取組と成果との論理構造（ロジックモデル）を整理しておき、取組の効果を考察する際に用いていきます。

各取組領域・取組テーマにおける取組と見込まれる成果との関係



(5) 最終成果指標

最終成果指標としては、基本目標である健康寿命そのものの伸びを確認します。

平成 31 年（2019 年）3 月に国が策定した「健康寿命延伸プラン」では、令和 22 年（2040 年）までに男女共に平成 28 年（2016 年）比で 3 年以上延伸し、75 年以上とすることを目指しています。具体的には、全国値で男性 75.14 年以上、女性 77.79 年以上となっています。

本市において同じ考え方を適用して、最終評価に用いる予定である令和 13 年（2031 年）の健康寿命を算出すると、男性は令和元年（2019 年）からの 12 年間で 1.10 年延伸する 73.70 年、女性は 1.41 年延伸する 76.42 年となります（本市が厚労省研究班「健康寿命算定プログラム」を用いて算出した値を利用予定）。この値を目標値として設定します。



さらに、複数の補完的指標（平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加、自分が健康であると自覚している期間の平均、日常生活動作が自立している期間の平均）を設定します。

基本目標	最終成果指標	直近値	目標値（目標）
健康寿命の延伸	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間の平均（年）	男性 72.60 女性 75.01 (R01(2019)年)	男性 73.70 以上 女性 76.42 以上 (R13(2031)年)
	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加（年）	男性 -0.07 女性 -0.13 (R01(2019)年)	男性 0.01 以上 女性 0.01 以上 (R13(2031)年)
	自分が健康であると自覚している期間の平均（年）	男性 73.70 女性 76.03 (R01(2019)年)	増加
	日常生活動作が自立している期間の平均（介護保険データによる平均自立期間）（年）	男性 80.25 女性 84.16 (R03(2021)年)	増加

3 指標・目標値一覧

最終成果 1 種類、中間成果 10 種類、直接成果 25 種類（市民の行動目標に関するもの 20 種類、環境づくりの目標に関するもの 5 種類）の指標及び目標値（目標）を一覧表（次頁以降）に示します。

第3期健康横浜21 指標・目標値 一覧表

No	評価項目	課題・取組テーマ	市民の行動目標・環境づくりの目標	指標	区分	単位	出典	直近値	西暦・直近値	和暦・直近値	目標値(目標)	向き	西暦・目標値	和暦・目標値	目標の方向	目標値の設定方法
1	最終成果	健康寿命	—	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間の平均	男性	年	厚生労働省研究班「健康寿命算定プログラム」を用いて独自算出	72.60	2019	R01	73.70以上	以上	2031	R13	増加	健康寿命延伸プランの目標の考え方による
2	最終成果	健康寿命	—	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間の平均	女性	年	厚生労働省研究班「健康寿命算定プログラム」を用いて独自算出	75.01	2019	R01	76.42以上	以上	2031	R13	増加	健康寿命延伸プランの目標の考え方による
3	最終成果	健康寿命(補完的指標)	—	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加	男性	年	厚生労働省研究班「健康寿命算定プログラム」を用いて独自算出	-0.07	2019	R01	0.01以上	以上	2031	R13	増加	国等と同値
4	最終成果	健康寿命(補完的指標)	—	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加	女性	年	厚生労働省研究班「健康寿命算定プログラム」を用いて独自算出	-0.13	2019	R01	0.01以上	以上	2031	R13	増加	国等と同値
5	最終成果	健康寿命(補完的指標)	—	自分が健康であると自覚している期間の平均	男性	年	厚生労働省研究班「健康寿命算定プログラム」を用いて独自算出	73.70	2019	R01	—	—	2031	R13	増加	—
6	最終成果	健康寿命(補完的指標)	—	自分が健康であると自覚している期間の平均	女性	年	厚生労働省研究班「健康寿命算定プログラム」を用いて独自算出	76.03	2019	R01	—	—	2031	R13	増加	—
7	最終成果	健康寿命(補完的指標)	—	日常生活動作が自立している期間の平均(介護保険データによる平均自立期間)	男性	年	厚生労働省研究班「健康寿命算定プログラム」を用いて独自算出	80.25	2021	R03	—	—	2031	R13	増加	—
8	最終成果	健康寿命(補完的指標)	—	日常生活動作が自立している期間の平均(介護保険データによる平均自立期間)	女性	年	厚生労働省研究班「健康寿命算定プログラム」を用いて独自算出	84.16	2021	R03	—	—	2031	R13	増加	—
9	中間成果	①生活習慣病による早世の減少	—	心血管疾患、がん、糖尿病、慢性の呼吸器系疾患に関する若年(30~69歳)年齢調整死亡率	全体	人口10万対	人口動態統計より独自算出	207.4	2021	R03	—	—	2031	R13	減少	—
10	中間成果	②生活習慣病による早世の減少	—	心血管疾患、がん、糖尿病、慢性の呼吸器系疾患に関する若年(30~69歳)年齢調整死亡率	男性	人口10万対	人口動態統計より独自算出	270.4	2021	R03	—	—	2031	R13	減少	—
11	中間成果	①生活習慣病による早世の減少	—	心血管疾患、がん、糖尿病、慢性の呼吸器系疾患に関する若年(30~69歳)年齢調整死亡率	女性	人口10万対	人口動態統計より独自算出	143.4	2021	R03	—	—	2031	R13	減少	—
12	中間成果	②男性の肥満や脂質異常症の改善	—	男性のメタボリックシンドローム判定の割合	男性	%	横浜市民健康保険特定健診法定報告	31.4	2021	R03	—	—	2029	R11	減少	—
13	中間成果	②男性の肥満や脂質異常症の改善	—	男性のBMIの平均値	男性	—	NDBオープンデータ	24.3	2020	R02	—	—	2029	R11	減少	—

No	評価項目	課題・取組テーマ	市民の行動目標・環境づくりの目標	指標	区分	単位	出典	直近値	西暦-直近値	和暦-直近値	目標値(目標)	向き	西暦-目標値	和暦-目標値	目標の方向	目標値の設定方法
14	中間成果	②男性の肥満や脂質異常症の改善	—	男性のLDLコレステロールの平均値	男性	mg/dl	NDBオープンデータ	127.5	2020	R02	—		2029	R11	減少	—
15	中間成果	②男性の肥満や脂質異常症の改善	—	男性のLDLコレステロールの要保健指簿判定値(120以上)の人の割合	男性	%	NDBオープンデータ	58.7	2020	R02	—		2029	R11	減少	—
16	中間成果	③女性の乳がんの死亡率の減少	—	女性の乳がんの75歳未満年齢調整死亡率	女性	人口10万対	人口動態統計より独自算出	17.3	2021	R03	—		2031	R13	減少	—
17	中間成果	③女性の乳がんの死亡率の減少	—	女性の乳がんの標準化死亡率	女性	1=全国	人口動態統計より独自算出	1.168	2016~2020	H28~R02	—		2026~2030	R08~R12	減少	—
18	中間成果	④糖尿病の重症化の予防	—	HbA1c8.0%以上の人の割合		%	NDBオープンデータ	1.25	2020	R02	—		2029	R11	減少	—
19	中間成果	⑤喫煙・受動喫煙の減少	—	COPD(慢性閉塞性肺疾患)の年齢調整死亡率		人口10万対	人口動態統計より独自算出	10.5	2021	R03	—		2031	R13	減少	—
20	中間成果	⑥歯周炎の予防と改善	—	40歳以上における歯周炎を有する者の割合		%	県民歯科保健実態調査 横浜市分	65.3	2020	R02	—		2032	R14	減少	—
21	中間成果	⑦腰痛症の予防と改善	—	腰痛症で通院中の人の割合		%	健康に関する市民意識調査	今後把握			—		2032	R14	減少	—
22	中間成果	⑧骨折・転倒により介護が必要な状態となることの減少	—	骨折・転倒が主な原因で介護保険要支援となった人の割合		%	横浜市高齢者実態調査	19.7	2022	R04	—		2031	R13	減少	—
23	中間成果	⑨高齢期の不慮の事故による死亡率の減少	—	不慮の溺死及び溺水の年齢調整死亡率		人口10万対	人口動態統計より独自算出	12.2	2021	R03	—		2031	R13	減少	—
24	中間成果	⑩高齢期の不慮の事故による死亡率の減少	—	収縮期血圧が受診勧奨値(140以上)の高齢期等(60~74歳)の人の割合		%	NDBオープンデータ	24.6	2020	R02	—		2029	R11	減少	—
25	中間成果	⑩成人期・壮年期のメンタルヘルスの向上	—	心理的苦痛を感じている人の割合(うつ・不安症状を認める自己記入式質問紙：K6で10点以上)	全体	%	こころの健康に関する市民意識調査	16.9	2022	R04	—		2032	R14	減少	—

No	評価項目	課題・取組テーマ	市民の行動目標・環境づくりの目標	指標	区分	単位	出典	直近値	西暦・直近値	和暦・直近値	目標値(目標)	向き	西暦・目標値	和暦・目標値	目標の方向	目標値の設定方法
26	中間成果	⑨成人期・壮年期のメンタルヘルスの向上	—	心理的苦痛を感じている人の割合(うつ・不安症状を評価する自己記入式質問紙：K6で10点以上)	20~39歳男性	%	こころの健康に関する市民意識調査	28.0	2022	2022	R04	—	2032	R14	減少	—
27	中間成果	⑩成人期・壮年期のメンタルヘルスの向上	—	心理的苦痛を感じている人の割合(うつ・不安症状を評価する自己記入式質問紙：K6で10点以上)	20~39歳女性	%	こころの健康に関する市民意識調査	24.2	2022	2022	R04	—	2032	R14	減少	—
28	中間成果	⑩成人期・壮年期のメンタルヘルスの向上	—	心理的苦痛を感じている人の割合(うつ・不安症状を評価する自己記入式質問紙：K6で10点以上)	40~64歳男性	%	こころの健康に関する市民意識調査	15.0	2022	2022	R04	—	2032	R14	減少	—
29	中間成果	⑩成人期・壮年期のメンタルヘルスの向上	—	心理的苦痛を感じている人の割合(うつ・不安症状を評価する自己記入式質問紙：K6で10点以上)	40~64歳女性	%	こころの健康に関する市民意識調査	17.2	2022	2022	R04	—	2032	R14	減少	—
30	直接成果	栄養・食生活	1日3食、栄養バランスよく食べる	朝食を欠食する小・中学生の割合		%	構浜市食育目標に関する調査	8.4	2022	2022	R04	0	2032	R14	減少	国等と同値
31	直接成果	栄養・食生活	1日3食、栄養バランスよく食べる	食に関心をもち、自ら健全な食生活を実践しようとしている児童生徒の割合	小学校	%	構浜市食育目標に関する調査	92.0	2022	2022	R04	90以上	2025	R07	増加	国等と同値
32	直接成果	栄養・食生活	1日3食、栄養バランスよく食べる	食に関心をもち、自ら健全な食生活を実践しようとしている児童生徒の割合	中学校	%	構浜市食育目標に関する調査	88.9	2022	2022	R04	90以上	2025	R07	増加	国等と同値
33	直接成果	栄養・食生活	1日3食、栄養バランスよく食べる	朝食を欠食する若い世代(20~30歳代)の割合	全体	%	健康に関する市民意識調査	27.1	2020	2020	R02	15以下	2032	R14	減少	国等と同値
34	直接成果	栄養・食生活	1日3食、栄養バランスよく食べる	主食・主菜・副菜を組み合わせさせた食事1日2回以上、ほぼ毎日食べている市民の割合	全体	%	健康に関する市民意識調査	34.3	2020	2020	R02	50以上	2032	R14	増加	国等と同値
35	直接成果	栄養・食生活	1日3食、栄養バランスよく食べる	1日あたりの野菜摂取量の平均値		g	国民健康・栄養調査	291	2017~2019	2019	H29~R01	350以上	2030~2032	R12~R14	増加	国等と同値
36	直接成果	栄養・食生活	1日3食、栄養バランスよく食べる	1日あたりの食塩摂取量の平均値		g	国民健康・栄養調査	9.9	2017~2019	2019	H29~R01	7未満	2030~2032	R12~R14	減少	国等と同値
37	直接成果	栄養・食生活	適正体重を維持する	家庭で体重を測定する習慣のある者(週に1回以上)の割合(20歳以上)	全体	%	健康に関する市民意識調査	52.4	2020	2020	R02	58以上	2032	R14	増加	9.2年分以上データあり改善傾向
38	直接成果	栄養・食生活	適正体重を維持する	20~60歳代男性の肥満(BMI25以上)の者の割合		%	国民健康・栄養調査	31.8	2017~2019	2019	H29~R01	30未満	2030~2032	R12~R14	減少	国等と同値

No	評価項目	課題・取組テーマ	市民の行動目標・環境づくりの目標	指標	区分	単位	出典	直近値	西暦-直近値	和暦-直近値	目標値(目標)	向き	西暦-目標値	和暦-目標値	目標の方向	目標値の設定方法
39	直接成果	栄養・食生活	適正体重を維持する	40～60歳代女性の肥満 (BMI25以上)の者の割合		%	国民健康・栄養調査	21.4	2017~2019	H29~R01	15	未満	2030~2032	R12~R14	減少	国等と同値
40	直接成果	栄養・食生活	適正体重を維持する	20～30歳代女性のやせ (BMI18.5未満)の者の割合		%	国民健康・栄養調査	15.4	2017~2019	H29~R01	15	未満	2030~2032	R12~R14	減少	国等と同値
41	直接成果	栄養・食生活	適正体重を維持する	低栄養傾向 (BMI20以下)の高齢者の割合		%	国民健康・栄養調査	24.2	2017~2019	H29~R01	13	未満	2030~2032	R12~R14	減少	国等と同値
42	直接成果	歯・口腔	しっかりと噛んで食後は菌みがき	3歳児でむし歯のない者の割合	全体	%	地域保健・健康増進事業報告	93.0	2021	R03	90	以上	2024	R06	増加	国等と同値
43	直接成果	歯・口腔	しっかりと噛んで食後は菌みがき	3歳児で4本以上のむし歯のある者の割合	全体	%	地域保健・健康増進事業報告	今後把握			0		2032	R14	減少	国等と同値
44	直接成果	歯・口腔	しっかりと噛んで食後は菌みがき	12歳児でむし歯のない者の割合	全体	本	神奈川県・定期歯科健診結果に関する調査	68.7	2021	R03	72.2	以上	2032	R14	増加	a.2年分以上データあり 改善傾向
45	直接成果	歯・口腔	しっかりと噛んで食後は菌みがき	中学生における歯肉に異常のある者の割合	全体	本	神奈川県・定期歯科健診結果に関する調査	16.4	2021	R03	15.5	以下	2032	R14	減少	a.2年分以上データあり 改善傾向
46	直接成果	歯・口腔	「口から食べる」を維持する	20歳以上における未処置歯を有する者の割合	全体	%	県民歯科保健実態調査 横浜市分	23.0	2020	R02	20	以下	2032	R14	減少	a.2年分以上データあり 改善傾向
47	直接成果	歯・口腔	「口から食べる」を維持する	40歳以上における自分の歯が19歯以下の者の割合	全体	%	県民歯科保健実態調査 横浜市分	18.4	2020	R02	15	以下	2032	R14	減少	b.2年分以上データあり 悪化傾向
48	直接成果	歯・口腔	「口から食べる」を維持する	20歳代から60歳代におけるオーラルフレイルの言葉を知っている者の割合	全体	%	健康に関する市民意識調査	17.5	2020	R02	20	以上	2032	R14	増加	c.1年分のみデータあり
49	直接成果	歯・口腔	「口から食べる」を維持する	50歳代以上におけるなんでも噛んで食べることのできる者の割合	全体	%	県民歯科保健実態調査 (横浜市分)	71.8	2020	R02	80	以上	2032	R14	増加	b.2年分以上データあり 悪化傾向
50	直接成果	歯・口腔	「口から食べる」を維持する	80歳で20本以上の自分の歯を有する者の割合	全体	%	県民歯科保健実態調査 横浜市分	55.6	2020	R02	60	以上	2032	R14	増加	b.2年分以上データあり 悪化傾向
51	直接成果	喫煙	タバコの害を学ぶ・吸い始めない	20歳未満と同居する者の喫煙率	全体	%	健康に関する市民意識調査	18.6	2020	R02	14	以下	2032	R14	減少	a.2年分以上データあり 改善傾向

No	評価項目	課題・取組テーマ	市民の行動目標・環境づくりの目標	指標	区分	単位	出典	直近値	西暦-直近値	和暦-直近値	目標値(目標)	向き	西暦-目標値	和暦-目標値	目標の方向	目標値の設定方法
52	直接成果	喫煙	タバコの害を学ぶ・吸い始めない	20歳未満と同居する者の喫煙率	男性	%	健康に関する市民意識調査	25.9	2020	R02	19以下	以下	2032	R14	減少	a_2年分以上データあり 改善傾向
53	直接成果	喫煙	タバコの害を学ぶ・吸い始めない	20歳未満と同居する者の喫煙率	女性	%	健康に関する市民意識調査	10.1	2020	R02	9以下	以下	2032	R14	減少	a_2年分以上データあり 改善傾向
54	直接成果	喫煙	タバコの害を学ぶ・吸い始めない	20歳代の喫煙率	全体	%	国民生活基礎調査(横浜市分)	12.7	2022	R04	8以下	以下	2031	R13	減少	a_2年分以上データあり 改善傾向
55	直接成果	喫煙	タバコの害を学ぶ・吸い始めない	20歳代の喫煙率	男性	%	国民生活基礎調査(横浜市分)	20.0	2022	R04	14以下	以下	2031	R13	減少	a_2年分以上データあり 改善傾向
56	直接成果	喫煙	タバコの害を学ぶ・吸い始めない	20歳代の喫煙率	女性	%	国民生活基礎調査(横浜市分)	6.3	2022	R04	2以下	以下	2031	R13	減少	a_2年分以上データあり 改善傾向
57	直接成果	喫煙	禁煙にチャレンジ	喫煙者のうちタバコを今すぐやめた人の割合		%	健康に関する市民意識調査	11.3	2020	R02	11.3以上	以上	2032	R14	増加	b_2年分以上データあり 悪化傾向
58	直接成果	喫煙	禁煙にチャレンジ	20歳以上の喫煙率	全体	%	国民生活基礎調査(横浜市分)	13.1	2022	R04	12以下	以下	2031	R13	減少	国等と同値
59	直接成果	喫煙	禁煙にチャレンジ	20歳以上の喫煙率	男性	%	国民生活基礎調査(横浜市分)	19.7	2022	R04	18.5以下	以下	2031	R13	減少	a_2年分以上データあり 改善傾向
60	直接成果	喫煙	禁煙にチャレンジ	20歳以上の喫煙率	女性	%	国民生活基礎調査(横浜市分)	6.6	2022	R04	5.5以下	以下	2031	R13	減少	a_2年分以上データあり 改善傾向
61	直接成果	飲酒	飲酒のリスクを学ぶ・飲み始めない	習慣的に飲酒をしていない(週2日以下) 20歳代の割合	全体	%	健康に関する市民意識調査	86.0	2020	R02	92以上	以上	2032	R14	増加	a_2年分以上データあり 改善傾向
62	直接成果	飲酒	飲酒のリスクを学ぶ・飲み始めない	習慣的に飲酒をしていない(週2日以下) 20歳代の割合	男性	%	健康に関する市民意識調査	80.2	2020	R02	83以上	以上	2032	R14	増加	a_2年分以上データあり 改善傾向
63	直接成果	飲酒	飲酒のリスクを学ぶ・飲み始めない	習慣的に飲酒をしていない(週2日以下) 20歳代の割合	女性	%	健康に関する市民意識調査	89.2	2020	R02	96以上	以上	2032	R14	増加	a_2年分以上データあり 改善傾向
64	直接成果	飲酒	適度な飲酒量を知る・「飲み過ぎない」を心がける	飲酒習慣する人のうち、1日当たりの純アルコール摂取量が男性40g以上、女性20g以上の者の割合	男性	%	健康に関する市民意識調査	16.4	2020	R02	12以下	以下	2032	R14	減少	a_2年分以上データあり 改善傾向

No	評価項目	課題・取組テーマ	市民の行動目標・環境づくりの目標	指標	区分	単位	出典	直近値	西暦-直近値	和暦-直近値	目標値(目標)	向き	西暦-目標値	和暦-目標値	目標の方向	目標値の設定方法
65	直接成果	飲酒	適度な飲酒量を知る・「飲み過ぎない」を心がける	飲酒習慣する人のうち、1日当たりの純アルコール摂取量が男性40g以上、女性20g以上の者の割合	女性	%	健康に関する市民意識調査	13.5	2020	R02	8以下	2032	R14	減少	a. 2年以上データあり 改善傾向	
66	直接成果	飲酒	適度な飲酒量を知る・「飲み過ぎない」を心がける	毎日飲酒する者の割合		%	健康に関する市民意識調査	16.2	2020	R02	14以下	2032	R14	減少	a. 2年以上データあり 改善傾向	
67	直接成果	運動	体を動かすことを楽しむ	週3回以上、授業以外に運動やスポーツをする子どもの割合	小・中学生	%	横浜市体力運動能力調査	40.9	2022	R04	50以上	2032	R14	増加	国等と同値	
68	直接成果	運動	体を動かすことを楽しむ	運動(体を動かす遊びを含む)やスポーツをすることが好きな子どもの割合	小学男子	%	スポーツ庁全国体力運動調査	69.9	2022	R04	71以上	2032	R14	増加	b. 2年以上データあり 悪化傾向	
69	直接成果	運動	体を動かすことを楽しむ	運動(体を動かす遊びを含む)やスポーツをすることが好きな子どもの割合	小学女子	%	スポーツ庁全国体力運動調査	54.7	2022	R04	55以上	2032	R14	増加	b. 2年以上データあり 悪化傾向	
70	直接成果	運動	体を動かすことを楽しむ	運動(体を動かす遊びを含む)やスポーツをすることが好きな子どもの割合	中学男子	%	スポーツ庁全国体力運動調査	63.0	2022	R04	65以上	2032	R14	増加	b. 2年以上データあり 悪化傾向	
71	直接成果	運動	体を動かすことを楽しむ	運動(体を動かす遊びを含む)やスポーツをすることが好きな子どもの割合	中学女子	%	スポーツ庁全国体力運動調査	45.4	2022	R04	46以上	2032	R14	増加	b. 2年以上データあり 悪化傾向	
72	直接成果	運動	日常の中で「こまめに」動く	健康のために、意識して体を動かし、運動したりしている市民の割合		%	健康に関する市民意識調査	52.9	2020	R02	65以上	2032	R14	増加	a. 2年以上データあり 改善傾向	
73	直接成果	運動	日常の中で「こまめに」動く	20～64歳で1日の歩数が8000歩以上の人の割合	全体	%	国民健康・栄養調査	46.4	2017～2019	H29～R01	50以上	2030～2032	R12～R14	増加	b. 2年以上データあり 悪化傾向	
74	直接成果	運動	日常の中で「こまめに」動く	20～64歳で1日の歩数が8000歩以上の人の割合	男性	%	国民健康・栄養調査	49.6	2017～2019	H29～R01	55以上	2030～2032	R12～R14	増加	b. 2年以上データあり 悪化傾向	
75	直接成果	運動	日常の中で「こまめに」動く	20～64歳で1日の歩数が8000歩以上の人の割合	女性	%	国民健康・栄養調査	44.0	2017～2019	H29～R01	45以上	2030～2032	R12～R14	増加	b. 2年以上データあり 悪化傾向	
76	直接成果	運動	日常の中で「こまめに」動く	65歳以上で1日の歩数が6000歩以上の人の割合	全体	%	国民健康・栄養調査	39.2	2017～2019	H29～R01	48以上	2030～2032	R12～R14	増加	b. 2年以上データあり 悪化傾向	
77	直接成果	運動	日常の中で「こまめに」動く	65歳以上で1日の歩数が6000歩以上の人の割合	男性	%	国民健康・栄養調査	44.2	2017～2019	H29～R01	50以上	2030～2032	R12～R14	増加	b. 2年以上データあり 悪化傾向	

No	紐目項目	課題・取組テーマ	市民の行動目標・環境づくりの目標	指標	区分	単位	出典	直近値	西暦-直近値	和暦-直近値	目標値(目標)	向き	西暦-目標値	和暦-目標値	目標の方向	目標値の設定方法
78	直接成果	運動	日常の中で「こまめに」動く	65歳以上で1日の歩数が6000歩以上の人の割合	女性	%	国民健康・栄養調査	34.7	2017~2019	H29~R01	46以上	46以上	2030~2032	R12~R14	増加	b_2年分以上データあり 悪化傾向
79	直接成果	運動	日常の中で「こまめに」動く	通勤、仕事、家事などで、座っている時間が長い人の割合	全体	%	健康に関する市民意識調査	今後把握			今後検討		2032	R14	減少	e_データがない
80	直接成果	運動	定期的に「しっかりと」運動する	20~64歳で、1回30分・週に2回以上の運動(同等のものを含む)を1年間継続している者の割合	全体	%	健康に関する市民意識調査	26.9	2020	R02	30以上	30以上	2032	R14	増加	a_2年分以上データあり 改善傾向
81	直接成果	運動	定期的に「しっかりと」運動する	20~64歳で、1回30分・週に2回以上の運動(同等のものを含む)を1年間継続している者の割合	男性	%	健康に関する市民意識調査	30.4	2020	R02	35以上	35以上	2032	R14	増加	a_2年分以上データあり 改善傾向
82	直接成果	運動	定期的に「しっかりと」運動する	20~64歳で、1回30分・週に2回以上の運動(同等のものを含む)を1年間継続している者の割合	女性	%	健康に関する市民意識調査	22.7	2020	R02	25以上	25以上	2032	R14	増加	a_2年分以上データあり 改善傾向
83	直接成果	運動	定期的に「しっかりと」運動する	65歳以上で、1回30分・週に2回以上の運動(同等のものを含む)を1年間継続している者の割合	全体	%	健康に関する市民意識調査	44.1	2020	R02	50以上	50以上	2032	R14	増加	b_2年分以上データあり 悪化傾向
84	直接成果	運動	定期的に「しっかりと」運動する	65歳以上で、1回30分・週に2回以上の運動(同等のものを含む)を1年間継続している者の割合	男性	%	健康に関する市民意識調査	41.2	2020	R02	50以上	50以上	2032	R14	増加	b_2年分以上データあり 悪化傾向
85	直接成果	運動	定期的に「しっかりと」運動する	65歳以上で、1回30分・週に2回以上の運動(同等のものを含む)を1年間継続している者の割合	女性	%	健康に関する市民意識調査	46.9	2020	R02	50以上	50以上	2032	R14	増加	b_2年分以上データあり 悪化傾向
86	直接成果	休養・こころ	早寝・早起き、ぐっすり睡眠	1日の睡眠時間が6時間未満の小学生の割合	小学5年生男子	%	横浜市立小中学校児童生徒の体力・運動能力調査	6.9	2022	R04	5以下	5以下	2032	R14	減少	b_2年分以上データあり 悪化傾向
87	直接成果	休養・こころ	早寝・早起き、ぐっすり睡眠	1日の睡眠時間が6時間未満の小学生の割合	小学5年生女子	%	横浜市立小中学校児童生徒の体力・運動能力調査	5.5	2022	R04	5以下	5以下	2032	R14	減少	b_2年分以上データあり 悪化傾向
88	直接成果	休養・こころ	早寝・早起き、ぐっすり睡眠	ぐっすり眠ることができている日が週6日以上の小学生的割合	小学5年生男子	%	横浜市立小中学校児童生徒の体力・運動能力調査	58.9	2022	R04	65以上	65以上	2032	R14	増加	a_2年分以上データあり 改善傾向
89	直接成果	休養・こころ	早寝・早起き、ぐっすり睡眠	ぐっすり眠ることができている日が週6日以上の小学生的割合	小学5年生女子	%	横浜市立小中学校児童生徒の体力・運動能力調査	59.1	2022	R04	65以上	65以上	2032	R14	増加	a_2年分以上データあり 改善傾向
90	直接成果	休養・こころ	睡眠の質を高める・ストレスに気づき、対処する	睡眠で休養が取れている人の割合	20~59歳男性	%	健康に関する市民意識調査	70.3	2020	R02	75以上	75以上	2032	R14	増加	国等と同等

No	紐項目	課題・取組テーマ	市民の行動目標・環境づくりの目標	指標	区分	単位	出典	直近値	西暦・直近値	和暦・直近値	目標値(目標)	向き	西暦・目標値	和暦・目標値	目標の方向	目標値の設定方法
91	直接成果	休養・こころ	睡眠の質を高める・ストレスに気付き、対処する	睡眠で休養が取れている人の割合	20～59歳女性	%	健康に関する市民意識調査	70.2	2020	R02	75以上	増加	2032	R14	増加	国等と同値
92	直接成果	休養・こころ	睡眠の質を高める・ストレスに気付き、対処する	睡眠で休養が取れている人の割合	60歳代全体	%	健康に関する市民意識調査	81.2	2020	R02	90以上	増加	2032	R14	増加	国等と同値
93	直接成果	休養・こころ	睡眠の質を高める・ストレスに気付き、対処する	睡眠時間が6～9時間の人の割合	20～59歳男性	%	健康に関する市民意識調査	今後把握	【参考値】 出典：よこはま健康研究 (横浜市立大学) 2023(R05)調査 6/13時点の速報値 N=7,574 30～59歳男性：53% 30～59歳女性：58% 60歳代全体：58%	2022	60以上	増加	2032	R14	増加	国等と同値
94	直接成果	休養・こころ	睡眠の質を高める・ストレスに気付き、対処する	睡眠時間が6～9時間の人の割合	20～59歳女性	%	健康に関する市民意識調査	今後把握			60以上	増加	2032	R14	増加	国等と同値
95	直接成果	休養・こころ	睡眠の質を高める・ストレスに気付き、対処する	睡眠時間が6～8時間の人の割合	60歳代全体	%	健康に関する市民意識調査	今後把握			60以上	増加	2032	R14	増加	国等と同値
96	直接成果	休養・こころ	睡眠の質を高める・ストレスに気付き、対処する	悩みやストレスがあるが相談できな いと思っている人の割合	15～64歳	%	国民生活基礎調査(横浜市分)	6.5	2022	R04	4.5以下	減少	2031	R13	減少	b_2年分以上データあり 悪化傾向
97	直接成果	休養・こころ	睡眠の質を高める・ストレスに気付き、対処する	構法健康経営認証事業所のうちメンタルヘルスに取り組んでいる事業所の割合		%	構法健康経営認証申請時アンケート	今後把握			今後検討	増加	2032	R14	増加	e_データがない
98	直接成果	休養・こころ	つながりを大切に	周囲の人々は困った時に助けてくれると思う人の割合		%	健康に関する市民意識調査	今後把握			今後検討	増加	2032	R14	増加	e_データがない
99	直接成果	休養・こころ	つながりを大切に	地域の人々と関わりを持つと思う人の割合		%	健康に関する市民意識調査	49.1	2020	R02	55.5以上	増加	2032	R14	増加	b_2年分以上データあり 悪化傾向
100	直接成果	休養・こころ	つながりを大切に	地域の人々とのつながりが強いと思う人の割合		%	健康に関する市民意識調査	今後把握			45以上	増加	2032	R14	増加	国等と同値
101	直接成果	暮らしの備え	自然災害等の「もしも」の健康リスクに備える	健康を維持するための災害時の備えをしている人の割合	解熱鎮痛剤等の常備薬	%	健康に関する市民意識調査	20.0	2020	R02	30以上	増加	2032	R14	増加	c_1年分のみデータあり
102	直接成果	暮らしの備え	自然災害等の「もしも」の健康リスクに備える	健康を維持するための災害時の備えをしている人の割合	服薬中の薬	%	健康に関する市民意識調査	5.2	2020	R02	10以上	増加	2032	R14	増加	e_1年分のみデータあり
103	直接成果	暮らしの備え	自然災害等の「もしも」の健康リスクに備える	健康を維持するための災害時の備えをしている人の割合	口腔ケア用品	%	健康に関する市民意識調査	19.6	2020	R02	30以上	増加	2032	R14	増加	c_1年分のみデータあり

No	評価項目	課題・取組テーマ	市民の行動目標・環境づくりの目標	指標	区分	単位	出典	直近値	西暦-直近値	和暦-直近値	目標値(目標)	向き	西暦-目標値	和暦-目標値	目標の方向	目標値の設定方法
104	直接成果	暮らしの備え	自然災害等の「もしも」の健康リスクに備える	健康を維持するための災害時の備えをしている人の割合	体温計	%	健康に関する市民意識調査	今後把握			今後検討	以上	2032	R14	増加	e_データがない
105	直接成果	暮らしの備え	自然災害等の「もしも」の健康リスクに備える	いつでもどこでも実施できる体操やストレッチ等の実施を習慣にしている人の割合		%	健康に関する市民意識調査	今後把握			今後検討		2032	R14	増加	e_データがない
106	直接成果	暮らしの備え	屋内で生じる「まさか」の事故を防ぐ	ヒートショックの予防方法を知っている人の割合		%	健康に関する市民意識調査	今後把握			今後検討		2032	R14	増加	e_データがない
107	直接成果	暮らしの備え	屋内で生じる「まさか」の事故を防ぐ	自宅で血圧を毎日測定する習慣のある人の割合	60歳代全体	%	健康に関する市民意識調査	20.5	2020	R02	29.5以上		2032	R14	増加	e_1年分のみデータあり
108	直接成果	暮らしの備え	屋内で生じる「まさか」の事故を防ぐ	過去1年間に転倒したことがある高齢者の割合	要支援・要介護認定のな い65歳以上	%	横浜市高齢者実態調査	21.7	2022	R04	18.5以下		2031	R13	減少	b_2年分以上データあり 悪化傾向
109	直接成果	暮らしの備え	屋内で生じる「まさか」の事故を防ぐ	横浜健康経営認証事業所のうち腰痛予防に取り組んでいる事業所の割合		%	横浜健康経営認証申請時アンケート	今後把握			今後検討		2032	R14	増加	e_データがない
110	直接成果	健康診査	1年に1回、健診を受ける	特定健診受診率(40歳以上の横浜市民健康保険加入者)	全体	%	横浜市民健康保険特定健診法定報告	24.7	2021	R03	40.5以上		2029	R11	増加	国等と同値
111	直接成果	健康診査	1年に1回、健診を受ける	75歳の市健康診査受診率		%	独自算出	13.7	2021	R03	24.1以上		2032	R14	増加	e_1年分のみデータあり
112	直接成果	がん検診	定期的にがん検診を受ける	胃がん検診受診率(50~69歳の過去2年間)	全体	%	国民生活基礎調査(横浜市分)	50.2	2022	R04	60以上		2028	R10	増加	国等と同値
113	直接成果	がん検診	定期的にがん検診を受ける	胃がん検診受診率(50~69歳の過去2年間)	男性	%	国民生活基礎調査(横浜市分)	57.1	2022	R04	60以上		2028	R10	増加	国等と同値
114	直接成果	がん検診	定期的にがん検診を受ける	胃がん検診受診率(50~69歳の過去2年間)	女性	%	国民生活基礎調査(横浜市分)	43.6	2022	R04	60以上		2028	R10	増加	国等と同値
115	直接成果	がん検診	定期的にがん検診を受ける	肺がん検診受診率(40~69歳の過去1年間)	全体	%	国民生活基礎調査(横浜市分)	49.2	2022	R04	60以上		2028	R10	増加	国等と同値
116	直接成果	がん検診	定期的にがん検診を受ける	肺がん検診受診率(40~69歳の過去1年間)	男性	%	国民生活基礎調査(横浜市分)	54.8	2022	R04	60以上		2028	R10	増加	国等と同値

No	評価項目	課題・取組テーマ	市民の行動目標・環境づくりの目標	指標	区分	単位	出典	直近値	西暦-直近値	和暦-直近値	目標値(目標)	向き	西暦-目標値	和暦-目標値	目標の方向	目標値の設定方法
117	直接成果	がん検診	定期的にかん検診を受ける	肺がん検診受診率(40～69歳の過去1年間)	女性	%	国民生活基礎調査(横浜市分)	43.9	2022	R04	R04	60以上	2028	R10	増加	国等と同値
118	直接成果	がん検診	定期的にかん検診を受ける	大腸がん検診受診率(40～69歳の過去1年間)	全体	%	国民生活基礎調査(横浜市分)	48.6	2022	R04	R04	60以上	2028	R10	増加	国等と同値
119	直接成果	がん検診	定期的にかん検診を受ける	大腸がん検診受診率(40～69歳の過去1年間)	男性	%	国民生活基礎調査(横浜市分)	52.0	2022	R04	R04	60以上	2028	R10	増加	国等と同値
120	直接成果	がん検診	定期的にかん検診を受ける	大腸がん検診受診率(40～69歳の過去1年間)	女性	%	国民生活基礎調査(横浜市分)	45.6	2022	R04	R04	60以上	2028	R10	増加	国等と同値
121	直接成果	がん検診	定期的にかん検診を受ける	乳がん検診受診率(40～69歳の過去2年間)	女性	%	国民生活基礎調査(横浜市分)	50.5	2022	R04	R04	60以上	2028	R10	増加	国等と同値
122	直接成果	がん検診	定期的にかん検診を受ける	子宮頸がん検診受診率(20～69歳の過去2年間)	女性	%	国民生活基礎調査(横浜市分)	43.6	2022	R04	R04	60以上	2028	R10	増加	国等と同値
123	直接成果	歯科健診	定期的に歯のチェック	妊婦歯科健康診査受診率	女性	%	地域保健・健康増進事業報告	43.0	2021	R03	R03	40以上	2024	R06	増加	国等と同値
124	直接成果	歯科健診	定期的に歯のチェック	20歳代から60歳代における過去1年間に歯科健診を受けた者の割合	全体	%	健康に関する市民意識調査	48.2	2020	R02	R02	55以上	2032	R14	増加	b. 2年分以上データあり 悪化傾向
125	直接成果	糖尿病等の疾患	検査結果に応じた生活習慣の改善・早期受診・治療継続	HbA1cの名称とその意味を知っている人の割合		%	健康に関する市民意識調査	今後把握			今後検討		2032	R14	増加	e. データがない
126	直接成果	糖尿病等の疾患	検査結果に応じた生活習慣の改善・早期受診・治療継続	糖尿病と診断された人の治療継続者の割合		%	健康に関する市民意識調査	67.4	2020	R02	R02	75以上	2032	R14	増加	国等と同値
127	直接成果	食環境づくり	健康への関心の有無にかかわらず、誰もが栄養バランスのよい食事ができる食環境を整える	栄養バランスのよい食事を選択できる環境づくりに資する取組を行っている店舗数			今後、把握する枠組みの整備	今後把握			今後検討				増加	e. データがない
128	直接成果	給食施設の栄養管理	給食施設がその利用者を対象に、食事の提供を通して、健康の保持増進、疾病の予防、望ましい食習慣の形成を促すことができる環境を整える	給食利用者による給食内容の評価の実施の割合		%	栄養管理報告書	66.5	2022	R04	R04	68以上	2032	R14	増加	b. 2年分以上データあり 悪化傾向

No	評価項目	課題・取組テーマ	市民の行動目標・環境づくりの目標	指標	区分	単位	出典	直近値	西暦-直近値	和暦-直近値	目標値(目標)	向き	西暦-目標値	和暦-目標値	目標の方向	目標値の設定方法
129	直接成果	給食施設の栄養管理	給食施設がその利用者を対象に、食事の提供を通して、健康の保持、望ましい食習慣の形成を促すことができる環境を整える	非常食糧を備蓄している給食施設の割合		%	栄養管理報告書	93.1	2022	R04	98.8以上		2032	R14	増加	a_2年以上データあり 改善傾向
130	直接成果	受動喫煙防止対策	あらゆる場における受動喫煙機会の減少	非喫煙者のうち日常生活の中で受動喫煙の機会を有する者の割合	路上	%	健康に関する市民意識調査	26.6	2020	R02	24.3以下		2032	R14	減少	e_1年分のみデータあり
131	直接成果	受動喫煙防止対策	あらゆる場における受動喫煙機会の減少	非喫煙者のうち日常生活の中で受動喫煙の機会を有する者の割合	職場内	%	健康に関する市民意識調査	8.7	2020	R02	7.3以下		2032	R14	減少	e_1年分のみデータあり
132	直接成果	受動喫煙防止対策	あらゆる場における受動喫煙機会の減少	非喫煙者のうち日常生活の中で受動喫煙の機会を有する者の割合	飲食店	%	健康に関する市民意識調査	8.6	2020	R02	7.2以下		2032	R14	減少	e_1年分のみデータあり
133	直接成果	受動喫煙防止対策	あらゆる場における受動喫煙機会の減少	非喫煙者のうち日常生活の中で受動喫煙の機会を有する者の割合	公園	%	健康に関する市民意識調査	5.2	2020	R02	3.9以下		2032	R14	減少	e_1年分のみデータあり
134	直接成果	受動喫煙防止対策	あらゆる場における受動喫煙機会の減少	非喫煙者のうち日常生活の中で受動喫煙の機会を有する者の割合	家庭内	%	健康に関する市民意識調査	8.5	2020	R02	7.1以下		2032	R14	減少	e_1年分のみデータあり
135	直接成果	職場における健康づくり	健康経営に取り組む事業所を増やす	横浜健康経営認証新規認証事業所数(累計)		事業所	横浜健康経営認証	1104	2022	R04	1854以上		2032	R14	増加	a_2年以上データあり 改善傾向
136	直接成果	職場における健康づくり	健康経営の取組により従業員の健康状態が改善したと感じる事業所を増やす	健康状態の改善を感じている横浜健康経営認証クラスAA、クラスAAA認証事業所の割合		%	横浜健康経営認証申請時アンケート	43.9	2022	R04	48以上		2032	R14	増加	e_1年分のみデータあり

パブリックコメントを実施します。 皆さまの御意見をお寄せください。

御意見の募集期間

令和5年9月27日（水）から10月27日（金）まで

いずれかの方法で御意見をお寄せください。

①市電子申請・届出システム入力フォーム



入力フォームはこちらから

②Eメール kf-kenkouyokohama@city.yokohama.jp

③FAX 045-663-4469

④ハガキ 下のハガキを切り取って御利用ください。切手は不要です。
(10月27日 消印有効)

②Eメール③FAXの場合は、
件名に「第3期健康横浜21意見」と
明記してください。

【注意事項】

- いただいた御意見は、計画策定の参考にさせていただきます。また、個人情報を除き、いただいた御意見の概要と、それに対する本市の考え方をまとめ、後日、ホームページで公表します。御意見への個別の回答はいたしませんので、御了承ください。
- 御意見を正確に把握する必要があるため、電話や口頭による御意見は受け付けておりません。
- 御意見の提出に伴い取得したEメールアドレス、FAX番号等の個人情報は、「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い適正に管理し、本件に関する業務にのみ利用させていただきます。

【お問合せ】

横浜市健康福祉局健康推進課

〒231-0005

横浜市中区本町6丁目50番地の10

電話：045-671-2454 FAX：045-663-4469

Eメール kf-kenkouyokohama@city.yokohama.jp



料金受取人払郵便



差出有効期間

令和5年11月

15日まで

(郵便切手不要)

郵便はがき

231-8790

005

横浜市中区本町6-50-10

横浜市健康福祉局健康推進課

健康横浜21担当行



回答されるあなたの情報を教えてください。

住所	<input type="checkbox"/> 横浜市 () 区 <input type="checkbox"/> 市外
年代	<input type="checkbox"/> 10代以下 <input type="checkbox"/> 20代 <input type="checkbox"/> 30代 <input type="checkbox"/> 40代 <input type="checkbox"/> 50代 <input type="checkbox"/> 60代 <input type="checkbox"/> 70代以上

自治会町内会長 各位

第3期健康横浜21素案のパブリックコメントの実施について

市民の皆様の健康づくりに関する計画である「第3期健康横浜21～横浜市健康増進計画・歯科口腔保健推進計画・食育推進計画～」の素案がまとまりましたので、御報告します。

素案についてパブリックコメントを行いますので、御理解、御協力のほどお願いいたします。今後は、パブリックコメントでいただいた御意見を踏まえ、最終案の検討を進め、令和6年3月に計画を策定する予定です。

1 協議・検討経過

第3期健康横浜21は、令和4年度から策定作業に着手し、本市附属機関の健康横浜21推進会議における意見交換を軸に、地域の関係機関・団体や学識経験者との協議・検討を重ねてきました。

2 第3期健康横浜21素案

- (1) 第3期健康横浜21素案パブリックコメント用リーフレット
- (2) 第3期健康横浜21素案冊子

※ 全文は、横浜市健康福祉局健康推進課ホームページや各区役所広報相談係等で御覧いただけます。閲覧方法の詳細についてはリーフレットにて御確認ください。

3 パブリックコメントの実施

- (1) 実施期間
令和5年9月27日（水）～10月27日（金）
- (2) 主な周知方法
ア 地域の関係機関・団体への説明（9月～10月）
イ 市ウェブサイトへの掲載（9月中旬）
ウ 広報よこはま市版 はま情報（10月号）
エ 市役所・区役所でのパブリックコメント用リーフレット等の配布
- (3) 意見提出方法
電子申請、電子メール、ファクシミリ、郵送

【添付資料】

- ・第3期健康横浜21素案パブリックコメント用リーフレット

(担当) 横浜市健康福祉局健康推進課
電話:671-2454 FAX:663-4469
Eメール: kf-kenkouyokohama@city.yokohama.jp

災害用備蓄食料の無償配布（有効活用）について

日頃から横浜市の防災対策にご理解、ご協力を賜りありがとうございます。
横浜市の備蓄食料を知っていただくことや家庭内での備蓄を進めていただくこと等、
防災意識の啓発や食品ロス削減の観点から、賞味期限内の備蓄食料を無償でお配りします。

1 お配りする備蓄食料

- | | | |
|-------------------|---------------------|----|
| (1) 保存パン 20 食入り | 1,300 箱 (26,000 食) | 程度 |
| (2) 水缶詰 24 本入り | 5,800 箱 (139,200 本) | 程度 |
| (3) おかゆ 20 食入り | 2,700 箱 (54,000 食) | 程度 |
| (4) クラッカー70 食入り | 500 箱 (35,000 食) | 程度 |
| (5) ビスケット 100 食入り | 700 箱 (70,000 食) | 程度 |

【参考】

・保存パン

- ① 1箱当たりの食数：20食
- ② 賞味期限：2024年1月
- ③ 1箱あたりの梱包の大きさ：32cm×40cm×12cm／約2kg

・水缶詰

- ① 1箱当たりの本数：24本
- ② 賞味期限：2024年8月
- ③ 1箱あたりの梱包の大きさ：27cm×40cm×13cm／約8kg

・おかゆ

- ① 1箱当たりの食数：20食
- ② 賞味期限：2024年1月
- ③ 1箱あたりの梱包の大きさ：32cm×40cm×12cm／約5kg

・クラッカー

- ① 1箱当たりの食数：70食
- ② 賞味期限：2024年1月または2月
- ③ 1箱あたりの梱包の大きさ：26cm×50cm×37cm／約7kg

・ビスケット

- ① 1箱当たりの食数：100食
- ② 賞味期限：2024年8月
- ③ 1箱あたりの梱包の大きさ：24cm×39cm×28cm／約5kg

2 対象

横浜市内の法人・団体（自治会・町内会、NPO、社会福祉法人等）

※ 民間企業及び個人は対象外とさせていただきます。

3 申込方法

(1) 申込期間

令和5年9月25日（月）から令和5年10月15日（日）まで

(2) 申込方法

『横浜市電子申請・届出サービス』によりお申込みをお願いします。案内チラシに掲載されている URL または二次元コードよりアクセスいただき、必要事項を入力の上、お申込みください。

4 抽選結果の公表

抽選結果（配布する備蓄品の種類、数量、配布日時、場所の情報を含む。）

は、令和5年10月31日（火）午前9時頃、横浜市ウェブサイトにて公表します。

5 備蓄食料の引渡し

(1) 期間

11月下旬に配布予定

(2) 引渡し場所

南部方面備蓄庫（横浜市金沢区富岡東2-2-10）

なお、配布場所の地図につきましては、本市ウェブサイトに掲載します。

6 注意事項

(1) 申込みは1種類のみとし、保存パン、水缶詰、おかゆは最大25箱まで、クラッカー、ビスケットは最大10箱までとします。

(2) 申込みは1団体につき1回のみとし、2回目以降は無効とします。

(3) 備蓄品の配送は行っていませんので、引渡場所までお越しいただきますようお願い致します。

(4) 配布した備蓄食料は、絶対に転売しないでください。

(5) 賞味期限内に食べきり、期限が過ぎたものは処分をお願いします。

(6) 備蓄食料の引渡後発生したごみ等については、申込いただいた各団体様で処分をお願いいたします。

担当：総務局地域防災課

避難支援担当 瀬戸、福田

TEL671-2011

災害用備蓄食料を 無償でお配りします！

横浜市の備蓄食料を知っていただくことや家庭内での備蓄を進めていただくこと等の防災意識の啓発や食品ロス削減の観点から、賞味期限内の備蓄食料を無償でお配りします。

1 お配りする備蓄食料

※ 申込みは1種類のみとし、保存パン、水缶詰、おかゆは最大25箱まで、クラッカー、ビスケットは最大10箱まで申込可能です。

① 保存パン 1,300箱 (26,000食) 程度

【参考】

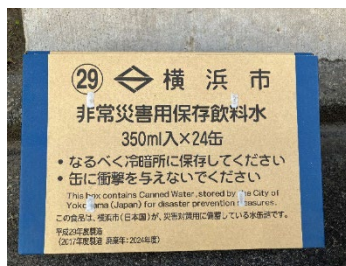
- ・ 1箱当たりの食数：20食
- ・ 賞味期限：2024年1月
- ・ 1箱あたりの梱包の大きさ／重さ
32cm×40cm×12cm／約2kg



② 水缶詰 5,800箱 (139,200本) 程度

【参考】

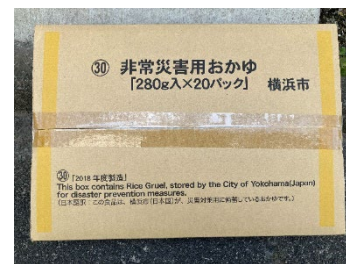
- ・ 1箱当たりの本数：24本
- ・ 賞味期限：2024年8月
- ・ 1箱あたりの梱包の大きさ／重さ
27cm×40cm×13cm／約8kg



③ おかゆ 2,700箱 (54,000食) 程度

【参考】

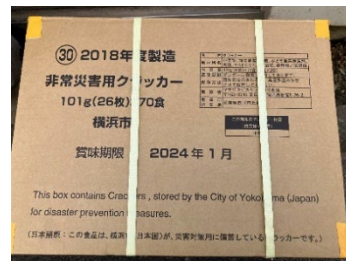
- ・ 1箱当たりの食数：20食
- ・ 賞味期限：2024年1月
- ・ 1箱あたりの梱包の大きさ／重さ
32cm×40cm×12cm／約5kg



④ クラッカー 500箱 (35,000食) 程度

【参考】

- ・ 1箱当たりの食数：70食
- ・ 賞味期限：2024年1月または2月
- ・ 1箱あたりの梱包の大きさ／重さ
26cm×50cm×37cm／約7kg



⑤ ビスケット 700箱 (70,000食) 程度

【参考】

- ・ 1箱当たりの食数：100食
- ・ 賞味期限：2024年8月
- ・ 1箱あたりの梱包の大きさ／重さ
24cm×39cm×28cm／約5kg



2 配布対象

横浜市内の法人・団体（自治会・町内会、NPO、社会福祉法人等）

※ 民間企業及び個人は対象外とさせていただきます。

3 申込み・申込結果について

(1) 申込期間

令和5年9月25日（月）～令和5年10月15日（日）

(2) 申込方法

『横浜市電子申請・届出サービス』によりお申込みをお願いします。下記の【URL】または【二次元コード】よりアクセスいただき、必要事項を入力の上、お申込みください。申込締切後、抽選結果を公表しますので、当選・落選の確認をお願いいたします。詳細は「(3) 抽選結果の公表」をご確認ください。

【URL】

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/c3b508f9-5079-4fa6-9c8d-deae9bfa9c52/start>

【二次元コード】



横浜市 無償配布

検索

【必ずご確認ください】

申請完了後の画面に表示される8ケタの「**申込番号**」は、申込みの**抽選結果の確認に必要となります。「申込番号」は後から確認ができませんので、必ず控えていただきますようお願いいたします。**（右の画面が表示されます）

申請の完了 サンプル

令和5年度 災害用備蓄食料の無償配布
申込受付フォーム

申込を受け付けました。

【必ずご確認ください】
以下に表示されている「申込番号」は、抽選結果の確認の際に必要となりますので、必ず控えていただきますようお願いいたします。
このページを閉じてしまうと、後から「申込番号」の確認はできなくなってしまうので、ご注意ください。

申込番号
12345678

(3) 抽選結果の公表

抽選結果（配布する備蓄品の種類、数量、配布日時、場所の情報を含む。）については、**令和5年10月31日（火）午前9時頃、横浜市ウェブサイトにて公表いたします。**

抽選結果の確認には、申込が完了した際に表示される「申込番号」が必要となりますので、必ず控えていただきますようお願いいたします。

ウェブサイトには、以下の【URL】または【二次元コード】よりアクセスできます。

【URL】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/wagaya/jishin/bichikuhin/yukoukatuyo.html>

【二次元コード】



(4) 注意事項

- ア 申込みは1種類のみとし、保存パン、水缶詰、おかゆは最大 25 箱まで、クラッカー、ビスケットは最大 10 箱までとします。
- イ 申込みは1団体につき1回のみとし、2回目以降は無効とします。
- ウ 備蓄品の配送は行っていませんので、引渡場所までお越しいたきますようお願い致します。
- エ 配布した備蓄食料は、絶対に転売しないでください。
- オ 賞味期限内に食べきり、期限が過ぎたものは処分をお願いします。
- カ 備蓄食料の引渡後発生したごみ等については、申しいただいた各団体様で処分をお願いいたします。

4 備蓄食料の引渡し

(1) 期間

11月下旬に配布予定

(2) 引渡場所

横浜市南部方面備蓄庫（横浜市金沢区富岡東2-2-10）

(3) 案内図



5 問合せ先

横浜市総務局地域防災課

〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10

(電話) 045-671-2011

区連会 資料 3-1

旭共募発第 46 号
令和 5 年 9 月 19 日

各地区連合自治会町内会長 様

共同募金会旭区支会
支会長 中野 保弘

令和 5 年度共同募金運動へのご協力について（ご依頼）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

昨年は新型コロナウイルスの感染が広がる中、共同募金運動の実施について、例年同様格別のご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今年も 10 月 1 日から全国一斉に共同募金運動が始まり、旭区におきましても様々な募金活動を予定しております。お忙しい時期にお手数をおかけしますが、自治会町内会の皆様にも戸別募金へのご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、【専用払込用紙にて『ゆうちょ銀行の窓口』で共同募金納入のお手続きをされた場合、硬貨取扱手数料・現金手数料金加算・送金手数料が無料】となります。

1. 募金の受付期間

令和 5 年 10 月 1 日(日)～令和 6 年 1 月 31 日(水)

※例年 10 月～12 月までの 3 か月間としていますが、期間を延長して実施します。

各自治会町内会のご事情に合わせて柔軟な対応をお願いします。

※期日を過ぎて納入される場合は、事務局までご一報ください。

※旭区社会福祉協議会窓口での受付日時は【平日 9 時～17 時】となります。

2. 各自治会町内会における募金目標（目安）額算出式

戸別募金目標（目安）額（赤い羽根＋年末）× $\frac{\text{各自治会世帯数}}{\text{区内登録世帯数}}$

【¥22,406,000】 区内登録世帯数【80,074】

※ 世帯数は令和 5 年 8 月現在現況届世帯数

3. 募金関連資材発送日

令和 5 年 9 月下旬（予定）

共同募金にはなぜ目標額があるのか？

「共同募金」は、事前に使いみちや集める額（目標額）を定め、地域福祉のための募金と配分に関する計画をたてることが法的に義務づけられています。（社会福祉法第 10 章第 3 節第 112 条）

できる限り“事前に申請された配分要望”に應えるため、その財源の確保を目標としています。

この「目標額」を世帯数で割った額が 1 世帯あたりの額（目安額）です。

ですが、あくまでも「目安額」であり、決して「割り当て額」ではありません。

募金を呼びかけていただく際、地域のみなさまにも十分にご理解をいただき、ご協力いただけますよう、よろしく申し上げます。

（旭区社会福祉協議会内）

担 当：菊地

電 話：392-1123

F A X：392-0222

メール：asahi-ks@ceres.ocn.ne.jp

《No》《自治会町内会》 会長様

神奈川県共同募金会旭区支会
支会長 中野 保弘

令和5年度共同募金運動の実施に伴う 戸別募金（封筒募金）への協力について（お願い）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

共同募金の実施に際しましては、例年格別のご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、今年も10月1日から全国一斉に共同募金運動が始まり、旭区におきましても様々な募金活動を予定しております。お忙しい時期にお手数をおかけしますが、自治会町内会の皆様のご理解とご協力をいただき、戸別募金を実施したいと存じます。

つきましては、別紙の実施要領をご一読いただき、無理のない範囲で募金活動へのご協力をお願いいたします。

なお、【専用払込用紙にて『ゆうちょ銀行の窓口』で共同募金納入のお手続きをされた場合、硬貨取扱手数料・現金手續料金加算・送金手数料が無料】となります。

1. 募金の受付期間 令和5年10月1日(日)～令和6年1月31日(水)

※従前は10月～12月までの3か月間としていましたが、期間を延長して実施します。

各自治会町内会のご事情に合わせて柔軟な対応をお願いします。

※期日を過ぎて納入される場合は、事務局までご一報ください。

※旭区社会福祉協議会窓口での受付日時は【平日9時～17時】となります。

2. 貴会の募金目標（目安）額 ￥ 《目安額》.-

$$\left(\begin{array}{l} \text{【¥22,406,000】} \\ \text{戸別募金目標（目安）額} \end{array} \right) \times \left(\frac{\text{【《世帯数》】 貴会世帯数}}{\text{【80,074】 区内登録世帯数}} \right)$$

(赤い羽根（一般）募金+年末たすけあい募金) ※ 世帯数は令和5年8月現況届届世帯数

共同募金にはなぜ目標額があるのか？

「共同募金」は、事前に使いみちや集める額（目標額）を定め、地域福祉のための募金と配分に関する計画をたてることが法的に義務づけられています。（社会福祉法第10章第3節第112条）

できる限り“事前に申請された配分要望”に応えるため、その財源の確保を目標としています。

この「目標額」を世帯数で割った額が1世帯あたりの額（目安額）です。

ですが、あくまでも「目安額」であり、決して「割り当て額」ではありません。

募金を呼びかけていただく際、地域のみなさまにも十分にご理解をいただき、ご協力いただけますよう、よろしく申し上げます。

裏面あり

3. 募金の受付方法（次のいずれかの方法で受付いたします）

（1）【郵便払込】

専用払込用紙に必要事項をご記入の上、最寄りの『郵便局窓口』でお振込みください。
後日、領収書を会長宛てにお送りいたします。

- ①領収書に『封筒枚数』の記入を希望される場合は、お手数をおかけしますが、払込用紙の通信欄に『封筒枚数』をご記入ください。
- ②募金が集中する時期は領収書の発行に1か月以上かかる場合がございます。
- ③1件につき10万円を超える払込には、郵便局によってはご依頼人の確認のため、免許証などの本人確認書類や（自治会町内会名であれば）会則の提示を求められることがあります。そのため目標（目安）額が10万円を超える自治会町内会には複数枚払込用紙をお送りしていますので、ご承知いただきますようお願いいたします。

（2）【窓口受付】

共同募金会旭区支会事務局へご持参ください。受付時間は、平日9時～17時となります。

- ①領収書に『封筒枚数』の記入を希望される場合は、お手数をおかけしますが、ご持参時に封筒枚数を窓口にてお伝えいただくか、窓口で封筒をご持参ください。
- ②募金額・封筒枚数の集計に多少お時間をいただきます。
- ③窓口では釣銭のご用意ができません。募金をお持ちいただく際は、釣銭のないようお願いいたします。

4. 募金の取扱い

戸別募金は『赤い羽根（一般）』と『年末たすけあい』の募金を同時にご協力いただき
おり、受付の際、総額を次のように区分させていただきます。

$$\text{募金総額のうち} \begin{cases} 70\% = \text{『赤い羽根（一般）募金』} ※ 10\text{円未満の端数は『年末』へ} \\ 30\% = \text{『年末たすけあい募金』} \end{cases}$$

5. 高額のご寄付について

2,000円を超えるご寄付をいただいた場合、所得税・住民税の「寄付金控除」の対象となります。免税領収書をご希望の方は、事務局へご連絡ください。

また、下記に該当する高額の寄付者には、神奈川県共同募金会から感謝状が送付されます。

5万円以上ご寄付いただいた個人の方もしくは 10万円以上ご寄付いただいた法人・団体がいらっしゃる場合は、事務局までご連絡ください。

6. 募金資材

別紙「令和5年度 戸別募金関連資材一覧表」をご確認ください。

※不足の資材がある場合には事務局までご連絡ください。

※封筒に住所・氏名・金額欄がありますが記入は任意であり、強制するものではありません。
過去、募金された方のご要望で設けています。

共同募金会旭区支会（事務担当：菊地）

〒241-0022 旭区鶴ヶ峰1-6-35 ぱれっと旭（旭区社会福祉協議会内）

電話：392-1123 FAX：392-0222 Mail：asahi-ks@ceres.ocn.ne.jp

令和5年度 戸別募金関連資材 一覧表

No.	配布内容	部数
自治会・町内会長様あて		
1	依頼状	1枚
自治会・町内会用		
2	令和5年度共同募金実施要領	1枚
3	募金用（郵便局）専用払込用紙	《払込票》 枚
4	PR用ポスター（掲示板用）	《掲示板》 枚
班長・組長様用		
5	封筒募金の取り扱いについて	《班数》枚
6	委嘱状・ボランティア証	《班数》枚
各世帯配付用		
7	共同募金のお願い【あさひだより】（世帯数分）	《世帯》枚
8	募金専用封筒（ご希望数）	《希望》枚
その他（希望された自治会町内会のみ配送）		
9	赤い羽根（ご希望数）	《希望》枚
10	ありがとうステッカー（ご希望数）	《希望》枚
11	領収書（ご希望数）	《希望》枚

※依頼状および令和5年度共同募金実施要領以外の資材は、事前アンケートにてご回答いただいた資材数をお送りしています。
ご提出がなかった自治会町内会については、前年度資材数をお送りしていますので、ご了承ください。

配布数の不足や内容についてのお問い合わせは・・・

共同募金会旭区支会 事務担当：菊地

旭区鶴ヶ峰 1-6-35 旭区社会福祉協議会内

TEL:045-392-1123 FAX:045-392-0222

受付時間：平日の9時～17時

令和5年9月 日

班 長・組 長 様

神奈川県共同募金会旭区支会
支 会 長 中野 保弘

令和5年度共同募金運動の実施に伴う 「戸別募金（封筒募金）」の取り扱いについて（お願い）

日頃から、共同募金運動にご協力いただき、誠にありがとうございます。
今年度も自治会町内会単位による『戸別募金』の実施にあたり、みなさまのご協力をお願いいたします。
お忙しいところ誠に恐縮ではございますが、次の要領によりお取り扱いくださいますよう、よろしくお願いいたします。

1. 受付期間 令和5年10月1日(日)～令和6年1月31日(水)
※従前は10月～12月までの3か月間としていますが、期間を延長して実施します。
各自治会町内会のご事情に合わせて柔軟な対応をお願いします。
2. 募金資材 9月下旬までに自治会町内会会長宅または事前アンケートにてご指定いただいた場所へ発送しています。各世帯への配布をお願いします。
チラシを各世帯へ配付しない場合、回覧資料としてご活用いただければ幸いです。
3. 募金の目的 共同募金は民間福祉事業の充実と、地域福祉活動推進に必要な資金確保を目的とした、皆様からの善意の募金です。

※募金は任意であり、強制するものではありません。
※募金額は強制ではなく、各寄付者の任意の額でお願いします。
※封筒には住所、氏名、金額の記入欄がありますが記入は任意です。
過去、募金された方の要望で設けています。
4. 募金の回収 募金の回収は、各会・各班の方法でお願いします。
5. 募金の取りまとめ 回収された募金は、自治会町内会ごとに取りまとめをお願いします。
6. 募金の受付 募金の受付につきましては【専用の払込用紙にて『ゆうちょ銀行の窓口』でお手続きをされた場合、硬貨取扱手数料・現金手数料金加算・送金手数料が無料】となります。

共同募金会旭区支会（事務担当：菊地）

旭区鶴ヶ峰1-6-35 ぱれっと旭内

電話：392-1123 fax：392-0222

受付：平日の9時～17時

共同募金 Q&A

Q 1 「赤い羽根共同募金」と「年末たすけあい募金」は、どう違うの？

A 1

どちらも共同募金会が行っている募金活動です。

「赤い羽根共同募金」は、10月1日から翌年3月31日まで実施されます。

一方、「年末たすけあい募金」はその名のとおり、年越しに向けての隣近所の助け合いがその発端になっている募金運動です。全国的な運動期間は12月1日から年末までですが、旭区ではより計画的に配分を行うために10月から開始しています。

Q 2 募金は自発的・任意的なもの。どうして「目標額」があるの？

A 2

募金活動実施に先立ち、配分希望団体から「何をするために」「どれくらいの」募金の配分が必要かを申請していただきます。その申請内容を県民・区民の代表者からなる配分委員会で審議し、必要性・緊急性などを考慮して配分計画を立てます。その配分計画から出されるものが募金の目標額です。

皆様からの募金を必要とされているところへ効果的に配分するために、あらかじめ計画を設定しています。

区民の皆様には全体の目標額とともに、1世帯いくぐらい寄付すればその目標額を達成できるのかを算出しています。また、「どれぐらい協力すればいいの？」と聞かれたときの目安としても1世帯あたりの目標額を示しています。

ただし、「目標額」は皆様に強制や割り当てをするためのものではありません。募金は任意のものであり、お気持ちに応じて寄付していただければと存じます。

Q 3 集まったお金はどんなことに使っているの？

A 3

「赤い羽根共同募金」は以下の①～③のように使われています。

- ① 区内で活動している家事援助等のボランティアグループや区内にある福祉施設及び地域作業所（備品の購入・建物の整備費用等）などに配分されています。
- ② 神奈川県全域を対象にして①のような団体・用途のために配分されています。
- ③ 旭区社会福祉協議会の事業費として、区内で活動するボランティアグループ・当事者団体などへの助成金、災害見舞金、広報紙の発行などに使われます。

「年末たすけあい募金」は以下の①～③のように使われています。

- ①区内 19 の地区社会福祉協議会の事業費として配分されています。
- ②区内で活動している当事者団体などへの助成金として配分されています。
- ③生活にお困りの方への食糧支援などに使われます。



令和5年度 共同募金実施要領

～ つながりをたやさない社会づくり ～

社会福祉法人神奈川県共同募金会

昭和22年、共同募金運動は戦後の荒廃した社会・経済状態の中で、「困ったときはお互いさま」の精神のもとに、国民たすけあい運動の一環として始まり、今年で77回目を迎えます。

募金の使いみちも、地域に密着した多様な福祉活動や災害時の被災者支援活動など、時代の変化とともに、その時々々の社会情勢の中で必要とされるさまざまな福祉活動へ配分に重点を置きながら、県内の地域福祉を推進してまいりました。

令和2年度から続くウイルス感染下においては、企業や社会福祉協議会、NPO等と連携しながら、生活に困窮される方々への食料品等の提供や居場所を失い社会的に孤立している方々へ生活支援を行うための緊急支援事業を実施してまいりました。

ポストコロナへの転換期にある現在においても、長期にわたるウイルス感染下の影響が大きな爪痕を残し、さらに支援を必要とする方々の増加が社会的な課題となっています。

今年共同募金運動は、引き続き、「つながりをたやさない社会づくり～あなたは一人じゃない～」を全国共通テーマに掲げて、“神奈川県内の地域福祉の推進”とともに社会的課題に対する“緊急支援事業”、国内大規模災害時の“被災者支援事業”にも積極的に取り組んでまいります。

I 共同募金の役割

1. 総合的な募金運動

共同募金は、地域福祉を推進する施設・団体が、それぞれ募金活動を行うことによって生じる混乱を避けるため、共同募金会が総合的に行う寄付金募集です。

2. たすけあいの心の普及

共同募金は、住民一人ひとりの“たすけあいの心”を育み、地域で行うさまざまな福祉活動を通じて、福祉文化の創造につながることを願って展開します。

3. 民間運動体としての事業展開

民間運動体としての役割を明確にして、事業の公平性・公益性を保つために法令を遵守するとともに、民間資金としての特質である「先駆性」「柔軟性と即応性」「多様性」を十分に発揮して事業を展開します。

4. 全国協調と地域性

共同募金運動は、全国一斉に協調して行われますが、実施の区域は都道府県とし、地域福祉を構成する県民との協働により実施します。

5. ボランティア活動

共同募金は、ボランティアの組織的な活動による協力を得て推進します。

6. 公表

寄付者の信託に基づいて寄付金の公正な管理・配分を、県民の理解と支持を得るために募金及び配分の計画を公表し、共同募金の透明性を確保します。

II 実施主体

共同募金は、社会福祉法人神奈川県共同募金会と県内58支会(19市25区14町村)で実施します。

III 募金期間

共同募金運動は、社会福祉法第112条の規定に基づき、厚生労働大臣が定める期間である令和5年10月1日(日)から3月31日(日)までの6カ月間を実施期間とします。

ただし、市区町村を単位として実施する共同募金は、各地域の事情等に配慮して、従前と同様、12月31日までの3カ月間を募金期間とすることに差し支えありません。

なお、寄付金は、年間を通じていつでも受け入れることができます。

また、県共同募金会では、1月から3月までの3カ月間を強化期間として、県内に本社を置く企業等との協働事業を推進します。

IV 令和5年度共同募金計画

共同募金は、社会福祉法第119条の規定により、民間社会福祉施設・団体が地域福祉を推進するために必要とする資金量をあらかじめ把握して、募金目標額と配分計画を定めて組織的に行う「計画募金」です。

令和5年度は、配分計画及び目標額を次のとおり定めて、募金・配分事業を展開します。

◆ 令和5年度募金目標額(配分計画額) 12億円

◆ 赤い羽根募金(一般募金)	8億2,298万円
1. 市区町村社会福祉協議会が行う地域福祉活動	3億436万円
2. 民間社会福祉施設が行う福祉活動	2億2,350万円
3. 広域的な福祉活動を行う民間団体の事業	6,670万円
4. 小地域で活動する在宅福祉サービス団体の事業	3,500万円
5. 全国共通配分テーマ等に則した重点配分事業	500万円
6. 国内大規模災害時に緊急に対応する資金	3,600万円
7. 社会的課題に対する緊急支援事業および災害対応事業	1,000万円
8. 全国的な共同募金の展開にあたる中央共同募金会の事業	328.7万円
9. 県共同募金会が行う事業	8,074.3万円
10. 市区町村支会が行う事業	5,839万円

◆ 年末たすけあい募金

3億7,702万円

市区町村社会福祉協議会が当該地域を単位として、援助を必要とする人たちの生活や地域福祉を支えるボランティア団体などの活動を支援するための資金。

V 募金活動の展開

募金活動は、前記「Ⅲ 募金期間」に定める期間内に募金ボランティア活動を通じて、ご協力いただけるように次の方法により展開します。

また、「赤い羽根募金」と「年末たすけあい募金」を同時に募集する場合は、各募金の趣旨を明確にして寄付者の誤解を招かないように実施します。

新型コロナウイルス感染症の5類移行後の対応について

令和2年から続いたパンデミック下の共同募金運動は、中央共同募金会が策定した「募金活動実施にあたっての衛生配慮に係るガイドライン(第2版)」(以下「ガイドライン」)に則り、これまで実施してきました。

令和5年5月8日より新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が5類に移行したことで、感染対策における“政府の対応”が「個人の選択を尊重し、国民の自主的な取組をベースとしたもの」に変更されました。

基本的感染対策の考え方としては、個人・事業者の判断が基本としつつも、重症化リスクに対応する場合の「マスク着用」「手洗い等の手指衛生」「換気」「三密の回避および対人距離の確保」が有効とされています。

また、屋内イベント会場等に際しては、入場時の検温、消毒液の設置、アクリル板・ビニールシート等のパーテーションの設置に関しても、他の感染対策との重複・代替可能性などを勘案し、事業者においての要否を判断することとされています。(厚生労働省HPより)

令和5年度共同募金運動は、寄付者である県民皆さまはもとより、募金ボランティアの方々や共同募金関係者等に対して、安心と信頼を担保しながら実施することが重要であることから、“政府の対応”の変更等を踏まえた上で、「ガイドライン」を参照し、その場の状況に合わせてご対応いただき、募金活動を実施していただきますように、ご配慮をお願い申しあげます。

1. 戸別募金

自治会・町内会や民生委員などの協力を得て、共同募金の趣旨・目標額・配分計画などを説明し、住民の自発的な協力によって寄付金が拠出されるように各家庭にお願いする募金です。

- (1) 戸別募金は、基本的にボランティアが各家庭を訪問して、共同募金の趣旨・目標額・配分計画などを説明し、住民の自発的な協力によって寄付金が拠出されるよう努めます。
- (2) 寄付者の判断の目安として、おおよその寄付金額を示すことは差し支えありませんが、強制感を伴わないよう十分に配慮して実施します。
- (3) 自治会・町内会費などから一括して寄付をいただく場合は、事前に共同募金の趣旨を周知して、寄付者の理解を得られるように努めます。
また、広報紙を各家庭に配布して、広報・啓発活動を推進します。
- (4) 自治会・町内会などに未加入の新興マンション住民に対して、管理組合等の協力を得ながら、募金活動や具体的な使途の周知を図り、事業を展開していきます。
- (5) 寄付金を受け入れた時は、所定の領収書を発行して適正に取り扱います。
- (6) 高額の寄付者については、所得税・住民税の「寄付金控除」となる“税制上の特典”があることを周知します。

2. 街頭募金

ボランティアの協力を得て、鉄道各社の駅構内及び駅周辺やスーパー・商店街などの敷地内で、通行する皆さまにお願いする募金です。

- (1) 街頭募金は、募金期間開始後、当該支会の地域内の主要な地点において、継続的に実施できるようボランティアの参加を広く呼びかけるとともに、通行の妨げにならないよう人員の配置などに留意して計画的に行います。
- (2) 拡声器や音声等再生装置を用いた呼びかけ手段を準備するなど、募金活動時の状況に応じた対応に配慮して実施します。
- (3) 掲示物（ラミネート、パネル等）やチラシボックスを設置するなど、「視覚」による協力の呼びかけも効果的な手段のひとつとして採用します。
- (4) 寄付者に対しては、領収書の代用として“赤い羽根”もしくは“赤い羽根シール”を配付し、共同募金運動の広報・啓発に積極的に努めます。
- (5) 募金箱を開閉する場合は、当該支会の責任者が立ち会って実施します。

3. 法人募金

県内の企業・法人などに対して、郵便や訪問によってお願いする募金です。

- (1) 法人募金は、個々の企業などに協力を呼びかけるとともに、経済関係の団体と連携を保ちながら行うように努めます。
- (2) 本支店など法人の組織に関わらず、その事業所の所在する地域の福祉向上に参加されるように理解を求めます。
- (3) 拠出される寄付金が、法人税法上の全額損金扱いとなる“税制上の特典”を周知し、募金の開拓に努めます。
- (4) 募金に際しては、事前に募集計画を立てて依頼先を決定し、ダイレクトメール方式を活用するなどの方法により、寄付先の拡大に努めます。
- (5) 企業が製造・販売する商品等による物品寄付を受け入れて、社会福祉施設の利用者や生活困窮者への現物配分事業を実施します。

4. 学校募金

小・中学校、高等学校、大学、専門学校などに在籍する児童・生徒・学生や教職員にお願いする募金です。

- (1) 学校募金は、児童・生徒の福祉教育の一環として、教育委員会・校長会・PTA・職員組合などの理解を得られるように努めます。
- (2) 募金は、児童・生徒の自主性に配慮した呼びかけによって行いますが、学校・子ども会などに働きかけて、リーフレットやキャラクター仕様の募金箱等を活用することで関心を高めます。

5. 職域募金

県内の企業・法人、官公庁などの社員・職員に対してお願いする募金です。

- (1) 職域募金は、企業等で働く方がたを対象としますが、その幹部や労働組合などの理解を

得ながら実施します。

- (2) 募金方法は、キャラクターバッジ・クオカード等を活用し、ポスター掲示により広く周知を促すなど、職場の環境に合わせて積極的な活動を促進します。

6. イベント募金

県内に拠点を置くプロ・スポーツチームとの協働事業をはじめ、各地域で催される行事の際に呼びかける募金です。各チームや地元自治会が示している注意事項等を踏まえたうえで、募金活動を実施します。

- (1) 各チームが実施するイベント会場や試合会場で、チームキャラクターのバッジ募金をはじめ、コラボグッズ等による広報活動を展開します。
- (2) 各チーム所属の選手が提供したサイン入りグッズを、チャリティーオークションに出展し、落札された金額を寄付金として受け入れます。
- (3) 福祉まつりや福祉大会など、当該地域内で開催されるさまざまなイベント事業に参加して、募金・広報活動を展開します。

7. その他の募金

前記の区分に当てはまらない募金です。

- (1) 子ども会や老人会、ロータリークラブやライオンズクラブなどの企業・法人に該当しない団体からの寄付を受け入れます。
- (2) 個人からの寄付を受け入れます。(個人大口寄付金を含みます)
- (3) 企業との協働事業として実施する「共同募金仕様自動販売機」等を設置して、売り上げの一部を清涼飲料水メーカーから寄付金として受け入れます。
- (4) 金融機関に預け入れた寄付金の預金利息(年2回)は、寄付金として計上します。

VI 配分事業の展開

1. 配分審査

令和5年度共同募金に対して、県内の民間社会福祉施設・団体から寄せられる申請要望は、募金期間終了後、あらかじめ定められた配分計画及び「令和5年度共同募金配分基準」に基づき、公正かつ厳正な審査を行います。

2. 配分金による事業の実施

配分金は、年末たすけあい援護資金など、直ちに使用するものを除き、原則として配分決定施設・団体の令和6年度事業費に充当します。

なお、「年末たすけあい募金」による配分事業は、別に定める「令和5年度年末たすけあい運動実施要綱」に基づき実施します。

3. 配分金による事業の周知

配分金による事業は、神奈川新聞紙上及び全戸配布資料などを通じて公表するとともに、赤い羽根データベース「はねっと」により、インターネット上で使途を公表します。

また、配分決定施設・団体からも積極的な広報が行われるよう協力を求めます。

VII 寄付金の取り扱い

1. 寄付金の管理

- (1) 募金ボランティアは受け入れた寄付金を速やかに支会へ納入し、支会は収納した寄付金を速やかに県募金会に送金します。
- (2) 寄付金の取り扱いは厳正を期し、別に定める諸規程に基づいて適正に管理し、寄付者の信託に応えます。

2. 共同募金運動経費

共同募金運動の実施に要する経費は、厚生労働省の指導(注)により、募金実績額の概ね1割とし、適正に執行します。

(注)都道府県知事宛・昭和42年9月19日付社庶第340号厚生省社会局長通知

VIII 個人情報の取り扱い

共同募金を実施する上で取得した個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日法律第57号)及び神奈川県共同募金会「個人情報保護規程」(平成17年6月1日施行)に基づき適正に管理いたします。



共同募金2023 地域版

あさひだより

神奈川県共同募金会 横浜市旭区支会

〒241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰1-6-35
横浜市旭区社会福祉協議会内
TEL:045-392-1123 FAX:045-392-0222
Mail:asahi-ks@ceres.ocn.ne.jp

赤い羽根共同募金は「しんらの町を良くするしくみ」として、地域の福祉保健活動や施設設備への助成金などに活用されています。

赤い羽根共同募金 募金活動について

毎年10月1日から、旭区内で様々な募金活動を行っています。
街頭募金や戸別募金では、区内小学生によるジュニアボランティアや地域活動団体(民生委員・児童委員、連合自治会町内会、地区社会福祉協議会など)の皆様にご協力をいただいています。



共同募金PR大使
野毛山動物園の
チンパンジー「コウタロウ」



ジュニアボランティアによる街頭募金活動

令和4年度共同募金 寄付金総額 **18,546,274円**

あたたかいご支援ありがとうございました。

赤い羽根募金のつかいみち

令和4年度寄付金総額：15,054,984円

(上記は他市町村からの配分金 2,079,520円 を含む金額です。)

- 1：区内施設の設備工事等 9,570,000円
- 2：区内社会福祉団体の事業費 900,000円
- 3：区社会福祉協議会の事業費 4,584,984円

年末たすけあい募金のつかいみち

令和4年度寄付金総額：5,570,810円

- 1：区内19地区社会福祉協議会の事業費 4,490,284円
- 2：福祉団体助成金 583,000円
- 3：生活困窮者支援事業費(食料支援等) 497,526円

旭区社会福祉協議会では、共同募金配分金を次のような事業に活用しています。

- 区内活動団体への助成金(あさひふれあい助成金 等)の配分
- あさひいきいき宣言(旭区社協広報紙)の発行
- きらっとあさひ福祉大会の開催
- 災害見舞金の交付 など



相模鉄道株式会社は、赤い羽根共同募金を通じて、沿線の地域福祉を応援しています。



子育て支援団体の親子交流イベントへの助成



一人暮らし高齢者を対象とする配食サービスへの助成



生活困窮者支援事業(食品等頒布会)の実施

ありがとうメッセージ

【赤い羽根募金】

あさひふれあい助成金配分団体より
配食による一人暮らし高齢者の見守り活動ができています。

【年末たすけあい募金】

生活困窮者支援事業(食品等頒布会)より
食料をたくさんいただき、助かりました。



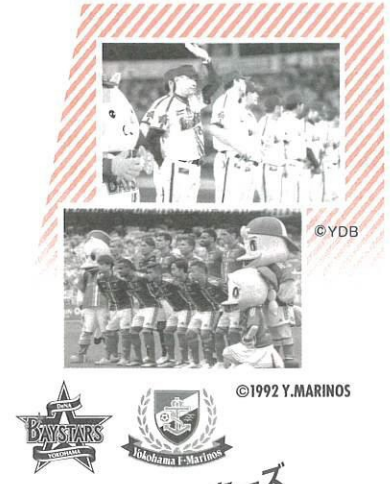
高齢者の居場所(サロン)活動への助成

令和5年度共同募金運動の全国共通テーマは 「つながりをたやさない社会づくり」です。

令和2年から続いたウイルス感染下による人々の行動制限も徐々に解除され、本年5月、感染症法上の分類が緩和されたことで、社会・経済活動が感染前の状況に戻り始めています。

そんな中、生活に困窮される方々や社会的に孤立している方々、さらにはウクライナから県内に避難されている方々をはじめ、毎年、記録的な大雨等による大規模災害により避難生活を余儀なくされる方々など、いま多くの方々への支援が一層求められています。

ことしの共同募金運動は、引き続き「つながりをたやさない社会づくり」を全国共通テーマに掲げて、緊急的な対応が求められている社会的課題への支援事業や災害支援事業とともに、引き続き、神奈川県内の地域福祉活動を推進してまいります。



★横浜DeNAベイスターズ
★横浜F・マリノス
ともに赤い羽根共同募金を
応援しています!

Q 共同募金ってなに?

共同募金は、民間が行う寄付金募集として、毎年、厚生労働大臣の告示により実施する「たすけあい」の運動です。

昭和22年、戦後復興の一助となることを目的として始まった共同募金は、現在では、皆さまがお住まいの地域の中でさまざまな福祉活動に役立てられています。

皆さまの善意を適正に取り扱うために、募金の使いみちなどが「社会福祉法」で定められています。



Q 募金なのに、 どうして目標額があるの?

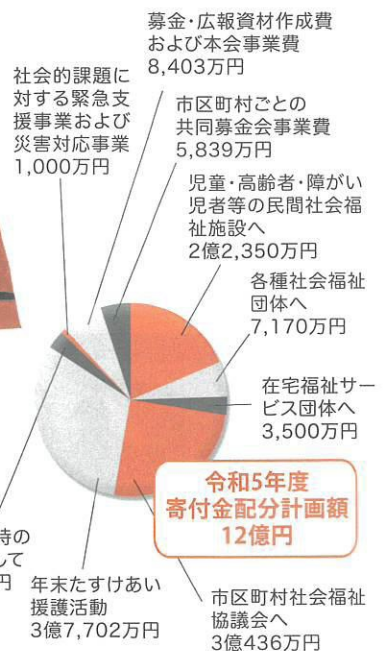
地域福祉を進めるために、活動資金をあらかじめ把握して、計画的に募金を行うことが「社会福祉法」で定められています。

募金は任意ですが、地域福祉を資金面で支えていくためにご協力をお願いします。

Q 共同募金って 何に使われるの?

募金の7割は、あなたの町の高齢者や障がい者の家事援助や配食・会食サービス、子育て支援などの草の根的ボランティア活動などに役立てられています。

募金の3割は、児童養護施設の遊具や障がい者施設の福祉車両の整備などへの支援をはじめ、ウイルス影響下での緊急支援活動や国内大規模災害時の災害ボランティア活動に役立てられています。



税制の特典があります!

- ◎個人の場合は…所得税・住民税は2,000円を超える金額が寄付金控除の対象となります。
※故人の遺産を寄付される場合は、租税特別措置法第70条により「相続税」が非課税となる優遇措置があります。
- ◎法人の場合は…「全額損金」扱いとなります。(詳しくは、本会までお問い合わせください)
- 共同募金の使途は、「はねっと」で公開しています。 <https://www.akaihane.or.jp/hanett>
- 社会福祉法人神奈川県共同募金会では、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日・法律第57号)に基づき、個人情報を通正に取り扱います。●寄付のご相談・ご照会は、社会福祉法人神奈川県共同募金会までご連絡ください。
〒221-0825 横浜市神奈川区反町3丁目17番2 神奈川県社会福祉センター 6階 電話 045-312-6339

「令和5年度の目標額は
12億円」

赤い羽根共同募金にご協力をお願いします!
【募集期間】10月1日～3月31日(※)

※共同募金運動は厚生労働大臣が定める同期間で実施しますが、県内一部の地域では、従前と同様に10月1日から12月31日までの3カ月間で実施いたします。

じぶんの町を良くするしくみ。
赤い羽根共同募金





区連会 9月説明資料
令和5年9月19日
2027国際園芸博覧会協会整備課

2027年国際園芸博覧会 環境影響評価準備書の手続きについて

本博覧会は、国際的な園芸文化の普及や花と緑のあふれる暮らし、地域・経済の創造や社会的な課題解決等への貢献を目的として、旧上瀬谷通信施設地区の一部を会場として活用し、開催するものです。本博覧会の環境影響評価については、横浜市環境影響評価条例に基づき、環境影響評価準備書（以下、「準備書」という。）の手続きを進めていますが、説明会の開催予定等について、事前にお知らせさせていただきます。詳細については、今後、改めてお知らせしたいと考えています。

1 説明会の開催について（予定）

- (1) 第1回：10月27日（金）、瀬谷公会堂、18時30分開始、先着430名
 - (2) 第2回：10月28日（土）、旭区役所新館2階大会議室、18時開始、先着80名
 - (3) 第3回：10月29日（日）、瀬谷公会堂、18時30分開始、先着430名
 - (4) 第4回：10月30日（月）、旭公会堂、18時30分開始、先着460名
- ※ 説明会及び準備書の概要を周辺の皆様に各戸配布予定（10月中）

2 準備書の縦覧及び意見書の提出について（予定）

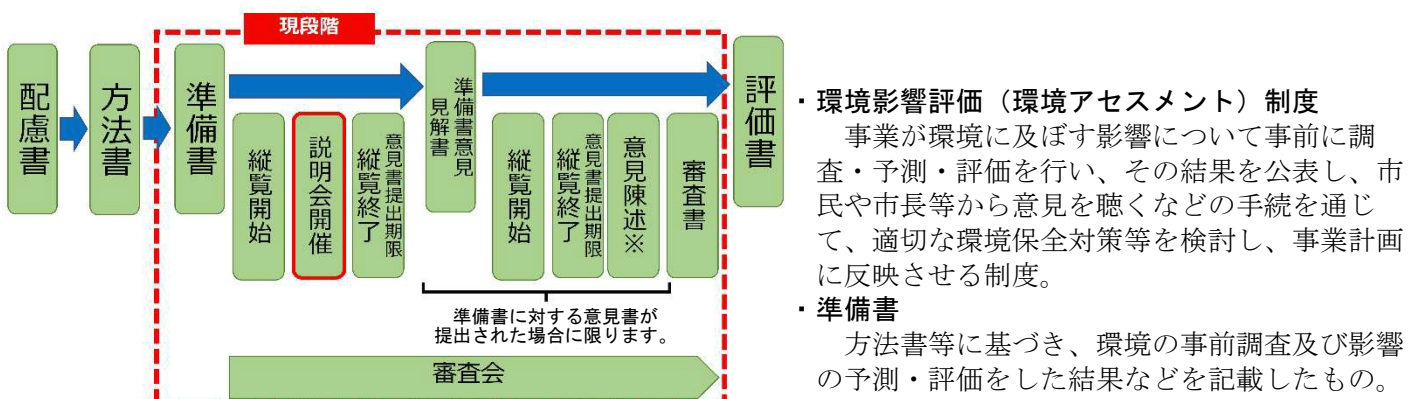
- (1) 準備書の縦覧について（※日程は、広報よこはま10月号に掲載予定）
 - ・縦覧期間：令和5年10月下旬から45日間（土・日・祝日を除く）
 - ・縦覧場所：環境創造局環境影響評価課、旭区役所、瀬谷区役所
- (2) 意見書の提出について

提出期間は、縦覧期間と同じです。意見書用紙に記入し、環境影響評価課に持参もしくは、郵送、電子申請も可能です。

3 対象事業の概要について

事業者の氏名	公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会 代表理事 河村 正人
対象事業の名称	2027年国際園芸博覧会
対象事業の種類、規模	開発行為に係る事業（第1分類事業）、対象事業実施区域の面積：約118.1ha（会場区域 約75.2ha、駐車場及びバスターミナル 約42.9ha）
対象事業実施区域	横浜市旭区上川井町、瀬谷区瀬谷町

【参考：環境影響評価手続き】



【問い合わせ先】公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会整備課 花本、有賀（TEL：045-307-2047）

自治会・町内会長 各位

旭区福祉保健課長

6区合同（旭・保土ヶ谷・緑・戸塚・泉・瀬谷）災害時医療のぼり旗掲出訓練の 実施に伴う告知ポスターの掲出について（依頼）

日ごろから皆様には、防災減災に向けた各種取組に御尽力いただきありがとうございます。

さて、横浜市では、震度6弱以上の大規模震災発生時に、被災を免れ診療、開局が可能な医療機関・薬局は、その目印として「診療中」「開局中」と記載されたのぼり旗を掲出し、診療することとしています。

本取組について区民の皆様への周知を促進し、発災時に災害時医療体制が円滑に構築されることを目的として「災害時医療のぼり旗掲出訓練」を実施いたします。今年度は、昨年度合同で実施した旭・保土ヶ谷・緑・戸塚・泉・瀬谷の6区が参加する予定です。

つきましては、9月の自治だよりで本訓練の実施及び災害時の医療体制に関する告知ポスターを配布いたしますので、掲示板への掲出に御協力をお願いいたします。

1 訓練実施期間

令和5年10月23日（月）～25日（水）の3日間

2 訓練内容

災害協力医療機関及び薬局が診療時間、営業時間内の診療等に支障なく対応できる範囲で、横浜市医療局から予め提供されている災害時のぼり旗 **診療中** **開局中** を掲出します。

3 掲示を依頼する掲示物

A4版ポスター【別紙1】

4 掲出期間

令和5年9月下旬から10月25日（水）まで

5 その他の周知方法

広報よこはま旭区版10月号にて訓練の告知予定。今年度は記事文章だけでなく、「あさひくん4コマ漫画」でも本訓練について周知予定。



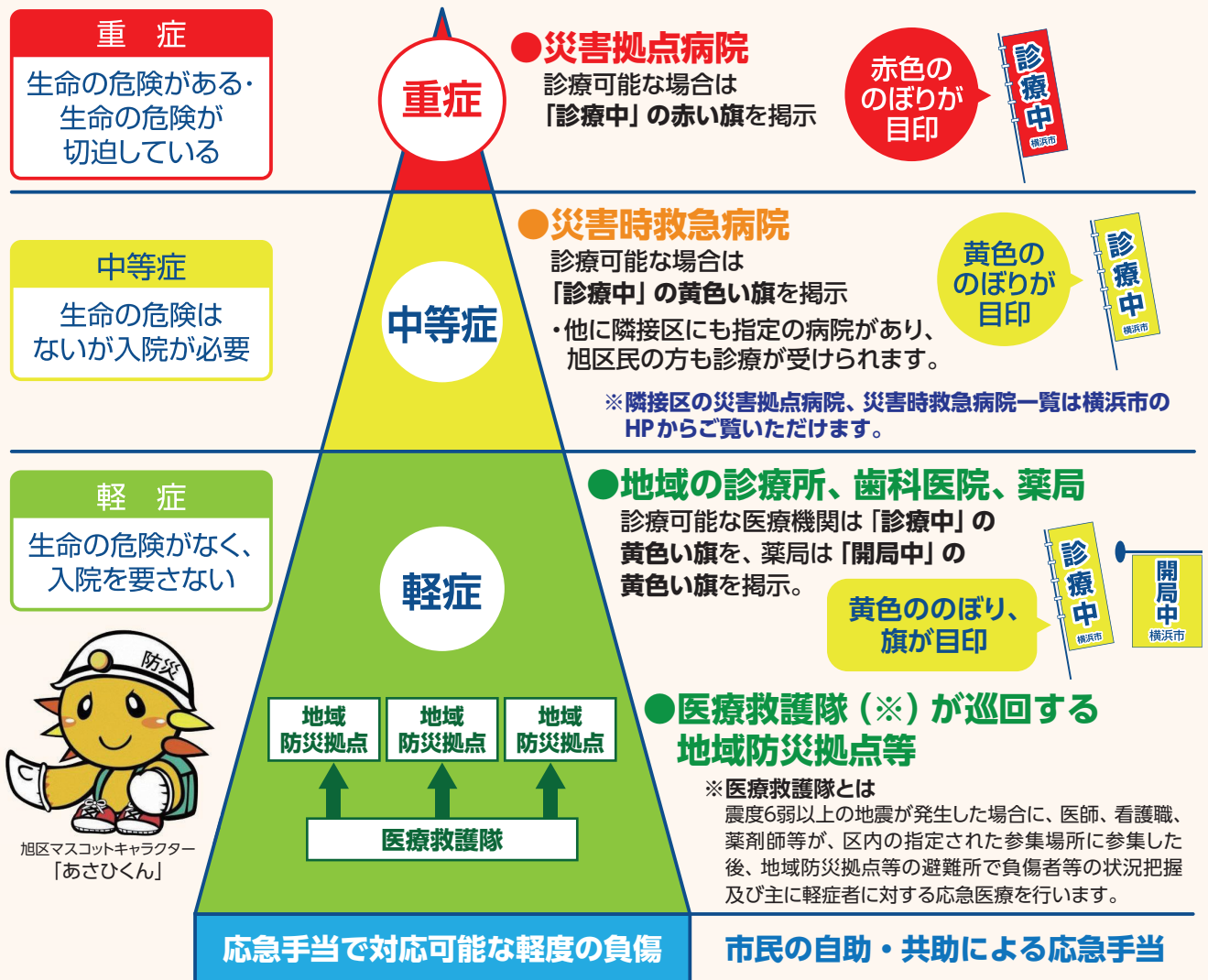
令和5年度 旭区3師会 災害時医療のぼり旗掲出訓練

期間 令和5年 **10月23日(月)～25日(水)**

地域の協力医療機関である病院、一般診療所、歯科診療所、薬局が、「診療中」「開局中」の“のぼり旗”を掲出します。

※ 震度6弱以上の大規模震災発生時に、被災を免れ診療、開局が可能な医療機関・薬局は、その目印として「診療中」「開局中」と記載されたのぼり旗を掲出し、診療、開局することとしています。

緊急度・症状の重さに応じて、医療機関等を選択しましょう。



日頃からの備えも大切です!

- ① 近所の医療機関等を調べておきましょう。
- ② 処方薬等の正確な情報を携帯しましょう。
- ③ 処方薬等は1週間程度の予備を手元に。

区連会 資料 3-4

旭地振第 850 号
令和 5 年 9 月 4 日

旭区自治会町内会長 各位

旭区役所地域振興課
資源化推進担当課長

自治会町内会等への秋の花苗配布及び 2027 年国際園芸博覧会に向けた機運醸成への協力依頼について（通知）

日頃から、「旭区花いっぱい事業」の推進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。
さて、公園や歩道など公共の場所での花植えを積極的に進めている自治会町内会等の団体に対して、花と緑に親しむきれいな街づくりと、ポイ捨てや不法投棄ができない環境づくりを目的として、区役所から花苗及びフラワーピックの配布を予定しています。

花苗の配布を希望する団体は、別紙「花苗配布希望調書」を御提出いただくか、横浜市電子申請・届出システムから御申請くださるようお願い申し上げます。

なお、希望が多数の場合は、抽選とさせていただきますので、あらかじめ御了承ください。

フラワーピック
イメージ図



○配布予定苗 パンジー（13,000 ポット）

○配布上限数 1 団体 96 ポット以内

※旭区花いっぱい活動推進者表彰を受けた団体は上限を超えて申し込むことが可能です。詳細は個別にご連絡します。

○配布日時 令和 5 年 12 月 3 日（日）8:30～（予定）

※集合時間の詳細については、後日通知します。

○配布場所 資源循環局旭工場（旭区白根 2-8-1）

○提出方法

(1) 横浜市電子申請・届出サービスから申し込み

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/a15fced4-9aa2-4493-9648-e469075d490e/start>

(2) 郵送・FAX・窓口で別紙「花苗配布希望調書」のご提出

◎提出期限 令和 5 年 10 月 13 日（金）必着（FAX 可）

※御希望の自治会町内会および団体については、必ず期限までに裏面の花苗希望調書を御提出ください。期限を過ぎると御希望に添えない場合がございます。



旭区役所地域振興課資源化推進担当
石澤・五十嵐

TEL 9 5 4 - 6 0 9 6

FAX 9 5 5 - 3 3 4 1

花苗配布希望調書（令和5年度秋）

団 体 名	自治会 町内会
担当者氏名	
担当者住所	〒
	TEL
例 希望ポット数	<p>(例) 1・2・3・④ ケース×24ポット=96ポット</p> <p>※1ケースは24ポットです。希望するケース数に○を付けてください。</p> <p>1・2・3・4 ケース×24ポット= ポット</p>
植付け予定場所名称	
植付け予定場所住所	
植付け予定場所案内図 ※周囲の目印となる建物から道案内してください。	

※ F A X の場合、お手数ですが送信後、開庁時間内に御連絡下さい。

(誤送信、裏面送信・未送信等による申請漏れ防止のため)

◎提出先 旭区役所地域振興課資源化推進担当

所在地 〒241-0022 旭区鶴ヶ峰1-4-12

T E L 9 5 4 - 6 0 9 6

F A X 9 5 5 - 3 3 4 1

地区連合自治会町内会長 各位

旭区地域振興課長

令和5年度「旭区地域活動のつどい功労者表彰」候補者の推薦について

旭区では、毎年「地域活動のつどい」を開催し、地域に貢献していただいている各自治会町内会の会長以外の役員などの方に、区として感謝の意を表し、感謝状をお渡ししています。

また、地域の自治会町内会役員の方とあわせて、広く地域の課題に対して活動している団体なども対象とすることにより、自治会町内会の活動の一層の活性化を図ることを目指しています。

つきましては、別添の推薦書により、候補者の推薦をお願いいたします。

なお、対象となる役員は、自治会町内会会則、規約等で役員に位置づけられている役職に限ります。また、推薦委員会で推薦する場合に役員であるかどうかの確認を行うため、各自治会町内会の会則、規約等の提出をお願いします（最新の規約を地域振興課に提出いただいている場合は不要です）。

1 対象者

- (1) 各地区連合自治会町内会及び単位自治会の副会長、事務局長、役員等に、令和6年3月末時点で通算5年以上従事していること
- (2) 地域の課題に対して活動している団体で通算5年以上活動していること

対象除外：民生委員児童委員、スポーツ推進委員、青少年指導員、保健活動推進員
その他地域活動団体などで、社協、市、県、国の表彰制度がある委員、団体等

- ※ 旭区地域活動のつどい功労者表彰実施要項を改正し、活動年数の算定を、役員等就任時より推薦を受けた日の属する年度の3月末日までとしました。
(例：平成31年4月に役員就任 → 令和6年3月末日時点で通算5年)
- ※ 旭区地域活動のつどい功労者表彰実施要領により活動年数の算定をお願いします。
(例…5月定期総会で選出→4月1日から就任しているものとみなします)

2 提出物

- (1) 推薦書
 - (2) 自治会町内会の会則・規約等（既に最新の会則・規約を提出いただいている場合は不要）
- ※ 提出依頼は自治だよりで自治会町内会長へ送付します。（詳細は下記）

3 提出期限

令和5年10月18日（水）

- ※ 各自治会町内会から地区連合自治会町内会長への提出期限は10月10日（火）としております。

裏面あり

4 提出先

旭区地域振興課地域活動係

5 旭区地域活動のつどい功労者表彰式（予定）

(1) 日時

令和5年12月18日(月) 13時30分から14時30分まで

(2) 場所

旭区役所新館2階大会議室

6 推薦書について

推薦書の提出依頼は「自治だより」で各自治会町内会長へ送付します（別紙参照）。

各自治会町内会長には、提出先を各連合町内会長宛にお願いしておりますので、推薦書が届きましたら取りまとめのうえ、地域振興課へ提出をお願いします。

（要綱において推薦者は各連合自治会町内会長としているため）

7 その他（今後の予定）

推薦書の締切り後、区連会三役及び監事による推薦委員会を別途日程等調整のうえ開催します。

担当 旭区地域振興課地域活動係
渋谷・石川
電話 954-6091
FAX 955-3341

自治会町内会長 各位

旭区地域振興課長

令和5年度「旭区地域活動のつどい功労者表彰」候補者の推薦について

旭区では、毎年「地域活動のつどい」を開催し、地域に貢献していただいている各自治会町内会の会長以外の役員などの方に、区として感謝の意を表し、感謝状をお渡ししています。

また、地域の自治会町内会役員の方とあわせて、広く地域の課題に対して活動している団体なども対象とすることにより、自治会町内会の活動の一層の活性化を図ることを目指しています。

つきましては、別添の推薦書により、候補者の推薦をお願いいたします。

なお、対象となる役員は、自治会町内会会則、規約等で役員に位置づけられている役職に限ります。また、推薦委員会で推薦する場合に役員であるかどうかの確認を行うため、各自治会町内会の会則、規約等の提出をお願いします（最新の規約を地域振興課に提出いただいている場合は不要です）。

1 対象者

- (1) 各地区連合自治会町内会及び単位自治会の副会長、事務局長、役員等に、令和6年3月末時点で通算5年以上従事していること
- (2) 地域の課題に対して活動している団体で通算5年以上活動していること

対象除外：民生委員児童委員、スポーツ推進委員、青少年指導員、保健活動推進員
その他地域活動団体などで、社協、市、県、国の表彰制度がある委員、団体等

※ 旭区地域活動のつどい功労者表彰実施要綱を改正し、活動年数の算定を、役員等就任時より推薦を受けた日の属する年度の3月末日までとしました。

（例：平成31年4月に役員就任 → 令和6年3月末日時点で通算5年）

※ 旭区地域活動のつどい功労者表彰実施要領により活動年数の算定をお願いします。

（例…5月定期総会で選出→4月1日から就任しているものとみなします）

2 提出物

- (1) 推薦書
- (2) 自治会町内会の会則、規約等（既に最新の規約を提出いただいている場合は不要）

3 提出期限

令和5年10月10日（火）

4 提出先

各地区連合自治会町内会長

※ 各地区連合自治会町内会長が取りまとめ後、10月18日（水）までに旭区地域振興課にご提出いただくこととしています。

※裏面あり

5 旭区地域活動のつどい功労者表彰式（予定）

(1) 日時

令和5年12月18日(月) 13時30分から14時30分まで

(2) 場所

旭区役所新館2階大会議室

6 その他（今後の予定）

推薦書の締切り後、区連会三役及び監事による推薦委員会を別途日程等調整のうえ開催します。

担当 旭区地域振興課地域活動係
渋谷・石川
電話 954-6091
FAX 955-3341

旭区地域活動のつどい功労者表彰推薦書

令和 年 月 日

横浜市旭区長

次の者等を、旭区地域活動のつどい功労者表彰の候補者として推薦します。

(地区連合会名)

(会長名)

(電話番号)

推薦団体					
所属する 自治会・町内会名					
(ふりがな)					
氏名又は団体名					
住 所 団体の場合は代表 者氏名及び住所	〒旭区 電話 ()				
略 歴	種 別	職 名 等	在 職 期 間		在 職 年 数
			始 期	終 期	
				年 月	年 月
	活動歴 (不足する場合は別紙でもかまいません。)				
	役員歴 (団体の場合は不要です。)				
功労概要	具体的な内容				

※ 当該の役職が自治会町内会における役員に位置づけられているかどうかの確認を行いますので、該当する自治会町内会の会則、規約等を添付してください。

提出期限： 令和5年10月18日(水)

※自治会町内会から地区連合自治会町内会長への提出期限:10月10日(火)

提出先： 旭区役所地域振興課地域活動係 (区役所2階21番窓口)

担当： 渋谷・石川 電話 954-6091

旭区地域活動のつどい功労者表彰実施要綱

制 定 平成18年1月30日

最近改正 令和4年9月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、旭区内の自治会町内会又は地区連合自治会町内会（以下「自治会町内会等」という。）において、役員等として当該自治会町内会等の運営に寄与した者に対する感謝状の贈呈に関し、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象)

第2条 表彰の対象は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 自治会町内会等における副会長等の役員等として通算5年以上従事しているもの
- (2) 永年にわたり、自治会町内会等の活動に尽力し、その功績が顕著なもの

(被表彰者の資格)

第3条 表彰を受けることができるものは、前条第1号又は第2号に該当し、旭区内において活動している個人等とする。

(表彰候補者の推薦)

第4条 各地区連合会長は、第2条及び第3条の規定により、表彰を受けるにふさわしいものを表彰候補者として区長に推薦することができる。

(被表彰者の決定)

第5条 前条により推薦された表彰候補者については、別に定めるものをもって構成する推薦委員会において選考する。

- 2 区長は、前項の選考結果に基づき、被表彰者を決定する。
- 3 第1項の推薦委員会の運営は別に定める。

(表彰の方法)

第6条 第2条の表彰については感謝状により、区長が行う。

(表彰の時期)

第7条 表彰は、原則として毎年1回行う。

(実施細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年1月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

旭区地域活動のつどい功労者表彰実施要領

制 定 平成18年1月30日
最近改正 令和4年9月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、旭区地域活動のつどい功労者表彰実施要綱（以下「要綱」という。）第8条の規定に基づき、必要な事項を定める。

(表彰の対象となる活動)

第2条 要綱第2条第1号及び第2号に定める表彰の対象となる活動は、自治会町内会又は地区連合自治会町内会（以下「自治会町内会等」という。）の活動活性化と併せて自治会町内会等への加入促進を図るための取り組みとする。

(推薦基準)

第3条 表彰候補者の推薦基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 自治会町内会等の役員等としての通算活動年数が5年に達し、現在も引き続き活動をしているもの
- (2) 特に功績が顕著とは、高い功績をあげ、地域活動に多大な評価をされているもの、又は他の模範となる活動であり、地域において波及効果が認められるものをいう。
- (3) 活動年数の算定は、役員等就任時より推薦を受けた日の属する年度の3月末日までとする。

(再推薦)

第4条 既に表彰を受けた者であっても、表彰を受けた日の属する年度の翌年度以降に改めて第3条第1号及び第2号に規定する推薦基準を満たした場合は、再び推薦を受けることができる。

(活動年数の計算)

第5条 活動年数の計算にあたり、自治会町内会等で役員改選時期に毎年開催される定期総会において選出され就任した役員については、その総会が開催された月の属する年度の4月1日から活動しているものとみなす。

ただし、3月に定期総会を開催し役員の改選が行われ、3月中に活動を開始する場合には、就任後最初の4月から計算する。

また、活動を中断した期間がある場合は、当該期間を除く前後の期間を通算する。

(表彰除外)

第6条 民生委員、体育指導委員、青少年指導員等各種団体の永年表彰に該当する者は、表彰の対象から除外する。

(表彰候補者の推薦)

第7条 要綱第4条に定める表彰候補者の推薦にあたっては、「旭区地域活動のつどい功労者表彰推薦書」を別に指定する期日までに区長に提出するものとする。複数の表彰候補者を推薦するときは、順位を付して推薦するものとする。

(推薦委員会)

第8条 推薦委員会の委員は、次の者をもって構成する。

- (1) 旭区連合自治会町内会連絡協議会会長
- (2) 旭区連合自治会町内会連絡協議会副会長
- (3) 旭区連合自治会町内会連絡協議会監事
- (4) 旭区連合自治会町内会連絡協議会事務局 (地域振興課長)

附 則

この要領は、平成18年1月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年9月1日から施行する。

令和 5 年 9 月 19 日

地区連合自治会町内会長 各位
自治会町内会長 各位

旭区ふれあい区民まつり実行委員会事務局長
(旭区地域振興課長)

第 33 回旭ふれあい区民まつり開催チラシの自治会町内会掲示板への掲出について（依頼）

時下 ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、旭区ふれあい区民まつり実行委員会では、毎年 10 月に『旭ふれあい区民まつり』を開催し、住民同士のふれあいや区内活動団体の活動 P R を行っており、今年度は 10 月 15 日（日）に開催する運びとなりました。

つきましては、広く区民の皆様にご案内するため、各自治会町内会の掲示板への掲出について御協力をお願いいたします。

1 依頼事項

自治会町内会でのチラシ掲示

2 掲出期間

令和 5 年 10 月 15 日（日）まで

※恐れ入りますが、掲出期間終了後のチラシについては破棄願います。

3 送付物及び送付枚数

第 33 回旭ふれあい区民まつりチラシ（掲示板数）

担当：旭ふれあい区民まつり実行委員会
(事務局：旭区地域振興課)

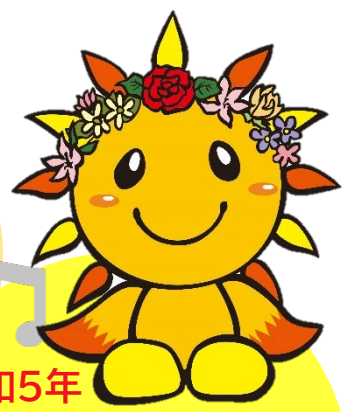
渋谷・横田

電話 9 5 4 - 6 0 9 5

FAX 9 5 5 - 3 3 4 1

第33回

旭ふれあい 区民まつり



令和5年

10/15 (日)

10時～15時
(小雨決行・荒天中止)



今年の
みどころ

子ども向け体験コーナーが盛りだくさん



©横浜FC



横浜FCによるキックターゲット
缶バッジ作り
昔なつかし竹細工体験
バルーンアート体験
カプセルトイ
三輪車レース などなど♪



地域に根差した
活動に触れる

ステージ発表
健康フェア



旭区ならではの
食を楽しむ

区内の農産物販売
ミニ商店街コーナー



会場
マップ

会場：旭区役所、鶴ヶ峰商店街協同組合駐車場、
旭区市民活動支援センター「みなくる」
交通：相鉄線「鶴ヶ峰駅」または
バス「鶴ヶ峰駅」下車徒歩7分
車でご来場はご遠慮ください
(当日区役所の駐車場は利用できません)

雨天時
開催有無の
確認について

【インターネットでの確認】
イベント当日朝7:00以降、
旭区役所ホームページに掲載します。



【お電話での確認】
イベント当日朝8:00以降、
横浜市コールセンターへご確認ください。
横浜市コールセンター ☎664-2525

旧上瀬谷通信施設地区「観光・賑わい地区」 の事業予定者を決定しました！

旧上瀬谷通信施設地区「観光・賑わい地区」については、「テーマパークを核とした複合的な集客施設」の立地を目指し、令和5年2月24日から事業者の公募を開始したところ、1者から提案があり、「横浜市旧上瀬谷通信施設地区活用事業審査委員会」において審査が行われ、9月4日に答申を受領しました。

この答申を踏まえ、地権者で構成するまちづくり協議会と調整した上で、事業予定者を決定しましたのでお知らせします。

今後は、事業予定者と連携して、計画を具体化し、旧上瀬谷通信施設地区の活性化に取り組むとともに、周辺のインフラ整備など、着実に事業を推進していきます。

1 事業予定者

三菱地所株式会社（住所：東京都千代田区大手町一丁目1番1号）

2 事業予定者の提案概要

(1) 事業コンセプト

KAMISEYA PARK (仮称)

～世界に誇るジャパンコンテンツとジャパンテクノロジーを活用した
ワールドクラスの次世代型テーマパーク～



継承する価値

GREEN×EXPO 2027 のレガシー
を継承・実装し自然と持続的に調和する
グリーンシティ

新たにつくる価値

ジャパンコンテンツと最先端のジャパン
テクノロジーを活用した次世代型
テーマパークを中心としたまちづくり

持続的なまちづくりを支える仕組み

未来の最適解を創る最先端 GX・DX
技術の実装とさらなる発展を目指す
スマートシティ

波及効果

日本のコンテンツ産業の成長に
貢献するジャパンコンテンツ
の創造・発信拠点

将来的に 1,500 万人超
の来街者呼び込む
横浜の新たな観光・集客の拠点

GX・DX 技術を実装した
持続可能なまちづくり、自然と調和する
新たなライフスタイルの提供・浸透

(2) 施設概要等



敷地面積	約 706,500 m ²
	【内訳】
	テーマパークゾーン 514,000 m ²
	駅前ゾーン 70,000 m ²
	公園隣接ゾーン 65,500 m ²
環4西ゾーン 57,000 m ²	
駐車場台数	4,500 台程度
駐輪台数	450 台程度
開業時期	令和 13 年(2031 年)頃の開業
事業期間	50 年以上

※開業時の総来街者数は、年間で約 1,200 万人を見込み、段階的に年間 1,500 万人超を目指します。

(3) ゾーンごとの計画

① テーマパークゾーン

ジャパンコンテンツと最先端のジャパンテクノロジーを活用した次世代型テーマパークを観光・賑わい地区の中心に導入し、ワールドクラスのテーマパークに相応しい規模(敷地面積約 51ha)で計画します。

ジャパンコンテンツとのリアルな場でのタッチポイントとなるテーマパークが、いつ来ても新しい感動・興奮体験を来場者に提供し、恒常的なにぎわいを創出します。



テーマパークゾーンのイメージ

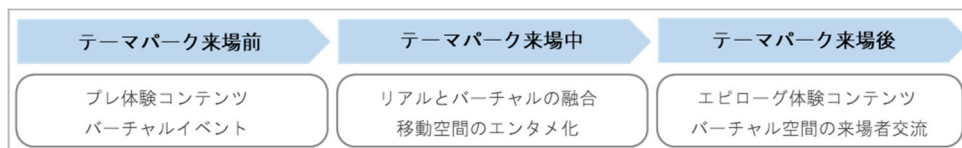
テーマパークゾーンは、「最先端のエンターテインメントが集まるエリア」、「子供から大人まで楽しめるエリア」、「スリルあふれるエリア」など、特徴のある複数のエリアにゾーニングし、世代を問わず多くの人々が世界観に没入できる空間を創ります。



特徴あるテーマパークのエリアイメージ

また、テーマパークのエンターテインメント体験を高めるために、最先端のジャパンテクノロジーを活用します。

あわせて、DX 技術を活用することで、リアルのテーマパーク体験とバーチャル空間での体験を融合し、更なる体験価値の向上を目指すとともに、テーマパーク来場前や来場後もバーチャル空間を活用した体験機会を創出します。



バーチャル空間活用イメージ



最先端技術イメージ

② 駅前ゾーン

テーマパークのグッズショップやコンビニ、ドラッグストアなど、テーマパーク来場者の利便性向上に寄与するテナントを誘致するとともに、カフェ、レストラン等、市民や地域の方々が、日常的に利用できるバラエティ豊かな店舗を集積させた商業施設を設けることにより、更なる賑わいづくりを行います。



(左)駅前ゾーンイメージパース、(右)商業店舗イメージ

③ 公園隣接ゾーン

都市公園との結節点であることや、GREEN×EXPO 2027 会場跡地であることに鑑み、「農と食」や「Well-being」など、自然・人・社会が調和する新しいライフスタイルを提案する、自然をコンセプトとした商業施設を導入します。



(左)公園隣接ゾーンイメージパース、(右)商業店舗イメージ

④ 環4西ゾーン

空港や主要ターミナル駅等からのバス路線を受け止めるバスターミナル等を整備し、広域からのアクセスを強化します。

将来開発用地を確保し、テーマパーク開業時は地域の賑わい創出に資する暫定利用を検討します。

⑤ 各ゾーンにおける段階的な開発の考え方

各施設の運営状況や社会・地域情勢を鑑み、テーマパークのエリアの拡張や、ホテルなど新たな機能の導入など、段階的な開発により、集客の維持・向上を図りながらまちづくりを進めます。

(4) 地区全体の計画

① 来場者をスムーズに受け入れる交通アクセスを構築します。

周辺道路の混雑緩和やスムーズな移動手段の確保といった課題に対して、国内外の来街者の多様なニーズに対応するため、複数の交通手段が連携した効率的な交通体系の構築を検討します。

■ 公共交通による交通アクセス施策

- ・ 近隣鉄道駅や主要ターミナル駅、空港からのシャトルバス等を受け入れる駅前広場やバスターミナルの整備

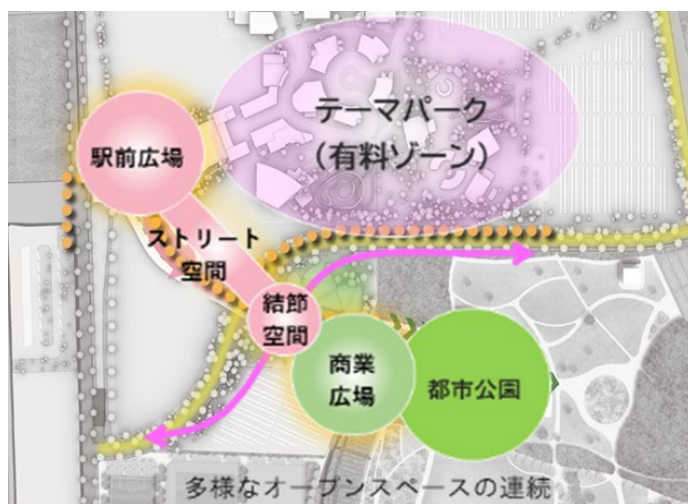
■ 自家用車による交通アクセス施策

- ・ 適切な規模の駐車場確保と駐車場入り口の分散配置

② テーマパーク来場者以外の来街者も憩い楽しめるオープンスペースを計画します。

テーマパーク来場者以外も楽しめるまちとして一体的な賑わいを創出するため、観光・賑わい地区と公園・防災地区の間で異なる性質を持つオープンスペース(無料ゾーン)を整備し、「誰もが歩いて楽しめる居心地のよい歩行者空間の創出を目指します。

歩行者にとって安全で快適な空間づくりの実現に向け、交通拠点(新駅や駐車場等)と各ゾーンを歩車分離された歩行者動線をつなぎ、ウォーカブルな空間の創出を目指します。



観光・賑わい地区のオープンスペースのイメージ

③ 来街者の快適な移動を支える多様なモビリティの導入を計画します。

観光・賑わい地区では、輸送能力の確保とともに、移動自体の楽しさ享受や多様な移動ニーズに対応することを目指し、多様なモビリティの導入を検討します。



輸送能力の確保
移動以外での活用



移動の楽しさ
エリアのつながり



多様な移動
ニーズのサポート



環境に配慮した移動

導入を検討する多様なモビリティの例

④ グリーンインフラの活用により、上瀬谷の未来につながる持続可能なまちづくりを進めます。

横浜市の緑の 10 大拠点の1つであり、周辺に樹林地(市民の森)が存在しているなど、「上瀬谷の持つ多様なポテンシャル」と「自然を基盤とした解決策(Natural-based Solutions:NbS)」の掛け合わせによるグリーンイノベーションにより、環境と経済が両立した取組を進めます。

環境共生型のライフスタイルの浸透やウェルビーイングの向上等、GREEN×EXPO 2027 での実証の流れを継承し、未来に向けた持続可能なグリーン社会の実現を目指します。

上瀬谷のポテンシャルを活かした持続可能なグリーン社会の実現イメージ

- 環境と経済が両立した持続可能なグリーン社会の実現
- 環境共生型の新たなライフスタイルと価値の創造

GREEN×EXPO 2027のレガシー継承
自然・みどりの力を活かしたグリーンインフラ・最先端GXの実装



持続可能なまちづくりに向けたグリーンインフラの取組(案)

みどりを活かした上瀬谷ブランドの発信

- ・ 既存環境やソフト、ハード両面での GREEN×EXPO 2027 のレガシーの継承
- ・ 農業振興地区と連携した収穫物活用

環境共生・GX の積極的な実践

- ・ みどりと水と風を意識した環境創造や雨水の流出抑制と有効活用
- ・ 緑被率向上、緑陰形成、環境配慮型舗装によるヒートアイランド現象緩和

新技術で実現するみどりの新しい価値の創造

- ・ ICT を活用した環境情報の蓄積、樹木や施設の維持管理

⑤ GX による最先端のまちづくりを推進し、持続可能な脱炭素の取組を進めます。

■ 未来をつくるグリーントランスフォーメーション(GX)の実証・実装

- ・ グリーン社会のショーケースとして、GREEN×EXPO 2027 で実証される最先端のグリーンイノベーション(GX)技術を継承し、その後の観光・賑わい地区のまちづくりでの実装を通して、グリーン社会の実現を世界に発信します。



■ 再生可能エネルギーの活用

- ・ 区域内に可能な限り再生可能エネルギーの発電設備を設置し、自家発電・自家消費の実現を目指す。

■ エネルギーマネジメントシステムの構築によるエネルギーの効率利用

- ・ 観光・賑わい地区のエネルギー最適制御を行う等、社会全体での再生可能エネルギーの有効利用の検討。

■ 災害時におけるエネルギー供給の継続

- ・ 大規模災害時のレジリエントなエネルギー供給システムの構築の検討。

⑥ 観光・賑わい地区 × 他地区との連携 ～ 地区全体のブランド力の向上 ～

農業振興地区との連携

- ・観光・賑わい地区の店舗に、農業振興地区で収穫された農産物を活用することを検討。

物流地区との連携

- ・観光・賑わい地区で日本全国からの産地直送の飲食・物販事業を展開することを検討。

公園・防災地区との連携

- ・観光・賑わい地区の公園隣接ゾーンには、都市公園との結節点としての自然を楽しめる商業空間を作る。

「2 事業予定者の提案概要」やイメージパース・写真等は、事業提案時のものであり、今後、変更する可能性があります。イメージパース等は応募書類から転載したものであり、著作権は、事業予定者に帰属します。

3 スケジュール

日程	内容
令和5年度（予定）※	基本協定の締結、基本計画協議の開始
令和9年頃（予定）※	保留地売買予約契約の締結
令和10年頃（予定）※	基本計画協定の締結
基本協定締結後～令和10年頃（予定）※	換地（民有地）地権者との借地契約の締結
令和10年頃（予定）※	保留地売買契約の締結
令和10年頃（予定）※	事業者使用開始（工事着手）

※ 土地区画整理事業による工事の状況等により、スケジュールが前後する可能性があります。具体的な時期は、別途横浜市と事業予定者で協議するものとします。

※公募の概要、審査委員会の議事、答申等は、次の横浜市都市整備局上瀬谷整備推進課の横浜市ウェブサイトに掲載しています。

<URL>

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/jokyo/kukakuseiri/kamiseya/themepark/kobo.html>

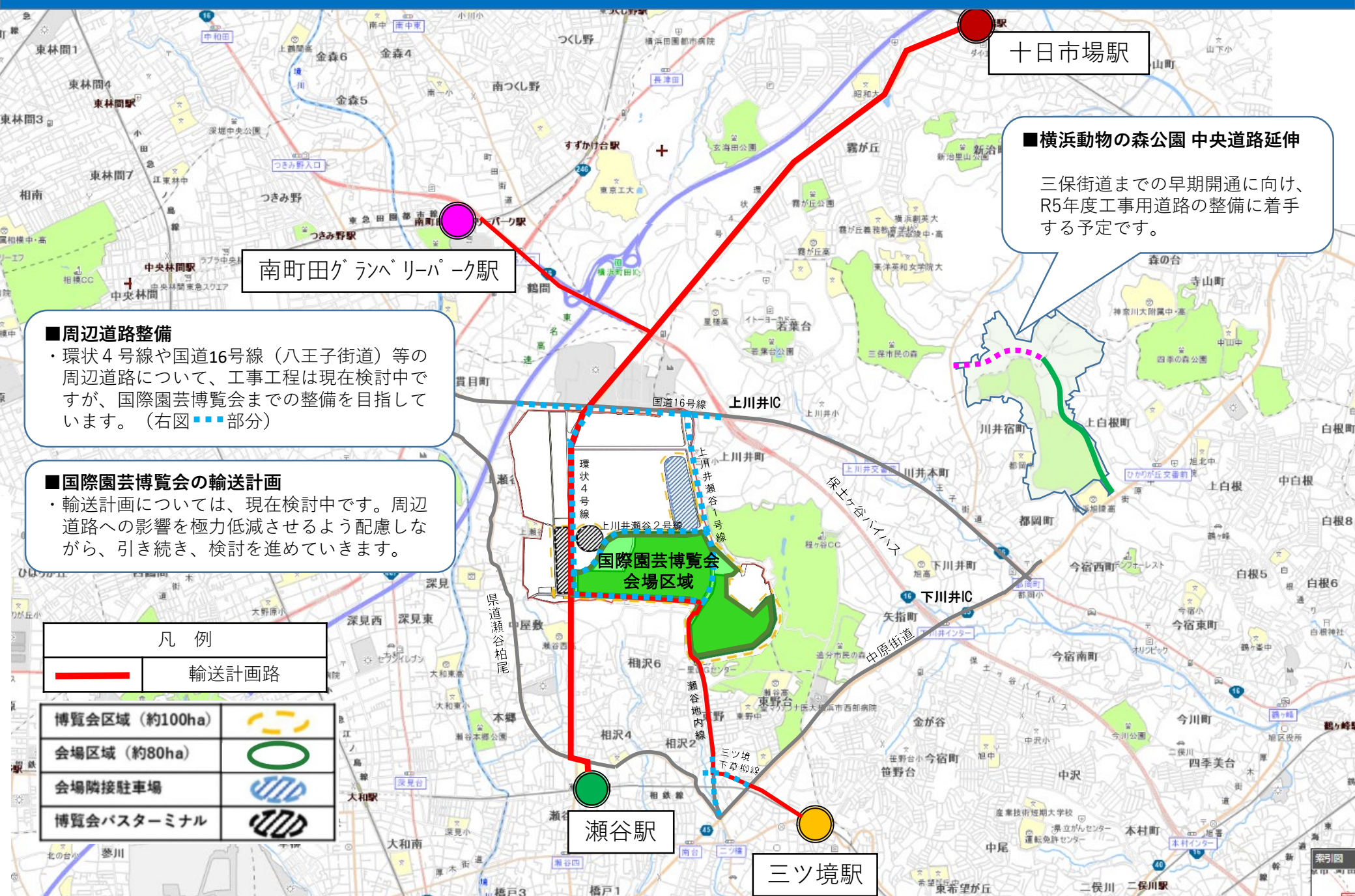


【担当】

都市整備局 上瀬谷整備推進課 山下、永田

TEL : 045-671-2061、FAX : :045-550-4098

E-mail : tb-kamiseyasuishin@city.yokohama.lg.jp





十日市場駅

■横浜動物の森公園 中央道路延伸
 三保街道までの早期開通に向け、R5年度工事用道路の整備に着手する予定です。

南町田グランパーク駅

■周辺道路整備
 ・環状4号線や国道16号線(八王子街道)等の周辺道路について、工事工程は現在検討中ですが、国際園芸博覧会までの整備を目指しています。(右図 部分)

■国際園芸博覧会の輸送計画
 ・輸送計画については、現在検討中です。周辺道路への影響を極力低減させるよう配慮しながら、引き続き、検討を進めていきます。

凡例	
	輸送計画路
	博覧会区域(約100ha)
	会場区域(約80ha)
	会場隣接駐車場
	博覧会バスターミナル

瀨谷駅

三ツ境駅

■旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業

- ・令和2年3月に「旧上瀬谷通信施設土地利用計画」を策定しました。
- ・今後予定している「観光・賑わい地区」の事業者公募において、より良い土地利用を誘導することを目的として「デザインノート」を策定する予定です。これに先立ち、市民意見募集を12/21～1/20に行います。
- ・また、将来の交通需要に対応するため、環状4号線、上川井瀬谷1号線、上川井瀬谷2号線、国道16号線(八王子街道)の整備に向け、都市計画変更手続を進めています。

【令和5年9月定例会更新情報】
「観光・賑わい地区」の事業者予定者の決定について記者発表を行いましたので、ご報告します。

■横浜動物の森公園 中央道路延伸

三保街道までの早期開通に向け、R5年度工事用道路の整備に着手する予定です。

■新たなインターチェンジ

- ・東名高速道路と直結する新たなインターチェンジについて、具体的な検討を進めています。

■新たな交通

- ・新たな交通の導入については、瀬谷駅を起点とした公共交通機関として、将来の土地利用に見合う十分な輸送力を確保しながら、整備コストの抑制を図っていく視点で、新たな技術の活用も含め、幅広い検討を進めています。

凡 例	
農業振興地区	
観光・賑わい地区	
物流地区	
公園・防災地区	
道路	
調整池	

新たな交通	
新たなインターチェンジ	
公園事業区域	

■瀬谷地内線・三ツ境下草柳線の整備



区連会資料 4—1

令和5年9月 19 日

各自治会・町内会長 様

保土ヶ谷民事調停協会
会長 野田 光 治

調停手続無料相談会開催に伴うポスターの掲示について(ご依頼)

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より調停制度につきましてご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今年も日本調停協会連合会の横浜市内の4つの調停協会が合同で調停手続無料相談会を開催します。

不動産・近隣トラブル・借金・交通事故・相続・離婚・家庭内トラブルなどでお困りの方に、裁判所の民事調停委員や家事調停委員が無料で手続相談を受けます。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮に存じますが、多くの市民の方が周知してくださるよう、貴自治会・町内会掲示板へのポスター掲示にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【掲示期間】

ポスターが届いてから11月25日(土)まで

【枚数】

各自治会・町内会 掲示板数

【問合せ先】

保土ヶ谷ヶ谷民事調停協会

(担当:石井) 090-4742-8738

調停手続相談会

予約不要

不動産

近隣トラブル

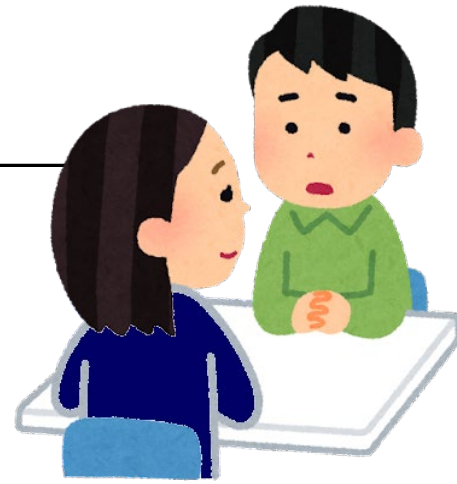
借金

交通事故

相続

労働問題

離婚・婚姻費用・養育費等



このようなトラブルでお困りの方に、裁判所の民事調停委員や家事調停委員が無料で手続相談をお受けします。お気軽にお越しください。(秘密は厳守します)
なお、本相談会は税務、法律の相談会ではありませんので、ご注意ください。
また、コロナ感染予防のため発熱等体調不良の方は、来場をご遠慮ください。

日時 令和5年11月25日(土) 10:00~15:30 (受付終了15:00)

場所 かながわ労働プラザ

JR京浜東北・根岸線「石川町駅」中華街口(北口) 徒歩3分
JR京浜東北・根岸線「関内駅」南口 徒歩8分
横浜市営地下鉄ブルーライン「伊勢佐木長者町駅」出口2 徒歩12分
横浜市営地下鉄ブルーライン「関内駅」出口1 徒歩12分



申込 予約不要・当日会場で受付
主催 公益財団法人 日本調停協会連合会
横浜民事調停協会 横浜家事調停協会
神奈川民事調停協会
保土ヶ谷民事調停協会
後援 最高裁判所 横浜地方裁判所 横浜家庭裁判所
横浜市市民局

問合せ先 横浜地方裁判所 総務課庶務第二係
横浜家庭裁判所 総務課庶務係

電話 045-664-8778
電話 045-345-3505

令和5年9月21日

地区連合自治会町内会長 各位
自治会町内会長 各位

旭区高齢・障害支援課長

令和5年度旭区認知症普及啓発講演会チラシの自治会町内会掲示板への掲出について（依頼）

いつも大変お世話になっております。

日頃から旭区認知症関連事業に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

このたび、認知症の正しい理解を進めるため、普及啓発講演会を開催することとなりました。つきましては、広く区民の皆様にご案内するため、各自治会町内会の掲示板への掲出について御協力をお願いいたします。

1 依頼事項

自治会町内会でのチラシ掲示

2 掲出期間

令和5年11月16日（木）まで

※恐れ入りますが、掲出期間終了後のポスターについては破棄願います。

3 送付物及び送付枚数

令和5年度旭区認知症普及啓発講演会「認知症について知ろう！学ぼう！」チラシ（掲示板数）



【担当】 旭区福祉保健センター 高齢・障害支援課
高齢者支援担当 担当：萬・佐藤・榊田
電話：045-954-6191

認知症について知ろう！学ぼう！

2025年には5人に1人が認知症と言われており、認知症はとても身近な病気です。認知症という病気の基礎知識や認知症の方への接し方について、一緒に正しく学んでみませんか。

**参加
無料**
※要事前申込

講演

老人看護専門看護師による講話

認知症を持つ方とのコミュニケーションに困っていませんか？今回は、認知症の方との接し方やコミュニケーションを中心にお話していきます。

むらやま よしこ

講師：村山 由子 氏

横浜ほうゆう病院（認知症疾患医療センター）地域医療連携室室長
老人看護専門看護師



音楽演奏

若年性認知症 デイサービス GRASPメンバーによる、ライブ開催



Band名はストロベリー
パラダイスです♪

Stay Tuned

☆GRASPは、若年性認知症の専門家として、認知症への向き合い方を日々探求し、新たな活躍の場を共創しています。

日時 令和5年**11月16日**（木）14:00～16:00 [開場] 13時30分

申込方法

各会場へ直接電話申込・公会堂のみ電子申請申込（裏面参照）

【申込期間】 令和5年9月19日（火）9:00～令和5年11月2日（木）17:00

※お電話での申込みが難しい方は、裏面のFAX用紙でお申込みください。
※配慮が必要な方や手話通訳が必要な方は、お申込の際にお申し出ください。

旭区ホームページで同時配信をします！

当日ご来場が難しい方もぜひ講演会をご覧ください。

旭区 認知症 講演会

検索



ご来館の際は公共交通機関をご利用ください

旭公会堂 会場

旭公会堂 ホール
（旭区鶴ヶ峰1丁目4-12
横浜市旭区役所4階）

【定員】 先着200人
【TEL】 045-954-6191
（旭区役所高齢・障害支援課）

オンライン会場

※生配信のため、通信エラー等により配信が途切れる場合があります。予めご了承ください。

- ① 万騎が原地域ケアプラザ
（旭区万騎が原4番地）
【定員】 先着20人（要電話申込）
【TEL】 045-362-3354
- ② 南希望が丘地域ケアプラザ
（旭区南希望が丘72-3）
【定員】 先着30人（要電話申込）
【TEL】 045-360-5095
- ③ 笹野台地域ケアプラザ
（旭区笹野台二丁目32番1号）
【定員】 先着30人（要電話申込）
【TEL】 045-367-2330
- ④ 白根地域ケアプラザ
（旭区白根2-3-18
パール横浜白根ビル2階）
【定員】 先着30人（要電話申込）
【TEL】 045-958-2571

お問合せは 旭区高齢・障害支援課
☎045-954-6191 FAX045-955-2675

令和5年度旭区普及啓発講演会 認知症について知ろう！学ぼう！



11月2日(木)17:00 必着

FAX申込書

お電話での申込みが難しい方は
FAXをご利用ください

ご希望の会場に ○をつけてください	<input type="checkbox"/> 旭公会堂 ホール FAX <u>045-955-2675</u> (旭区役所高齢・障害支援課行)
	<input type="checkbox"/> 万騎が原地域ケアプラザ FAX <u>045-390-3377</u>
	<input type="checkbox"/> 南希望が丘地域ケアプラザ FAX <u>045-360-1198</u>
	<input type="checkbox"/> 笹野台地域ケアプラザ FAX <u>045-367-2331</u>
	<input type="checkbox"/> 白根地域ケアプラザ FAX <u>045-951-0031</u>
ふりがな 氏名	
電話番号	
FAX番号	
住所	
その他 (必要な配慮等) ※手話通訳が必要な方は、旭公会堂の会場にお申込みください	

申込期間

令和5年9月19日(火)～令和5年11月2日(木)

電子申請(公会堂のみ)



下のURLを入力し検索するか、
左の二次元バーコードを
読み込んでお申込みください。

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/9ea05699-f159-4944-9409-c3068ecc83cc/start>

各 位

旭区こども家庭支援課
学校連携・こども担当課長

「あさひ子育てマルシェ」のポスター掲出について（お願い）

日頃より旭区の保育・子育て施策にご理解・ご協力賜り、誠にありがとうございます。
旭区では、毎年、公立・民間の保育園等が連携し、子育てのヒントとなる情報や、お子様が喜ぶ楽しい遊び方や工作などの体験ができる子育て世帯向け地域子育て支援イベントを開催しています。

昨年は新型コロナウイルス感染拡大防止のため集合イベントに代えて、各施設が制作した動画等のYouTube配信を行いました。しかし、今年はより地域に根差した育児支援を目指して就学前の親子が楽しいひと時を過ごすことを願い、5日間、5か所での開催としています。

つきましては、多くの子育て世帯の方々にご覧いただけるよう、貴自治会町内会の掲示板へポスターをご掲出くださいますよう、お願い申し上げます。

1 掲出をお願いしたい内容

- (1) 期 間：令和5年9月～令和5年11月
※ご都合の良い期間での掲出をお願いいたします。
- (2) 掲出物の概要：A4縦の黄色の案内チラシ
※ 申し込み用の二次元コードを掲載
- (3) 納品方法：区役所地域振興課からの「自治だより」と合わせて配送します。

2 「あさひ子育てマルシェ」の概要

- (1) 日程：令和5年10月30日（月）、11月6日（月）、7日（火）、8日（水）、10日（金）
- (2) 場所：上白根コミュニティハウス、二俣川地域ケアプラザ、鶴ヶ峰地域ケアプラザ、白根地区センター、希望が丘地区センター
- (3) 運営：旭区内の保育・教育施設等 計64施設（予定）
- (4) 内容：・親子手作り制作、遊びのコーナー、絵本コーナー、相談コーナー
・旭区オリジナル体操「あさひくんとア・ソ・ボ！」など

担当：旭区こども家庭支援課

電話：954-6019

E-mail：as-kodomokatei@city.yokohama.jp

旭区子育て応援イベント 2023

親子であそぼう！

あさひ子育てマルシェ

対象 就学前のお子さんとその家族

10月30日(月)

10:00~12:00

上白根コミュニティハウス

上白根町 233-6

11月6日(月)

9:30~11:15

二俣川地域ケアプラザ

コブレ二俣川 6階

11月7日(火)

10:00~12:00

鶴ヶ峰地域ケアプラザ

鶴ヶ峰 1-38-3

11月8日(水)

10:00~11:00

白根地区センター

白根 4-6-1

11月10日(金)

10:00~11:00

希望が丘地区センター

中希望が丘 145-4

事前予約が必要です
申込みはこちらから！



10月1日(日)から

内容は各会場によって違います！
お楽しみに～！

保育園で人気の
おもちゃであそぼう！

大型絵本・ふれあい
あそびなどのお楽しみ

手作りコーナー

旭区オリジナル体操
「あさひくんとア・ソ・ボ！」
を ぼくと踊ろう！

相談コーナー

保育・教育施設、
情報提供のコーナー



主催 旭区保育・教育施設、地域子育て支援施設、福祉保健センターこども家庭支援課

問い合わせ 旭区福祉保健センターこども家庭支援課

TEL：045-954-6019 FAX：045-951-4683

区連会 資料 4 - 4

下半期募集！

区連会 9月定例会資料
令和5年9月19日
旭区総務課

令和5年度下半期 旭区防災研修会の募集について(依頼)

発災直後の町の防災組織の取組について、グループワークを通じて経験できるほか、他の防災組織との意見交換により様々な取組を参考にすることができます。

本研修会を受講して、いざというときの知識を学び、地域の訓練に是非つなげてください！

【参加者の声】

課題がたくさん
見つかりました！

今必要な事が
はっきりした！

他の組織の方と関わる
機会、意見交換は貴重な
場であった！

自助の重要性を改めて
理解できました！



何をすべきか明確
になり、早速準備
したいと思います

1 開催日時

- (1) 令和5年12月9日(土) 9時00分から12時00分
- (2) 令和6年2月14日(水) 9時00分から12時00分
- (3) 令和6年3月16日(土) 9時00分から12時00分

2 開催場所

旭区役所 新館2階大会議室

3 対象者

- ①自治会町内会等「町の防災組織」の防災担当者など
- ②区内在住・在学の中高生(保護者もぜひ一緒にご参加ください。)

周りの方にも
ぜひお声がけ
ください！

発災直後の対応
を模擬体験し、
日頃の備えに
つなげよう！



【お問合せ先】

担当:旭区役所総務課庶務係

TEL:954-6007 FAX:951-3401

E-mail:as-anzen@city.yokohama.jp

令和 年 月 日

令和5年度 旭区防災研修会申込書（下半期）

■ 受講者について

団体名（町の防災組織の名称）

又は学校名

受講者氏名

住 所

電話番号

メールアドレス

■ 受講希望日程（第三希望までを①、②、③と記入してください。）

令和5年12月9日（土）	令和6年2月14日（水）	令和6年3月16日（土）

■ 受講の決定について

受講者あて、申込みから1週間以内にメールもしくは郵送でお知らせさせていただきます。

締 切：各研修日の前日（12時）必着

送付先

郵 送：241-0022 旭区鶴ヶ峰1-4-12

旭区役所総務課庶務係

F A X：045-951-3401

メール：as-anzen@city.yokohama.jp



災害発生。 あなたの次の行動は？

地域として、学生として、自分ができること

旭区防災研修会

令和5年12月9日(土) 9時-12時
令和6年2月14日(水) 9時-12時
令和6年3月16日(土) 9時-12時

@旭区役所新館2階大会議室

※各回同じ内容

災害写真データベース
(財)消防科学総合センター
<http://www.isad.or.jp>

申込
フォーム

研修会の
詳細



問合せ 旭区総務課防災担当 TEL 045(954)6007 FAX 045(951)3401

● 研修内容

1、座学

各自（家庭）で備えるべき備蓄品、防災知識

町の防災組織の取組、旭区ご近助マニュアルについて学ぼう

2、グループワーク

地震発生直後の町の防災組織の対応を体験しよう

● 開催日時・場所

- ◆ 令和5年12月9日（土）9:00～12:00 @旭区役所新館2階大会議室
 - ◆ 令和6年2月14日（水）9:00～12:00 @旭区役所新館2階大会議室
 - ◆ 令和6年3月16日（土）9:00～12:00 @旭区役所新館2階大会議室
- ※いずれも同じ内容です。

● 募集内容

- (1) 対象者 ① 自治会町内会等「町の防災組織」の防災担当者など
② 区内在住・在学の中高生（保護者もぜひ一緒に参加してください。）
- (2) 募集人数 各回40名まで
- (3) 受講費用 無 料
- (4) 募集期間 各研修日の前日12時00分まで（必着）
- (5) 申込方法 電子申請または郵送・メール・FAX（詳細は裏面をご覧ください。）
- (6) その他 当日の気象状況等により、中止または日程の変更となる場合があります。

● 申込要領

- ◆ 申込期限 各研修会の前日12時00分まで（必着）

◆ 申込方法

【電子申請システムでの申込方法】

【郵送・メール・FAXでの申込】

次の二次元コードから申請してください。

HPで「申込用紙」をダウンロードし、
旭区役所総務課庶務係にお送りください。



【申込用電子申請システム】



【旭区 HP】

◆ 受講の決定について

申込後1週間以内に、受講者ご本人あてに、メールまたは郵送で受講決定通知を送付します。



GREEN × EXPO 2027
2027年国際園芸博覧会

地元 旭区から
盛り上げよう!

開催期間 2027年3月19日から9月26日まで

区連会 資料 4-6

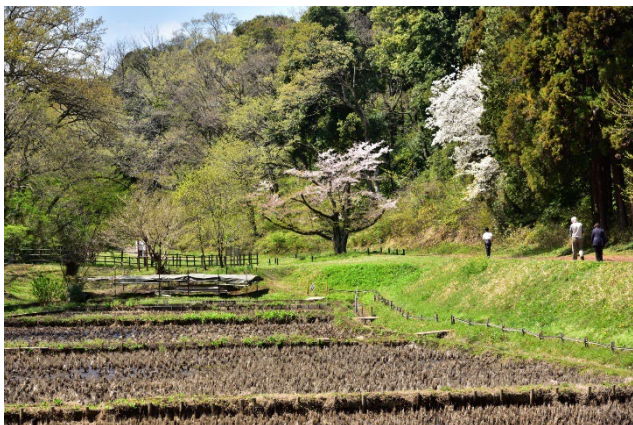
2023年9月発行 第4号

横浜国際園芸博覧会 旭区推進協議会ニュース

2027年国際園芸博覧会に向けた旭区での取組や、区内の花・緑・農に関する情報をお届けします。

✿ 旭区フォトコンテスト2023 受賞作品決定!

「あなたに魅せたい旭の風景～花・緑・農～」をテーマに募集し、114点の応募がありました。この度、受賞作品を決定しましたのでご紹介します。なお、受賞作品は、タペストリーにして、イベント等で展示を行う予定です。



最優秀賞

『里山の春』(こども自然公園)

こまつ ひでお
小松 英雄 様



相模鉄道賞

『水辺の賑わい』(こども自然公園)

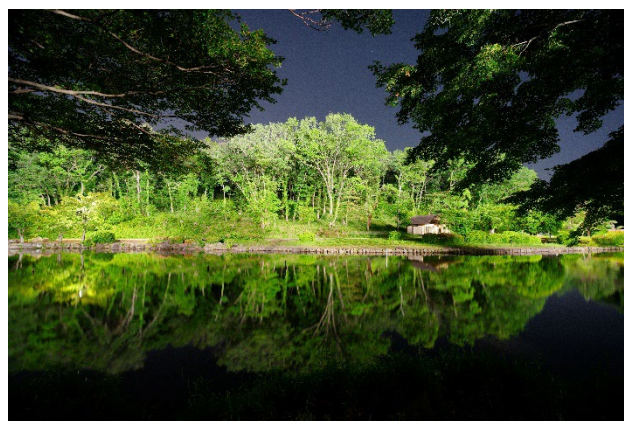
やまぐち こういち
山口 孝一 様



JA横浜都岡支店賞

『お花にかこまれてランチ』(矢指市民の森)

おおた はるお
大田 陽夫 様



横浜市造園協会旭区班賞

『初夏の静寂』(こども自然公園)

こうか てるゆき
江夏 輝行 様



旭区長賞

『春光』(若葉台2丁目)

あんどう しげる
安藤 繁 様

※このほか、佳作4点が選定されました。全ての受賞作品は、「旭区フォトコンテスト2023」のサイトに掲載しています。



サイト二次元コード

✿ 旭区内を走行する 120 台の相鉄バスでPR！

協議会の会員である相鉄バス株式会社のご協力により、旭区内を走行する相鉄バスの車内に、GREEN×EXPO 2027 をPRするプレートを表示させていただくことになりました。



<掲示イメージ>運転席の前方

これを機会に、より多くの方に、GREEN×EXPO 2027 が旭区で開催されることを知っていただき、地元旭区から盛り上げていきます。

※令和5年9月から順次掲示



<掲示するプレート>

✿ 旭区庁舎のエレベーターでPR

区役所へ来庁された方へのPRのため、旭区庁舎のエレベーターの扉にラッピング加工を施しました。早速、写真を撮られるお客様も。当協議会のサイトの二次元コードも掲載し、イベント等の広報にも繋げています。今後も様々な場所で広報を充実させていきます！



✿ イベント出展日が決定！

園芸博クイズやあさひくんの缶バッジづくりを通じて、認知度の向上や旭区の魅力発信に繋げていきます。

- 9月23日(土・祝)：里山ガーデン
- 10月15日(日)：旭ふれあい区民まつり
- 11月18日(土)：よこはま動物園ズーラシア
(ころころロッジ内)



詳細は旭区公式X(旧Twitter)で発信します！
フォローもよろしくお願いいたします♪

発行：横浜国際園芸博覧会旭区推進協議会事務局(旭区役所区政推進課)

TEL：045-954-6027 Mail：as-2027engeihaku@city.yokohama.jp

各地区連合自治会町内会長 様

旭区区政推進課長

「令和5年度 旭区SDGs月間」のエントリー状況等について

日頃より、旭区政の推進に御協力いただきお礼申し上げます。

この度は、「令和5年度 旭区SDGs月間」について、各地区連合の行事のエントリーや周知にご協力いただきありがとうございました。

自治会町内会の日頃の活動は、多くがSDGsの目標達成につながっていることをPRすることが出来ました。これを機に、ぜひ多くの方にSDGsを身近に感じていただければ幸いです。

なお、旭区SDGs月間については令和6年度も実施予定ですので、来年度もエントリーいただけますようお願いいたします。

区民の皆さまがSDGsを身近に感じ、行動していただくきっかけとするため、引き続き様々な場面でSDGsの普及啓発に取り組んでまいります。

1 エントリー行事数 52件（9月6日時点）

- ・地域団体などが主催の行事 43件（うち、自治会町内会関係行事 31件）
- ・区役所が主催の行事 9件

追加エントリーもまだ可能です。
担当までご連絡ください。

2 旭区SDGs月間の周知について

○旭区ホームページへの掲載（エントリーされた行事一覧を掲載）



または

旭区 SDGs 月間 検索

○広報よこはま9月号掲載

9月・10月は旭区SDGs月間！

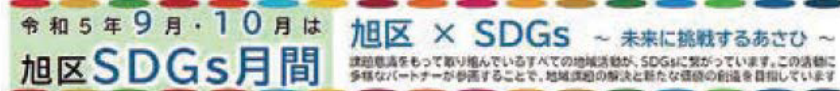
「旭区SDGs月間」の期間中、旭区内のさまざまな団体が、SDGsの目標達成につながる取組やイベントを実施しています。

SDGsは、持続可能な世界を実現するために、国際連合で採択された世界共通の「みんなの目標」です。

「自分には関係ない」とは思わずに、まずは「SDGsを知る」「身近な取組を知る」「身近なイベントに参加する」など、できることから始めてみませんか。



▲各団体が実施している取組やイベントの一覧はこちら！



企画調整係 ☎954-6027 ☎951-3401

○そのほか、旭区公式 Twitter を活用して周知してまいります。

次ページあり

3 参考 SDGs (エス・ディー・ジーズ) とは…

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) とは、2015年9月に国連サミットで採択された、持続可能な世界を実現するための世界共通の目標です。

17の目標で構成されており、「誰一人取り残さない」を理念に掲げています。

ひとり一人ができることもたくさんありますので、ぜひ「身近にできること」からチャレンジしてみてください。

SDGsにチャレンジしよう!

世界を変えるためのSDGsの目標に向けて、あなたができることはたくさんあります。

17の目標と、その具体的な内容		あなたができること	17の目標と、その具体的な内容		あなたができること
	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。	世界や国内の貧困や格差の問題を知ろう。		各国内及び各国間の不平等を是正する。	「かながわパラスポーツ」を体験してみよう。
	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。	「もったいない」を意識し、食べ残しを減らそう。		包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。	ハザードマップ・避難所を確認しよう。
	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。	体重・歩数など日々の健康情報を記録しよう。		持続可能な生産消費形態を確保する。	使い捨てより長く使えるものを選ぼう。
	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。	読書の習慣を身につけよう。		気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。	買い物にはエコバックを持参しよう。
	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。	女性だから男性だからと決めつけるのはやめよう。		持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。	海岸・河川の清掃活動に参加しよう。
	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。	蛇口はこまめに閉めよう。		陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。	森林と触れ合い緑を大切にしよう。
	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。	LED電球にかえよう。		持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。	世界の紛争を理解し平和について学ぼう。
	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。	上手に働き、しっかり休もう。		持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化させる。	地域の活動に参加しよう。
	強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。	公共交通機関を利用しよう。			

(出典)
神奈川県「SDGsにチャレンジしよう!」

担当 旭区役所区政推進課企画調整係 松永、小山田
電話 045-954-6026 FAX 045-951-3401

令和5年9月・10月は
旭区SDGs月間

旭区 × SDGs ~ 未来に挑戦するあさひ ~

課題意識をもって取り組んでいるすべての地域活動が、SDGsに繋がっています。この活動に多様なパートナーが参画することで、地域課題の解決と新たな価値の創造を目指しています

まずはみんなで安全確認!

みんなで守ろう交通ルール



令和5年9月21日(木) ~ 9月30日(土)

秋の全国交通安全運動

9月30日(土)は「交通事故死ゼロを目指す日」です



チャイルドシート着用推進シンボルマーク「カチャビヨン」



こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保



夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び飲酒運転等の根絶



自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底



内閣府交通安全対策オフィシャルサイト

9月30日(土)は「交通事故死ゼロを目指す日」です

みんなで交通ルールを守って事故ゼロにしよう!



こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保



左右を確認しよう!

歩行者も交通ルールを守ろう!

歩行者が道路横断中の交通事故が多発しています。信号は必ず守りましょう。横断歩道では必ず止まり、左右の安全を確認してから渡りましょう。横断中も周囲の状況を確認しましょう。

反射材を活用しよう!

地域・家庭で、日頃から通学路や生活道路等の安全を確かめましょう。夕暮れ時や夜間の時間帯には反射材を身に付けて、自分の存在をアピールしましょう。

夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び飲酒運転等の根絶



歩行者を優先しよう!
早めにライトを点灯しよう!

横断歩道は歩行者優先! 夕暮れ時は早めのライト点灯を!

横断歩道は歩行者優先です。運転者には横断歩道手前での減速義務や停止義務があります。歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って運転をしましょう。また、秋になると日没時間が早まります。夕暮れ時は、早めのライト点灯を心掛けましょう。

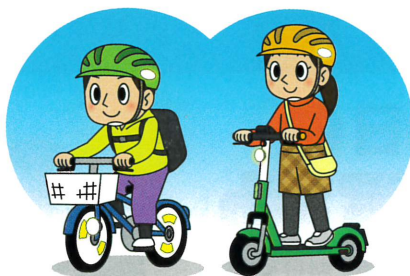
お酒を飲んだら運転しない、 させない! 妨害運転しない!

飲酒運転は、極めて悪質・危険な行為です。「飲酒運転を絶対にしない、させない」という強い気持ちを持ち、飲酒運転を根絶しましょう。また、妨害運転(いわゆるあおり運転)も絶対にやめましょう。



飲酒運転はダメ!

自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底



ヘルメットを着用しよう!

自転車も特定小型原動機付自転車もヘルメット着用!

自転車のヘルメット非着用時の致死率は、着用時と比べて高くなります。自転車を利用するときは、ヘルメットを必ず着用しましょう。また、特定小型原動機付自転車(いわゆる電動キックボード等)に乗るときも、ヘルメットを着用し、交通ルールを守りましょう。

自転車安全利用五則

1. 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
3. 夜間はライトを点灯
4. 飲酒運転は禁止
5. ヘルメットを着用

令和5年9月21日(木)~9月30日(土)

秋の全国交通安全運動



令和5年度首都圏 放置自転車クリーンキャンペーン 横浜市実施要綱

目的

安全で円滑な交通環境の確保を図るため、放置自転車クリーンキャンペーンを展開し、「横浜市自転車等の放置防止に関する条例」に基づく対策を推進します。

期間

令和5年10月1日（日）～10月31日（火）の1か月間

スローガン

「自転車の 代わりに置こう 思いやり」



重点

1. 放置自転車の防止
2. 交通ルールの遵守と駐車マナーの向上



放置自転車クリーンキャンペーンの様子



路上自転車駐車場の整備状況（イセザキモール）

各機関・団体の主な取組

共通事項

- 1 「重点」に基づき、今後の新型コロナウイルス感染症等の状況や、これに伴う市民の交通行動の変化等を注視しつつ、それぞれの地域等の実態に即した各種活動を積極的に推進します。
- 2 運動の趣旨を周知徹底し、「運動の重点」の効果的な推進を図るため、広報啓発や実践的な活動を行います。
- 3 自転車利用者の交通ルールの遵守とマナー向上を図るための広報を行います。

横浜市・区

- 1 放置自転車の追放気運を高めるための広報啓発活動を推進します。
- 2 放置自転車をなくすための指導警告や移動・撤去活動を積極的に推進します。
- 3 自転車の損害賠償責任保険等加入、乗車用ヘルメット着用の周知・啓発を推進します。

警察

- 1 交通事故に直結する悪質・危険・迷惑性の高い違法駐車などの指導取締りを強化します。
- 2 関係機関・団体の自主的活動を促進するため必要な情報の提供と支援を行います。
- 3 交通情報板などを活用して、この運動の周知と交通安全の広報啓発を推進します。

交通安全協会

- 1 各種キャンペーンを実施し、地域住民の放置自転車の追放気運の醸成を図ります。
- 2 事業所等に対し、使用者や管理者などを中心とした事業所ぐるみでの違法駐車等追放気運を高めるよう働きかける。また、自転車損害賠償責任保険等の加入を推進します。

教育関係

- 1 違法駐車や放置自転車の追放についての啓発・教育を推進します。
- 2 盗難自転車の多くは放置されてしまうので盗難の防止について指導します。

道路管理者・鉄道事業者

- 1 道路情報板、駅広報、車内広報などを活用し、この運動の周知を図るとともに、交通マナーの向上のための広報啓発活動を推進します。
- 2 駅周辺の放置自転車の移動活動に協力します。
- 3 関係機関と連携を図り、駅周辺の駐車場・駐輪場の整備推進に努めます。

地域

- 1 違法駐車や放置自転車などの迷惑性や自転車のマナー等について地域で話し合しましょう。
- 2 会合等を利用し、違法駐車や放置自転車等の問題について認識を高め、違法・迷惑駐車を「しない・させない運動」を推進しましょう。
- 3 関係機関・団体が実施する放置自転車等クリーンキャンペーン等に参加しましょう。
- 4 車・自転車・バイクで外出する際は、決められた場所以外にはとめないようにしましょう。

横浜市交通安全対策協議会

(事務局)横浜市道路局交通安全・自転車政策課

電話045(671)2323